

ナマステ・インド

インドに投資する専門家のための
総合ガイド

#PositiveImpact



免責事項

- 本免責事項は、本文書の使用について規定するものです。本文書を使用することにより、本免責事項を完全に承諾することになります。
- 本文書は、インドで利用可能な投資選択肢、規制遵守やその他の関連情報に関する一般的概要を提供するものであり、いかなる方法であれ、投資に関する財務アドバイスを提供するものではありません。本文書に記載されている情報に依拠する前に、ご自身の顧問弁護士やファイナンシャルアドバイザーにご相談ください。
- Deutsche Bank AG（当行）は、なんらかの事業の損失に関して、皆様に責任を負いません。事業の損失には、利益、収益、売上高、使用、予定預金、事業、契約、商業機会やのれんの損失や損傷が含まれますが、これらのみに限定されません。
- 本文書に記載されている情報は、私的使用だけを目的としたものであり、当行も、当行の職員も責任を負わないと理解していることを信頼したうえで提供されております。
- 本文書に記載されている情報は、2018年9月21日時点の最新情報です。それ以降の更新につきましては、読者ご自身で、投資アドバイザーや税務コンサルタントにご相談されるか、規制機関のウェブサイトをご参照ください。

सुभाष चन्द्र गर्ग, भा.प्र.से.
सचिव
Subhash Chandra Garg, I.A.S.
Secretary



भारत सरकार
वित्त मंत्रालय
आर्थिक कार्य विभाग
Government of India
Ministry of Finance
Department of Economic Affairs

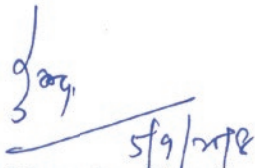
5 September, 2018

PREFACE

During the last two years Government has implemented a number of key structural initiatives to build strength across macro-economic parameters for sustainable growth in the Indian economy. Growth momentum is increasing, making India the fastest-growing G20 economy. Investment and exports, supported by efficient implementation of the new Goods and Services Tax (GST), are becoming major growth drivers.

India's financial markets continues to be a significant part of the global investment flow, as India's promising economic outlook is expected to strengthen further in the near term. A robust regulatory framework with strong anti-money laundering rules, ensuring transparent and stable capital markets remains a policy priority.

Fifth edition of the Namaste India reference guide is a commendable effort by Deutsche Bank team in making available a detailed guide to the financial market regulations. I wish the very best to Namaste India - Edition 2018 and hope it contributes to improving ease of doing business in India.


(Subhash Chandra Garg)



G. MAHALINGAM
WHOLE TIME MEMBER

भारतीय प्रतिभूति
और विनियम बोर्ड
*Securities and Exchange
Board of India*

PREFACE

Indian economy has demonstrated stability and strong growth in a challenging global macroeconomic environment. This has opened up investment opportunities for both domestic and foreign investors, and calls for continued development of the Financial Market infrastructure, providing transparency, safety and stability.

In order to create a strong ecosystem for investor flows, the policy makers (SEBI, RBI and the Government) have been constantly interacting with all the major stakeholders to put in place robust processes, systems, controls and governance mechanisms in the financial markets in India.

I congratulate the Deutsche Bank team for bringing out the Fifth Edition of Namaste India 2018, a comprehensive reference book for foreign portfolio investors, detailing regulatory and structural aspects of financial market in India.


G. MAHALINGAM



भारतीय रिज़र्व बैंक
RESERVE BANK OF INDIA

www.rbi.org.in

कार्यपालक निदेशक
Executive Director

India remains a favorite investment destination given its positive population dynamics, aspirational middle class population and reforms push for increased formalization, transparency and digitization. As one of the growth engines of the world economy, with consistent policies, a stable currency and investment friendly environment has ensured India a top choice for global investment community.

Foreign Direct Investments (FDI) and Foreign Portfolio Investments (FPI) have shown record inflows in recent years.. As a key source of capital to the Indian economy, it is important to ensure a harmonized investment experiences for international investors and improve transparency as economic regulations evolve.

I am pleased to note that the reference guide for foreign portfolio investors Namaste India, has remained a definitive handbook on accessing Indian capital markets since 2014, and congratulate Deutsche Bank team for their efforts in publishing this Fifth Edition 2018.

(M. Rajeshwar Rao)

केन्द्रीय कार्यालय भवन, शहीद भगतसिंह मार्ग, मुम्बई - 400 001. भारत
फोन : (91) 22-2270 4222 फैक्स : (91) 22-2270 4221 ई-मेल : mrajeshwarrao@rbi.org.in

Central Office Building, Shahid Bhagat Singh Marg, Mumbai - 400 001. INDIA
Tel : (91) 22-2270 4222 Fax: (91) 22-2270 4221 E-mail : mrajeshwarrao@rbi.org.in

हिंदी आसान है, इसका प्रयोग बढ़ाइए

目次

1.序文	19
1.1. 背景 - FPI.....	20
1.2. 2018年版の新着情報.....	21
1.3. 本ガイド全体のナビゲーション	21
2. インドの証券市場 – 概要	22
2.1. 市場:参加者と構成	22
2.2. 法的枠組み	23
2.3. 規制構造	25
2.4. 資本市場概要	27
2.5. 取引ガイドラインの概要	29
2.6. 証券識別	30
2.7. 資産クラス	30
2.7.1. 株式	30
2.7.2. 債券	30
2.7.3. デリバティブ	32
2.7.4. インド預託証券 (IDR)	32
2.7.5. 海外で発行されたインドルピー建て債券 (マサラ債)	32
2.7.6. その他の商品	32
2.8. 商品デリバティブ	32
2.9. 外国為替	35
3. インドへの投資ルート	36
3.1. 外国投資の手段	36
3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家 (FPI)	37
3.1.2. 在外インド人 (NRI)	39
3.1.3. 外国直接投資 (FDI)	39
3.1.4. 外国ベンチャーキャピタル投資 (FVCI)	40
3.1.5. 預託証券	40
3.2. FDI概要	40
3.2.1. 総合上限	41
3.3. FVCI概要	42
3.4. アクセス商品	43
4. インドへの直接投資	44
4.1. 外国直接投資 (FDI)	44
4.1.1. FDI投資を管轄する規制枠組み	44
4.1.2. 政府承認ルートの手順	44
4.1.3. FDIが禁止されているセクター	47

4.1.4.	適格水準.....	47
4.1.5.	投資上限.....	47
4.1.6.	投資に関する条件.....	48
4.1.7.	送金、報告.....	48
4.1.8.	一般的条件.....	50
4.2.	外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI).....	51
4.2.1.	市場参入.....	51
4.2.2.	定義.....	51
4.2.3.	書類要件.....	52
4.2.4.	申請のオンライン提出.....	53
4.2.5.	手数料.....	54
4.2.6.	投資基準.....	54
4.2.7.	FPIとしての登録が許可されているFVCI.....	56
5	外国ポートフォリオ投資家(FPI) - 市場参入.....	57
5.1.	序文.....	57
5.2.	指定預託機関参加者(DDP)の役割.....	58
5.3.	FPI適格基準.....	58
5.4.	カテゴリー分類.....	59
5.5.	FPI登録書類および手数料要件.....	61
5.5.1.	登録書類.....	61
5.5.2.	登録手数料.....	61
5.5.3.	登録プロセスとタイムライン.....	61
5.5.4.	登録有効期間と登録の更新.....	62
5.6.	PAN(Permanent Account Number: 税務番号)に関する要件.....	62
5.7.	その他の適用される規範.....	63
5.7.1.	名称の変更.....	63
5.7.2.	自国管轄区域での遵守 - ステータスの変更.....	64
5.7.3.	重要情報の変更.....	64
5.7.4.	DDPの変更.....	64
5.7.5.	マルチ・マネージドFPI事業体.....	65
5.7.6.	プライベートバンクと商業銀行.....	65
5.7.7.	保険・再保険会社.....	65
5.7.8.	適切な規制下にある資産運用会社、投資運用会社/ 顧問、ポートフォリオマネージャー、証券会社、スワップディーラー.....	66
5.7.9.	登録の取り消し.....	66
5.7.10.	登録期限失効後の証券売却手続.....	66
5.7.11.	種類株式の追加.....	66
5.8.	外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任.....	67
5.9.	行動規範.....	67
5.10.	外国ポートフォリオ投資家向け口座構造.....	68
6	比較表.....	69
6.1.	カテゴリー分類の効果.....	69
6.2.	外国投資家に許可されている投資.....	71
7	顧客確認(KYC)フレームワーク.....	73
7.1.	FPI向けKYC.....	73
7.2.	外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家.....	77

8	投資ガイドライン	79
8.1.	投資の手段	80
8.1.1.	プライマリー市場	80
8.1.2.	セカンダリー市場	81
8.2.	制限事項の概要	81
8.3.	株式	82
8.3.1.	外国人保有比率の上限	82
8.3.2.	投資上限額のモニタリング	83
8.3.3.	預託機関が実装している上限額のモニタリングメカニズム	83
8.4.	債券投資	84
8.4.1.	国債	85
8.4.2.	社債(インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建ての債券)	87
8.5.	REIT、InvIT、AIF	93
8.6.	デリバティブ	93
8.6.1.	金利先物(IRF)と金利オプション(IRO)	94
8.6.2.	通貨デリバティブ	95
8.7.	証券貸借	95
8.8.	報告要件	99
9	オフショアデリバティブ商品 – ODI	103
9.1.	2014年FPI規制に基づくODI商品の発行条件	103
9.2.	デリバティブを原資産とするODIの発行の禁止	104
9.3.	KYC遵守	104
9.4.	ODIの発行と譲渡	105
9.5.	FPIによるODI/参加証書発行の報告	106
9.5.1.	提出方法	106
9.5.2.	ODIのポジションの再確認	106
9.5.3.	定期的業務評価	106
9.5.4.	ODIの一定期間の適用除外	106
10	銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン	108
10.1.	許容される金融機関	108
10.2.	通貨のヘッジング	108
10.2.1.	外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠	108
10.2.2.	先渡外国為替契約	109
10.3.	ASBAに基づく新規株式公開関連フローに認められる外国通貨-ルピースワップ	109
10.4.	取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加	110
10.5.	FPIの責務	112
10.6.	ポジションのモニタリング	112
10.7.	通貨のトレンド	113
11	清算&決済環境	114
11.1.	序文	114
11.2.	株式	115
11.3.	債券	117
11.4.	デリバティブセグメント	125
11.4.1.	デリバティブの適格基準の強化	126
11.4.2.	株式デリバティブの現物決済	127
11.4.3.	取引主体識別コード	128
11.5.	証券貸借	129
11.6.	リスク管理 - 概要	131

11.7.	証拠金	133
11.7.1.	現金市場における証拠金	134
11.7.2.	SLBセグメントにおける証拠金	135
11.7.3.	取引所の債券セグメントにおける証拠金	135
11.7.4.	国債市場における証拠金	136
11.7.5.	デリバティブセグメントにおける証拠金	136
11.8.	資産管理サービス(コーポレート・アクション概要)	138
11.8.1.	コーポレート・アクションの種類	138
11.8.2.	通知	138
11.8.3.	ライフサイクル-必須のコーポレート・アクション	140
11.8.4.	ライフサイクル-任意のコーポレート・アクション・イベント	140
11.9.	議決	141
11.9.1.	議決手順	142
11.9.2.	通知	142
11.9.3.	会議の結果の公表	142
11.9.4.	議決	142
12	税金面	144
12.1.	FPI向けのインドでの税制	144
12.1.1.	源泉課税(WHT)	145
12.1.2.	キャピタル・ゲイン課税	145
12.1.3.	有価証券取引税(STT)	145
12.1.4.	税率	146
12.1.5.	予納税	148
12.2.	課税フロー	148
12.3.	二重課税防止	149
12.4.	最低代替税(MAT)	149
12.5.	一般的租税回避防止規定(GAAR)	149
12.6.	外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)／共通報告基準(CRS)	150
12.6.1.	FATCA	150
12.6.2.	CRS	150
12.6.3.	報告金融機関(RFI)のための報告要件	150
12.7.	物品サービス税	151
12.8.	インドへのファンド管理の国内移転	151
12.9.	間接移転に対する課税	151
13	REIT、InvIT、AIF	153
13.1.	不動産投資信託(REIT)	153
13.1.1.	REITとは何か?	153
13.1.2.	ユニットの発行と割当	154
13.1.3.	ユニットの上場と売買	155
13.1.4.	査定	156
13.2.	インフラ投資信託(InvIT)	156
13.2.1.	InvITの重要な特徴	156
13.2.2.	投資条件主要ハイライト	157
13.2.3.	ユニットの発行と割当	158
13.2.4.	ユニットの上場と売買	158
13.2.5.	インフラ投資信託(InvIT)のユニットでの売買および 決済に関連して取引所が通知した規範	159
13.2.6.	優先発行	160
13.2.7.	登録	161
13.2.8.	戦略的投資家REIT／InvIT	161

13.3.	オルタナティブ投資ファンド(AIF)	162
13.3.1.	定義	162
13.3.2.	私募	162
13.3.3.	オルタナティブ投資ファンドの登録	163
13.3.4.	AIFの投資制限および条件	163
13.3.5.	一般的投資条件	164
13.3.6.	査定	165
13.3.7.	上場	165
13.3.8.	適格投資家	165
14	グジャラート州国際金融テックシティ (GIFT)	166
14.1.	背景	166
14.2.	GIFTのポジショニング	166
14.3.	国際金融サービスセンター(IFSC)	166
14.4.	GIFT-IFSCに進出するメリット	167
14.5.	IFSCを管轄する規則	167
14.6.	規制権限	167
14.7.	IFSC内での商品/許容証券	167
14.8.	IFSCでの事業展開を許可されている仲介機関	168
14.9.	GIFT IFSCでIFSCユニットを開設できる事業体	169
14.9.1.	銀行セクター-インド準備銀行(RBI)の規制下	169
14.9.2.	保険セクター-インド保険規制開発庁(IRDAI)の規制下	169
14.9.3.	資本市場-インド証券取引委員会(SEBI)の規制下	169
14.9.4.	外国投資家	169
14.9.5.	IFSCで事業展開しているポートフォリオマネージャー、AIFまたは 投資信託会社が投資を行うことを許可された商品	170
14.10.	GIFT IFSCから事業を開始した事業体	170
14.11.	GIFT-IFSCにおける課税枠組み	170
14.12.	利用可能通貨	170
14.13.	IFSCで展開している証券取引所	170
14.13.1.	India INX	170
14.13.2.	NSE IFSC	171
14.13.3.	IFSCの証券取引所で現在提供されている商品	171
14.13.4.	取引と決済	171
14.14.	名義人分離口座構造	171
14.15.	重要なリンク	172
15	重要なお知らせ	173
15.1.	一次規則	173
15.2.	重要な回状	174
15.2.1.	外国ポートフォリオ投資家	174
15.2.2.	外国直接投資	180
16	業界見通し	181
添付		
添付1.	FPI登録用申請書フォーマット	190
添付1.	FPI登録に必要な書類	199
添付3.	役立つ参照リンク一覧	214
添付4.	インドの主要連絡先	215
添付5.	略語の一覧	219

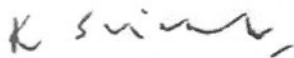
Foreword

India's financial market remains among the most attractive investment destinations among the large emerging economies. We expect inward investment interest from international investors to continue in this growth market in spite of recent headwinds of high oil prices and consequent currency depreciation.

Economic policy makers in India continue to encourage inward capital flows and the regulatory framework therefore is expected to maintain focus on attracting foreign investments as a key objective.

We are pleased to see the annual Namaste India publication reach its fifth Edition this year, with strong positive feedback from clients. The FPI Regime, having completed four years, is under extensive regulatory review and the Deutsche Bank team has ensured that latest updates to the framework have been covered in detail.

We would like to thank our clients, partners and market intermediaries who have contributed with their views during the preparation of this Edition.



Sriram Krishnan
Managing Director,
Head – Securities Services India & Srilanka
Email: sriram-a.krishnan@db.com



Anand Rengarajan
Managing Director,
Head – Securities Services Asia Pacific
Email: anand.rengarajan@db.com

1 序文

新興市場に投資を行う外国機関投資家のなかで、インドは引き続き好まれる投資先となっています。4月～6月の四半期GDP成長率が8.2%で、インドは世界の主要国で、最も高い成長率を誇ります。

機関投資家はインドにおける投資機会について依然としてポジティブにとらえており、バリュエーションは米ドルベースで複数のセクターにわたり魅力的です。来年に総選挙を迎えるインドの現政権は昨年5年目を迎え、改革路線に確固として取り組んでいます。貿易戦争と原油高という世界的な向かい風がある中でも、安定したマクロ展望を維持しています。

GST（物品・サービス税）の実施が完了し、新しい制度の実施に関わる問題も対処されました。税収に関する初期の兆候はポジティブで、地理的分散や税基盤の拡大を削減することで、引き続き経済成長が予想されます。

成長モメンタム

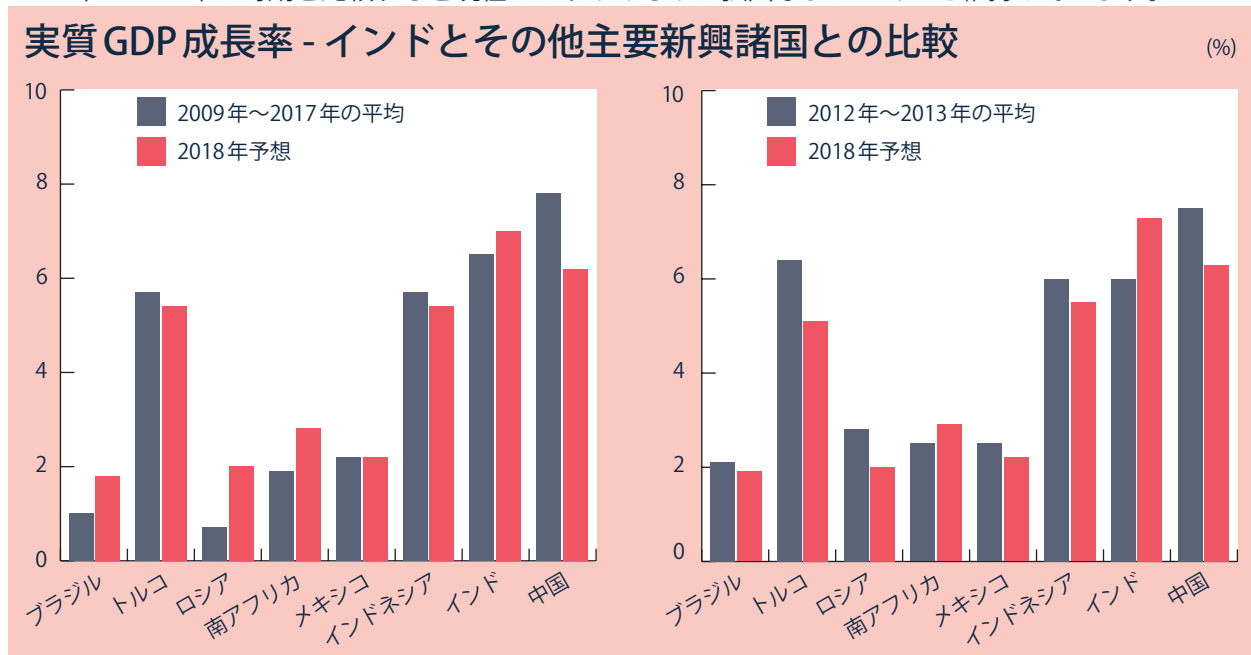
インドは、高額紙幣の廃止とGSTによる一時的な混乱が原因で、昨年はモメンタムが影響を受け、その後、循環的景気上昇の中にあります。製造モメンタムは引き続き堅調で、設備稼働率も上向き始め、チャンネル・チェックでは、今後数四半期にかけて、民間セクターの一部の設備投資活動が開始される兆候にあることが示唆されています。収益回復見通しは改善し、インドは引き続き、中長期的な投資家にとって重要な国となります。原油高と早期の利上げサイクルにより、ある程度成長回復のペースは鈍化する可能性があります。それでも、2019年度のインドの実質GDP成長は7%を上回る可能性が高く、世界の主要国で最も成長率の高い国となります。

マクロ展望

インド準備銀行が柔軟なインフレ目標枠組みを採用し、過去四年間でCPIが半減した結果、インドのインフレ動向は急激に改善しました。ルピーが最近変動していることから分かるように、原油価格上昇はインド経済にとって間違いなくネガティブなマイナス要因となっていますが、為替の動きというプリズムを通じてインドのマクロの強さを判断するのは賢明ではないと当社では考えています。過去四年間で、インドは、構造改革と制度改革を通じてマクロの強さを大幅に改善しました。このため、広範なマクロ指標を考慮に入れたうえで、インド経済を全体的に分析することは有益です。

世界的な原油高とドル高が相まって、ルピーを含め、ほとんどの新興市場の通貨に圧力がかかることになりました。また、こういった通貨安圧力は、米ドルが大幅安となったため、2017年は新興市場の通貨

のパフォーマンスが非常に強かったことにも注意して考える必要があります。このため、再び米ドル高になったことで、ある程度は昨年からの回帰としてみなす必要があります。インドの準備高が豊富なため、2012年～2013年の時期と比較すると現在のほうがはるかに強固なポジションを維持しています。



出典：CEIC、ドイツ銀行

インドの経済政策立案者は、引き続き対内資金流入や規制フレームワークを奨励していることから、依然として海外からの投資誘致に重点を置くことが主要目的になると予想されます。

インドの株式市場と債券市場は、グローバル投資コミュニティにとって、依然として最も魅力的な投資先となっています。外国投資家からの資金流入は、中期的に成長が続くと予想されています。

1.1. 背景 - FPI

2014年1月、インド証券取引委員会（SEBI）により、2014年外国ポートフォリオ投資家（FPI）規制が発表され、2014年6月1日から運用開始されました。外国投資家向けのFPI市場アクセスモデルは、以前のFII/サブ・アカウント/QFIモデルから統一FPI制度へと進化したもので、現在は、過去二年間で安定しており、今後のさらなる進展に向けて見直しを進めています。

FPIモデルの導入には、市場参入プロセスに効率をもたらすことを目的に、SEBIがインドの証券保管機関に委託した指定預託機関参加者（DDP）の役割も含まれています。これは、リスクベースの顧客確認の実施を伴うものです。

本書は、投資家、投資専門家、仲介機関、市場参加者に対し、FPIモデルに関する包括的ガイドを提供することを目的としています。外国直接投資（FDI）と外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）を含む全ての投資ルートに関する概要が、インドにおける証券市場の構造についての要約とともに記載されています。

1.2. 2018年版の新着情報

この版では、2018年9月21日までに通知されたあらゆる規制や手順の変更だけでなく、外国ポートフォリオ投資家に関連する重要側面についての追加資料についてもカバーしています。

この版での重要な改訂の概要は以下の通りです。

- 最近導入された、受益者の決定および追加情報の開示に特に影響を与えるKYC規則への包括的な変更が、第7章で詳しく説明されています。
- 第8章の投資ガイドラインには、RBIが最近通知した債券投資規制に対する大幅な変更が記載されています。

1.3. 本ガイド全体のナビゲーション

- 第2章と第3章では、インドの証券市場に関する概要情報やインドへの投資ルートとして普及している様々なものを紹介し、FPIモデルに対するコンテキストを提供しています。
- インドへの外国直接投資（FDI）が着実に増えていることから、FDIルートやFVCIルートについて詳しく説明できるよう、個別に章を用意して第4章としました。
- 第5章では、FPIの市場参入のプロセスに関する包括的情報を記載しています。
- 第6章では、三つの海外投資ルート全般にわたる投資許可やカテゴリ分類の影響といった重要側面について比較表を掲載しています。
- 第7章では、FPIに適用されるリスクベースのKYCフレームワークや、その他の外国投資ルートに適用されるリスクベースのKYCフレームワークに関する詳細メモを記載しています。
- 第8章では、FPIルートに適用される投資ガイドラインについて詳述しています。ここでは、債券、株式や、その他の許可された金融商品、投資プラットフォーム、制限などに関する情報を記載しています。
- 第9章では、ODIを管轄する規制に関する包括的情報を記載しています。
- 第10章では、銀行業務、送金ルール、通貨のヘッジングに関連したガイドラインを記載しています。
- FPIは、インドの証券市場で国内参加者と同じくらい高度に発達しており安定した清算・決済構造を経験することになります。第11章では、インドの証券市場における清算や決済の環境に関する概要を記載しています。重要な側面を伝えるようデザインされた要約情報を提供しています。資産管理サービス環境に関する詳細内容も記載しています。
- 第12章では、適用される税構造について説明しています。記載している情報は目安としてのみ提供しており、実際に適用される税については、様々な要因に応じてケースバイケースで異なります。本章では、課税環境に対する大きな変更に関する最新のアップデートも記載しており、クロスボーダーの条約変化、国際税政などをカバーしています。
- 昨年新たに追加した第13章は、REIT、InvT、AIFのコンセプトについて説明しています。
- 第14章では、国際金融サービスセンター（IFSC）とGIFT Cityアーメダバードについて説明しています。
- 今年通知された新しい規制、討議資料、諮問書をすぐに参照できるように、最新の重要な発表内容のリストを第15章にまとめました。
- 第16章では、業界見通しというタイトルにて、インドの金融市場に関して市場の専門家が重要側面について記事を寄稿しています（これらの記事に表明されている見解は著者の見解であり、ドイツ銀行の見解を表すものではありません）。
- 添付書類には、役立つ参照リンク、主要連絡先、FPI市場参入に関連するフォームやテンプレートが用意されています。

2 | インドの証券市場 – 概要

インドの証券市場は、2000年度から2001年度にかけて継続的に改革に取り組みました。改革では、市場の構造を改善し、オペレーションを近代化し、投資家のための投資に関する選択肢を広げました。同時に、効率性や信頼性を改善し、利害関係者全員にとって、市場がより安全なものになるようにしました。

2.1. 市場：参加者と構成

証券市場は基本的に、証券の発行体、証券の投資家、そして仲介機関（ブローカー、商業銀行、証券保管機関など）という三つのカテゴリの参加者からなっています。発行体と投資家は、仲介機関が提供するサービスの消費者です。また、仲介機関は、市場で発行体と投資家を結集しやすくします。

証券は、広義に以下の通り分類されます。

- 株式、債券、無担保社債、転換証券、その他の市場性証券同等のもの、法人・企業の市場性証券
- 国債
- 証券に対する権利または持分

証券市場には、プライマリー市場（新規発行）とセカンダリー市場（プライマリー市場で発行される証券の取引）という二つの相互依存のセグメントがあります。

- **プライマリー市場**：資本リソースを調達することを目的とした、証券の初回発行です。企業体は資本証券（普通株、債務証券、債券など）を発行し、政府（中央政府や州政府）は債務証券（償還期日付証券、財務省短期証券）を発行します。プライマリー市場は「公募債」（全てのカテゴリの投資家がアクセスできるもの）と「私募債」または第三者割当（一部の人々や機関に発行されるもの）を特徴としています。
- **セカンダリー市場**：公募または私募でプライマリー市場に公開された証券や、証券取引所に上場された証券が取引されます。取引の大半はセカンダリー市場（株式と債券の両方）で行われます。セカンダリー市場にはさらに以下の二つの構成要素があります。
 - **店頭（OTC）市場**：相互に証券の交渉が行われ、話がまとまれば即時受渡と決済が行われる市場。但し、事業体によるこういったすべてのOTC取引の報告と決済はSEBIとRBIの規制下にあるため、取引所の清算機関を通じて行う必要があります。
 - **取引所市場**：ここでは、規制下にある証券取引所で取引が執行され、清算機関（ノベーションと決済保証を提供）が清算と決済を行います。

インドの株式市場は主に取引所主導型ですが、債券市場については、OTCがほとんどで、取引所のモデルも存在します。

インドの証券市場には、取引やヘッジ目的で投資家が利用できる単一の株式や株式指数、通貨、金利などに基づいた様々なデリバティブを備えた、活気ある先物市場やオプション市場も存在します。

デリバティブ市場

先物市場や先物市場がセカンダリー市場の重要な一部となっており、そこでは、将来の受渡や決済を目的として資産の取引が行われています。先物市場では、将来の受渡や決済を目的として、標準化された証券が取引されますが、オプションの場合、条件付きの将来の受渡を目的として証券が取引されます。オプションにはプット・オプションとコール・オプションという二種類があります。プット・オプションは、保有者に対して、事前に決定された価格で、義務ではなく、オプションの売手に証券を売却する権利を与えるものです。一方、コール・オプションは、保有者に対して、事前に決定された価格で、義務ではなく、オプションの売手から証券を購入する権利を与えるものです。

デリバティブの正式な定義は以下の通りです。

- 負債証券、株式、融資(担保付、無担保両方)、リスク商品、差金決済取引(CFD)、または証券のその他のあらゆる形式のものから派生した証券
- 価格の価値、もしくは価格の指数の価値、または、原資産の証券、通貨、金利などの価値から派生した取引契約

2.2. 法的枠組み

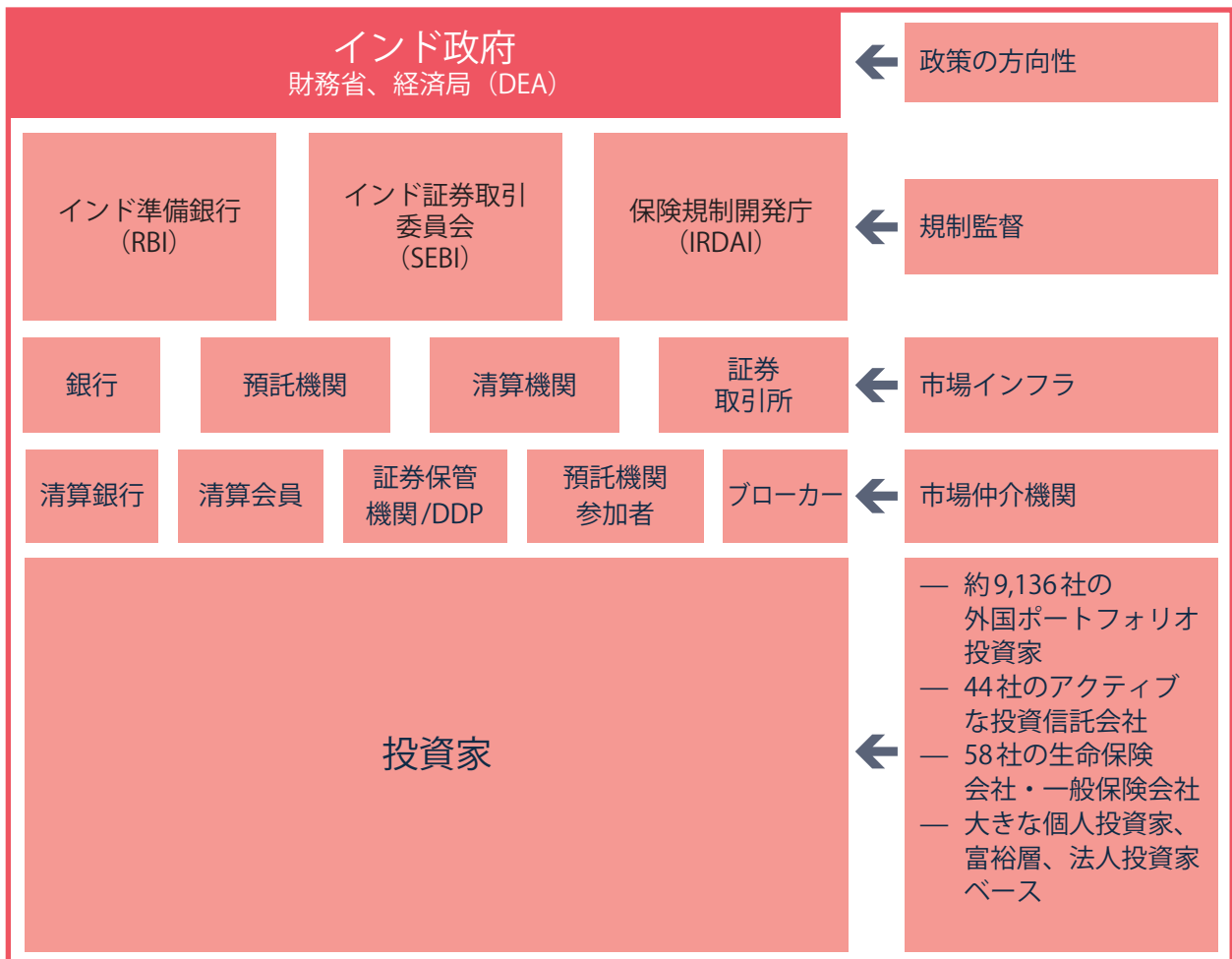
インドの証券市場に適用される重要な法律は次の通りです。

- **1956年会社法および2013年会社法**：枠組みを提供すると同時に、会社の設立および会社、取締役の責任、会社の解散について規制しています。証券の発行、割当、譲渡や公開に際して行うべき開示に関連する、企業部門のための行動規範も記載しています。また、発行に関する引受、プレミアムやディスカウントの使用、株主割当発行増資や無償増資、利息や配当の支払、アニユアルレポートやその他情報の配信に関しても規制しています。
- **1992年インド証券取引委員会法(SEBI法)**：SEBIは、証券市場を発展させることと規制すること、また、投資家を保護する目的でこの法律に基づき設立されました。規制管轄権は、証券市場に関連する全ての仲介機関や人物に加え、出資や証券の譲渡にまで及びます。SEBIは、同法に基づき、同法の規定や同法に基づく規則や規制に違反した場合、全ての関係者や裁判について、問い合わせ、監査、調査を行う権限を有しています。
- **1956年証券契約(規制)法(SCRA)**：証券取引所に対するコントロールを通じ、証券に対する取引への規制を行います。次に挙げるものに関して、中央政府に対し、規制管轄権を与えます。
 - 認識と継続的監督を通じた証券取引
 - 証券の契約
 - 証券取引所への証券の上場
- **1996年預託機関法**：証券市場における預託機関の設立について規制するもので、スピード、精度、安全性を備えた証券のほぼ即時の譲渡性を確保することを目的としています。証書発行を伴わない(Demat)証券の所有権を電子的に維持・譲渡できるようにするものです。
 - 預託機関に保管されている全ての証券が証書発行を伴わない代替可能な形式になれるようになります。
 - 預託機関が、発行体の帳簿内の証券の名義上の証券保有者となるようにするものです。
 - 預託機関が実質所有者の登録簿および索引を維持するものとします。
 - 名義上の証券保有者としての預託機関は、預託機関が保有する証券に関して、いかなる議決権やその他のあらゆる権利を有しません。
 - 実質所有者は、預託機関が保有する実質所有者の証券について、あらゆる権利や負債を受ける権利を有します。
- **2016年破産・倒産法**：破綻処理のための適時プロセスを規定します。
- **1999年外国為替管理法(FEMA)**：RBIのECMは、2000年5月まで、インドにおける外国為替取引のための規制を定めていたものです。2000年5月に、1999年FEMAの下で規制が施行され、それ以降、

外国為替取引に関連する全ての通知がFEMAの下で規定されています。

- 2002年マネーロンダリング防止法 (PMLA) : PMLAは、顧客、取引記録、マネーロンダリング防止手段、モニタリング要件や報告要件などの特定に対する基本的な法定フレームワークを提供するものです。PMLAは、KYCや証券市場が成立しているところで適用されるSEBIやRBIからの関連する規制に基づき、広範な構造を定義するものです。
- 証券取引所の規則、規制、定款
- 外国投資家に適用される重要な法令には以下のものも含まれます。
 - 1999年FEMA
 - RBIの為替管理マニュアル
 - 2014年SEBI外国ポートフォリオ投資家規制
- 証券保管機関、株式ブローカーといった主要市場仲介機関に適用されるSEBI規制や投資家クラス - 投資信託/集合投資ファンド、オルタナティブ投資ファンド、ポートフォリオマネージャーなどを管理する規制

監督枠組み



SEBIは、SEBI法と預託機関法の下、全ての市場仲介機関の登録と規制、不公正な取引慣行やインサイダー取引などの防止を目的に、規制を立案しました。これらの法律に基づき、政府とSEBIは、市場参加者が編纂する必要のある通知、ガイドライン、回状を発行します。証券市場の規制は、以下の機関が共同で担当しています。

1. 経済局 (DEA)

2. 企業省 (MCA)
3. インド準備銀行 (RBI)
4. インド証券取引委員会 (SEBI)

証券法、法令、政策は、インド政府およびSEBIの管理規則が立案します。SCRAに基づくDEAの権限も、SEBIが同時に行使します。証券法に基づくSEBIの命令は、証券上訴法廷 (SAT) と裁判所に上訴することができます。

国債、金関連証券、短期金融証券、負債証券の現金担保債券貸借取引の売却・購入を行うための契約に関する権限は、RBIが同時に行使します。

2.3. 規制構造

市場監督機関

インドには以下の通り、様々な監督機関が存在します。

インド政府 (GoI) 財務省

財務省は、インド政府の財政の管理を担当する最高省庁です。主要責務は次の通りです。

- 開発活動のためのリソースの動員など、国に影響を与えるあらゆる経済・金融に関連する事柄の管理。
- 様々な州のリソースの移転など、中央政府の支出の調整。

財務・企業省は以下の庁から構成されています。

- 経済庁
- 歳出庁
- 歳入庁
- 金融業務庁
- 投資・公的資産管理庁 - DIPAM (旧称：政府保有株式売却庁)

経済庁 (DEA) はインド政府の結び目の役割を果たす機関で、インドの銀行、保険、資本市場の機能に関連する政策といったマクロレベルのインドの経済政策やプログラムの立案や監視を行います。

DEA内の資本市場部門が、証券市場の成長・発展やSEBIの秩序ある機能に関連するあらゆる政策課題を主体的に担当します。

財務省

連絡先 経済庁
North Block, New Delhi

ウェブアドレス <http://www.finmin.nic.in>

インド証券取引委員会 (SEBI)

SEBIは、証券市場とつながっている様々な仲介機関や機関投資家 (ブローカー、投資信託、FPI、証券保管機関、商業銀行など) にとっての規制・登録機関です。1992年インド証券取引委員会法は、議会法により、1992年1月30日に発効されたもので、SEBIに対し、市場仲介機関や投資家を統制する様々な規制を発令する権限を与えるものです。中でも、SEBIは、1995年インド証券取引委員会外国機関投資家規則 [現在は2014年インド証券取引委員会 (外国ポートフォリオ投資家) 規則]、1996年インド証券取引委員会証券保管機関規則、2000年インド証券取引委員会外国ベンチャーキャピタル投資家

規則を発令しました。これらはそれぞれ、インドにおける外国ポートフォリオ投資、証券保管サービス、外国ベンチャーキャピタル投資についての規則を規定するものです。

インド証券取引委員会 (SEBI)

連絡先 インド証券取引委員会
SEBI Bhavan, Plot Number
C4-A, G Block,
Bandra Kurla Complex,
Bandra (E),
Mumbai – 400 051.

+ 91 22 26449000

ウェブアドレス <http://www.sebi.gov.in>

インド準備銀行 (RBI)

RBIはインドの中央銀行で、以下のような様々な機能を果たしています。

- 物価の安定性維持、生産性の高いセクターへの十分な信用の流入の確保を目的として、金融政策の策定、実施、モニタリングを行っています。
- インドの銀行・金融システムが機能する範囲内での銀行のオペレーションのパラメータを規定します。
- 外国為替準備の証券保管機関となることで、外国投資の流入と流出を規制します。
- プライマリーディーラーを通じて債券市場を監督し、市場参加者に流動性サポートを提供します。

インド準備銀行 (RBI)

連絡先 外国為替省
Central Office Building,
11th Floor
Mumbai-400 023

+ 91 22 2260 1000

ウェブアドレス <http://www.rbi.org.in>

インド政府 直接税中央委員会

財務省の下で歳入庁の一部となっており、所得税庁を含む直接税を管轄しています。二重課税回避協定、FATCAおよびCRSに基づく情報交換、GAAR実施の責任も負っています。

証券取引所の監督

インドの証券取引所は、SEBIの全体的な規制下にあります。取締役会が監督する独自のルール、規制、定款に基づく自主規制機関となっています。継続的な管理とは別に、整然とした、透明性の高い公正な取引慣行の確保、会員の入会と退会の管理、投資家保護基金の維持、投資家の苦情への対処を行う責任を負っています。

取引が履行される主要取引所は、インド国立証券取引所(NSE)、ボンベイ証券取引所(BSE)、インド・メトロポリタン証券取引所(MSE)です。これらの取引所で上場・売買されている証券を以下に挙げます。以下に挙げている金融商品は全てインドの株式市場で取引可能で、無券面化の資格を満たしています。

債券	国債(G-Secs)、社債、無担保社債、公営企業(PSU)債券、国債のSTRIPS
株式	株式、優先株、ワラント、ADR/GDR 転換株式
短期金融市場*	短期国債
デリバティブ	指数先物、指数オプション、個別株式オプション、株式先物、金利デリバティブ、為替デリバティブ
その他	投資信託ユニット、上場投資信託(ETF)、外貨転換社債(FCEB)、インド預託証券(IDR)

* FPIは、定期預金、コマーシャル・ペーパー、および、残余期間1年未満のその他の短期社債商品への投資ができません。流動性が高い短期金融市場投資信託も、FPIは投資できません。

インドの証券取引所では、外国の証券を取引することはできません。但し、SEBIは、外国企業がインドの証券取引所で取引できるように、IDRを発行することは許可しています。FPIは、IDRへの投資を行う場合、RBIからの特別許可を取得する必要があります。

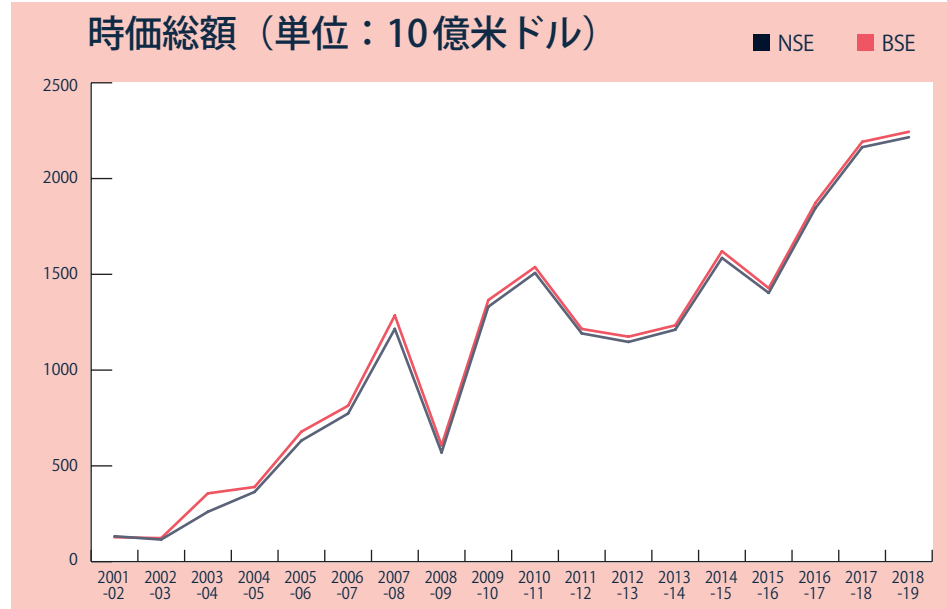
2.4. 資本市場概要

監督機関	— インド準備銀行(RBI) — インド証券取引委員会(SEBI)
証券取引所 & CCPs	— インド国立証券取引所(NSE) & National Securities Clearing Corporation Limited (NSCCL) — ボンベイ証券取引所(BSE) & Indian Clearing Corporation Limited (ICCL) — インド・メトロポリタン証券取引所(MSEI) & Metropolitan Clearing Corporation of India Limited (MCCIL)
国債市場	— 取引、報告のためのNegotiated Dealing System- Order Matching (NDS-OM) — インド清算機構 清算と決済のためのインド清算機構
預託機関	— National Securities Depository Limited (NSDL) — Central Depository Services (India) Limited (CDSL) — インド準備銀行
市場参加者	ブローカー、証券保管機関、指定預託機関参加者、外国ポートフォリオ投資家、国内資産運用会社、保険会社、銀行、金融機関、現地企業 & 個人投資家
市場商品	株式、優先株式、社債および国債、無担保社債および証券化債務証券、投資信託/ETF、デリバティブ、インド預託証券、流動性および短期商品、短期国債、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金

市場の統計

— 時価総額

- BSE：2兆2,170億米ドル(2018年8月)
- NSE：2兆2,460億米ドル(2018年8月)

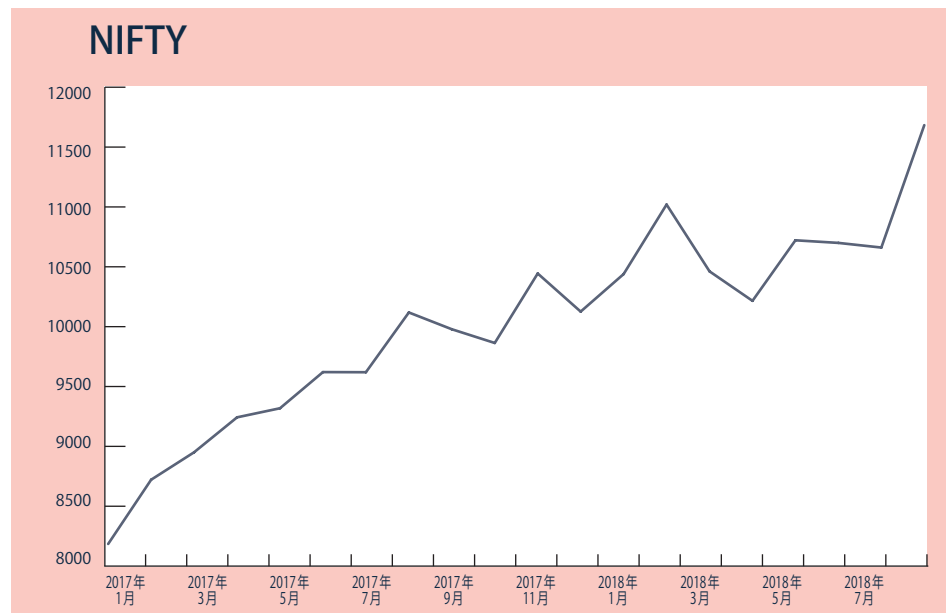


出典：取引所

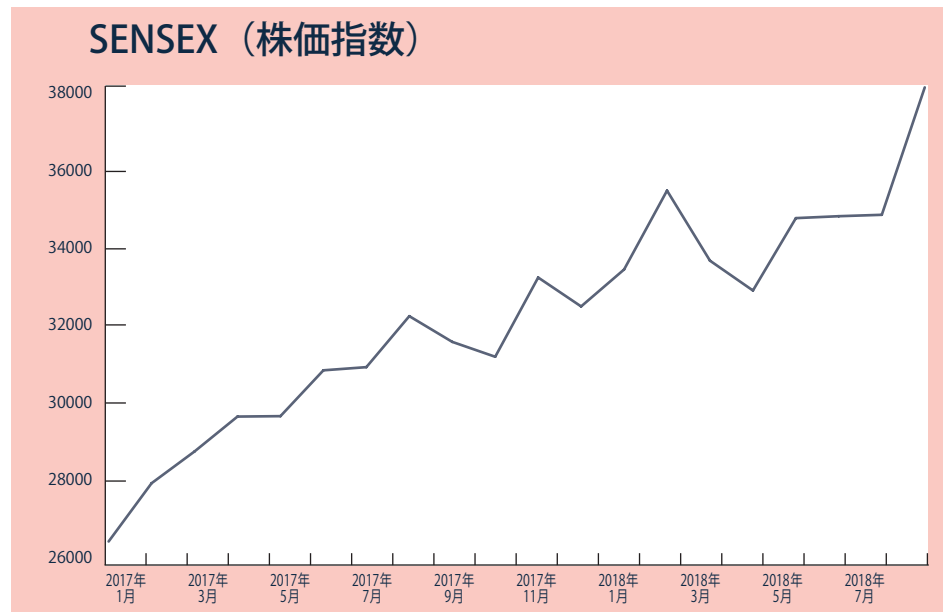
3月)

- 外貨準備高総額：4,000億米ドル (2018年8月)
- 外国ポートフォリオ投資家向け債務残高の上限額 (2018年10月～2019年3月)
 - 国債：3兆6,080億インドルピー (国債およびSDL)
 - 社債：2兆8,910億インドルピー

株価指数



出典：NSE



出典：BSE

2.5. 取引ガイドラインの概要

決済用通貨	インド・ルピー (INR) – 転換可能 (オンショア)
取引時間	<ul style="list-style-type: none"> — 株式市場の開場時間は月曜日から金曜日：9:15 am～3:30 pm (プレオープニング・セッション – 9:00 am～9:15 am) — 証券貸借のためのSLBセグメントと社債のための債券セグメントも同じスケジュールに従います — F&Oセグメントの開場時間は9:15 am～3:30 pm* — 通貨デリバティブセグメントの開場時間は9:00 am～5:00 pm — NDS-OM：国債市場は9:00 am～5:00 pm
決済サイクル	株式はT+2 デリバティブはT+1 SLBはT+1 国債はT+1 (国内投資家、および、取引の一方または両方の当事者がFPIであるNDS-OMで履行された取引) T+1またはT+2 (取引の一方または両方の当事者がFPIでOTCで履行された全ての取引) すべての場合において、国際取引はT日にNDS OM報告モジュール上で報告しなければいけません 社債はT～T+2
口座の構造	分離証券口座 分離現金口座 分離預金口座
空売り	株式 – 許可されています – SLB (証券貸借) セグメントにおける借りポジションに対してFPIにのみ 国債 – 国内投資家のみ許可されています
ロックイン期間	株式の場合はなし。特定の債務証券の場合、ロックインがある場合あり。
取引のプリマッチング	利用可

取引の失敗	取引所が強制買収を実行します。違約金が課されます
証券貸出	取引所ベースのメカニズムとして利用可 外国投資家は証券の貸与ができます。但し、空売り受渡のみ証券の借入ができます

*2018年10月1日付で、SEBIからの事前承認を条件として、取引所は、9:00 amから11:55 pmまで株式デリバティブ市場の延長が許可されます

2.6. 証券識別

インドにおける証券は、ISIN（国際証券識別コード）と呼ばれる標準コードを使って識別されます。National Securities Depository Limited（NSDL）は、ISIN発行に際する、インドにおける国立付番機関に任命されています。取引の観点から言うと、証券取引所における取引は、証券取引所が発行する個別コードでも識別できます。

2.7. 資産クラス

外国投資家が利用できる資産クラスは以下の通りです。

- 株式
- 債券
- デリバティブ
- IDR

2.7.1. 株式

- 普通株式
- 優先株式
- ワラント

株式は、現物、または、無券面化された形式で保有できます。証券取引所で上場・取引されている全ての株式は、無券面化された形式で、T+2のローリング決済サイクルをベースに決済されます。

SEBIは、外国投資家による取引決済は無券面化された形式で行うべきという命令を下しています。また、全てのIPOは、無券面化された形式での取引が必須という命令も下しています。

2.7.2. 債券

債券は、証券の発行体の特徴をベースに以下のセグメントに分類されます。

市場セグメント	発行体	商品
インド国債	中央政府	短期国債／ゼロクーポン債、 クーポン債、国債のSTRIPS
	州政府	クーポン債
	地方自治体	地方債

市場セグメント	発行体	商品
公共セクター債	政府機関/ 制定法上の機関	政府保証債、無担保社債
	公共セクターユニット	PSU債券、無担保社債
民間セクター債	企業	無担保社債、債券、変動利付債、 ゼロクーポン債、コマーシャル・ ペーパー、インター・コーポレート・ デポジット、外貨建て他社株転換社債 (FCEB)、インド国外で発行された外貨 建て転換社債 (FCCB)
	銀行	無担保社債、債券、定期預金
	金融機関	債券

インド市場では、国債は法定流動性準備率規制 (SLR) 証券とも呼ばれています。これは、銀行が SLR 比率を維持するうえで、国債を使用しているからです。国債以外の全ての証券は非 SLR 証券と呼ばれています。

様々な債券の主要な特徴は以下の通りです。

国債

- 国債とは、インドの財政赤字に資金を調達する目的で、インド準備銀行 (RBI) がインド政府 (GoI) に代わって発行する中長期の金融商品です
- 無記名式で発行されますが、保有者には、登記を行うという選択肢もあります。
- 証券は RBI に振替形式で保有されます。
- 預託機関 (NSDL や CDSL) で電子形式で保有するという選択肢もあります

社債と無担保社債

- 社債は様々な特徴を持った形式で発行されます
- 償還期限が 18 カ月の有担保、無担保の社債の場合、承認された信用格付機関からの特定の信用格付を有していることが求められます
- 社債は、現物、または、無券面化された形式で入手可能です
- FPI は、無券面化された形式でのみの社債の取引が可能です
- 社債は、株式と同様の登録プロセスを経て譲渡可能です
- 現物の形式で社債所有権の移転を行う場合、譲渡証書と証明書を発行体に登録する必要があります
- 公募の無担保社債は全て取引所に上場されています
- FPI は、残余期間 1 年未満の社債への投資ができません
- FPI は、エンドユーザー使用制限を遵守する条件で、非上場債券証券への投資が許可されます

コマーシャル・ペーパー

- コマーシャル・ペーパー (CP) とは、短期のルピー建ての無担保の交渉可能な約束手形で、インド企業、プライマリー・ディーラー (PD)、金融機関 (FI) が発行するものです
- 2001 年 6 月以降、金融機関は、無券面化された形式でのみ、CP の新規発行と保有ができるようになりました
- FPI は、コマーシャル・ペーパーへの投資ができません

定期預金

- 定期預金とは、短期のルピー建ての預金で、インドの商業銀行及びインドの開発金融機関（DFI）が発行するものです
- FPIは、定期預金への投資はできません

2.7.3. デリバティブ

- 指数先物
- 指数オプション
- 個別株の先物とオプション
- 金利デリバティブ
- クロスカレンシー先物&オプションを含む通貨デリバティブ

2.7.4. インド預託証券（IDR）

外国企業の場合、IDR発行を通じて資金調達目的でインドの証券市場にアクセスできます。IDRとは、インド・ルピー建ての金融商品で、預託証券の形式を取っており、国内預託機関（SEBIに登録している証券の証券保管機関）が作成します。発行会社の原資産の株式に対して発行するもので、外国企業がインドの証券市場から資金を調達できるようにします。

2.7.5. 海外で発行されたインドルピー建て債券（マサラ債）

適格居住者事業体であれば、金融活動作業部会（FATF）準拠の金融センターにおいて、プレーンなバニラルピー建て債券を海外向けに発行できます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募または公募できます。

2.7.6. その他の商品

- 投資信託ユニット（MF） - （FPIは流動性・短期金融市場の利用不可）
- パス・スルー証券（PTC）
- 上場投資信託（ETF）
- 米国預託証券／国際預託証券（ADR／GDR）
- 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法に基づき証券化会社や資産再建会社が発行した預託証券
- 銀行が発行したティア1およびティア2の複合資本調達商品
- 集合投資ファンド（CIS）が発行したユニット
- 外貨建て他社株転換社債（FCEB）、外貨建て転換社債（FCCB）

2.8. 商品デリバティブ

デリバティブは、インドの商品市場では、証券市場と同じ頃から使用されてきました。インドの商品先物市場は、綿のデリバティブ商品を取引する目的で、「ボンベイ綿花取引協会」という名称で1875年に設立されました。この協会はその後、油料種子、穀物などの先物取引を行うための機関となりました。1952年先物契約（規制）法の施行により、商品デリバティブが管理されるようになり、先物市場委員会（FMC）が設立されました。1960年代中盤には、ほとんどの商品で、商品先物取引が禁止され、この禁止措置は1980年代まで続きました。

1980年のクソロ委員会からの勧告をもとに、政府は一部の商品について先物取引を開始しました。1994年のカブラ委員会の報告をもとに、予算発表を通じて、商品先物取引のためのメカニズムが確立されました。

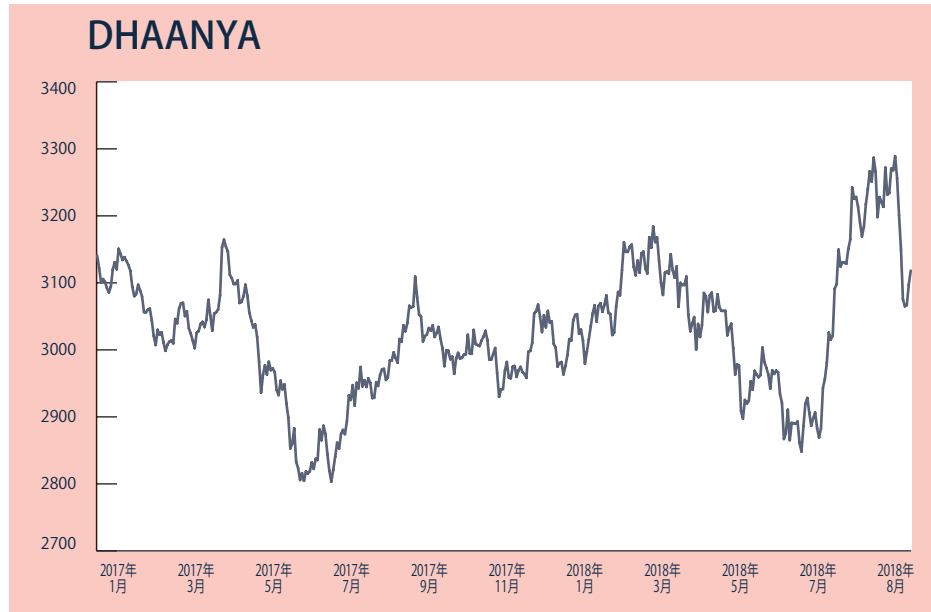
インド政府は2003年4月1日、商品の先物取引を許可する旨の通知を行いました。オプション商品は引き続き禁止されました。

インドの商品デリバティブ市場は、2015年財政法により大きく変化しました。この法律により、商品デリバティブ市場がインドの証券市場監督機関であるSEBIの管轄下に置かれ、商品・証券市場が統一して監督されるようになりました。これにより、商品デリバティブは、1956年証券契約（規制）法のもと、SEBIの規制下となりました。

法的枠組み	— 1956年証券契約（規制）法 — 1956年証券契約（規制）規則
監督機関	— インド証券取引委員会（SEBI）
証券取引所	— National Commodity & Derivatives Exchange Limited（NCDEX） — インド・マルチ商品取引所（MCX）
清算機関 機関	2018年10月1日より、次の二社の清算機関（SEBIより認定を受けている）が機能することになります。 — NCDEXはNational Commodity Clearing Limited（NCCL） — MCXはMCX Clearing Corporation Limited（MCXCCL）
参加者	— 現在、商品デリバティブへの投資が認められているのはカテゴリーIII AIFデリバティブのみ。 FPIは現在、直接的、または、商品デリバティブを取引しているカテゴリーIII AIFといった別の投資ビークルを通じて、商品デリバティブに投資することは認められていません
取引されている 商品	— 地金 – 金と銀 — 金属 – アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、鋼 — エネルギー – 原油および天然ガス — 農作物 – 綿、カルダモン、ヒマ種子、ゴム、グアーガム、香辛料、穀物、豆類など
取引時間	NCDEX — 海外で照会できる非農産品 – 10:00 am~9:00 pm/9:30 pm （11月から3月の冬時間） — 海外で照会できる農産品 – 10:00 am~9:00 pm/9:30 pm （SEBIが通知する通り） — その他の農産品 – 10:00 am~5:00 pm MCX — 商品（地金、金属、エネルギー） – 10:00 am~11:30 pm/ 11.55 pm（11月から3月の冬時間） — 海外で照会できる農産品 – 10:00 am~9:00 pm/9:30 pm （SEBIが通知する通り） — その他の農産品 – 10:00 am~5:00 pm
決済サイクル	現在、すべての取引が商品の終値でマーク・トゥ・マーケットとなっており、マーク・トゥ・マーケット要件はT+1で決済されます
投資制限	カテゴリーIII AIFは、原資産の商品一つに対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
主要指数	DHAANYA — DHAANYAiはNCDEXが算出する農産品指数です

指数は、NCDEXプラットフォームで取引されている10点の農産物先物の価格を使用して算出されます

- DHAANYAは、大麦、ヒマ種子、チャナ、コリアンダー、綿実、油粕、グアーガム10 MT、ジューラ、マスタードシード、大豆、ターメリックから構成されています
- DHAANYAの構成銘柄は、3カ月ごとに定期的に見直しを行っています。指数は、最も流動性の高い農産物先物を指数に組み入れられるよう構築されています

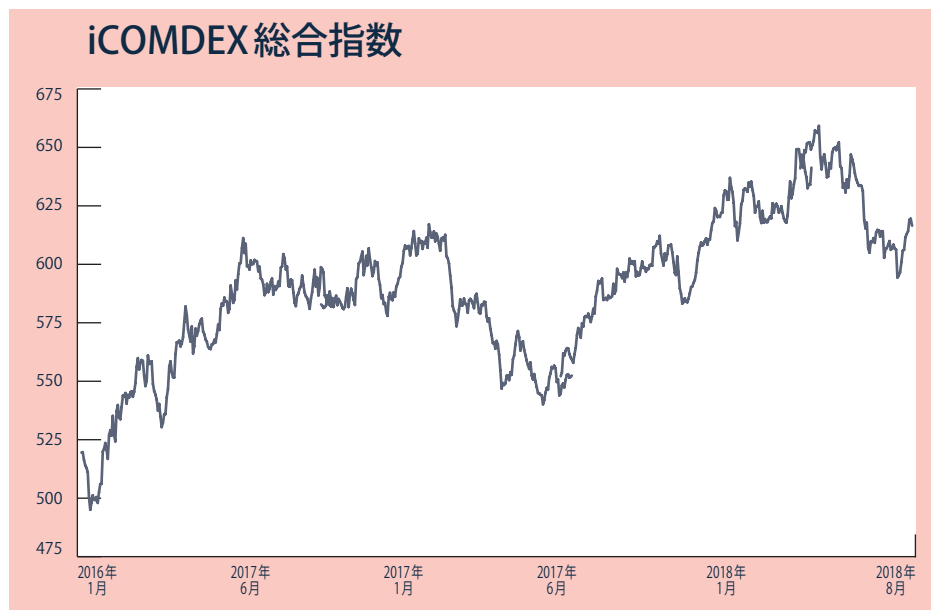


DHAANYAのNCDEX

TR-MCX iCOMDEX 総合指数

取引所の商品先物価格に基づく TR-MCX COMDEXの調整前のリアルタイム総合商品指数。

各商品は主に、インドにおける流動性や現物市場の規模に基づいて選択されます。原油、天然ガス、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、金、銀、粗パーム油、綿の11の商品から構成されています。



iCOMDEXのMCX

FPIは現在、直接的、または、商品デリバティブに参加しているカテゴリーIII AIF といった別の商品を通じて、商品デリバティブに間接的に投資することは認められていません

2.9. 外国為替

インドの通貨であるインドルピー (INR) は、インドのオンショアの転換可能な通貨と外国為替 (FX) の環境ではインド準備銀行 (RBI) より厳しく規制・監督されています。

— FX取引は、RBIの承認取引者を通じて予約できます。登録済み外国投資家 (FPI) の場合、証券取引を目的とする場合のみ、外国為替の転換が許可されています。

契約の種類	説明	FX決済
直物	直物FXは、外国為替取引で最も一般的な実行日T+2日の直物取引は2営業日以内に決済される必要があります	Tに予約されたFXは為替取引を決済します
トムネ	トムネFXは翌日物とも呼ばれています。翌日に決済されます	Tに予約されたFXはT+1の実行日に決済されます
現金／当日物	現金FXは、取引が行われたその日に満期となります	Tに予約されたFXはTの実行日に決済されます
先物	RBIは、株式と債務証券について、FPIが最高100%までのエクスポージャーをカバーする先物を予約することを許可し、および債務投資を拡大します。FPIが予約した先物契約は、FPIによりキャンセルされた場合、キャンセルした額の最高10%まで再度予約できます 先物予約は、満期日まで（当日を含む）ロールオーバーすることも可能です RBIは、FPIがそれから12カ月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすることも許可しています ヘッジ契約は、キャンセルしたものを再予約することはできません。クーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます	先物契約の満期までの契約は通常1年まで延長されます
外国為替 – ルピー・スワップ	FPIは、ASBA（ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション）メカニズムに基づくIPOに関連したフローのヘッジングを目的とする場合のみ、外国為替ルピー・スワップを実行できます	スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります

3

インドへの投資ルート

3.1. 外国投資の手段

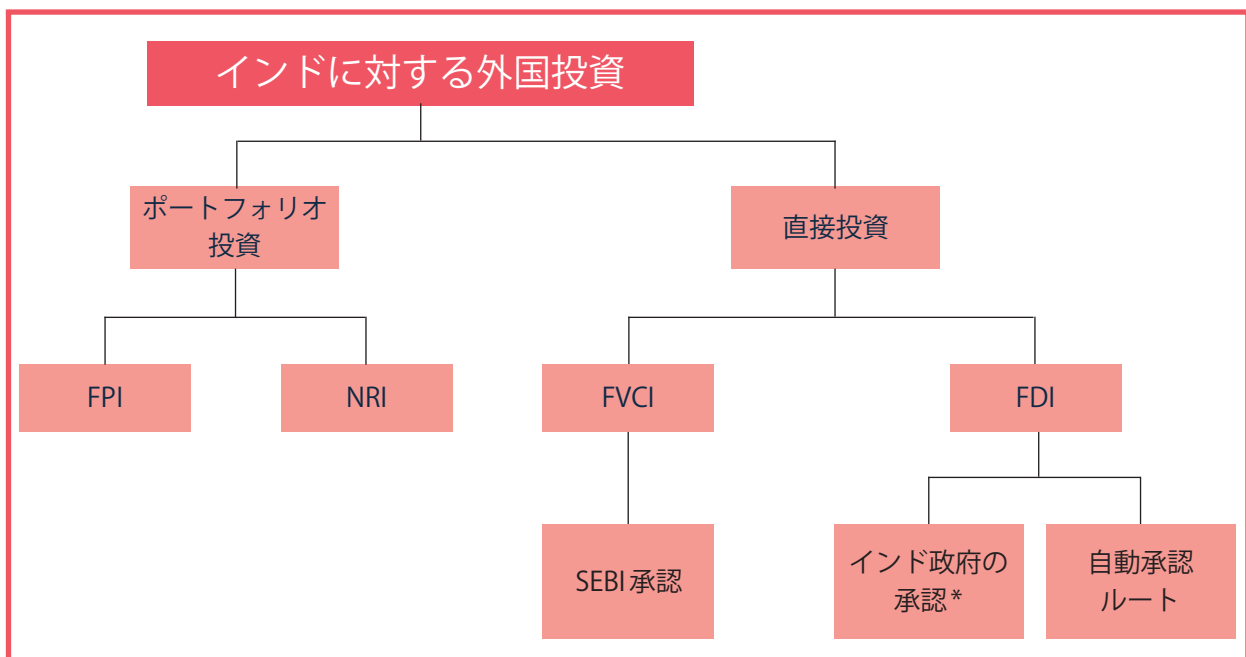
インド政府が「外国機関投資のためのガイドライン」を発行した1992年以降、外国投資家によるインド株式市場への投資が許可されています。その後、1995年11月、1995年SEBI（外国機関投資家）規則が発表されました。これは主に以前のガイドラインに基づいています。

2014年、SEBIは、外国ポートフォリオ投資家（FPI）と呼ばれるインドにおける外国投資のための新しい統一されたフレームワークを確立しました。FPIの主な特徴は、このセクションの次の部分に詳述されています。

外国投資家がインドにおいて資金を投資するうえで、以下の様々なルートが現在利用可能となっています。

- **外国ポートフォリオ投資家（FPI）**：インドの上場証券および非上場債券への投資が許可されており、かつ、インド国外で設立または法人化された機関。
- **在外インド人／インド海外市民（NRI／OCI）**：インド国外での事業における雇用、事業運営、仕事のために国外に在住するインド国籍の人物、または、インドを出自とするインド居住者ではない外国籍の人物。
- **外国直接投資（FDI）（インド企業に対する戦略的投資）**：投資は、自動投資ルートを通じて直接、または、インド準備銀行（RBI）もしくはインド政府からの事前承認を得たうえで実行できます。政府ルートの承認プロセスを行っているのは、担当部署または省庁です。産業政策推進局（DIPP）が、外国直接投資（FDI）の提案を処理するための詳細な標準業務手順（SOP）を発行しました。提案内容は、産業政策推進局の外国投資促進ポータルにアップロードする必要があります。アップロードされた後は産業政策推進局が、関係する省庁または部署を識別し、それによって提案内容を該当部門に転送します。
- **外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）**：特定のセクターにおけるベンチャーキャピタルに対する投資。SEBIからの事前承認が必要。SEBIは、外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）規則の規定に従った登録、報告、書類提出のためのオンラインシステムの導入を通知しました。既存のSEBI登録済みFVCIには、オンラインアカウントをアクティベートすることが求められます。

以下は、外国投資家がインドの資本市場にアクセスするうえで利用可能な様々な投資ルートに関する概観です。

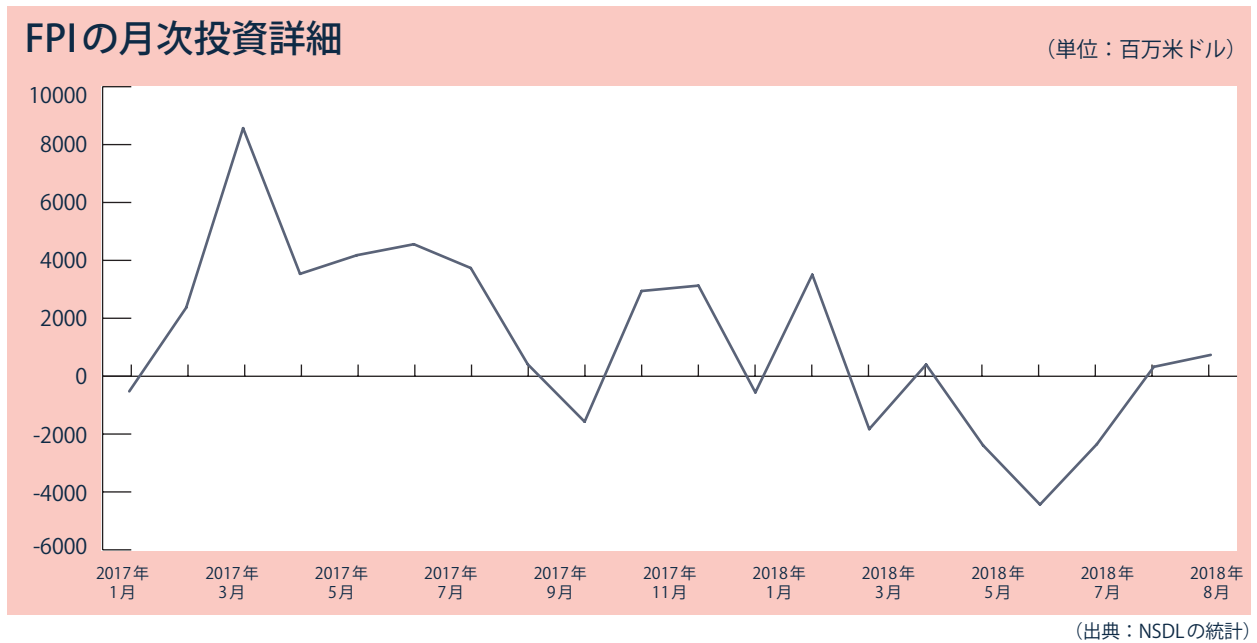
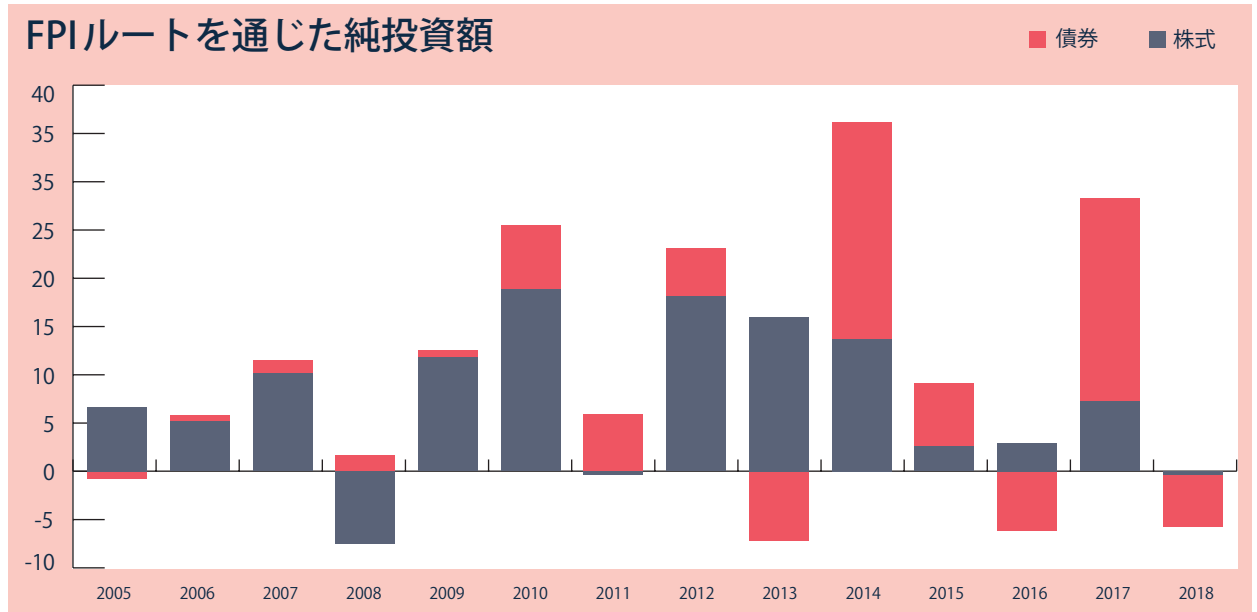


*現在、この承認プロセスを行っているのは、インド政府の代理の担当省庁または部署です。特定の業種でも、内政省からの意見が必要です。

3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家（FPI）

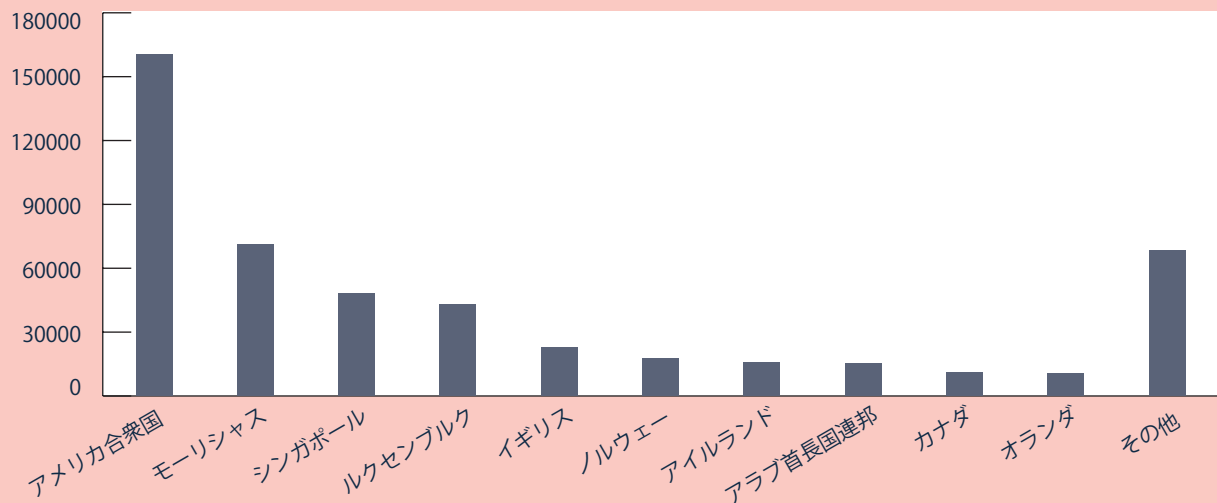
- 2014年6月1日発効の統一されたルートで、外国機関投資家（FII）、適格外国投資家（QFI）などの2つの既存の投資モデルを統合したものです
- SEBIの代理で市場登録プロセスを実行する指定預託機関参加者（DDP）を通じた市場参入
- FPIが委託したDDPもFPIに対する証券保管機関としての役割を果たします
- クライアント登録のための分類モデル
- 3年毎の手数料の支払いで登録は自動更新ならびにKYCの確認および該当する場合は情報の大きな変更に対する確認を条件とします
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の払込資本の10%未満、総合上限額は全体の24%で、セクターに適用されるセクター上限まで増額することができます

FPIの投資統計：



FPIの投資トレンド – (上位10カ国)

証券保管機関管理資産 (単位: 百万米ドル)



(出典: NSDLの統計)

3.1.2. 在外インド人 (NRI)

在外インド人 (NRI) およびインド海外市民 (OCI) と分類される事業者のためのポートフォリオ投資ルート

- 政府のガイドラインに従うNRI/OCIとしての適格事業者のみこのルートの資格を満たします。証券保管機関の任命は必須ではありません。
- 上場証券およびその他FEMAに基づき許可された証券への投資
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の5%、総合上限額は全体の10%。この10%という上限額は24%に引き上げ可能
- NRIは、特定の条件をもとに、取引所に上場されている通貨デリバティブ (ETCD) 市場にアクセス可能
- 一定のKYCガイドラインが適用されます

3.1.3. 外国直接投資 (FDI)

FDIルートを通じて行った投資は戦略的投資です

- セクター別の参入規則、自動または政府の承認の管轄下にあります。現在、ほとんどのセクターが自動承認ルート
- 参入、退出、価格設定、株主間契約などにRBIガイドラインが適用されます
- 任意の条項を含め、上場/未上場株式の第三者割当、強制転換社債 (CCD)。債券への投資は、FDIルートでは許可されていません
- 新規株式公開 (IPO) には参加できません
- 国際的に承認された規範に従った価格設定ガイドライン
- SEBI公開買付 (SAST) 規則に従い、非居住者の投資家が既に投資先企業を買収済で掌握を維持していることを条件に、登録済ブローカーを通じて証券取引所に上場されている株式の購入が許可されています
- インド政府は、政府承認ルートに基づくFDI申込のためのオンラインポータルである外国投資促進ポータルを導入しました

3.1.4. 外国ベンチャーキャピタル投資（FVCI）

経済の特定のセクターを奨励する目的で、政府が特定した一部のベンチャー／業界に対する外国投資を誘致するためのものです。

- 手数料支払いとともにSEBI登録が必要です。登録申請はオンラインポータルを通じて提出します
- 証券保管機関の利用は義務です
- IPOを通じた投資は許可されています（適格機関投資家 - QIB ステータス）
- 投資は10セクターに制限されていますが、但し、FVCIは、従事しているセクターに関係なく、株式や株式連動商品、スタートアップ企業が発行した債務証券に投資を行うことが許可されています
- 買手と売手との間で相互に合意した価格設定

上記に加え、外国投資は、預託証券のメカニズムを通じたオフショアプラットフォームから行うことができます。

3.1.5. 預託証券

インド企業は、預託証券、つまり外国投資家（海外在住の機関投資家または個人、NRIを含む）向けの国際預託証券（GDR）／米国預託証券（ADR）の発行を通じて、資本を調達することが許可されています。預託証券（DR）とは、米ドル建ての証書形式の換金性の高い金融商品のことです。インドで発行された、インド企業の原資産の株式持分による裏付けがあります。こういったDRはインド国外の証券取引所で売買されています。証書は、特定の原資産の株式や個々の会社の持分に対して、海外の預託銀行が発行するものです。DRはクロスボーダーの取引および決済を容易にし、取引コストを最低限に抑え、ポテンシャルベース、特に機関投資家のベースを広げてくれます。

米国預託証券（ADR）：売買可能な米国の証書で、非米国企業の株式の所有権を表します。ADRは米国の証券市場で米ドル建てで値付けされ、取引されます。また、投資家への配当金支払いも米ドル建てで行われます。

国際預託証券（GDR）：全世界での売出しを通じ、二つ以上の市場で発行体が同時に資金を調達できるグローバルな金融手段として定義されます。GDRは米国内外で、公開市場または非公開市場で使用されます。

預託証券ルートを通じた外国投資はFDI（外国直接投資）セグメントの一部です。

ADR／GDR投資家、FDI、FPI、FVCI投資家の場合、分離無券面化口座を開設する必要があります。他に利用できる投資ルートを通じて行われた投資は、FPIルートを通じて行った投資と混合させることはできません。

3.2. FDI概要

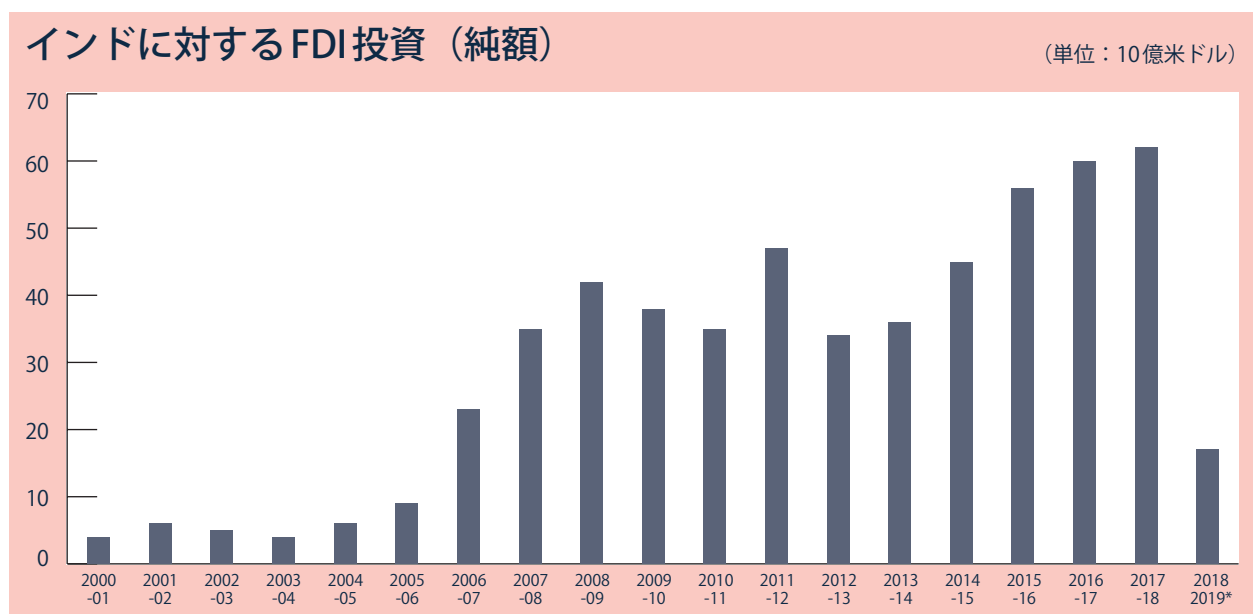
インドに対する外国直接投資は、既存または新興のインド企業に対する戦略的投資です。2015年以降、インド政府は、FDIにとってのインドの魅力を高める取り組みを行ってきました。具体的には、規制やビジネスプロセスのリエンジニアリングやITの使用を通じた関連する規制環境の緩和です。非居住者によるFDI投資は、自動ルート、または、政府ルートを通じて、インド企業の株式、強制転換社債、優先株に対して行うことができます。今となっては、ほとんどのセクターが、政府からの特定の承認を求めるのではなく、自動ルートに基づくようになりました。

非居住者によるFDI投資は、自動ルート、または、政府ルートを通じて、インド企業の株式、強制転換社債、優先株に対して行うことができます。

自動ルート：外国投資は、インド政府とインド準備銀行が適宜発行するFDIポリシーに規定されている全ての活動／セクターにおいて、政府またはRBIからの事前承認なしに、自動ルートに基づいたFDIが許可されています。

政府ルート：自動ルートで扱われていない活動における外国投資については政府からの事前承認が必要です。申請はオンラインにて、産業政策推進局の外国投資促進ポータルで行う必要があります。申請内容の検討は、個々の省庁や部署が行っています。

以下のグラフは、2000年以降のインドへのFDIトレンドを示しています。



3.2.1. 総合上限

インド政府は、外国投資を誘致する目的でFDIポリシーを簡略化するための総合上限を導入することで、現存のFDIポリシーに対する修正について公示しました。

セクター別上限は混合式で、投資がFDI、外国ポートフォリオ投資（FPI）、外国ベンチャーキャピタル投資（FVCI）、有限責任組合（LLP）、預託証券（DR）、在外インド人（NRI）による投資かどうかに関係なく、あらゆる種類の直接および間接の外国投資を含みます。

原資産の金融商品があるFCCBとDRは債券の性質を帯びており、外国投資として扱われるべきではありませんが、インド国外在住の人物が保有する株式で、契約に基づいた債券商品の転換から生じるものは、外国投資とみなされます。

総合上限の重要事項には次のものが含まれます。

— 政府の承認ルートに基づくセクターへの外国投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有および／または管理しているインド事業体が非居住事業体に譲渡された場合は、政府の承認が必要になります。自動ルートに基づく（但し融資条件付き）セクターへの外国投資の結果、インド

に在住するインド国籍の人物が所有および／または管理しているインド事業体が非居住者事業体に譲渡された場合は、その融資条件に準拠することになります。

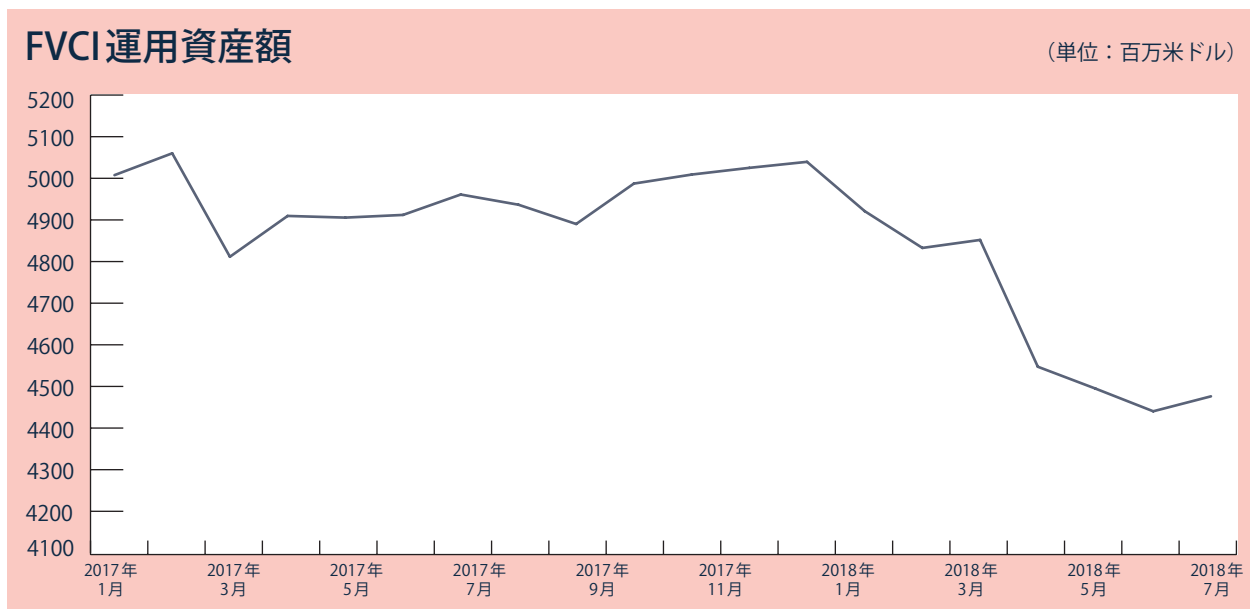
- 既に100%自動ルートに基づいており、融資条件がないセクターは影響を受けません。
- ポートフォリオ投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有や管理しているインド事業体が非居住者事業体に譲渡されない場合、場合に応じて、49%という累計外国投資レベルまでのポートフォリオ投資は、政府の承認またはセクター別条件準拠の対象にはなりません。
- あらゆる事業体に対する外国投資合計額が、直接であれ間接であれ、セクター別上限／法定上限を超えないこと。
- 現行のポリシーに従って既に行われた既存の外国投資の場合、これらの改訂に合わせるために修正を行う必要はありません。
- 投資先企業は条項を遵守する責任があります。
- 防衛セクター（セクター別上限49%）では、ポートフォリオ投資とFVCIによる投資の合計が、許可されている自動ルートレベルである49%を超えないものとします。

銀行セクターでは、私企業セクターで許可されている外国投資の完全代用性が許可されています。従って、相応の手續に従い、FPIは、投資先企業の支配権および経営陣の変更がない場合、これでセクター上限の74%まで投資できるようになります。

3.3. FVCI概要

外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）とは、インド国外で法人化または設立された投資家で、国内ベンチャーキャピタルファンド、または、インドのベンチャーキャピタル事業（国内の非上場企業）に投資ができます。FVCIとして登録している者に対し、規制機関は、資金の利用に関して一定の制限を課しています。

FVCI事業体の運用資産額



出典：NSDLのウェブサイト

3.4. アクセス商品

オフショアデリバティブ商品（ODI）：外国投資家が、インドの資本市場で外国投資家として直接登録することなく、インドの資本市場にアクセスするために使用する市場アクセス商品です。外国投資家がこのルートを使用する理由は様々で、新しい事業体を設立する必要なしに税効率を達成する、資金の管理や複数の通貨にまたがる通貨リスク管理要件を処理する、直接の設立や関連するリソースコミットメントに関わる費用を節約するなどです。

既存の規則に従い、カテゴリーIとカテゴリーIIのFPIは、規定された基準に従うことを条件に、ODIの発行を許可されています。カテゴリーIIIのFPIおよび規制された投資運用会社を理由にカテゴリーIIと分類されているFPIは、ODIを発行することが禁じられています。ODIの詳細は第9章に記載しています。

4 | インドへの 直接投資

4.1. 外国直接投資（FDI）

インドにおける外国直接投資（FDI）は1999年インド外国為替管理法の規定を引き付けるもので、1999年インド外国為替管理法に基づき、インド準備銀行（RBI）が発令した規則に従います。外国投資家による投資のための授権規則は、2000年5月3日付公示No. FEMA 20/2000-RB参照（適宜改正を含む）で告示されました。

4.1.1. FDI投資に適用される規制枠組み

(1) 商工省産業政策推進局（DIPP）

産業政策推進局は、国家的優先事項や社会経済的目的を念頭に置きつつ、産業部門の成長のための推進措置と開発措置の策定および実施を担当しています。インド経済が漸進的に自由化するのに伴い、産業政策推進局の役割と機能は常に変化しています。産業政策推進局の役割は、産業部門の規制や管理から始まり、投資やテクノロジーの流れを推進し、自由化された環境における産業発展のモニタリングへと変化してきました。

(2) インド準備銀行

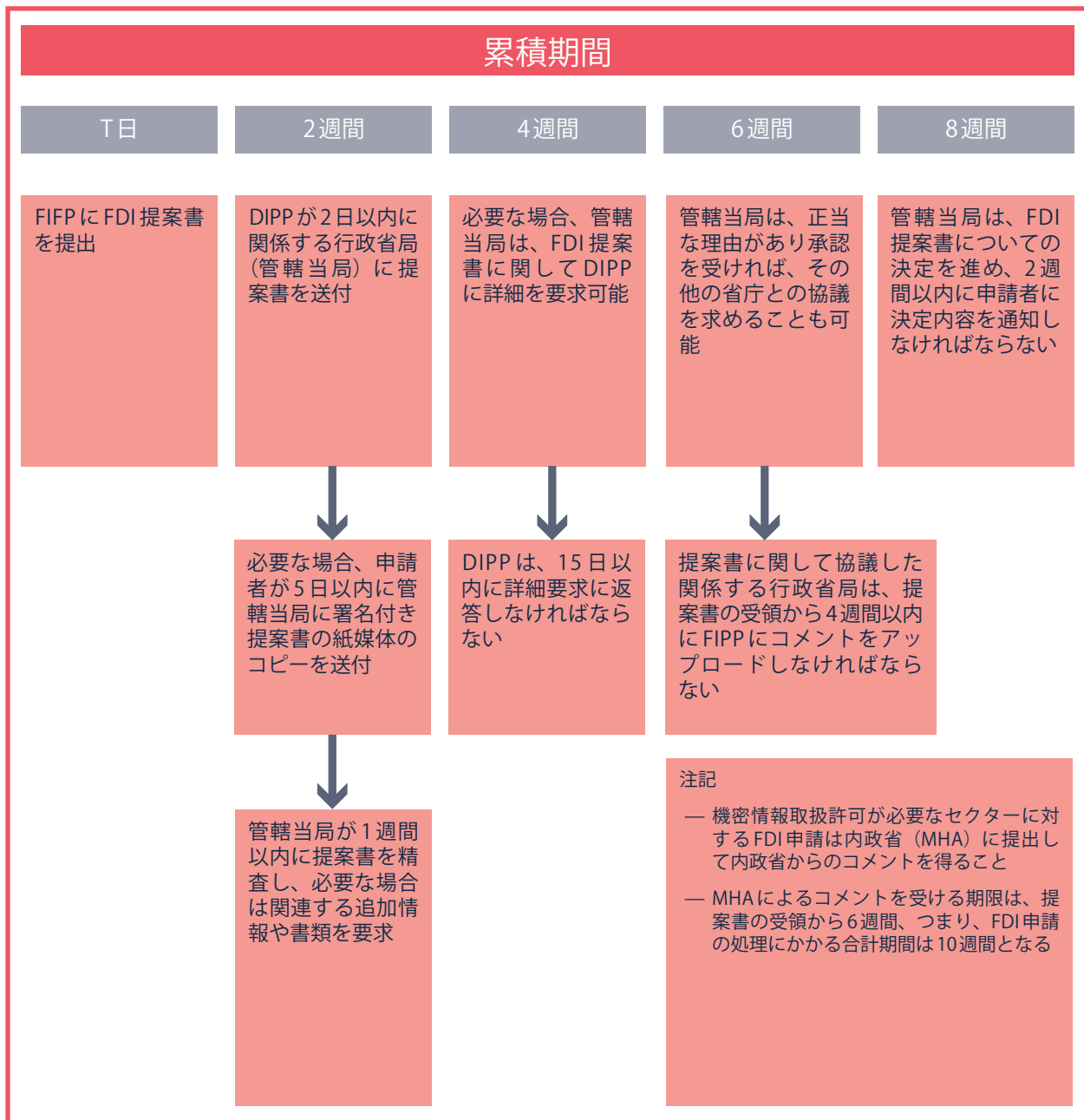
RBIはインドの中央銀行で、インドに対する外国投資の資金流入と流出を規制監督しています。

4.1.2. 政府承認ルートの手順

— 申請のオンライン提出

- 申請者は、外国投資の提案書をオンラインポータルから提出し、関連書類をアップロードするよう求められます
- 提案書をオンラインで提出後、DIPPは、関係する行政省局を特定し、2日以内に、関係する行政省局（管轄当局）に提案書を電子転送します
- 申請書がデジタル署名されている場合、紙媒体のコピーは提出する必要はありません。デジタル署名されていない申請書については、DIPPが申請者に対してオンライン連絡にて、署名付きの提案書の紙媒体のコピー1部を管轄当局に送付するよう伝えます。申請者は、DIPPからそのような連絡があつてから5日以内に、署名付き申請書の紙媒体のコピーの提出が求められます。

申請承認までのタイムライン



政府の承認が必要なセクター／活動のための承認付与を行う管轄当局の名称のリストを以下に示しています。

行政省局	セクター／活動
鉱業省	鉱業
国防省、 国防装備品庁	国防
内政省	小型武器製造、民間軍事会社、 パキスタンやバングラデシュからの投資
情報放送省	放送、活字メディア
民間航空省	民間航空
宇宙庁	衛星
通信省、 電気通信庁	通信
産業政策推進局 (DIPP)、商工省	取引（単一ブランド食品と複数ブランド食品の 小売）。資本財／機械／設備（中古機械は除く）の 輸入に対する株式の発行業務 展開前に発生した経費／会社設立前に発生した経費 （賃料支払等を含む）に対する株式の発行政府の 承認が必要なNRI／EOUによる提案
経済庁、財務省	承認が必要な金融サービス、コア投資会社／ 投資会社への外国投資
金融業務庁、 財務省	銀行業（公開および非公開）
医薬局、 化学肥料省	医薬品

- 外国投資の承認を求める申請書の処理に関する詳細な手順や締切が、以下の通り通知されました。
- 提案書が受理されると、DIPPがオンラインでその提案書をRBIに伝えるものとし、RBIは1999年外国為替管理法（FEMA）の観点からコメントします。機密情報取扱許可を必要とするセクターへの外国投資への提案書の場合、さらに内政省にも伝えてコメントを得る必要があります。さらに、提案書はすべて、外務省（MEA）と歳入庁（DoR）の参考用に転送されます
- 内政省からの機密情報取扱許可が必要になる提案書については標準業務手順書（SOP）が提供します
- 総額500億インドルピーを超える外国株式資金流入がからむ提案書の場合は、管轄当局に加えて、内閣経済対策委員会の審議を受けることが必要になります。内閣経済対策委員会の決定を受けた後、1週間以内に承認レターが発行されます

FDIポリシーの回覧

外国直接投資 (FDI) スキームに基づき、投資は、非居住者が、自動ルート、または、政府ルートを通じて、インド企業の株式、完全強制転換社債、完全強制優先株に対して行うことができます。

インド政府のFPIポリシーは、こちらからご覧いただけます。 <http://dipp.nic.in/foreign-direct-investment/foreign-direct-investment-policy>

自動ルートに基づくセクター

条件付きで、自動ルートに基づき許可されているセクターは、こちらからご覧いただけます。

http://dipp.nic.in/sites/default/files/Sectors_Under_Automatic_Route_With_Conditions.pdf

政府の承認ルートに基づくセクター

政府の承認が必要なセクターは、こちらからご覧いただけます。

http://dipp.nic.in/sites/default/files/Sectors_Where_Government_Approval_Is_Required.pdf

4.1.3. FDIが禁止されているセクター

以下のセクターではFDIが禁止されています。

- 宝くじ事業（政府／民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む）*
 - ギャンブルおよび賭博（カジノ等を含む）
 - 無尽事業（チットファンド）
 - 互助金融（ニディカンパニー）
 - 譲渡可能開発権（TDR）の取引業
 - 不動産事業または農場の建設、
 - 葉巻、両切り葉巻きたばこ、シガリロ、たばこ、たばこ代用品の製造業
 - 民間部門による投資に開放されていない活動／セクター（例、(I) 原子力、(II) 鉄道輸送など）
- * 宝くじ事業とギャンブル・賭博活動の場合、フランチャイズ、商標、商標名、マネージメント契約など、いかなる形式の外国技術協力も禁止されています。

4.1.4. 適格水準

FDIポリシーに従うことを条件として、禁止されているセクターやアクティビティを除き、非居住者はインドへの投資ができます。但し、バングラデッシュ国民、または、同国で法人化された事業体は、政府ルートに基づいてのみ投資ができます。さらに、パキスタン国民、または、同国で法人化された事業体は、政府ルートに基づいてのみ、防衛、宇宙および原子力以外のセクターや活動、および、外国投資が禁止されているセクターや活動以外にのみ、投資ができます。適格投資家は、統一KYCを遵守する必要があります。FDIは預託機関参加者と電子株式を保有するための口座を開設することは許可されていますが、現金口座が許可されているのは、取引のためのエスクロー口座だけであり、口座開設から6カ月以内に口座を閉じる必要があります。

4.1.5. 投資上限

居住インド事業体に対する非居住者による投資は、FDIポリシーに規定された資本合計額のパーセントの割合で行うことができます。

4.1.6. 投資に関する条件

特定のセクターに対する投資には特定の参入条件があります。条件には、次のようなものが挙げられます。

- (1) 最低資本金の基準
- (2) ロックイン期間など

外国投資に関する参入条件に加え、投資や投資家には、関連するセクターの法律、規制、規則、セキュリティ条件、州や地方レベルの法律や規則にすべて従うことが求められます。

資金流入：インド国外に在住している人物が、FDIスキームに基づき株式や転換社債を発行しているインド企業から受け取る対価は、以下を通じて受け取ることができます。

- (i) 通常の銀行チャネルを通じた被仕向送金
- (ii) 承認取引者カテゴリーI銀行で維持されている、関係人物のNRE/FCNR口座への入金
- (iii) 承認取引者カテゴリーI銀行の承認を得て開設され、居住者および非居住者の代理で承認取引者カテゴリーI銀行にて維持されている、株式購入の対価の支払いとしてのインド国内にあるインドルピーの無利息エスクロー口座への入金

株式または転換社債が、NRE/FCNR (B)/エスクロー口座への被仕向送金受領日、または、入金日から180日以内に発行されない場合、対価の金額は返金されるものとします。さらに、インド準備銀行は、申請書と十分な理由により、対価が受領日から180日を超えてもまだ未払いである場合は、証券の発行について受領した対価について、インドの会社が払い戻しを行ったり株式を配分することを許可することができます。

4.1.7. 送金、報告

送金と本国送金

- 承認取引者カテゴリーI銀行は、次に挙げることを条件として、(該当する税控除後の)証券売却益を、インド国外に居住する、株式の売主に本国送金を行うことを許可できます。
 - その証券がレパトリ(資金本国送還)ベースで保有されていること
 - その証券の売却が、規定のガイドラインに従って行われたこと、かつ、
 - 所得税部門からのNOC/納税完了通知証明書が作成されていること
- 承認取引者カテゴリーI銀行は、申請者が次に挙げるものを提出することを条件として、該当する税金を支払う条件で、清算手続中のインド国内にある企業の裁判所による清算の利益を送金することを許可されています。
 - 送金に関して、所得税部門の異論がなく、納税完了通知証明書がないこと
 - インドでのすべての債務が支払われている、または、支払う資金が十分であることを確認する監査人の証明書
 - 裁判所による清算が、会社法の規定に従ったものであることを示す監査人の証明書
 - 裁判所以外の手段による清算手続の場合、清算手続中の申請者または企業に対して、インド国内の裁判所で保留中の法的手続がなく、送金を許可するうえでの法的障害がないことを示す監査人の証明書
- 配当金に関しては、一切の制限なく自由に本国送還できます(ケースによって、源泉徴収または配当税控除後)。
- 完全強制転換社債の利子についても、一切の制限なく自由に本国送還できます(適用される税の控除後)。

報告

FDI 報告要件：以下の提出物はすべて、e-Biz ポータルのオンラインモードを通じてのみ行うことが必須となります。報告は、インド準備銀行（RBI）の用意したポータル（<https://firms.rbi.org.in/>）を通じて行います。

外国直接投資（FDI）に関連した取引の報告を容易にするため、インド準備銀行は、インド政府の e-Biz プロジェクトの後援を受け、上記のリターンについてインド準備銀行にオンライン申告ができるようにしました。

報告	報告先	頻度	責任	注記
FDI：報告要件				
資金流入 報告	RBI	約因の受領から 30日以内	AD カテゴリー I 銀行 を通じたインド企業	事前送金フォーム (ARF) とともに、 外国法人の FIRC および KYC レポートのコピー も提供します
株式の 発行 (フォーム FC-GPR)	RBI	株式発行から 30日以内に 申告	AD カテゴリー I 銀行 を通じたインド企業	
株式の 譲渡 (フォーム FC-TRS)	RBI	約因の受領から 60日以内に 申告	AD カテゴリー I 銀行 を通じた 譲渡人 / 譲受人	

モニタリングとレビュー：

- 管轄当局は、決定を保留中の外国投資提案書について、毎月定期会合を開催します
- DIPP が招集する共同の四半期レビュー会合は、インド政府従属の DIPP 長官と DEA 長官を共同議長として開催されます

外国直接投資スキームに基づく投資の方法

インドに対する外国直接投資は、以下の方法を通じて行うことができます。

- 企業による新規株式発行：**インドの企業は、FDI スキームに基づき現行の FDI ポリシーと FEMA 規則を遵守することを条件に、インド国外に在住している人物に対して、新規に株式や転換社債を発行できます
- インド国内または国外に在住する人物による既存株式の譲渡を通じた取得：**非居住者から非居住者へ：インド国外に在住する人物（NRI および OCB 以外）は、売却または贈与という形式により、株式または転換社債を、インド国外に在住する人物（NRI は含まれますが OCB は含まれません）に譲渡できます
- RBI は、RBI が規定した条件に従うことを条件として、外国直接投資（FDI）ポリシーに基づく以下の取引の事前承認取得要件を撤廃しました**

取引	事前承認の免除条件
FDIスキームに基づく、非居住者から居住者への株式譲渡	
1999年外国為替管理法（FEMA）に基づく価格設定ガイドラインが遵守されていない場合の非居住者から居住者への株式の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> — 当初の投資と投資結果が、セクター別上限、条件（最低資本金など）、報告要件、書類などの面で現行のFDIポリシーおよびFEMA規則を遵守していること — 価格設定が、新規株式公開（IPO）、ブックビルディング、ブロック取引、上場廃止、エグジット、公開買付／大量取得／SEBI株式の大量取得および買収（SAST）、買戻しなどの、特定の明示的な現存の関連性のあるSEBI規則やガイドラインを遵守していること — 上記の関連するSEBI規則やガイドラインを遵守している旨を証明する勅許会計士の証明書が、承認取引者銀行に提出するフォームFC-TRSに添付されていること。
居住者から非居住者への株式譲渡	
事前承認が必要な株式譲渡	<ul style="list-style-type: none"> — 各部署からの承認を得ていることおよび — 株式譲渡が、RBIの規定する価格設定ガイドラインおよび文書要件を遵守していること。
SEBI（SAST）ガイドラインに従う場合	<ul style="list-style-type: none"> — RBIが適宜規定する価格ガイドラインおよび文書要件を遵守していること
1999年FEMAに基づく価格設定ガイドラインが遵守されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> — 投資結果が、セクター別上限、条件（最低資本金など）、報告要件、書類などの面で現行のFDIポリシーおよびFEMA規則を遵守していること — 取引の価格設定が、IPO、ブックビルディング、ブロック取引、上場廃止、エグジット、公開買付／大量取得／SEBI SASTなどの特定の明示的な現存の関連性のあるSEBI規則やガイドラインを遵守していること — 上記の関連するSEBI規則やガイドラインを遵守している旨を証明する勅許会計士の証明書が、承認取引者銀行に提出するフォームFC-TRSに添付されていること
投資先企業が金融セクターの場合	<ul style="list-style-type: none"> — 個々の金融セクターの規制当局が適宜規定している、非居住者投資家に関する「適格／デューデリジェンス」要件を遵守していること、および、 — セクター別上限、条件（最低資本金など）、報告要件、書類などの面で現行のFDIポリシーおよびFEMA規則を遵守していること

4.1.8. 一般的条件

- 居住事業体の資本での非居住者による投資は、FDIポリシーに規定された資本合計額のパーセントの割合でのみ行うことができます。
- 非居住者による投資は、参入条件がある特定のセクター／活動における居住事業体の株式資本でのみ許可されています。
- インド企業に対する外国投資は直接投資または間接投資が可能です。間接投資はカスケード投資（多

層構造を通す等)となる場合もあります。

- 承認取引銀行は、証券がレパトリベースで保有されており、証券の売却が規定されたガイドラインに従って行われ、所得税部門/税理士からの異議なし証明書 (NOC) / 税務手続終了証書が発行されていることを条件に、証券売却金 (適用される税金控除後) をインド外在住の株式の売手に送金することを許可しています。
- 任意条項は、以下の条件に従い、FDIスキームに基づき、株式持分、完全強制転換社債および完全強制転換優先株式で許可されています。
 - ロックイン期間満了後、該当する場合はFDIポリシーの規定を条件として、オプション/権利を行使している非居住者の投資家は、適宜RBIが発行する価格設定/バリュエーションガイドラインに従い、確実なリターンなしに退出する資格があります。
 - 最低ロックイン期間は1年間で、該当する金融商品の割当日に発効となります。

バリュエーション (評価) 基準:

転換金融商品の価格/転換式は、商品の発行時点で先んじて決定されるものとします。転換時点の価格は、いかなる場合であっても、現行のFEMA規則に従い、かかる商品の発行時点で、算出された公正価額を下回るものとします。株式または無担保社債の価格設定は、非上場企業については国際的に認知された価格設定手法でアームズ・レングス原則、上場企業についてはSEBI (ICDR) 規則の観点のバリュエーションに従うものとします。

4.2. 外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI)

ベンチャーキャピタル投資は、イノベーション、企業、科学技術と知識ベースのアイデアの商業生産への転換を促進する重要なチャンネルとみなされています。知識ベースの産業の成長を促進するうえでのベンチャーキャピタルファンドの大きな可能性は、情報技術、バイオテクノロジー、医薬品、農業、食品加工、通信、サービスなどのいくつかの分野に関連があります。

4.2.1. 市場参入

インド証券取引委員会 (SEBI) は2000年SEBI (外国ベンチャーキャピタル投資家) 規則として知られる詳細な規則を発行しました。インド準備銀行 (RBI) も、SEBIに登録した外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) がインドに投資を行うことを許可しました。

インドへの投資を希望するFVCIは、資本市場規制当局であるSEBIに登録することが求められます。

4.2.2. 定義

ベンチャーキャピタルファンドとは、1996年SEBI (ベンチャーキャピタルファンド) 規則、または、2012年SEBI (オルタナティブ投資ファンド) 規則に基づき、当局に、カテゴリーIオルタナティブ投資ファンドの「ベンチャーキャピタルファンド」のサブカテゴリーに登録したファンドを意味します。

ベンチャーキャピタル事業とは、以下に該当する国内企業を指します。

- 投資実行時点で、インドの公認の証券取引所に上場されていないこと
- サービスの提供や物品の製造を行うビジネスに従事しており、以下の活動やセクターが含まれないこと
 - RBIに登録されたノン・バンク金融会社 (NBFC)、インフラセクターのコア投資会社 (CIC) 以外の会社、資産金融会社 (AFC)、インフラ金融会社 (IFC)

- ゴールドファイナンス
- インド政府の産業政策で許可されていない活動
- インド政府との協議のうえ、SEBIが指定する可能性のあるその他のあらゆる活動

投資先企業とは、オルタナティブ投資ファンドが投資を行っているすべての企業、特別目的事業体、もしくはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、もしくは法人、または、不動産投資信託、もしくはインフラ投資信託を意味します。

登録 – これらの規則に基づいて登録をを求める場合、申請者は、SEBIに、2000年SEBI（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則に従い、申請手数料とともにフォームAを提出しなければなりません。

適格基準	<ul style="list-style-type: none"> — 申請者は、インド国外で法人化された投資会社、投資信託、投資パートナーシップ、年金、ミューチュアルファンド、資産運用会社、投資会社、投資運用会社、またはその他の投資事業体とします — 申請者は、その法域内で、FVCIまたはオルタナティブ投資ファンドとして、ベンチャーキャピタルファンド、または進行中の生産活動に投資を行う認定を受けています — 専門的能力、財務健全性、経験、公平性に関する一般的な評判、整合性 — 申請者は、該当する外国規制当局の規制下にある者、または、所得税納税者です。または、申請者が、規制下にある事業体でも所得税納税者でもない場合は、申請者または発起人の銀行から証書または実績を提出します — 申請者が適格人物かを判断するうえで、SEBIは、申請者、主たる役員、取締役、発起人、および経営に関わる主要人物に関連して、以下の基準を含め、適切と思われるあらゆる考慮事項を考慮する可能性があります <ul style="list-style-type: none"> — 整合性、評判、性格 — 有罪判決や禁止命令がないこと — 財務流動性や純資産などの財務能力 — 故意の債務不履行者に分類されていないこと
提供すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> — 投資戦略、投資家からのコミットメントレター、ファンドのライフサイクルなど、登録プロセスに関連するその他の関連情報や説明
証書の条件	<ul style="list-style-type: none"> 条件に従い、外国ベンチャーキャピタルに証書が付与されます — 法律および以下の規則の条項に従います — 証券を安全に保管するため、証券保管機関に登録されたSEBIを指名します — 非居住者ルピーと外国通貨の取扱口座を開設する必要があります

4.2.3. 文書要件

SEBIに登録予定のFVCIは、FVCI登録のための申請書（フォームA）とともに、以下の書類や申告書を提出する必要があります。

- 申請書
- 自国当局での登録証明書の控え、または自国で申告した所得税申告書の控え、または申請者の公

正取引実績に関する銀行証明書の控え

- 氏名、住所、連絡先電話番号、EメールIDを記載した、連絡先人物の詳細
- 氏名、住所、連絡先電話番号、EメールIDを記載した、取締役全員の詳細
- 申請者の覚書および定款／設立文書の控え。主要目的が申請者にベンチャーキャピタル活動を継続することを許可することを保証するようにしてください
- 申請者の構造線図
- 申請者または申請者の取締役のいずれかが、SEBIにより証明書を拒否されていないかどうかを述べます
- 申請者がSEBIまたはインドにおけるその他の規制当局に登録されているかどうか、または、SEBIへの登録を申告したかどうかを述べます
- FVCIの取締役／役員に関する詳述。詳述には、学歴、職務経験などを記載する必要があります
- 2000年SEBI（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則の規則11(a)で求められる投資戦略の開示。ファンドのライフサイクルの期間を記載した投資戦略
- 2000年SEBI（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則4A、および、2008年インド証券取引委員会（仲介機関）規則の附則IIに記載されている基準に従う「適当かつ適切な人物」基準に関する宣言
- 申請者または発起人の最新の財務諸表の控え
- 証券保管機関に登録されたSEBIと締結した証券保管機関契約書の控え
- 申請者が登録されている海外の規制当局が発行した営業免許（ある場合）の謄本
- 申請者がインドで指定銀行を任命したことの確認
- 申請者からの「確約レター」には、特定期間内に「x」の金額（インドルピー換算）を投資することを明記しています。これは、SEBIからの非常に重要な要件です。また、記載された金額は確定した金額でなければならず、「おおよそ、または、暫定」の金額とはできないことに注意してください
- 最低100万米ドルの拠出に関する申請者である投資家からの確約レター
- この申請が行われている期間の前の会計年度に関して、確約レターを提出した申請者である投資家の財務諸表の控え
- 確約レターを提出している申請者である投資家全員の氏名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス

4.2.4. 申請のオンライン提出

- FVCI登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます。
- 登録されたすべてのFVCIは、FVCI規則に基づくあらゆるリクエストについて、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出し、申請を送信することが求められています。FVCIに登録されたSEBIには、オンラインアカウントをアクティベートすることが求められます。

FVCIは証券保管機関に登録されたSEBIを任命する必要があり、特別の非居住者インドルピー口座および／または外貨口座を開設する目的で、指定銀行との手続に入る必要があります。FVCI、または、FVCIの代理で活動するグローバル・証券保管機関は、任命された証券保管機関との契約を締結します。

完了していない申請内容は、SEBIが却下します。このような申請却下が行われる前に、記載された異議内容の解決期間として、申請者には、連絡を受領した日から三十日間が与えられています。この期間は、SEBIの独自裁量により延長が可能ですが、九十日を超えて延長されることはありません。

4.2.5. 手数料

手数料の種類	金額 (米ドル)	支払時期
申請手数料	2,500	申請時点
登録手数料	10,000	原則承認の付与時点

手数料は、NEFT/RTGS/IMPSを通じた銀行経由への振込、または、ムンバイの「インド証券取引委員会」宛て銀行手形で支払を行います。RBIが許可しているその他のあらゆる方法も受け付けています。

4.2.6. 投資基準

2000年インド証券取引委員会 (FVCI) 規則に基づき登録を受けたFVCIは、以下への投資を行うことができます。

- 当該証券や商品の発行時点で株式が公認の証券取引所に上場されておらず、以下のいずれのセクターでも事業展開していないインド企業が発行した株式もしくは株式連動商品または債務証券
 - バイオテクノロジー
 - ハードウェアおよびソフトウェアの開発関連のIT
 - ナノテクノロジー
 - 種子の研究開発
 - 医薬品セクターの新しい化学物質の研究開発
 - 乳業
 - 養鶏業
 - バイオ燃料の生産
 - 三千人以上の座席数を持つホテル兼コンベンションセンター
 - インフラセクター（これには、適宜修正される現行のFEMA規則に基づき通知される、対外商業借入ガイドライン/ポリシーに基づくインフラの定義の範囲に含まれる活動が含まれます）
- スタートアップ企業（従事しているセクターは問わない）が発行した株式もしくは株式連動商品または債務証券

スタートアップ企業とは、五年前までにインドで設立または登記された、前年度の売上が2億5,000万インドルピーを超えない、テクノロジーや知的財産が促進する新製品、プロセスまたはサービスのイノベーション、開発、展開に向けて取り組んでおり、規則で定められた一定の条件を満たしている事業体（非公開有限責任会社または登録パートナーシップ会社またはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ）を指します

- (2012年SEBI (AIF) 規則に基づき登録された) ベンチャーキャピタルファンド (VCF) もしくはカテゴリーIオルタナティブ投資ファンド (カテゴリーI AIF) のユニット、または、スキームもしくはVCFもしくはカテゴリーI AIFが設定したファンドのユニット

FVCIからの投資を受けた、ベンチャーキャピタルファンド (VCF) またはカテゴリーI AIFによるダウンストリーム・インベストメントは、主要規則の附則8に規定されたダウンストリーム・インベストメントの規定を遵守しなければならないことが明らかにされています

FVCIが保有する証券/商品をインド国内外の居住者に譲渡することについては制限はありません

FVCIが行う投資は全て、以下の条件に従うものとします。

- FVCIは、投資戦略（およびその後の変更全て）をSEBIに開示しなければいけません。この開示情報は、登録証明書の請求中、そして、戦略に変更があった場合はその内容をSEBIに提出する必要があります
- ファンドのライフサイクルの期間を開示します

- 資金全額を一つのベンチャーキャピタルファンドまたはAIFにコミットできます
- FVCIは、2000年SEBI FVCI規則のネガティブリストに分類された活動に従事しているベンチャーキャピタル事業への投資はできません
- FVCI投資には、以下の投資制限が適用されます
 - a. 投資可能資金の66.67%以上を、ベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の非上場株式または株式連動商品に投資すること。株式連動商品には、株式または株式ワラントに転換可能な商品、優先株式、株式に強制転換できる社債、株式に任意転換できる社債が含まれます
 - b. 投資可能資金の最高33.33%まで、以下の手段を通じて投資できます。
 - 株式を上場予定のベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の新規株式公開
 - 外国ベンチャーキャピタル投資家が既に株式の形式で投資を行っているベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の債券もしくは債務証券
 - 一年間のロックイン期間を条件とする、上場企業の株式の優先割当
 - 財務基盤が弱い企業の株式または株式連動商品。財務基盤が弱い企業とは、前会計年度末時点で累積損失があり、その結果前会計年度開始時点の純資産の50%を超過し100%未満の損失が生じた企業をいいます
 - 2000年SEBI FVCI規則に基づき投資の促進または奨励を目的として作られた特別目的事業体

投資可能資金とは、事務管理費用と資金の管理費用控除後の、インドへの投資にコミットされた資金を意味します

- FVCIは、買手と売手／発行体が双方合意した価格で証券を取得または売却することができます
 - FVCIは、私募／第三者からの購入を通じて、適格証券（株式、株式連動商品、債券、債務証券、インドのベンチャーキャピタル事業（IVCU）またはベンチャーキャピタルファンド（VCF）の無担保社債、VCFまたはカテゴリ-Iオルタナティブ投資ファンド（カテゴリ-I AIF）が設定したファンドスキームのユニットなどに投資できます
- FVCIには、各暦四半期ごとにベンチャーキャピタル活動（株式、債券またはVCFという投資カテゴリ別、および、業種別）についてSEBIにオンラインポータルを通じて報告することが求められています
- FVCIには、ベンチャーキャピタル活動について、RBIが指定した形式で指定した承認取引者カテゴリ銀行を通じて適宜毎月報告を行うことが求められています。

また、RBIは、FVCIが2000年SEBI（FVCI）規則に基づき規定された条件のもと、公認の証券取引所の証券に投資できることも明確化しました

RBIからの一般許可では、FVCIが以下のことを行うことを許可しています。

- 口座が2000年FEMA（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）規則の附則VIに基づく取引のためだけに使用されることを条件として、被仕向送金の送金を行うための承認取引者銀行の指定支店に外貨建て口座を開設すること
- FVCIによる全ての投資の対価は、通常の銀行チャネルまたは売却／満期受取高または前述通りに既に行われた投資から生じた収益を通じて、海外からの被仕向送金から支払われるものとします
- 市場為替レートで、外国為替口座から特別非居住者口座に資金を移動させること
- 特別非居住者ルピー口座にある残高から、（所定の規則に従い）VCUまたはVCFへの投資を行うこと

- 取引所の実勢レートで、適用される税控除を条件に、外国為替口座または特別非居住者ルピー口座から海外に資金を送金すること
 - 投資に関連するFVCIの現地の経費を満たすこと
 - FVCIが締結した先物契約に基づく損失を借方とすること
- FVCIは、被仕向送金総額の範囲内で、先物カバーを予約することが認められています。FVCIが投資の一部を現金化して送金した場合、投資原価は対象のカバーから差し引かれます

4.2.7. FPIとしての登録が許可されているFVCI

以下に挙げるものを条件に、FVCIとしての登録を保持している申請者に対し、指定預託機関参加者（DDP）が外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録を付与することが許可されています。

- 2014年SEBI（FPI）規則に規定されている適格基準を遵守する申請者で、FPI規則で定義されている不透明な構造ではないもの
 - 調達、割当、投資された資金が、FPIおよびFVCIとして明確に分離されていること
 - 申請者は、FPIおよびFVCIとして活動するうえで同じ証券保管機関を指名すること
 - 分離口座は、取引執行用の証券保管機関で維持するだけでなく、FVCIとFPI登録で保持している証券でも維持すること
 - 取引の報告は、特定の登録に基づき適用される条件に従って別々に行わなければいけません
 - それぞれの登録内容に基づいて事業体に適用される条件全てが、特定の登録に関する分離資金と活動のレベルで準拠されていること
 - FPIに適用される投資制限は、FVCI申請者にも適用されること
- 企業の発行済株式の10%未満、という投資上限額が、共同拠出のFPIとFVCI投資全体を通じて適用されなければならないことをさらに理解しています。

FVCI報告要件。登録されたすべてのFVCIは、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出することが求められています。ポータルにはこちら（<https://siportal.sebi.gov.in/intermediary/index.html>）からアクセスできます。

報告	報告先	頻度	責任	注記
FVCI				
所定のフォーマットでの外国為替の流入・流出の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細は、所定のフォーマットに従う	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細に関するオンライン提出	SEBI	毎四半期	FVCI	前四半期末から3営業日以内

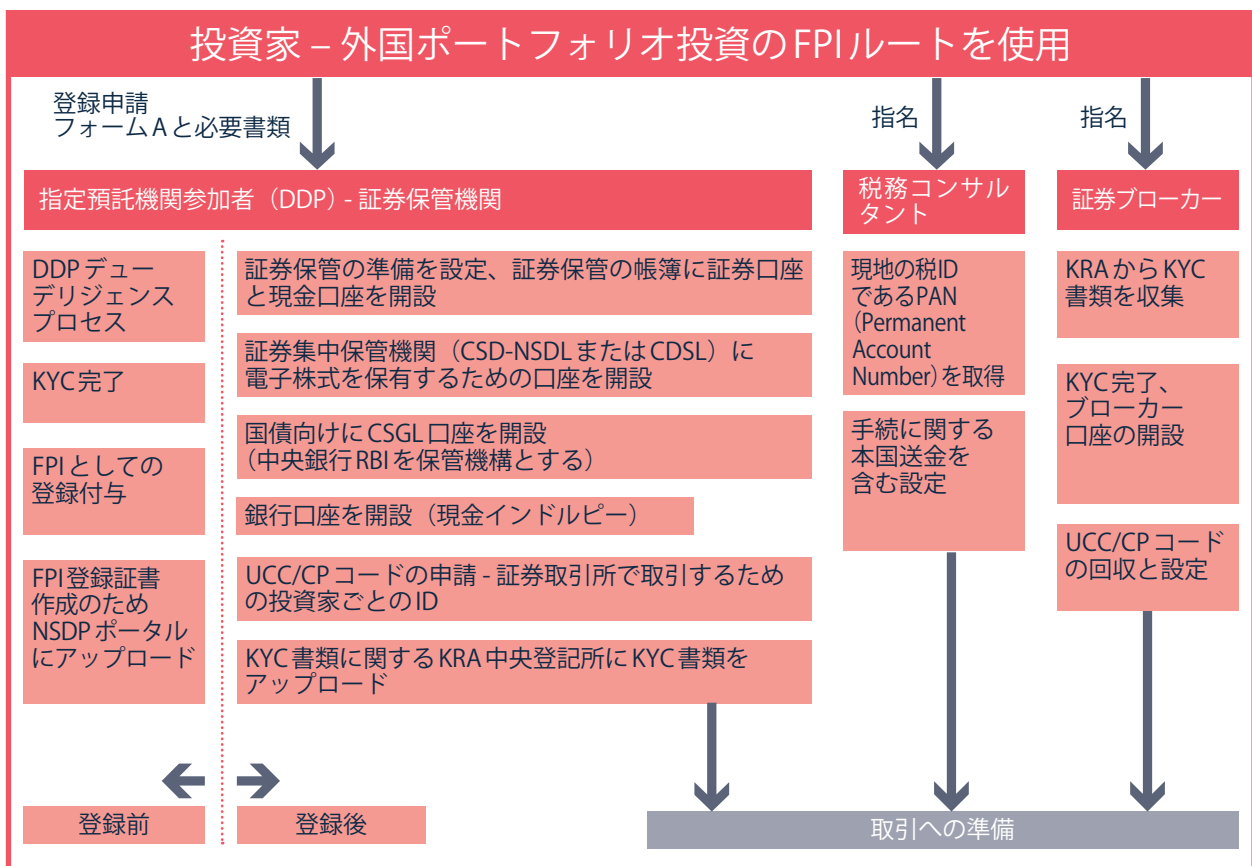
5 外国ポートフォリオ投資家 (FPI) - 市場参入

5.1. 序文

インドへの外国投資ルートを一元化させる取り組みの一環として、規制当局と K. M. Chandrasekhar 委員会に基づくインド政府の共同イニシアティブが、外国ポートフォリオ投資家 (FPI) と呼ばれる外国投資家のための単一参入のポートフォリオ投資ルートの導入を推奨しました。

かつての FII/サブ・アカウントと QFI 体制が合併されて FPI 体制になりました。このイニシアティブは、重要な市場プロセスにおける効率性とグローバル基準を目的とした市場メカニズムに重要な変更をもたらしました。

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) - 市場参入のフローチャート：



5.2. 指定預託機関参加者 (DDP) の役割

指定預託機関参加者 (DDP) とは、SEBIの承認を受けた人物で、SEBIに登録されている証券の証券保管機関であり、RBIと預託機関参加者が承認した承認取引者カテゴリ-I銀行のことで、市場参入プロセスに効率性をもたらすことを目的に、2014年FPI規制に基づき、外国投資家のための登録プロセスはSEBIからDDPに変更になりました。

これは、かつてのFBI/サブアカウントの登録プロセスからの変更であり、デュー・ディリジェンス・プロセスと登録の発行は、以前はSEBIが行っていました。2014年FPI規制に基づき、このプロセスを現在はDDPが行うようになり、登録は、記入完成済み申請書類、補足文書、申請手数料の受領日から30日以内に付与されるようになりました。

また、FPIは、これらの規則に従って投資を行う前に証券の保管機関として活動するため、DDPと契約を締結します。

5.3. FPI適格基準

下記の参入基準は、FPIルートを通じたインドの資本市場へのアクセスに関心を持つ事業者向けに規定されたものです。

- 申請者は、インドに居住していない人物とします
- 在外インド人 (NRI) はインドへの投資ルートにアクセスできません
- 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構 (IOSCO) の多国間覚書 (MMoU) (付録A: 加盟国) に参加調印している、または、居住国がSEBIと二国間覚書 (MOU) に参加調印している国の人物とします
- IOSCO (証券監督者国際機構) 加盟国ではない国のカテゴリ-I事業者の場合、インド政府が承認した国の居住者であればFPI登録を行う資格があります。こういった事業者については、申請はSEBIとインド政府との協議によって処理されます

許容されているIOSCO法域の現在のリストはこちら：<https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories>

SEBIと二国間覚書を結んでいる国のリストはこちら：http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/internationalAffr/IA_BilMoU.html

- 銀行の場合、申請者は、居住国の中央銀行が国際決済銀行 (BIS) のメンバーである国の人物とします

中央銀行がBISのメンバーである国のリストはこちら：http://www.bis.org/about/member_cb.htm

- 申請者が、金融活動作業部会 (FATF) の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと。
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅 (CFT) に対する対抗策の適用が不足している法域、または、
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域

FATF発行の声明書に記載されている国のリストはこちら：<http://www.fatf-gafi.org/topics/high-riskandnon-cooperativejurisdictions> [参照：規則 4(b)、4(c)、4(d)]

- 申請者が、2008年インド証券取引委員会 (仲介機関) 規則の附則IIIに記載されている基準に基づく適当かつ適切な人物であること。
- SEBIが適宜指定するその他のあらゆる基準
- 以下の追加の適格水準は、カテゴリ-III FPI申請者にのみ適用されます。
 - 申請者が、法人化を行った、もしくは事業を設立した、または事業を展開している国の外での証券の投資について、法的に許可を受けていること

- 申請者が、自身で、または、クライアントの代理で投資を行ううえで、基本定款や定款、または、これらに相当する文書や規約により承認を受けていること
- 申請者が十分な経験と優れた実績を備えており、プロとしての能力があり、財務面で健全であり、公正さと誠実さについて一般的に優れた評判を備えていること
- 申請者に対する証書付与が、証券市場の発展にとって利益になること

FPIとしての不透明な構造は許可されていない

不透明な構造とは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものであり、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものを意味します。

構造が不透明な投資家は、事業体の本国の法域における法律に基づいてそういった構造を取ることが必須であり、以下の基準を満たしている場合を除いて、FPI登録に際して考慮されません。

- 申請者が本国の法域で規制下にあること
- 申請者の各ファンドまたはサブ・ファンドがブロード・ベースという基準を満たしていること（投資家が最低20名で、持ち分やユニットの比率が49%を超える投資家がないこと）
- SEBIが実質所有者に関する情報を求めた場合、申請者はこの情報を提供すること

5.4. カテゴリー分類

外国投資家は、以下の三つのカテゴリーのいずれかに従って、FPIとしての登録を目論むものとします

カテゴリー	事業体
I	中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織・機関または多国籍組織・機関といった政府および政府関連の投資家
II	<ul style="list-style-type: none"> — ミューチュアル・ファンド、投資信託、保険／再保険会社といった、適切な規制下にあるブロード・ベースド・ファンド — 銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャー、証券ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーといった、適切な規制下にある人物 — 以下の事柄を条件として、適切な規制下にはないものの、投資顧問会社が適切な規制を受けているブロード・ベースド・ファンド <ul style="list-style-type: none"> — かかるブロード・ベースド・ファンドの投資顧問会社自身がカテゴリーIIのFPIとして登録されていること — 投資顧問会社が、そのすべての原資産のブロード・ベースド・ファンドに関する任務および不作為のすべて、ならびにかかるブロード・ベースド・ファンドが規則の下で行なうその他の行為および事柄のすべてに責任を負うことを保証すること — 大学基金および年金基金 — 既にFIIまたはサブ・アカウントとして部局に登録されている大学関連のエンダウメント
III	エンダウメント、慈善団体、公益信託、財団、法人団体、信託、個人、ファミリーオフィスなど、FPIのカテゴリーIおよびIIの資格を満たさないその他全てのものを含むものとします

カテゴリー分類表に関する注記

- **適切な規制下にあること** — FPIとしての登録を志願する申請者は、関与している外国の法域の証券市場監督機関または銀行監督機関により規制または監督を受けている場合、インドにおける投資を提案する場合と同じ行為能力で「適切な規制下にある」とみなされるものとします。保険会社や再保険会社が、関与している外国の法域の関連する監督機関により規制または監督を受けている場合、インドにおける投資を提案する場合と同じ行為能力で適切な規制下にあるとみなされるものとします
- **ブロード・ベースド・ファンド（広く資金を集めたファンド）** — インド国外で設立または法人化されたファンドで、最低20名の投資家を持ち、ファンドの持ち分やユニットの比率が49%を超える投資家がいけないもの。
 - ブロード・ベースド・ファンドに、ファンドの持ち分やユニットの比率が49%を超える機関投資家が存在する場合、この機関投資家自身がブロード・ベースド・ファンドとなります
 - ある事業体がブロード・ベースドの基準を満たすかを決定するには、ファンドにおける投資家の数、直接投資家、原資産の投資家の確認を行ってください。但し、ファンドにプールし投資を行うことだけを目的に設立された事業体の投資家だけが、原資産の投資家を決定する目的のために検討されます
 - あるFPIが、機関投資家としての銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド (SWF)、保険/再保険会社、年金基金を持っている場合はブロード・ベースドとみなされます。かかる機関投資家は、共同または個別で、いかなる時点でも該当するファンドの株式またはユニットの50%超を保有していなければいけません
 - 原資産のファンドの投資家であることを理由にブロード・ベースドのステータスが達成されている場合、かかる原資産のファンドも、適宜、FPIに規定されている現行の適格要件を満たすことが求められます
 - ブロード・ベースド・ファンドから投資家がエグジットすることで、かかるファンドのカテゴリーIIのステータスが直ちに失われるわけではありません。かかるファンドがブロード・ベースドのステータスを回復するまでのタイムラインは90日間与えられています。90日間の期間を超えてブロード・ベースドのステータスに違反した場合、ファンドは、カテゴリーIIIと再分類されます
- **投資顧問会社を理由とするカテゴリー分類**：規制を受けていないブロード・ベースド・ファンドの場合、こういったブロード・ベースド事業体の投資顧問会社がカテゴリーIIのFPIとして適切な規制・登録を受けている場合、カテゴリーIIのFPIとしての登録を求めることができます。投資顧問会社とは、投資運用、投資顧問、受託者、またはあらゆる同等の役割を行う事業体を意味し、FPIに関する投資関連のコンプライアンスを担当します

条件付登録

申請者が、カテゴリーIIに基づきブロード・ベースド・ファンドとして登録することを希望する、新規に法人化/設立されたものであるものの、申請時点でブロード・ベースの基準を満たしていない場合は、DDPは、以下の条件を満たす場合、この申請から180日間という有効期間を付与したうえで、条件付登録付与を検討することができます。

- 申請者がインド専用ファンドであるか、インドのファンドの元本の最低5%の投資を行うことを保証すること
- 申請者が、条件付登録の有効期限（即ち180日以内）より前に、ブロード・ベースの基準を遵守すると約束すること
- ブロード・ベースの基準への遵守について評価するうえで、FPIはDDPに対し、投資家に関する詳細を提供するものとします。適切なデューデリジェンスを終えた後、DDPは、ブロード・ベースの基準が満たされた場合、ブロード・ベースの基準を満たしたことについて通知を行うことができます
- ブロード・ベースの基準を満たしたことに関する通知をDDPが行う場合、条件付登録はこれを以て登録とみなされるものとします

条件付登録を付与する枠についても、既存のファンドに対して延長され、インド専門ファンドへと転換するよう提案されます。ただし、既存のインド専門ファンドの場合、ブロード・ベースドのステータスを達成するまでに与えられる期間は90日間です。

FPIは、180日間以内にブロード・ベースの基準を満たすことについてDDPの要求を満たすことが出来なかった場合、カテゴリーIIIとして再分類されます。これに該当した事業体の口座は、カテゴリーIIIに基づく残りのKYC書類が整うまでブロックされます。FPIは新しく購入取引を行うことはできませんが、クライアントの口座に現在ある株式を保有／売却することはできます。さらに、クライアントがカテゴリーIIIの下で保有できない証券を保有している場合は、該当する証券への投資を引き上げる必要があります。

5.5. FPI登録書類および手数料要件

5.5.1. 登録書類

FPIとしての証書付与を受けるための申請は、FPI規則の附則一に規定のフォームAで指定預託機関参加者（DDP）宛てに行い、附則二のパートAに規定されている手数料を添えたうえで申請する必要があります。

FPIとしての登録に必要な書類は以下の通りです。

- DDPへの申請（フォームA）
- DDPに提出する標準宣言書／約束事項
- その他の登録関連書類（付録を参照のこと）
- KYC書類
- FATCA／CRS宣言書

注記：近い将来、フォームAと標準宣言書／約束事項は、共通申請フォーム（CAF）と付属書類Aに取って代わられます。登録は、FPI登録、PAN申請、KYC、口座開設（銀行と電子株式を保有するための口座）をリンクさせたオンラインプロセスになります。

5.5.2. 登録手数料

手数料体系を以下に要約しています。

カテゴリー	事業体	登録有効期間
I	免除（以下の注記を参照）	3年間
II	3,000米ドル	3年間
III	300米ドル	3年間

注記 - カテゴリーI投資家の場合、登録手数料の支払は免除されますが、共通の実質所有者を持つFPIの場合、登録手数料免除という特権は、実質所有者が世界銀行やその他の機関などの国際機関／多国籍機関であり、援助提供目的でインド国外で設立されており、中央政府から関税およびその他税金の支払について特権および免除を与えられている場合を除き、一つのFPIだけに適用され、残りの機関はカテゴリーIIに該当する登録手数料を支払うものとしします。

FPIは、DDPに上記の該当する手数料を支払う必要があります。DDPは責任を持って、資金をSEBIの指定銀行口座に送金します。手数料は、SEBIの指定口座に電信送金にて支払います。さらに、カテゴリーIIIからカテゴリーIIに再分類されたFPIは、カテゴリーIIIとカテゴリーIIの違いだけでなくカテゴリーII（3,000米ドル）に適用される登録料全額を支払う必要があります。

5.5.3. 登録プロセスとタイムライン

FPI申請の処理手続における遅延を最低限に抑え、透明性を高めるため、DDPは、完成書類受領後にFPIに対して通知を発行します。DDPは、申請内容にある詳細に沿って、申請者のコンプライアンス責任者に照会を行うことで、登録手続時点で生じるあらゆる質問を解決できるようにしています。

- FPIの登録を完了するうえでDDPに与えられている期間は、記入完成後の書類と手数料やその他情報（ま

たは提起された質問) の受領から30日間です

- 2回の通知／リマインダーを送付後、申請者からの返答がなかった場合や記入完成済み書類と手数料を受け取らなかった場合、DDPは10日間という合計期間内に申請の終了／返送を検討することができます

5.5.4. 登録有効期間と登録の更新

FPIとしての登録は、最初の登録日から3年間の期間にわたって有効です。登録を継続するには、FPIは、現在の登録内容の有効期限が満了する少なくとも15日前に申請者から指定預託機関参加者 (DDP) に更新を依頼する書面と手数料を提出しなければいけません。

更新を依頼する書面では、登録した時点以降の、FPIが以前に提出した登録内容への変更の有無を記載する必要があります。登録内容に変更がない場合、DDPは、以前に提出した情報に変更がない旨をFPIが具体的に宣言した内容に依拠して手続きを行うことになります。しかし、登録内容に変更があった場合、その旨がDDPに通知されます。

5.6. PAN (Permanent Account Number: 税務番号) に関する要件

インドでFPIとして登録されている各事業体には、インドで事業を開始する（電子株式を保有するための口座を開設してインドの証券に投資する等）前に、納税登録番号であるPANを取得することが求められています。納税登録は、税務当局とのあらゆる連絡の際に記載する必要があります。

PANカード取得手順

PAN取得に際し、FPIは、規定のフォーム（フォーム49AA）で申請を行うことが求められています。この正式に記載された申請フォームは、必要情報および必要書類とともに、指定当局に送信することが必要です。PAN取得に必要な情報や書類は、企業、信託、パートナーシップ、個人など、申請者の法的ステータス／形式によって異なります。PANカード取得に際しては、一般的にはFPIが指名した税務コンサルタントが支援を行います。

直接税中央委員会 (CBDT) は、法人申請者に対し、PANサービスのプロバイダーである M/s NSDL eGov (NSDL e-Governance Infrastructure Limited) および M/s UTIITSL (UTI Infrastructure Technology and Services Limited) ポータル上で、PANおよび税控除アカウント番号／徴税アカウント番号 (TAN) 向けのデジタル署名証明書 (DSC) ベースの申請プロセスの導入を通知しました。新しいプロセスでは、PANとTANは有効なオンライン申請から1日以内に割り当てられます。

新しいPAN申請プロセスの重要情報

- 新しいプロセスでは、PANは24時間以内に割り当てられます
- PAN申請は電子的に行う必要があります
- PANのオンライン申請をするにあたって、申請者である企業の正式署名者には、インドのベンダーが発行したデジタル署名証明書 (DSC) が必要になります
- DSCの取得については、申請者には申請フォームだけでなく文書（アポストイーユの付いたもの／公印承認されたもの）をインド当局に提出することが求められています。DSCを取得するプロセスには通常約一週間かかります
- 本人確認や住所確認のための追加文書（アポストイーユの付いたもの／公印承認されたもの）を、PANフォームとともにアップロードする必要があります

申請内容を提出すると、申請番号という形式で通知が送信され、この申請番号で申請状況を追跡できます。送信された詳細が確認され、手続がなされると、申請者に書留郵便でPANカードが送付されます。

PANに必要な情報および書類

申請者が企業／信託／パートナーシップ（外国の個人以外など）などの法的事業体である場合

シリアル番号	申請に必要な詳細事項
1	名称（フルネーム）
2	設立日（DD/MM/YYYY）
3	登録番号
4	オフィスのフルネームと所在地（州名、国名、郵便番号も含める）
5	正式署名者の氏名、役職、メールアドレス
6	電話番号／携帯電話番号（ISDコードとSTD／局番も含める）
7	法人設立国での申請者の法的ステータス
8	収入源に関する詳細（収入源は必須） a. 事業／職業から得ている収入 b. キャピタルゲインから得ている収入 c. その他収入源から得ている収入
9	所定の顧客確認（KYC）要件

証券保管機関は、預金口座を開設する前に、所得税局ウェブサイトにあるインドの所得税局が発行したPANカードを承認する必要があります。このため、申請者の事業体は、預金口座を開設するための認証目的で、PANカード原本、またはコピーを証券保管機関に提出する必要があります。

SEBIは、口座開設時に、仲介機関が所得税部門が認可したウェブサイトからオンラインでFPIのPANを確認することも許可しています。これにより、口座開設時にFPIからPANカードのコピーを取得する要件が緩和されます。

但し、FPIは、以下の期間までに、PANカードのコピーを仲介機関に提出する必要があります。

- 口座開設から60日以内、または
- インド国外に資金を送金する前、のいずれか早い方

現行のプロセスをさらに簡略化するための次のステップとして、直接税中央委員会（CBDT）は、PANが割り当てられたすべての申請者に物理PANカードの発行に加えてEメールで送信されるE-PANカードを導入しました。FPIは口座開設時に電子納税者番号（E-PAN）カードを市場仲介機関と共有することができますため、必ずKYC基準を遵守できます。

5.7. その他の適用される規範

5.7.1. 名称の変更

FPIが名称を変更した場合、新名称の更新／取込リクエストは、名称の変更を証明する書類を添えたうえで、FPIがDDPに提出する必要があります。名称変更に関連する書類は以下の通りです。

- 旧名称で付与された当初のFPI登録証明書
- 名称の変更を示す自国の監督機関からの書類の謄本
- 名称の変更を示す会社登記官（または同等の機関）（該当する場合）からの書類の謄本
- 単に名称の変更だけであり、実質所有者に変更はないことを記したFPIによる約束宣言書

上記書類とともに名称変更の依頼の受領を受け、DDPは、登録証明書とデータベースに名称変更を実行するものとします。FPIからDDPに名称変更の通知が6カ月を超えて遅れて行われた場合、規則23(1)(c)違反となり、適切とみなされる場合、SEBIにより刑罰措置が適用されるものとします。適切な措置を取るために、DDPには、かかる報告遅延のケースのすべてについて、SEBIに通知することが求められています。

名称変更を行うFPIは、所得税課が発行した新名称でのPANカードを取得する必要があります。クライアントには税務コンサルタントに連絡を行うことが要求されます。新名称のPANカードはKRAのKYCを完成させるうえで必要になります。

5.7.2. 本国法域での遵守 – ステータスの変更

— FPI登録付与時点でSEBI (FPI) 規則を遵守していた法域が非遵守となった場合 (つまり、IOSCO / BISのメンバーではなくなった、または、関与している法域がFATFの声明書により「高リスク」で「協力的でない」法域であるとしてリストアップされた)、関与しているDDPは、該当する法域に属しているそのFPIが、その法域がSEBI (FPI) 規則を遵守するようになるまで、新しく購入を行うことを許可してはならないものとします。但し、FPIは、既に自身が購入した証券を引き続き保有しておくことはできます

関与しているDDPは、SEBIに対し、該当する法域のリストとともに、その法域に属しているFPIの詳細について通知を行わなければならないものとします。

5.7.3. 重要情報の変更

— 規則に基づき、DDPおよび／またはSEBIに対してFPIが以前に提供した情報 (当局に代わってDDPが付与した証書に関係があるもの) に重要な変更がある場合、変更について直ちにDDPおよび／またはSEBIに通知を行わなければならないものとします

— 重要な変更の例としては、支配権の直接的または間接的な変更、規制状況の変更、合併、分割、事業再編、カテゴリの変更、構造の変更などが挙げられます

— DDPは、こういった重要な変更について全て精査し、FPIの適格性について再評価するものとします

— FPIからDDPに重要な変更の通知が六カ月以上遅れて行われた場合、DDPは、直ちに全てのケースをSEBIに通知し、適切な措置を請うものとします

5.7.4. DDPの変更

FPIまたはそのグローバル・カストディアン (GC) が国内のカストディアン (証券保管機関) / DDPへと変更を希望する場合、かかる変更の手数料については以下の通りとなります。

— GCが明白に、FPI事業体によるかかる変更手順を取ることを承認されている場合、FPIまたはそのGCが提出します

— 現行の／譲渡人の証券保管機関／DDPからの異議がない旨の書面を受領したことを受け、新しい／譲受人の証券保管機関／DDPによる承諾

— 新しい／譲受人の証券保管機関／DDPは、現行の／譲渡人の証券保管機関／DDPが行ったデューデリジェンスに依拠することができます

— 新しい／譲受人の証券保管機関／DDPは、FPIが継続的に登録を継続する申請を行う時点で、十分なデューデリジェンスを行うことが求められます

新しい／譲受人の証券保管機関／DDPは、以下を行います。

— かかる証券保管機関／DDPの変更をSEBIに通知します

- GCから変更の依頼を受けた場合、国内の証券保管機関／DDPの変更に関し、関係しているFPIのコンプライアンス責任者に通知します

5.7.5. マルチ・マネージドFPI事業体

事業体が複数の投資運用会社（MIM構造）とやり取りを行っている場合、かかるFPI事業体は、各投資運用会社についてSEBIと複数の登録を取得することが許可されています

- これにより、かかるFPIは、各登録について異なる国内の証券保管機関／DDPを任命することができます
- かかる複数の登録に基づいて行われた投資は、投資上限額のモニタリングに使用されます
- マルチ・マネージドFPI事業体のPANが同じ場合、かかるマルチ・マネージドFPI事業体間の資産移転は許可されています

5.7.6. プライベートバンクと商業銀行

— 銀行業の規制当局によって「適切な規制下にある」としてカテゴリーIIのFPIを求めるプライベートバンクと商業銀行は、現在では自己勘定投資を行うことも、投資家に代わって投資を行うことも許可されるようになりました

- 自己勘定投資を行うプライベートバンクは、別途登録が必要です
- プライベートバンクや商業銀行が、以下の旨を宣言した宣言書を提出した場合、投資家に代わって投資を行っているプライベートバンクは集団投資ビークルとして登録できます
 - 実質所有者の詳細が入手可能であり、規制当局の要求に応じて提供すること
 - 銀行は投資家との間で機密保持の取り決めがなく、秘密法または機密保持条項がインドの規制当局による要求に従って実質所有者の詳細を開示することを妨げないよう、必要なすべての法的または規制上の取り決めを設けていること
- クライアントに代わり投資を行っているプライベートバンクや商業銀行の集団投資ビークル（CIV）は、以下の事柄を確認する必要があります
 - クライアント／投資家は、2005年マネーロンダリング防止（記録の維持）規則に従って、クライアント／投資家の実質所有者（BO）の特定を含め、顧客確認（KYC）規範を満たす必要があります
 - クライアント／投資家またはそのBOは、インド居住者／在外インド人（NRI）／インド海外市民であってははいけません
 - クライアント／投資家が、金融活動作業部会の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない法域
 - クライアント／投資家は以下の特徴を備えることはできません
 - 適格基準に基づいて定義された不透明な構造
 - 無記名株式構造
 - 銀行のCIV（オフショアデリバティブ商品：ODIを除く）はブロード・ベースドでなければならず、すべてのクライアント／投資家に共通のポートフォリオがなければいけません

5.7.7. 保険・再保険会社

— 適切な規制下にあるブロード・ベースドの保険・再保険会社は、以下の条件に従い自己勘定資金やユニットリンク商品／投資商品に投資を行います

- 保険・再保険会社によるインドへの投資は、分割されていない共通のポートフォリオとして維持されなければいけません
- 分離ポートフォリオまたは投資家／保険契約者レベルの投資構造は許可されていません

5.7.8. 適切な規制下にある資産運用会社、投資運用会社／顧問、ポートフォリオマネージャー、証券会社、スワップディーラー

- 資産運用会社 (AMC)、投資運用会社／顧問、ポートフォリオ・マネージャー、ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーなど、カテゴリーII FPIとして許可された適切な規制下にある人物は、以下に投資を行うことが許可されています
 - 自己勘定資金
 - 以下としての、別個の登録を取得することによるクライアントの資金
 - FPIを発行しているODI、または
 - ブロード・ベースドの条件を満たし、共通のポートフォリオを持った後
 - テーマ別ポートフォリオを持つ資産運用会社（各テーマがブロード・ベースドに基づいている場合）は分離構造を持つことができます

5.7.9. 登録の取り消し

FPIが登録証書の取り消しを希望する場合、DDPに申請を行うことができます。DDPは、以下の事項を確認後、登録の取り消しを受諾するものとします。

- 申請者がSEBIに支払うべき未払残高が存在しないこと
- 該当する申請者の証券口座と銀行口座の保有額がゼロであること
- SEBIがNOCを提供済みであること

5.7.10. 登録期限失効後の証券売却手続

- 登録継続を希望せずに一部の証券の保有を希望するFPIは、登録期限失効後に該当する証券を保有することができます。こういったFPIは、FPI登録期限が失効した後、この件に関してDDPから特定の許可を受けることを条件に、後ほど処分するために残余分の証券を保有することを許可されるものとします
- 登録期限失効後にFPIが投資の引揚げを行うための許可を依頼する際の手順は以下の通りです。
 - 登録期限失効時点で、投資引揚げの許可を希望するFPIは、保有銘柄の詳細とともにDDPにリクエストを行います
 - DDPは、6カ月間の初期有効期間を持つ投資引揚げ許可を付与することができます
 - 必要な売却取引は、DDPからの許可を受けて初めて、FPIが実行するものとします
 - 許可は、登録期限失効日時点でFPIが保有している証券の売却を許可することだけを目的に付与されるものとします。登録期限失効後は、一切の購入取引は許可されません
 - 現在保有している証券に関連する給付や株主割当発行増資の申込は許可されています
 - FPIが6カ月以内に証券を売却することが不可能な場合、DDPに連絡のうえ、延長許可を願い出ることができます。許可を願い出の場合、延長を依頼する理由を述べ、現在の保有銘柄の明細書を、要求されたフォーマットで提出する必要があります。願出は、ケースのメリットに基づいて検討されます

5.7.11. 種類株式の追加

以下に該当する種類株式の追加の場合

- 共通のポートフォリオはすべての種類の株式／ファンド／サブファンドにわたって維持されており、

かかる種類株式の追加後、ブロード・ベースド基準はポートフォリオレベルやファンドレベルで満たされ、DDPからの事前承認は不要です

- 分離されたポートフォリオが維持されている場合
 - FPIは各種類株式レベルでブロード・ベースド基準を個別に満たす必要があります
 - FPIは、このような種類株式の追加についてDDPから事前の承認を得る必要があります
 - かかる種類株式の追加のためのPCC/MCVのステータスに関する宣言書および約束事項をDDPが取得します

ブロード・ベースドではない複数の種類株式を追加する場合は、DDPが発行した承認日から180日以内に、新たに追加されたすべての種類株式がブロード・ベースドのステータスに達するという約束をDDPが取得することができます。

5.8. 外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任

外国ポートフォリオ投資家は、以下の事項に従うものとします。

- 適用される範囲のFPI規則の条項、それに基づき発行された回状、SEBIが適宜指定したその他すべての規約を遵守すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提出した情報について、重要な点において間違い、または誤解を招くとみなした情報が見つかった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提供した情報について、重大な変更があった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- SEBIまたはその他の政府機関が必要とする場合、FPIとしての活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出すること
- 罰則、係争中の訴訟または訴訟手続き、海外の規制当局によって措置がすでに取りられた、または取られている最中である調査や捜査がある場合、直ちにSEBIおよびDDPに通知すること
- 所得税部門からPANを取得すること。明確化された通り、投資を行っていないFPIを含め、すべてのFPIがPANを取得する必要があります
- FPIとしての活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規則、規制、適宜発行される回状に従い、DDPに対してこの趣旨を約束することを表明すること
- DDPが要求する表明および約束を行うこと
- DDPが要求する付加的情報または書類を提出して、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規則および規制、金融活動作業部会基準およびSEBIが適宜発行する回状を必ず遵守すること
- 2008年SEBI（仲介機関）規則附則IIにある適合した適切な人物を遵守すること
- 共同保有預金口座の場合、各保有者は、FPI向けに指定されている要件を満たさなければならず、各保有者は、FPIとして預金口座を保有するとみなされるものとします。一連の最終的実質所有者が複数の事業体を通じて投資を行う場合、かかる事業体は、同一の投資家グループとして扱われ、かかる事業体全ての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます。FPIの構造または実質所有権に直接的もしくは間接的な変更が生じた場合、直ちにDDPに通知を行うものとします

5.9. 行動規範

FPIは、常に、FPI規則の附則三に規定されている行動規範に従うこと

- FPIとその主要人物は、インドの証券市場におけるあらゆる取引について、高水準の公正さ、誠実性、プロフェッショナリズムを以て、仲介機関、規制当局、およびその他の政府機関と接すること
- FPIは、常に高水準のサービスを提供し、デューデリジェンスおよび独立したプロとしての判断を執行すること

- FPIは、自身やクライアントの代理として行う取引に関し、機密性を保証・維持すること
- FPIは、以下の事項を保証するものとします
 - 自身の資金／証券とクライアントの資金／証券を明確に区別すること。
 - ファンド運用／投資事業とその他事業との対等な関係を維持すること
- FPIは、適切なレベルの知識と競争力を維持し、実行する活動に該当し、関連がある法律、規則、ならびにこれらに基づき発行された回状およびガイドラインの条項を遵守すること。外国ポートフォリオ投資家は各自、オンブズマンの裁定および2003年インド証券取引委員会（オンブズマン）規則の決定事項も遵守すること
- FPIは、DDP および／またはSEBIに提供するいかなる書類、報告書、情報においても、真実でない記述または重要事実の隠蔽を行ってはならない
- FPIは、優れた企業ポリシーとコーポレートガバナンスに従っていることを保証すること
- FPIは、インドの証券取引所に上場されている証券の取引において、詐欺取引および操作取引に従事してはならない
- FPIまたはその取締役もしくは経営者は、自身の口座または関係者もしくは家族、親戚、友人の口座を通じて、いかなるインサイダー取引も行ってはならない。
- FPIは、以下に挙げる事項に関して、当事者となったり、支援を行ったりしてはならない
 - インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券において、虚偽の市場を作り出すこと
 - インドの証券取引所に上場されている、または、上場予定の証券の価格つり上げや価格操作を行うこと
 - 価格に敏感な情報を、証券市場に属する人物や仲介機関に伝達すること

5.10. 外国ポートフォリオ投資家向け口座構造

インドは受益者認識市場であるため、分離口座を投資家レベルで開設する必要があります。オムニバス構造は許可されていません。

投資家カテゴリー	預金口座／証券口座	現金口座
FPI	分離預金口座	分離現金口座

6 比較表

6.1. カテゴリー分類の効果

下表は、FPIに適用されるカテゴリー分類モデルの違いをハイライトしたものです。

シリアル番号	詳細	カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
1	手数料 (登録と更新)	手数料なし*	3,000米ドル	300米ドル
2	KYC	簡略化された書類要件	事業体レベルで合理化された書類、実質所有者の特定	事業体レベルと実質所有者レベルでの徹底的な書類要件
3	適格機関投資家 (QIB)ステータス	QIBステータスが付与される	QIBステータスが付与される	QIBステータスなし
4	オフショアデリバティブ商品 (ODI)の発行	許可されている FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産とするODIを一対一ベースで発行することは禁止されています	許可されている 但し、投資顧問会社が規制下にあることを理由にカテゴリーIIとカテゴリー分類されている投資家はODIの発行は許可されていない FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産とするODIを一対一ベースで発行することは禁止されています	許可されていない

シリアル番号	詳細	カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
5	株式取引 に対する 証拠金	Tには証拠金は 適用されない 早期払込が行われない 限り、T+1に証拠金が 適用される	Tには証拠金は 適用されない 早期払込が行われない 限り、T+1に証拠金が 適用される	カテゴリーIIIでは、 Tにおける証拠金 前払いが、企業、個人、 ファミリーオフィスである FPIに適用される。 その他全てのカテゴリーIII のFPIの場合、 要件はカテゴリーI & IIの FPIと同じ
6	通貨 デリバティブ 部門の ポジション 上限額	カテゴリーIのFPIには通 常より高いポジション上 限額が定められている。 全ての契約の建玉総 額が、建玉残高合計 額の15%、または、各 通貨ペアに対して指定 されている最高限度額 のいずれか高い方を超 えてはならない	カテゴリーIIのFPIには通 常より高いポジション上 限額が定められている。 全ての契約の建玉総 額が、建玉残高合計 額の15%、または、各 通貨ペアに対して指定 されている最高限度額 のいずれか高い方を超 えてはならない	カテゴリーIIIのFPIには 通常より低いポジショ ン上限額が定められ ている。全ての契約の 建玉総額が、建玉残 高合計額の6%、また は、各通貨ペアに対 して指定されている最 高限度額のいずれか 高い方を超えてはならない
7	株式 デリバティブ - 指数先物と オプション	カテゴリーIのFPIには、 デリバティブセグメント のFIIに適用される ポジション上限額がある - 50億インドルピー、 または、個々の契約に おける市場の建玉 残高合計額の15%、 のいずれか高い方	カテゴリーIIのFPIには、 デリバティブセグメント のFIIに適用される ポジション上限額がある - 50億インドルピー、 または、個々の契約に おける市場の建玉 残高合計額の15%、 のいずれか高い方	カテゴリーIIIのFPIには、 クライアントレベルの ポジション上限額に似た ポジション上限額があり、 デリバティブセグメント に適用される
8	株式 デリバティブ - 個別株	カテゴリーIのFPIには、 デリバティブセグメント のFIIに適用される ポジション上限額がある - 該当する市場全体の ポジション限度額の20%	カテゴリーIIのFPIには、 デリバティブセグメント のFIIに適用される あポジション上限額がる - 該当する市場全体の ポジション限度額の20%	カテゴリーIIIのFPIには、 クライアントレベルの ポジション上限額に似た ポジション上限額があり、 デリバティブセグメント に適用される
9	金利 先物	カテゴリーIのFPIには、 ポジション上限額がある - 60億インドルピー、 または、 個々の残存期間における 市場の建玉残高合計額の 10%、のいずれか高い方	カテゴリーIIのFPIには、 ポジション上限額がある - 60億インドルピー、 または、 個々の残存期間における 市場の建玉残高合計額の 10%、のいずれか高い方	カテゴリーIIIのFPIには、 ポジション上限額が ある - 60億インドルピー、 または、 個々の残存期間における 市場の建玉残高合計額の 10%、のいずれか高い方
10	ブローカー 経由の 取引	社債の取引は ブローカーなしでの 取引が許可されている	社債の取引は ブローカーなしでの 取引が許可されている	社債の取引には ブローカーが必要

* カテゴリーI投資家の場合、登録手数料の支払は免除されますが、共通の実質所有者を持つFPIの場合、登録手数料免除という特権は、実質所有者が世界銀行やその他の機関などの国際機関／多国籍機関であり、援助提供目的でインド国外で設立されており、インド政府から関税およびその他税金の支払について特権および免除を与えられている場合を除き、一つのFPIだけに適用され、残りの機関はカテゴリーIIに該当する登録手数料を支払うものとします。

6.2. 外国投資家に許可されている投資

下表は、様々なカテゴリーの投資家が利用できる投資商品の種類についてまとめたものです。

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
株式市場	上場株式	✓	✓*	✓*
	非上場株式	利用不可	✓	✓
	優先株式	✓	✓	✓
	ワラント	✓	✓	✓
	分割払い込み株式	✓	✓	利用不可
債券	長期国債	✓	利用不可	利用不可
	短期国債	✓*	利用不可	利用不可
	コマーシャル・ペーパー	利用不可	利用不可	利用不可
	定期預金	利用不可	利用不可	利用不可
	社債 - 転換不可能	✓*	利用不可	✓*
	社債 - 転換可能	✓*	✓	✓
	デフォルトの社債	✓	利用不可	利用不可
	非上場社債 - 転換不可能***	✓	利用不可	✓*
	海外インドルピー建て債券 (マサラ債)	✓	利用不可	利用不可
	信用強化債券	✓	利用不可	利用不可
	投資信託	投資信託のユニット	✓**	利用不可
	上場投資信託 (ETF) (金ETFを除く)	✓	利用不可	利用不可
デリバティブ商品	指数先物	✓	利用不可	利用不可
	指数オプション	✓	利用不可	利用不可
	株式先物	✓	利用不可	利用不可
	株式オプション	✓	利用不可	利用不可
	金利先物	✓	利用不可	利用不可
	通貨デリバティブ	✓	利用不可	利用不可
	クロスカレンシーデリバティブ	✓	利用不可	利用不可
その他	銀行のTier IやUpper Tier II商品といった永久債務証券	✓	利用不可	利用不可
	集合投資ファンド	✓	利用不可	利用不可

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
	資産運営会社 (ARC)	✓	✓	利用不可
	ARC/証券化会社が発行した セキュリティ・レシート	✓	利用不可	利用不可
	証券貸借 (SLB)	✓	利用不可	利用不可
	カテゴリーIオルタナティブ投資ファンド	利用不可	✓	✓
	カテゴリーIIオルタナティブ投資ファンド	利用不可	✓	利用不可
	カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド	✓	✓	利用不可
	不動産投資信託 (REIT)	✓	✓	利用不可
	インフラ投資信託	✓	✓	利用不可
	証券化債務	✓	利用不可	利用不可

* 特定の資産クラスや投資ルートでは、追加の制限や条件が適用される場合があります

** 投資信託の短期投資スキームのユニット - FPIは、流動性のある投資信託や短期金融市場投資信託への投資ができません。債券投資信託への投資は、社債上限額に基づいて計算されます

*** 非上場社債はエンドユーザー使用制限遵守条件があります

FPIは、一部払込済商品への投資ができません

7 顧客確認 (KYC) フレームワーク

カテゴリー分類モデルの導入により、SEBIとRBIが規定するリスクベースのKYCの採用が容易になりました。カテゴリー分類では、FPIに適用されるカテゴリーによって、書類要件は異なります。下表から分かるように、カテゴリーIでは書類要件が最小限であるのに対し、カテゴリーIIIでは徹底的な書類要件が規定されています。申請者は、SEBIが発行した標準KYCフォームに記入し、カテゴリーに従う以下のリストに記載されている必要補足書類を提出する必要があります。証券保管機関/DDPは、DDPによる登録プロセスが完了すると、以下の書類をKRAポータルにアップロードして、他の市場仲介機関がKYC要件にアクセスして完了できるようにします。下記のKYCの要件とは別に、各仲介機関は、内部ポリシーに従って強化されたデューデリジェンスを実施するための追加の書類要件を実施している場合があります。

現行の市場規範に従って、すべての市場仲介機関がFPI登録および口座開設要件としてFATCA/CRS自己申告証明を要求しています。各仲介機関は新しいクライアントのオンボーディング前に自己申告証明フォームを要求する場合があります。

7.1. FPI向けKYC

書類要件	書類	FPI カテゴリー-I	FPI カテゴリー-II	FPI カテゴリー-III
事業体レベル	法定文書 ¹	必要	必要	必要
	住所証明	必要	必要	必要
		- 所在地を記載した委任状 (POA) が住所証明として受け付けられている	- 所在地を記載した委任状が住所証明として受け付けられている	- 委任状とは異なる住所証明を提出
	PANカード ²	必要	必要	必要
	財務書類	免除*	免除*	必要 ³
	SEBI登録証明書	必要	必要	必要
	当局決議 ⁴	免除*	必要	必要

書類要件	書類	FPI カテゴリー – I	FPI カテゴリー – II	FPI カテゴリー – III
	十分な銀行関係のための バンク・レター	不要	不要	必要
	FATCA/CRSフォーム	必要	必要	必要
	KYCフォーム	必要	必要	必要
経営陣 (常勤取締役/ パートナー/ 受託者など)	リスト	必要	必要	必要
	身分証明	免除*	免除*	レターヘッドに 記載した事業体の 宣誓書* - フルネーム、 国籍、生年月日、 または 写真付き身分証明
	住所証明	免除*	免除*	レターヘッドに 記載した 宣言*
	写真	免除	免除	免除*
正式 署名	リスト & 署名	必要 — グローバル・証券 保管機関へのPOA の場合、GCの署名 リストが提供される 場合がある	必要 — GCへのPOAの 場合、GCの署名 リストが提供される 場合がある	必要
	身分証明 ⁵	免除*	免除*	必要
	住所証明	免除*	免除*	レターヘッドに 記載した 宣誓書*/詳細 が必要
	写真	免除	免除	必要
最終的 実質所有者 (UBO) ⁶	リスト	免除*	必要 - UBOは 次のように 特定される • 規定の閾値に従う。 • 実質所有権と 規定のフォーマット で提供される 支配ベースの データポイント に基づく	必要 - UBOは 次のように 特定される • 規定の閾値に 従う。 • 実質所有権と 規定の フォーマット で提供される 支配ベースの データポイント に基づく

書類要件	書類	FPI カテゴリー-I	FPI カテゴリー-II	FPI カテゴリー-III
	身分証明	免除*	免除*	必要
	住所証明	免除*	免除*	レターヘッドに記載した宣誓書*/詳細が必要
	写真	免除	免除	免除*

表への注記

* 銀行口座の開設では不要。但し、対象のFPIは、監督機関/法執行機関の要求により、銀行に関連書類を提出するという約束書を提出します。

¹ 公式の定款の代わりとして、目論見書や情報メモも受け付けられています

² CBDTが電子納税者番号（E-PAN）カードを導入しました。FPIは口座開設時にE-PANカードを市場仲介機関と共有することができるため、必ず顧客確認（KYC）規範を遵守できます

³ カテゴリーIIIのFPIから求められる財務データは以下の通りです

- 監査済み年次財務諸表、または、監査人が純資産について証明している証明書
- 新しいファンド、企業、ファミリーオフィスの場合、発起人の監査済み財務諸表を提供できます

⁴ KYC目的の取締役会決議の代わりに代替書類

- グローバル・証券保管機関/現地証券保管機関に付与される委任状
- 目論見書/インフォメーション・メモランダム/株式公開買い付け公示文書/投資顧問契約/監督機関提出書類

⁵ アドハー（Aadhaar：アドハーはインドの固有識別番号庁（UIDAI）が発行する固有識別番号（UID）です）の資格を満たす人物は、身分証明としてアドハーを提出する必要があります。アドハーの資格を満たさない人物は、PANを提出する必要があります。アドハーの資格を満たす人物は、DDP/証券保管機関がアドハーの認証を行うことを許可する同意の宣言書の提出も必要です。

⁶ 実質所有者の特定と認証

- 実質所有者（BO）とは、FPIを最終的に所有またはコントロールする自然人であり、2005年マネーロンダリング防止（記録の維持）規則（以下、「PMLA規則」）の規則9に従って特定される必要があります
- FPIのBOは、所有権（所有権または資格とも呼ばれる）のコントロールとコントロール基準に基づいて識別される必要があります
- 持分権（または所有権/権利）のコントロールに基づいてFPIのBOを特定するうえでの重要性基準値は、以下に記載するPMLA規則に規定されているものと同じである必要があります
- 企業の場合は25%
- パートナーシップ企業、信託、非法人団体の場合は15%
- 「高リスク国」のFPIについては、BOの特定のために10%という通常よりも低い重要性基準値を適用することができ、また、カテゴリーIIIのFPIに適用可能なKYC書類が必ず必要です
- 実質所有者を特定するための重要性基準値は、最初にFPIレベルで適用する必要があります。次に、中間株主/所有者事業体の実質所有者を特定するためにルック・スルー原則が適用されます
- FPIの重要性基準値以上の持分がある実質所有者のみ、ルック・スルー原則を通じて特定する必要があります
- 重要性基準値を使用してFPI内に重要な株主/所有者の実体が特定されなかった場合、BOがFPIの最高幹部となります
- BOは、以下のような、国連安全保障理事会の制裁措置リストにある人物、または金融活動作業部会（FATF）の公表書類で特定されている法域からの人物であってははいけません

- 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域
- 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域
- カテゴリーIIおよびIIIのFPIについて、上記の基準に従って特定されたBOは、規定のフォーマットに従って詳細を提供する必要があります
 - リストは、リストに記載されているもの以外に他のBOがないことを指定し、FPIが認証している必要があります

UBOのデータポイントを提供するためのフォーマット

Sl.	実質所有者 (自然人)の 名前および 住所	生年月日	税務上の 居住国	国籍	単独もしくは 一人または複数の 自然人のグループ として行動して いるかどうか、 その名前と住所	FPIの株式保有/ 資本/利益の 持ち分への BOグループの 比率	BOの税務居住者 番号/社会保障 番号/パスポート 番号(いずれでも 提供のこと)
1							
2							

FPIの構成要素としてのNRI/OCI/在住インド人 (RI)

これらの人物は、以下の時点まで許可されています。

- 単独のNRI/OCI/RIの寄与分 (NRI/OCI/RIが管理している投資運用会社のものを含む) が25%未満
- 寄与分の累計がFPIの元本の50%未満

上記の制限は、インド国内の投資信託にのみ投資を行っているFPIには適用されません。

以下に該当することを条件として、FPIは、NRI/OCI/RIに管理/所有されている投資運用会社 (IM) によって管理されることができます。

- IMが本国で適切な規制下にあり、SEBIに非投資FPIとして登録されている、または
- IMがインドの法律に基づいて法人化または設立されており、SEBIに適切に登録されている

無記名株式構造は許可されていません

- PMLA規則に従ってFPIのBOを特定するための閾値に基づいて特定されたFPIまたは投資家が、無記名株式を発行していないこと
- PMLA規則および/または該当する国内法の規制に従ってBOを特定するための閾値に基づいて特定されたFPIまたはその投資家の法的規約が無記名株式の発行を許可している場合、FPIは次のことを証明する必要があります。
 - 無記名株式を発行しておらず、発行済の無記名株式を保有していないこと、および
 - 無記名株式を発行する予定がないこと

KYC登録機関（KRA）

顧客は、SEBIが規定するKYC要件に従う必要があり、FPIとしての申請を行った時点でKYCデータをKYC登録機関（KRA）システムにアップロードしなければいけません。

追加ガイドライン

- 顧客と契約上の合意を行っているブローカーなどの証券保管機関や仲介機関は、FPIの代理としてKRAポータルに最新版のKYC情報の全てをアップロードする必要があります
- KYC書類を提出しなかった場合、提出しなかった投資家には、取引が許可されません
- 信頼できる公開情報源から得られる情報（監督機関、取引所、自主規制機関、登記局ウェブサイトなど）に依拠することは許容されます。但し、かかる書類の控えを適格外国投資家/FPIに送付し、情報の有効性を確認しなければいけません。これらの書類は、(a) 書類の出所、および(b) それに署名を明記したうえで、仲介機関の正式承認を受けた担当官が立証する必要があります。KYC目的で提出された書類は、以下に記述されたカテゴリーのいずれか一つにより、自己証明と立証が行われなければいけません
- 公証人、指定商業銀行/協同組合銀行、または多国籍外国銀行のマネージャー（控えに名前、役職、押印が必要です）
- 在外インド人（NRI）の場合、インドに登録されている指定商業銀行の海外支店の承認済担当官、顧客が所在している当地の公証人、治安判事、判事、インド大使館/領事館を使用して、書類の立証を行うことが許可されています
- グローバル・証券保管機関銀行
- 委任状に記載されている所在地が、KYCフォームに記載されている所在地と異なる場合、特定の住所について追加の住所証明を提出する必要があります
- 住所証明には、2カ月以内に発行された公共料金請求書や海外の銀行残高証明書が利用できます

定期的KYC： KYC詳細事項は更新後も、適宜、監督機関からの規定に応じて、定期的な見直しプロセスの対象となります。KYCの見直し（BOの変更/保有割合の変更を含む）は、FPIのリスク分類に基づいて行われなければいけません。

- リスクの高い国のカテゴリーIIIおよびカテゴリーIIのFPIの場合、KYCの見直しは年1回実施する必要があります
- その他すべてのクライアントの場合、KYCの見直しは3年ごと、できればFPI登録の継続時に行う必要があります
- KYC書類が提出されていない場合、そのクライアントに対し、それ以上の購入取引は許可されません

7.2. 外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家

書類の種類	書類	企業	パートナーシップ会社	信託
事業体レベル	制定文書	必要 - 基本定款、定款、および会社設立証書の控え	必要 - (登録されている場合) 登録のパートナーシップ規約証書の控え	登録された信託の登録証の信託証書の控え
	住所証明	必要	必要	必要

書類の種類	書類	企業	パートナーシップ会社	信託
	PANカード	必要	必要	必要
	財務書類	過去2年間の貸借対照表の控え (毎年提出)	過去2年間の貸借対照表の控え (毎年提出)	過去2年間の貸借対照表の控え (毎年提出)
	SEBI登録証明書	FVCI投資家にはSEBI登録が必要		
	取締役会／パートナー／メンバーの決議、または証券市場への投資を許可するその他の同等の書類	必要	必要	必要
	FATCA／CRS フォーム	必要	必要	必要
	KYC フォーム – フォーム11	必要	必要	必要
経営陣 (常勤取締役／パートナー／受託者など)	リスト	必要	必要	必要
	身分証明	必要	必要	必要
	住所証明	必要	必要	必要
	写真	必要	必要	必要
正式署名	リスト&署名	必要	必要	必要
	身分証明 ¹	必要	必要	必要
	写真	必要	必要	必要
最終的実質所有者 (UBO)／株式保有パターン	リスト	必要 - 最終的実質所有者まで	必要 - 最終的実質所有者まで	必要 - 最終的実質所有者まで
	身分証明	保有割合が大きいUBOが特定された場合は必要	保有割合が大きいUBOが特定された場合は必要	保有割合が大きいUBOが特定された場合は必要
	住所証明	必要	必要	必要

¹ アドハラの資格を満たす人物は、身分証明としてアドハラを提出する必要があります。アドハラの資格を満たさない人物は、PANを提出する必要があります。アドハラ (Aadhaar) はインドの固有識別番号庁 (UIDAI) が発行する固有識別番号 (UID) です。アドハラの資格を満たす人物は、DDP／証券保管機関がアドハラの認証を行うことを許可する同意の宣言書の提出も必要です。

8 投資ガイドライン

FPIは、以下の商品に投資を行うことを許可されています。

株式市場	債券市場	デリバティブ商品	その他
<ul style="list-style-type: none"> — 上場株式株式 — 一部払込み株式株式 — 優先株式 — ワラント — 投資信託のユニット 	<ul style="list-style-type: none"> — 長期国債および短期国債¹ — 社債および無担保社債(上場および非上場²) — デフォルトになっている非転換社債(NCD)／債券 — 公営企業(PSU)債券 — 信用強化債券 — セキュリティ・レシート 	<ul style="list-style-type: none"> — 指数先物 — 指数オプション — 株式先物 — 株式オプション — 金利先物 — 通貨デリバティブ 	<ul style="list-style-type: none"> — 銀行のTier IやUpper Tier II商品といった永久債務証券 — 集合投資ファンド — インド預託証券 — 資産運営会社 — 証券貸借 — 不動産投資信託(REIT) — インフラ投資信託 — カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド

注記—

- ¹ 残余期間1年未満の長期国債と短期国債は、国債のポートフォリオ合計の20%未満に制限されています
- ² 非上場社債へのFPI投資はエンドユーザー使用制限遵守条件があります

FPIは、次の資産クラスへの投資はできません。

- 定期預金
- コマーシャル・ペーパー
- 残余満期1年未満の社債
- 流動性のある投資信託のユニットおよび市場金利連動型投資信託のユニット
- 翌日物および短期金融市場
- 商品市場に投資しているカテゴリーIII AIF

8.1. 投資の手段

企業の証券への投資に関心を持つ投資家に対して、様々なルートが用意されています。証券市場には、新規発行（プライマリー）市場と証券の取引（セカンダリー）市場という二つの相互依存の別々のセグメントがあります。

8.1.1. プライマリー市場

プライマリー市場は、発行体に対し、資金調達のため新しい証券を販売するためのチャンネルを提供しています。主要なプライマリー市場の手段として以下のようなものがあります。

- **新規株式公開 (IPO)**：新規株式公開 (IPO) は、発行体である企業が初めて公に株式を提供することです。IPOを行う企業は、SEBIや証券取引所が規定する上場基準を満たしている必要があります。IPOの主要な特徴は以下の通りです
 - ブック・ビルディング方式、固定価格方式、または、両方を組み合わせたもののいずれかに従うこと
 - ASBA* ルートを通じた場合は、100%の支払がブロックされます
 - FPIは、証券保管機関／ブローカーを通じてIPOに参加することが許可されており、以下の通り応募することができます
 - カテゴリーIおよびカテゴリーIIのFPIは、適格機関投資家 (QIB) としてのみ応募できます
 - カテゴリーIIIのFPIは「機関以外」のカテゴリーで応募できます
 - 一旦行った入札は、発行終了日後の取り消しはできません
 - 入札終了日より前の入札の修正は可能です
 - 入札を引き上げる場合、修正された入札の送付時に、増加分の証拠金を支払い、ASBAに基づきブロックされる必要があります
 - 入札を引き下げの場合、既に支払った超過分の証拠金は、株式の割り当て時点にのみ返金されます。
 - 公募の割り当ておよび上場の期間は、公開の終了日から6営業日です
- **追加株式公募 (FPO)**：追加株式公募 (FPO) は、既存の上場企業が、公に発行した株式に続いて公募を行うことです
 - FPIを含む全ての投資家（証券保管機関やブローカーを通じて申し込みができるFPIを含む）に開放されています
 - 一旦入札してから取り消しを行ったり、入札額を引き下げたりすることはできません
 - 入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります
- **適格機関向け発行 (QIP)**：上場企業が適格機関投資家 (QIB) から資金を調達するための別の方法です。カテゴリーIとカテゴリーIIのFPIは証券保管機関を通じてこれに参加できますが、カテゴリーIIIのFPIの場合、QIBとして扱われないため、参加することができません
- **機関発行プログラム (IPP)**：上場されている発行体または発行体の発起人もしくは発起人のグループによる、証券取引所に上場されているのと同じクラスの株式のFPO
 - QIBに対してのみ行われる証券の売出、割当、配分
 - プログラムは、発行体の株主によって特別決議が可決された後にのみ作成できます
 - 発行は、最低1日から最高2日の間開かれます
 - ASBA* ルートを通じた場合は、100%の支払がブロックされます
 - 入札額の引き下げや入札の撤回はできません
 - カテゴリーIとカテゴリーIIのFPIは証券保管機関を通じてこれに参加できますが、カテゴリーIIIのFPIの場合、適格機関投資家 (QIB) として扱われないため、参加することができません
- **売出发行 (OFS)**：上場企業に対する保有を希薄化したり軽減したりするため、取引の対象となる企業の発起人や発起人グループの事業体が保有する株式の売却を促進する目的で取引所が提供する別の手段

- 売出發行には、FPIを含む全てのカテゴリーの投資家が参加できます
 - 売出發行期間中の注文は、FPIを含む機関投資家が行えます。
 - 100%の前払いの証拠金を支払うことにより、売出期間の取引時間中にいつでも修正やキャンセルができます
 - または
 - 前払証拠金の支払いがない場合、投資家やブローカーによるキャンセルや変更はできません。価格や数量の引き上げは許可されています
- *「ブロックされた口座がサポートする申込（ASBA）」は、自己認証シンジケート銀行に対して銀行口座にある申請資金をブロックすることについての承認に加え、公募や株主割当発行増資の購入申し込みを行うことを指します。

8.1.2. セカンダリー市場

これは、証券取引が行われる市場です。セカンダリー市場は株式市場と債券市場の両方から構成されています。一般の投資家にとって、セカンダリー市場は証券取引の効率的なプラットフォームを提供しています。

- **株式**：セカンダリー市場におけるすべての株式取引は、公認の証券取引所で行われる必要があります
- **社債**：社債、証券化債券によるすべての債券取引は、公認の証券取引所とOTC市場で実行できます。但し、OTC市場で行われたすべての取引は、証券取引所の清算機関を通じて報告・決済を行うことが必須となっています
- **国債** - セカンダリー市場での国債取引は、匿名のオーダー・マッチング・プラットフォーム、つまり、相対取引システム-オーダー・マッチング（NDS-OM）ならびにOTC市場において実行されます。OTC市場で実行される取引は、顧客の代理のプライマリー会員によって、NDS-OMを通じて報告・決済される必要があります
 インド準備銀行（RBI）は、2005年8月にNDS-OMを導入しました。NDS-OMは、RBIが保有する国債のセカンダリー市場取引のための、画面ベースの電子匿名オーダー・マッチング・システムです。現在、システムの会員権は、銀行、プライマリーディーラー、保険会社、ミューチュアル・ファンドなど、RBIとSGL口座を維持している事業体に公開されています。これらはNDSのプライマリー会員（PM）であり、NDS-OM会員となることをRBIに許可されています。CSGL口座保有者も、国債の相対取引を執行します。かかる取引の報告は、NDS-OM報告モジュール上で行われます
 RBIは、銀行やPDなどの特定のPM金融機関が、ギルト口座保有者（GAH）として知られる関係者のためにギルト口座を開設し、維持することを認めています
- **株式公開買付け枠**：SEBIは、2009年SEBI（株式の上場廃止）規則を修正し、証券取引所メカニズムを通じて株主による株式の買付と決済が促進されるようにしました。このメカニズムによって、投資家は、公開買付、自社株買い、企業による上場廃止に参加しながら、公開買付のための証券取引所プラットフォームを使用できるようになります

8.2. 制限事項の概要

- 各FPIは、単一の証券保管機関と、現金口座、証券口座、預金口座を一つだけ開設できます（複数の口座を持つことは許可されていません）
- 株式の譲渡は、電子化された形式でのみ可能です
- 一社の株式に対するFPIポートフォリオ投資合計額上限は払込済み資本金の24%となっており、セクター別上限まで引き上げることができます
- セカンダリー市場での取引はすべて以下に従う必要があります
 - 株式は、取引所のフロアにある登録済み株式ブローカーを通じて行う必要があります

- 社債は、取引相手から直接購入できます（但し、カテゴリーIIIのFPIは登録された株式ブローカーを通じて取引を実行しなければいけません）
- 国債は、取引相手から直接購入できます
- FPIは、予定されている早期支払い日や決済日に取引所やその他のカウンターパーティーに対する支払債務を満たすために十分な資金を口座に維持している必要があります
- FPIによるデリバティブ取引は、指定されたポジション上限額を条件とします
- かつてのFIIルートに基づいて購入した未上場企業への投資で、発行体企業の新規株式公開（IPO）／上場後にFPIが引き続き保有している既存の投資は、政府の既存のFDIポリシーに基づき、該当する株式のFDI保有分に適用される同一の期間のロックインを条件とします
- 証券貸借取引は、上限額を条件とします
- FPIは、裸売りはできません。FPIは、SEBIの証券貸借スキームに基づいて証券を借り、決済日に株式を清算機関に受け渡すという条件で、証券の空売りを行うことができます。さらに、FPIは、空売りに受渡を行うことだけのために証券を借りることを許可されています
- FPI間のFOP資産振替は、それらがマルチ投資運用会社構造として登録され、同じPANを持っている場合にのみ許可されます

8.3. 株式

8.3.1. 外国人保有比率の上限

- インドの証券取引所に上場されている企業の株式に対してFPIが投資を行う場合、以下に挙げる外国人保有比率の上限が存在します
- 各FPI（または同じ投資家グループに属しているFPI）の株式保有持分は、常に、上場企業の完全希薄化後ベースの発行済株式の10%を下回っている必要があります。10%の制限は、同じ上場企業への投資全般に適用されます
 - ADR／GDR（原資産の株式に転換後）
 - FPI、FDI、FVCI
 - 参加証書／ODI
 - 全てのFPIを合わせた場合に、ある企業一社の株式に対して許容されている上限は、その企業の発行済資本の24%、またはセクター上限までとなっています。株主とRBIの承認を条件とします
 - 公共セクターの銀行の場合、外国人保有比率の上限は20%となっています。民間セクターの銀行の場合、外国であれ国内であれ、投資家の持分が5%を上回った場合、銀行部門の規制当局（RBI）からの事前承認が必要になります
 - FPIが信用情報会社（CIC）の1%を上回る持分を取得した場合、必須要件としてRBIに報告する必要があります
 - FPIは、認識された証券取引所または認識された清算機関における払込済み株式資本の5%まで、取得または保有ができます。認識された証券取引所または清算機関における払込済み株式資本の2%を上回る取得については全て、かかる取得から15日以内にSEBI当局の承認を受ける必要があります
 - 一連の最終的実質所有者が複数の事業体を通じて投資を行う場合、かかる事業体は、同一の投資家グループとして扱われ、かかる事業体全ての投資上限額は、単一のポートフォリオ投資家に適用される投資上限額と合算されます
 - 外国の政府機関による投資は、それが投資家グループの一部である場合、単一の会社に対するFPI投資の10%の上限額の計算を目的として、外国政府またはその関連事業体による投資資金に合算されます
 - かかるFPIは、それぞれの州または郡に適した目的で構成された別個の実質的所有権を有する別個

の投資ファンドとして設定され、別個の資金源を有し、管理、行政または法定の共通性はありません。2005年PMLA規則に従って、当該外国事業体が異なるBOを特定した場合、外国政府またはその郡の関連事業体や連邦制の国の政府による投資は合算されません

- IBRP、IDA、MIGA、IFCといった世界銀行のグループ企業による投資に関するインド政府の扱いは、2016年1月6日付の参照レター（Letter No. 10/06/2010/ECB）により、単一企業へのFPI投資に対する10%の上限の適用という目的のため、これらの事業体に対する投資限度の合算は免除されました

8.3.2. 投資上限額のモニタリング

- 預託機関は、事業体レベルでFPIだけでなく、承認された上限額に従う同一の投資グループに属するFPIの保有銘柄をモニタリングします。複数のFPIが同一の投資家グループに属する場合、そのようなFPI全ての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます。DDPが、投資グループに関する詳細を預託機関に報告します
- FPIがプライマリー市場を通じて適用される場合、登録・振替機関（RTA）は、配分のベースを決定する前に、投資家グループに関連する詳細を預託機関とともに検証し、単一のFPIまたは投資家グループの一部として、10%の投資限度に違反していないことを確認する必要があります。限度に違反があった場合は次の通りとなります。
 - FPIは取引の決済日から5取引日以内に保有分を売却できます。または
 - FPIは、かかる投資を外国直接投資（FDI）に基づく投資として転換できます

8.3.3. 預託機関が実装している上限額のモニタリングメカニズム

単一のFPIおよび投資家グループに対する制限の追跡：FPIが行った取引は、証券保管機関がT+1ベースで、日次ベースで監督機関や預託機関に報告されます。この後、預託機関は、同一の投資家グループに属しているFPIの投資上限額を追跡し、完全希薄化ベースで、常に、投資先企業の発行済資本の10%未満に留まるようにします。

プライマリー市場での割当の場合には、RTAは必ず上限額を遵守するために預託機関で詳細を検証する必要があります。

FPIによる投資総額の追跡

- このシステムは、預託機関 - NSDLおよびCDSLによって実施されており、詳細はBSEおよびNSEのウェブサイトだけでなく、預託機関のウェブサイトにも記載されています
- 証券保管機関は、確認したFPIクライアントの取引をT+1ベースで預託機関に報告します
- 外国投資上限額のモニタリングは、完全希薄化ベースで、会社の払込資本に基づきます
- 外国投資がFPI限度額合計またはセクター別上限の3%以内または3%未満の場合、警告が有効になります
 - 預託機関および取引所は、利用可能な株式に関して、警告が有効化されているすべての会社について、利用可能な投資の余裕分を表示します
 - 利用可能な投資の余裕分のデータは、警告が有効になっている限り、一日の終わりベースで更新されます
- 違反した場合は次の通りとなります
 - 以下の機関に対し、取引所は、ウェブサイトで公示を発行し、以下の機関によるそれ以降の購入を中止します
 - FPI上限額合計に違反した場合のFPI
 - セクター別上限額に違反した場合、FPIおよびNRIを含むすべての外国投資家
 - 外国投資家は、国内投資家にのみ株式を売却することにより、取引の決済日から5取引日以内に超過保有分を売却しなければいけません

- 企業に対する外国投資を許容限度額内に抑えるため、超過した株式の投資については比例投資売却方法が採用されます（下記の計算を参照してください）
- この方法では、違反された限度額に応じて、違反された数量の投資売却は、違反があった日にその特定の証券に対して買い越しとなっているすべての外国投資家／FPI／NRIに一律に分散されるものとします。
- 投資を売却する必要のある投資家が特定され、投資を売却するのに必要な超過分が通知されます。上限額を超過した保有額の投資を売却するよう特定されたFPIの場合、預託機関は、超過した保有額の投資を売却するため、これらのFPIの証券保管機関に必要な指示を出します
- 投資上限額への違反は（証券保管の確認データに基づいて）T+1日（Tを取引日とします）の終わりに検出され、違反に関連する発表はT+1日の終わりに行われるため、T+1日の取引時間内に株式を購入した外国投資家にも、当該取引の決済日から5取引日の期間が与えられ、前述の株式の購入から発生した保有を売却します
- 他のFPIによる売却が原因で、投資売却期間中に会社の外国投資家による株式保有が許容上限額内に収まった場合、元のFPI（投資の売却を勧告されたもの）は、それでも投資売却期間中に投資を売却する必要があります。これは投資売却期間の投資余裕分が新たに利用可能となることとは無関係です
- 証券取引所の取引プラットフォーム上で執行され、セクター別／FPI／NRI上限額に違反している取引の無効化はありません
- 投資売却期間内に投資売却を怠った場合、SEBIから必要な措置が取られます

違反があった場合に売却される株式の計算

利用可能上限 – 600株

違反のあった日に実行された（場合によってFPIやNRIなどの*）外国投資家による購入注文 – 1000株
5営業日以内に売却される超過分の株式 - 400株（つまり、違反があった日に実行された購入の40%）

違反があった日、各購入者（違反のカテゴリに属する外国投資家）は、違反があった日に購入した株式の40%を売却します

* FPIに適用される上限額違反の場合のFPI、NRIに上限額が適用される場合のNRI、および、上限額またはセクター別上限額に違反する場合はその両方

時間	投資家	株式 購入された	累計の 購入数	売却される 売却された	株式 保持された
1000時間	A	100	100	40	60
1100時間	B	150	250	60	90
1200時間	C	250	500	100	150
1300時間	D	180	680	72	108
1400時間	E	80	760	32	48
1430時間	F	240	1000	96	144
合計		1000		400	600

8.4. 債券投資

外国ポートフォリオ投資家（FPI）は、外国為替管理法（FEMA）および外国ポートフォリオ投資家（FPI）の規制に基づき、債券（国債、州開発融資、社債および金利デリバティブ）への投資が認められています。国債および州開発融資への投資は、インド準備銀行（RBI）およびインド証券取引委員会（SEBI）から随時通知される特定の投資上限額および条件に従うものとします。

RBIは、FPIに適用可能な債券投資の枠組みについて検討し、国債および社債の両方に適用可能な改訂基準を提供しました。全体的な上限額の概要は以下のとおりです。

- 国債 (G-Secs)：国債へのFPI投資の上限額は、2018年から2019年までに発行済証券の5.5%、2019年から2020年までに発行済証券の6%まで毎年0.5%ずつ増加します
- 州開発融資：このカテゴリの債券について上限額の変更はありません
- 社債：すべての種類の社債に適用される、社債のための全体的な単一上限額。この上限額は社債の発行済分の9%に固定されています
- 金利先物：金利先物の買いポジションを取る場合、500億インドルピーの個別上限額が導入されます

2018年10月から2019年3月の半期のFPIによる国債および社債に対する投資の全体上限額は以下の通りです。

証券カテゴリー	投資家カテゴリー	改訂された上限額 (単位：10億インドルピー)
国債	全てのカテゴリー	2233*
	長期FPI	923
州開発融資	全てのカテゴリー	381
	長期FPI	71
社債	全てのカテゴリー	2891
金利先物	全てのカテゴリー	50

* クーポン投資額を利用分に含めることを制限するための476億インドルピーの一回限りの追加を含みます

CCILは、以下で国債と州開発融資上限額の利用分をモニタリングします

<https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx>

預託機関、NSDL、CDSLは、以下で社債上限額の利用分をモニタリングします

<https://www.fpi.nsd.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?RepID=1>

<https://www.cdslindia.com/publications/FIIs.aspx>

8.4.1. 国債

FPIは、指定された条件および適用される上限額の下で、国債および州開発に投資することを許可されています。条件と上限額の詳細は以下の通りです。

- (関連するFPIによる投資を含む) FPIによる投資は、RBIおよびSEBIが適宜規定している集中上限額の対象となります (詳細には下記の8.4.1.1を参照)
- FPIがいかなる国債に投資した場合でも、最低残余満期の要件を満たさなくなり、以下の条件で短期投資への投資を行うことが許可されます。
 - 短期投資とは、残余満期1年未満の証券への投資を意味します
 - FPIは、残余満期の短い (残余満期1年未満) 証券への投資において、国債および州開発融資への保有額、その特定カテゴリー (国債または州開発融資) へのFPI総投資額の20%を超えないようにする必要があります
 - 20%の上限額は、一日の終わりに計算されます。一日の終わりに、残余満期1年未満のすべての投資について、20%の上限額の計算を行います
 - 短期投資が完全に2018年4月27日以前に行われた投資である場合、短期投資は20%の上限額を上回っても構いません
- 各国債に対する外国人保有比率の上限の合計は、その証券の発行済株式の30%となっています

- 以前は投資上限額の範囲外だった、FPIによる国債のクーポン再投資は、現在は国債の上限額内とみなされています定期的な上限額の再設定時には、クーポン投資が利用分に加算されます
- FPIは、一部払込済商品への投資ができません
- 金利先物の買いポジションを取る場合、500億インドルピーの個別上限額をRBIが導入しました。国債に対するFPIの投資に規定されている上限額が、国債取得のためだけに独占的に利用できるようになります
- 上限額の利用分のモニタリングと国債や州開発融資への証券別のモニタリングは、相対取引システム-オーダー・マッチング (NDS-OM) 上で、CCILがリアルタイムで行います。この結果、国債と州開発融資に対する上限額のオークションは撤廃されました

8.4.1.1. 集中上限額

- 各投資カテゴリー（国債、州開発融資、社債）への（関連するFPIによる投資を含む）FPIによる投資には、以下の集中上限額が適用されます。
 - 長期FPIのそのカテゴリーについて一般的な投資上限額の15%
 - その他FPIのそのカテゴリーについて一般的な投資上限額の10%
- FPIが発効日（2018年5月2日 - 集中上限額が有効になった日）に集中上限額を上回る投資を行った場合、それが緩和された後、全体的なカテゴリー上限額が一回限りの措置として利用できることを条件として許可されます。
 - FPIの投資が集中上限額を上回っている場合、いずれかの時点で、ポートフォリオの金額が、現在の投資額 + 発効日のカテゴリーの投資上限額の2.5%を上回らないように追加投資を行うことができます
 - FPIの投資が集中上限額内に収まっているものの、7.5%（長期FPIの場合は12.5%）を上回っている場合、いずれかの時点で、ポートフォリオの金額が、現在の投資額 + 発効日のカテゴリーの投資上限額の2.5%を上回らないように追加投資を行うことができます
 - その他すべてのFPIは、適用可能な集中上限額まで投資できます

8.4.1.2. 国債へのFPI投資のためのNDS-OMに関する証券ごとの限度額モニタリング

各国債に対する外国人保有比率の上限の合計は、その証券の発行済株式の30%となっていますFPI投資総計額が発行済資本の30%に達した証券はネガティブリストに入れられ、FPIの保有分が発行済資本の30%を下回るようになるまで、これらの証券に新しく投資を行うことは許可されません。

個別証券に対する30%という上限額の上限額モニタリングは、NDS-OMシステムを通じてリアルタイムベースで行われます。この結果、特定の国債に対するFPI投資総額が、発行済み総額の30%に達したNDS-OM上の国債購入取引の報告は、NDS-OMシステムによって制限されます。このため、30%という上限額に非常に近い証券の場合、一日の開始時点でネガティブリストに記載されていなかった証券が、NDS-OMに報告されたその他のFPIによる購入取引が原因で、同日中にネガティブリストに記載されてしまう可能性が出てきます。取引が執行されてすぐにクライアントに取引指示を送信することが推奨されます。

これらの上限額は、CCILのウェブサイト上の「FPI Debt (G-Sec) Utilisation Status」タブの下にある「Security wise Holding」および「Negative Investment List」で報告されています。

<https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx>

8.4.1.3. 国債への再投資

- FPIは、既存の投資の売却または満期、および投資で得たクーポンの結果として、公開された限度の範囲内で国債または州開発融資に追加で再投資することが許可されています
- 国債に対するFPIによるその他全ての既存の条件は、この追加枠の場合も変更はありません
- 既存の投資の売却または満期
 - クーポン受取からこのような形式で取得された国債の売却／償還から得られた代金は、2営業日という再投資期間の資格を満たします
- クーポンの再投資
 - FPIは、上限額を全て使ってしまった場合でも、国債に対する既存の投資で得られたクーポンを再投資することが許可されています
 - FPIによる、国債に対するこれらの投資は、利用済み上限額で考慮される場合、上限額の次の再設定まで、適用される上限額外に保たれます
 - FPIには、クーポン受取日から2営業日以内という投資期間が与えられます

8.4.1.4. カテゴリ再分類によるFPIの国債上限額の活用

- SEBIは、FPIがカテゴリ再分類により長期FPIとなった、または、その逆の場合の国債上限額の活用を明確化しました
- 現在保有している国債（つまり、FPIやみなしFPIにカテゴリ再分類される前から）については再分類されません
 - FPIやみなしFPIのカテゴリ再分類に基づき、今後の国債投資はすべて、適切な債券上限額に対して適用されます
 - FPIやみなしFPIには、初回投資時点から適用される再投資期間が適用されることとなります

8.4.2. 社債（インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建ての債券）

FPIは、指定された条件および適用される上限額の下で、社債に投資することを許可されています。条件と上限額の詳細は以下の通りです。

- 社債に対するFPI投資の全体の上限額は、社債の発行済分の9%に固定されています
- インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建て債券や無担保社債、セキュリティ・レシート、信用強化債券、債券型投資信託に対するすべての投資は、社債上限額に基づき計算されます
- FPIは、全体的な利用上限額が95%に達するまで、社債に自由に投資することが認められています。この基準値を超えると、社債上限額に対してオークションが実施されます（8.4.2.7を参照）
- （関連するFPIによる投資を含む）FPIによる投資は、RBIおよびSEBIが適宜規定している集中上限額の対象となります（詳細は8.4.1.1を参照）
- FPIは、単一の発行、関連する事業体を含む単一の企業への申込や購入など、様々なエクスポージャー基準によって管理されています（詳細は下記の8.4.2.2を参照）
- FPIは、残余満期1年以上の社債への投資ができません
- 社債への短期投資のFPI保有は、以下によって管理されます。
 - 短期投資とは、残余満期1年未満の証券への投資を意味します
 - FPIは、残余満期の短い（残余満期1年未満）証券への投資において、社債への保有額、その特定カテゴリ（社債）へのFPI総投資額の20%を超えないようにする必要があります
 - 20%の上限額は、一日の終わりに計算されます。一日の終わりに、残余満期1年未満のすべての投資について、20%の上限額の計算を行います

- 短期投資が完全に2018年4月27日以前に行われた投資である場合、短期投資は20%の上限額を上回っても構いません
- これらの規定は、FPIによるSRへの投資には適用されません
- FPIの投資限度額（全体ベース）および投資家グループレベルでは、預託機関（NSDL/CDSL）担当者が一日の終わりに報告した取引に基づいて預託機関によって追跡されます
- FPIの投資上限額のステータスは、NSDLおよびCDSLのウェブサイトに公開されています
<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?RepID=1>
<https://www.cdslindia.com/publications/FIIs.aspx>

8.4.2.1. エクスポージャー基準

- 関連FPIによる投資を含む、いかなるFPIによる投資も、社債の発行額の50%を上回ることはできません
 - 関連FPIを含むFPIが単一の銘柄の50%超に投資した場合、この規定が満たされるまでその銘柄に追加投資を行うことはできません
 - 社債のISINで単一銘柄が検討されます
 - いかなるFPIも、単一の企業またはその企業に関連する事業体に対して、社債ポートフォリオの20%を上回るエクスポージャーを持つことはできません
 - 2018年4月27日時点で、FPIが企業に対して20%を上回るエクスポージャーがある場合、この規定が満たされるまでその企業にさらに投資を行うことはできません
 - 上記以外の（2018年4月27日以降）新しく行われた投資は、2019年3月31日までこの要件が免除されます。但し、これらの投資は、それ以降はこの要件を遵守する必要があります
 - （2018年4月27日以降に登録された）新しく登録されたFPIは、2019年3月31日、または、登録日から6カ月以内、のいずれか遅い方までに、この規定を遵守することが求められます
- これらの規定は以下には適用されません
- 多国籍金融機関による投資
 - FPIによるセキュリティ・レシートへの投資
 - パイプライン投資

パイプライン投資

進行中であるものの2018年4月27日時点では実現していなかったFPIによる社債への投資取引はパイプライン投資と呼ばれます（改訂された債券の枠組みは2018年4月27日時点でRBIによって公表されました）。免除は、以下の条件に基づいて合理的に評価し、次のことを充足するため、FPIの証券保管機関に従うものとします。

- 2018年4月27日以前にFPIと発行体の間で、価格/金利、期間、投資金額などの主要なパラメータについて合意していること
- 実際の投資が2018年12月31日までに開始されること
- 投資が2018年4月27日より前の社債へのFPI投資を管轄する現行の規制に準拠していること

8.4.2.2. デフォルト時の社債

RBIは、外国ポートフォリオ投資家（FPI）に対して、以下の条件に従うことを前提に、デフォルトになっている社債に投資することを許可しています

- 減債債券の場合、FPIは、全部または一部がデフォルトになっている非転換社債（NCD）/債券について、満期の元本返済または元本割賦で取得できません（この件についてFPIはRBIが指示する減債に従うものとします）

- かかるNCD／債券の改定満期期間は、発行元のインド企業との交渉に基づき、1年以上に再設定されます
- かかるNCD／債券の取得を提案するFPIは、無担保社債の受託者に対し、既存の無担保社債保有者／取得先である受益者に対する公募の条件を開示しなければいけません
- かかる投資は適宜、社債に規定されている全体上限額内に収めます

8.4.2.3. 非上場の非転換無担保社債／社債

FPIは、以下を遵守することを条件に、インド企業が発行した非上場の非転換無担保社債／社債に投資を行うことが認められています。

- インド政府の企業省が発行したガイドライン
- 残余満期1年以上
- 無券面化された形式で保有すること
- 不動産事業への投資、資本市場への投資、土地の購入に関するエンドユーザー使用制限遵守条件。FPIの証券保管機関銀行は、この条件への遵守を保証します

不動産事業の定義：利益を上げることが目的として土地や不動産物件の取引を行うこと。市町村の開発、居住用商業施設の建設、道路や橋梁の建設、教育施設の建設、娯楽施設の建設、都市および地域レベルのインフラ、町区は含まれません。さらに、譲渡せずに物件を貸し出すことで賃貸収入を得ることは、不動産事業とはみなされません。

8.4.2.4. 証券化債務証券

FPIは、以下を含む証券化債務証券に投資を行うことが許可されています。

- 銀行、金融機関（FI）、またはノン・バンク金融会社（NBFC）をオリジネーターとして資産の証券化を目的として設立された特別目的事業体（SPV）によって発行された株券または証券、および
- 2008年SEBI（証券化債務証券の公開または上場）規則の観点から発行および上場された株券または証券

FPIによる証券化された債務証券への投資は、1年以上の残余満期要件の対象とはなりません。

8.4.2.5. 電子入札メカニズムを通じた社債の私募発行

SEBIは、私募発行ルートを通じた社債発行について、電子入札プラットフォーム（EBP）を導入しました。

EBPの使用

必須：以下に該当する場合、債務証券（2008年SEBI ILDS：債務証券の発行と上場規則の規定に従う）と償還不可能型転換優先株（NCRPS）（2013年SEBI NCRPS規則の規定に従う）のすべての私募は、EBPプラットフォームを通じて行われる必要があります。

- 20億インドルピー以上の、グリーンシューオプションを含む単一発行
- 会計年度において累計20億インドルピー以上に達する複数のトランシェから構成される一括発行
- 会計年度における発行体による以前の発行全ての累計額が20億インドルピー以上の再発行

オプション：発行体は、発行額にかかわらず、必要に応じて、以下の私募についてEBPプラットフォームにアクセスすることを選択できます。

- 2015年SEBI（地方自治体による債務証券の発行および上場）規則の規定に従う債務証券
- コマーシャル・ペーパー、および
- 譲渡性預金

参加者は、入札に参入する前にEBPに加入することが求められます。入札は、発行体が指定した入札期間中に行なうことができます。入札期間終了時点で、EBPは匿名ベースで、利回り、オーバー・サブスクリプションなどの金額、受け取った入札合計数、レーティング、投資家のカテゴリーなどの集計データを開示し、一切の憶測を避けられるようにします。EBPは、ウェブサイト上に割当データをアップロードし、一般公衆に対して公開します。この新しいメカニズムは、私募発行ベースの債券発行の手順を合理化し、価格を見出すための透明性を高めると期待されています。

8.4.2.6. 信用強化債券への投資

信用強化とは、企業がその債券や信用度を改善するために採る手法を指しています。信用強化を通じて、借手は追加の担保、保険、または第三者保証を通じて債務を履行するという約束が貸手に与えられることとなります。信用強化は、負債のクレジットリスクやデフォルトリスクを低減することで、全体的な信用度を高め、利子率を引き下げます。

8.4.2.7. 社債上限額のオークションメカニズム

国債についてはオークションメカニズムは廃止されましたが、社債上限額には引き続き適用されま

- 利用された債券上限額が利用可能上限額総額の95%に達すると、オークションメカニズムが発動します
- 上限額利用分が92%を超えるまで、市場は引き続きオークションメカニズムに基づいて機能します
- 債券上限額利用分が92%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります
- 売却／償還時の再投資枠は終了され、利用分が再び95%を上回った場合、同じ上限額で利用することはできません

社債に対する全体のFPI投資が95%を上回る場合は、以下の手順に従う必要があります。

- 預託機関であるNational Securities and Depository Limited（NSDL）とCentral Depository Services (India) Limited（CDSL）が、証券保管機関に指示し、FPIの社債購入全てを停止させます
- 預託機関が、取引所であるインド国立証券取引所（NSE）とボンベイ証券取引所（BSE）に対し、利用されていない債券上限額についてオークションを実施するよう伝えます。預託機関から情報を受領次第、取引所（BSEから先に開始します）は、預託機関からの情報を受け取った日から取引日2日目に、利用されていない債券上限額の割り当てを行うためのオークションを実施します。その後、オークションはNSEとBSEの交代制で実施されます
- オークションは、利用可能上限額が10億インドルピー以上の場合のみ開催されます。15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億インドルピーを下回る場合は、取引日16日目にオークションを実施し、利用可能上限額の割り当てを行います

社債上限額を得るオークションメカニズムの要約

トピック	社債
入札期限	入札は3:30 p.m.から5:30 p.m.の2時間にわたって行われます
プラットフォームへのアクセス	取引会員または証券保管機関
最低入札額	1,000万インドルピー
最高入札額	オークションされている利用可能限度額の10分の1
呼値の単位	1,000万インドルピー
割当方法	価格優先及び時間優先
入札の価格設定	1,000インドルピーの固定費用、または、入札価格のいずれか高い方
オークションのプラットフォーム	BSEとNSEを交互に
最高上限額	単一のFPI/FPIグループで、オークションされている上限額の10%以上を入札することはできません
オークション発動要因	上限額利用分が95%を超えた場合
オークション終了要因	上限額利用分が92%を下回った場合
オークションで利用可能な最低利用可能上限額	利用可能上限額が10億インドルピー以上但し、15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億インドルピーを下回る場合は、取引日16日目にオークションを実施します
利用期間	割り当てられた上限額を使用した債券への投資期間は10取引日間です。10取引日間以内に使用されなかった上限額は、利用可能上限額のプールに戻ることにあります
売却/償還の場合の再投資期間	債券の売却または償還時点で、FPIには、2取引日という再投資期間を持つこととなります。2取引日以内に再投資が行われなかった場合、上限額は、利用可能上限額のプールに戻ることにあります
その後のオークション	その後のオークションは、利用可能上限額が10億インドルピー以上であるという条件下で、前回のオークションの日から12取引日間開催されます

8.4.2.8. 証券化会社が発行したセキュリティ・レシート

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) および長期FPI (ソブリン・ウェルス・ファンド、多国籍機関、寄付基金、保険基金、年金基金、外国の中央銀行) は、証券化会社が発行したセキュリティ・レシートへの投資を許可されています。

8.4.2.9. オフショアで発行されたインドルピー建て債券 (マサラ債)

マサラ債はオフショアで発行されたインドルピー建ての債券です。世界銀行の投資部門である国際金融公社 (IFC) は、2014年11月、インドにおけるインフラプロジェクトに資金提供を行うため、100億インドルピー相当の債券を発行しました。これらの債券はロンドン証券取引所 (LSE) に上場され、IFCはこの債券を **マサラ債** (マサラとはインドで香辛料を意味します) と名付け、インドの文化と料理を呼び起こしました。

対外商業借入 (ECB) に基づく海外のルピー建て債券発行のためのフレームワークにより、適格居

住事業体が海外のプレーンバニラルピー建て債券のみ発行できます。債券は、金融活動作業部会（FATF）準拠の金融センターで発行できます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募または公募とできます。

RBIは、海外で発行されるインドルピー建て債券に対する投資に関して、以下の規範を通知しました。

- 自動ルートに基づき、海外インドルピー建て債券の発行により事業体が借入を行うことができる会計年度あたりの最高額は、現行の年間当たり7億5,000万米ドルから500億インドルピーに再設定されました
- 会計年度に500億インドルピー以上借入を行うための提案には、準備銀行からの事前承認が必要です
- インドルピー建て債券は、一国で発行でき、その国の居住者だけが購入できます
 - 金融活動作業部会（FATF）のメンバー、またはFATFスタイルの地域団体のメンバーであること、および
 - 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（付録A：加盟国）に参加調印している、または、居住国が情報共有協定についてインド証券取引委員会（SEBI）と二国間覚書に参加調印している国の人物であること、および、
 - 以下の通り、FATFの公開声明書に記載されている国ではないこと
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域、または
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない法域
- インドが加盟国である多国間および地域金融機関も公認の投資家とみなされます
- IND-AS（インド会計基準）24に規定されている意味での関連当事者は、かかる債券を購入申込または投資または購入することはできません。
- 該当するプルデンシャル規制に従うことを条件として、インドの銀行は斡旋人および引受人として活躍できます。インドの銀行が発行の引受けを担当する場合、保有額が、発行から6カ月後の発行額の5%を上回ることはできませんが、インドの銀行の海外支店や子会社が引受人となった場合のインドの銀行による発行は許可されません
- かかる債券の全て込み費用の上限は、対応する満期を持つインド国債の実勢利回りを300ベースポイント上回る分となります
- 最低発行時満期期間は次の通りです。
 - 会計年度につき5,000万米ドル相当額のインドルピーを上回らない金額分調達されたマサラ債については、最低満期期間は3年間
 - 会計年度につき5,000万米ドル相当額のインドルピーを上回る金額分調達されたマサラ債については、最低満期期間は5年間
- 海外インドルピー建て債券を発行している借手は、自分たちがプライマリー債券保有者のリストを取得し、必要に応じてインドにおける規制当局にも同じものを提供できるよう、合意／公募書類内に条項を記載する必要があります。合意／公募書類には、債券は、前述のIOSCO／FATF法域要件に従うことを条件に、海外で証券として販売／譲渡／公募のみできることも記載していなければいけません
- インドの銀行にも、このルートを通じた資金調達が認められています

利用できるルート

これらの債券の発行のための適格インド事業体による借入の提案は、ムンバイ中央支店外国為替部で審査され、かかる要求はAD銀行のみを介して行われる必要があります。海外でのルピー建て債券の発行は、適用されるECBガイドラインの範囲内で行われます

適格な借手

あらゆる法人または企業が、かかる債券を発行できます。SEBIの規制枠組みに基づくREITおよびInvITも発行できます

エンドユーザー使用制限遵守条件

借入金は、以下を除くすべての目的に使用することができます。

- タウンシップ／手頃な価格の住宅プロジェクトの開発以外の不動産活動
- 資本市場に投資し、利益を国内の株式投資に使用する
- 外国直接投資ガイドラインで禁止されている活動
- 上記の目的のために他の事業体に転貸すること、および
- 土地の購入

換算率

ルピーの換算は、債券の発行および履行のために行われる取引の目的で、決済日の市場レートとします

ヘッジング

海外の投資家は、インド国内の承認取引者カテゴリーI銀行と、許可されたデリバティブ商品を通じて、ルピーに対するエクスポージャーのヘッジを行う資格があります。また、投資家は、海外のインドの銀行の支店や子会社、または、インドに拠点を持つ海外銀行の支店を通じ、バック・ツー・バックベースで国内市場にアクセスすることもできます

報告

承認取引者カテゴリーI銀行は、対外商業借入部門の外国為替部に対し、関連する融資登録番号を記載した、関係借手による実際の貸出や返済の金額を報告する必要があります。Eメールによるかかる報告は、取引が行われた日付に行うものとします

8.5. REIT、InvIT、AIF

- 外国ポートフォリオ投資家（FPI）は、以下の商品のユニットへの投資が許可されています。
 - 不動産投資信託（REIT）
 - インフラ投資信託（InvIT）、および
 - 商品デリバティブ市場に投資しているものを除く、カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド（AIF）
- FPIは、カテゴリーIII AIFに対して最高25%までの持分を保有することが許可されています

このカテゴリーの投資に関する詳細については第13章をご参照ください。

8.6. デリバティブ

FPIは、公認の証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。デリバティブには、指数先物、指数オプション、個別株式オプション、株式先物、金利デリバティブ、為替デリバティブが含まれます

投資ポジション上限額

- カテゴリーI & IIのFPIには、デリバティブセグメントの取引メンバーに適用されるポジション上限額があります
- カテゴリーIIIのFPIには、クライアントレベルのポジション上限額に似たポジション上限額があり、デリバティブセグメントに適用されます

取引会員ごとのポジション上限額

	指数先物とオプション	株式オプションと先物
FPIレベル (カテゴリーI & II)	以下のいずれか高い方 (a) 特定の原資産の指数に対する 全てのデリバティブ契約における建玉の15% (b) 50億インドルピー II. 上記に加え、以下が該当します (a) FPIは、現金、国債、短期国債、 短期金融市場投資信託、国債ファンドや同様の 商品などの現金に近い証券の原資産の保有の 範囲で買いポジションを持つことができます	FPI/MFは保有している 原資産の株式の範囲で 空売りポジションを 持つことができます

先物とオプションのポジション上限額の合計は、該当する市場全体のポジション上限額（MWPL）の20%となります

顧客レベルのポジション上限額（FPIカテゴリーIII）

ある原資産に対する全てのデリバティブ契約全体で、各顧客の建玉残高合計は、以下を超えることはできません。

- 浮動株時価総額の1%（株数の観点で）
または
- 同一の原資産の株式に対する全てのデリバティブ契約における建玉残高の5%（株数の観点で）
いずれか高い方

原資産ベースの顧客レベルのポジション上限額は、NSEのウェブサイト上でメンバーが利用可能となっています

https://www.nseindia.com/products/content/derivatives/equities/position_limits.htm

8.6.1. 金利先物（IRF）と金利オプション（IRO）

FPIは、取引所で取引されている現金決済の金利先物にも投資できます。IRFへの投資を行っているFPIには、別途500億インドルピーの上限額が割り当てられています。FPIが投資できるIRFは次の通りです。

- 91日物短期国債
- 6年物インド国債
- 10年物インド国債
- 13年物インド国債

IRFの別途の500億インドルピーは次のように計算されます。

- 各IRF商品について、ネットの買いポジションを持つFPIのポジションが集計されます。商品のネットの空売りポジションを持つFPIは考慮されません
- どの時点においても、FPIが180億インドルピーを超えるネットの買いポジションを獲得することはできません

モニタリングのメカニズム

- 一日の終わりにまとめられたすべてのFPIの上限額の集計が証券取引所のウェブサイト上に毎日公表されます
- 上限額の90%が使用された後は、証券取引所が警告を発し、利用可能な上限額をウェブサイト上に毎日公表するうえで必要なメカニズムを実行します
- 上限額に違反した場合、違反の原因となったFPIの投資は、5取引日以内または契約の満了までのいずれか早い方で、超過分のポジションを帳消しにする必要があります

IRF 契約に対するポジション上限額（インド国債）

- 顧客／カテゴリーIIIのFPI：個々の満期バケット内の満期顧客の全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の3%、または20億インドルピーのいずれか高い方
- 取引メンバー／カテゴリーIとIIのFPI：取引メンバーの個々の満期バケット内の全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の10%、または60億インドルピーのいずれか高い方
- FPI向けの追加制限：いかなる時点においても、IRFにおいて各FPIの空売り（売却済み）ポジション合計が、金利先物における国債の買いポジションを超えてはいけません。全てのFPIについて総合した現金市場とIRF市場における買い（購入済み）ポジション合計が、FPIに許可されている国債投資の許容上限額合計を超えてはいけません
- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。各満期バケット内のIRF契約における未決済建玉総額が下落した場合、市場参加者による即座のかかるポジションの解消は求められません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用される規定時間内に上限額に収まるよう、市場参加者に対してポジションの引き下げを指示します
- 市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、各満期バケットのIRFで新しいポジションを作ったりすることはできません

FPIは、上記上限額を必ず遵守することが求められています。

8.6.2. 通貨デリバティブ

FPIは、取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加を許可されるようになりました（詳細は第10章を参照してください）。

8.7. 証券貸借

SEBIとRBIは、オンショアの空売りと証券貸借（SLB）を許可しました。FPIは、取引所が提供するSLBメカニズムを通じて証券貸借ができ、また、借りたポジションに対して証券の空売りを行うことを許可されています。

インドにおけるSLBメカニズムは、完全に取引所主導型で、OTCモデルは許可されていません。

全てのSLB取引が、取引所の清算機関を通じて捜し出される必要があります。この結果、清算機関であるNSCCLとICCLだけが、SLB取引に対する承認済仲介機関（AI）となることができます。借手と貸手はISのSLBプラットフォーム上で取引を行うための直接アクセスを持っていないため、既存のNSEとBSEの清算会員（銀行、証券保管機関など）がSLB参加者になるという仕組みを通じて、取引を執行しなければなりません。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定証券保管機関を通じて行われます。

SLBの目立った特徴の例

- AIが提供したオンラインプラットフォーム上での自動売買
- 各取引についてAIがカウンターパーティーとして行動
- 1日から12カ月間の契約
- 全てのデリバティブ株と少数の追加スクリプトについて利用可能
- 枠のリコールと返済が可能
- コーポレート・アクションは、貸手が全ての利益を必ず得られるよう調整されます。配当や株式分割、AGM／EGM以外のコーポレート・アクションがあった場合、清算機関が抵当権を実行します。AGM／EGMの場合、SLB商品は抵当権の有無に関係なく契約を実行するためのオプションを提供します
- 空売りとは、売手が保有していない証券を売却することです。裸売りは禁じられています。このた

- め、投資家全員が、決済時点で証券の受渡を行うという義務を尊重することが強制されています
- 空売りは、デリバティブ商品が提供されている証券でのみ許可されています。但し、RBIの外国資本の所有禁止リストや警戒リストにある株式については、空売りはできません
- FPIは、SLB返済義務を果たす目的で、RBIからの事前承認なく、購入している企業の株式が、SLB取引執行時点の外国資本の所有制限（警戒または禁止）に基づかないという条件で、外国資本の所有禁止リスト／警戒リストにある企業の株式を購入することができます
- 全ての取引は、証券保管機関のレベルで機関投資家向けに総計され、機関には、総額ベースで義務を果たすことが求められます。デイトレーディング（即ち日中に完了させる取引）は許可されていません
- 取引所の清算機関が担保を回収し、中央決済機関として活動するスクリーンベースの取引所売買型のシステムが、SLBで実施されています。このため、その他の市場とは異なり、OTC SLB取引は許可されていません
- FPIが株式を借りるのは、空売りの受渡をする目的の場合のみとします
- SLB契約は、最長12カ月までの期間までの保有条件が認められています。承認済仲介機関、即ち清算機関には、最長12カ月間という条件で、契約の保有条件を決定する柔軟性があります
- 証拠金／担保は現金の形式でFPIのみが維持します。かかる証拠金／担保に関し、FPIには利子は支払われません

機関投資家は、空売りの注文を発注する前に、前金で空売りを行うという意図を開示することが求められます。ブローカーは、空売りに対するスクリップの詳細を収集して取りまとめ、翌日に取引が開始される前に取引所にアップロードすることが求められます。

NSEとBSEは、既存の借りまたは貸しのポジションを延長してロールオーバーしたいと考える貸手や借手の便宜を図る目的で、証券貸借スキーム（SLBS）におけるロールオーバーを許可しています。主なハイライトは以下の通りです。

- ロールオーバーを考慮した後の契約の合計期間は、当初の契約日から12カ月を超えないものとします
- ロールオーバー契約の最終取引日は、決済がない休祝日を除き、個々の期近物の満期の4営業日前とします
- 証券が抵当権実行となってしまうコーポレート・アクションの場合、証券が抵当権実行になった時点からロールオーバーはできなくなります

契約期間中のコーポレート・アクションの取り扱い

- ボーナス／合併／統合／公開買付などのコーポレート・アクション：契約は権利落ち日に担保権が実行されます
- 年次株主総会（AGM）／臨時株主総会（EGM）：AIは市場参加者に対して以下の選択肢を提供するものとします
- 引き続き強制的に担保権が実行される契約
- AGM／EGMの場合担保権が実行されない契約

全てのコーポレート・アクションの停止期間終了日は、決算開始日、または、コーポレート・アクションの記録日のいずれかとします。停止期間中はロールオーバーを含め、証券の一切の取引ができません。

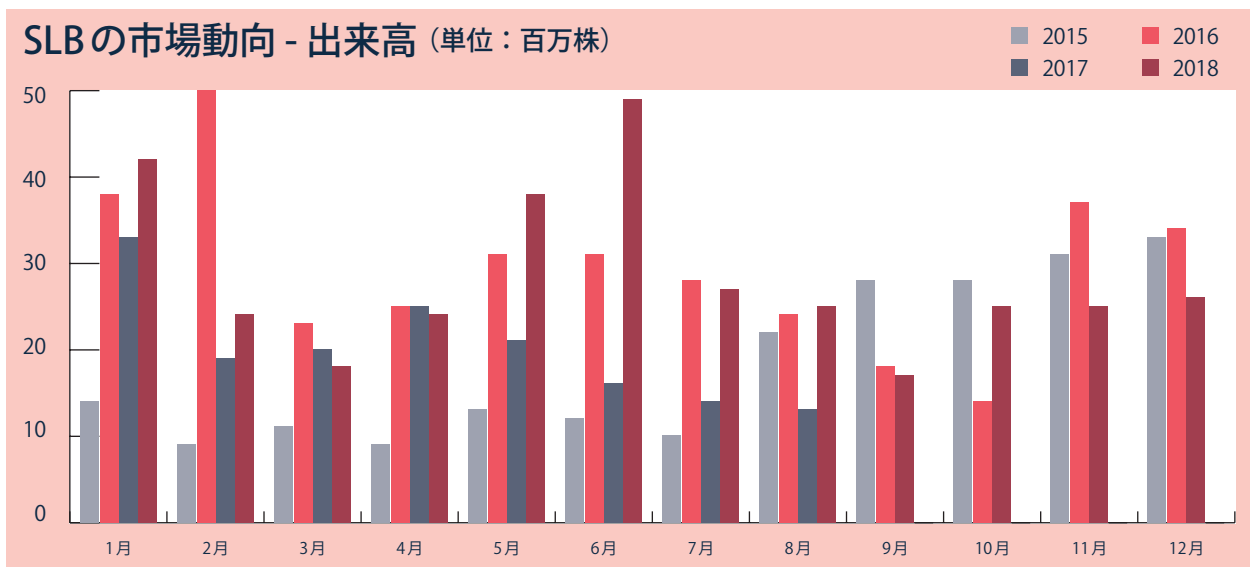
ドイツ銀行証券サービス（証券保管チーム）はNSCCLとICCLの登録参加者であり、SLBセグメントでの執行サービス提供を可能にしています。当社がSLBセグメントで提供している貸手商品は「SLB Plus」と呼ばれ、SLB取引の清算や決済に加え、顧客に対して「機会と執行のスポット」サービスを提供しています。

ポジション上限額

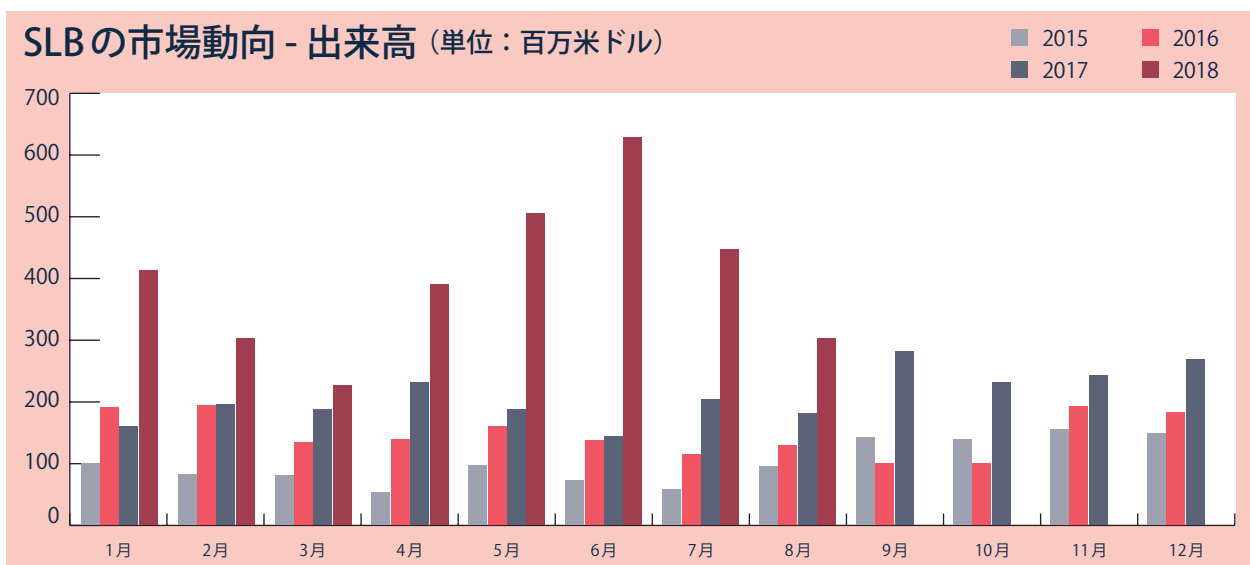
SLB取引には以下のポジション上限額が適用されます。

レベル	ポジション上限額	情報源
市場全体の 上限額	会社の浮動資本金の10% (株数の観点で)	市場全体の上限額については、 月末にNSCCL/ICCLが公表します
清算会員 /参加者	建玉は、市場全体の上限額の 10%に制限されています	清算会員/参加者が計算します
FPI	建玉は、市場全体の上限額の 10%に制限されています	FPIレベルでこの上限額が適用されます

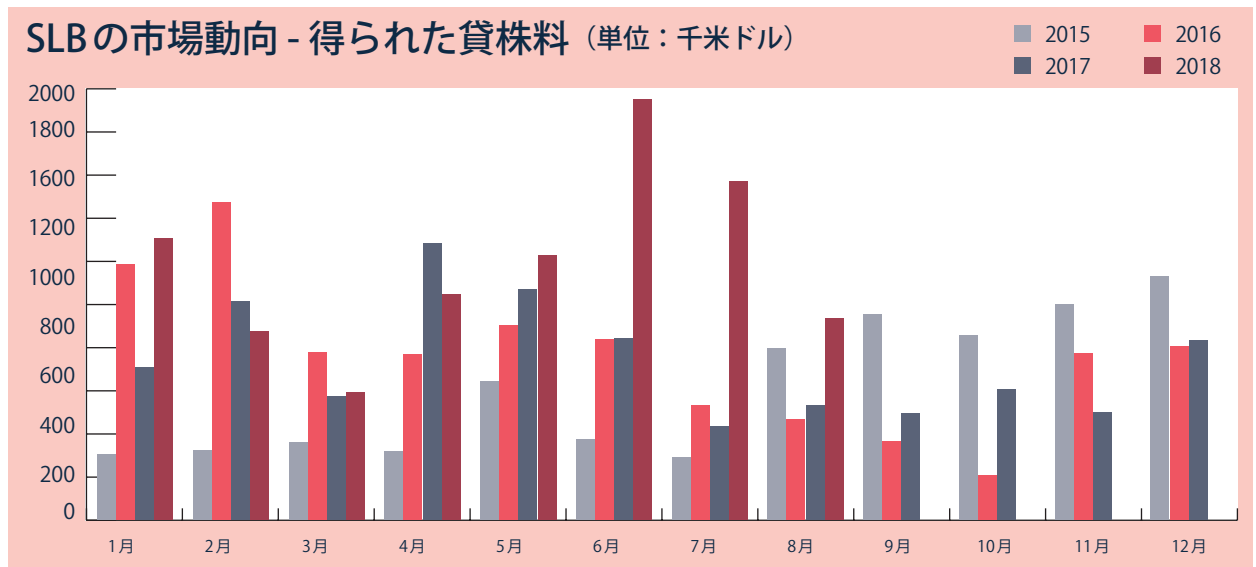
以下は、インドのSLB市場の出来高、利回り、投資家などが得る貸出手数料に関する重要な統計です。



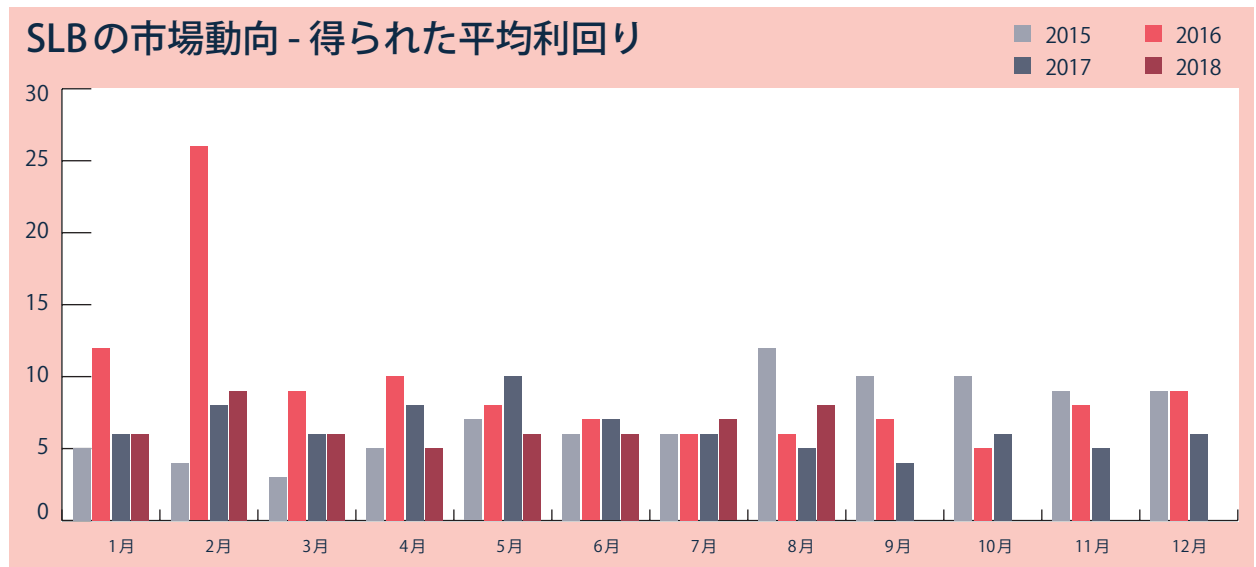
出典 - NSE



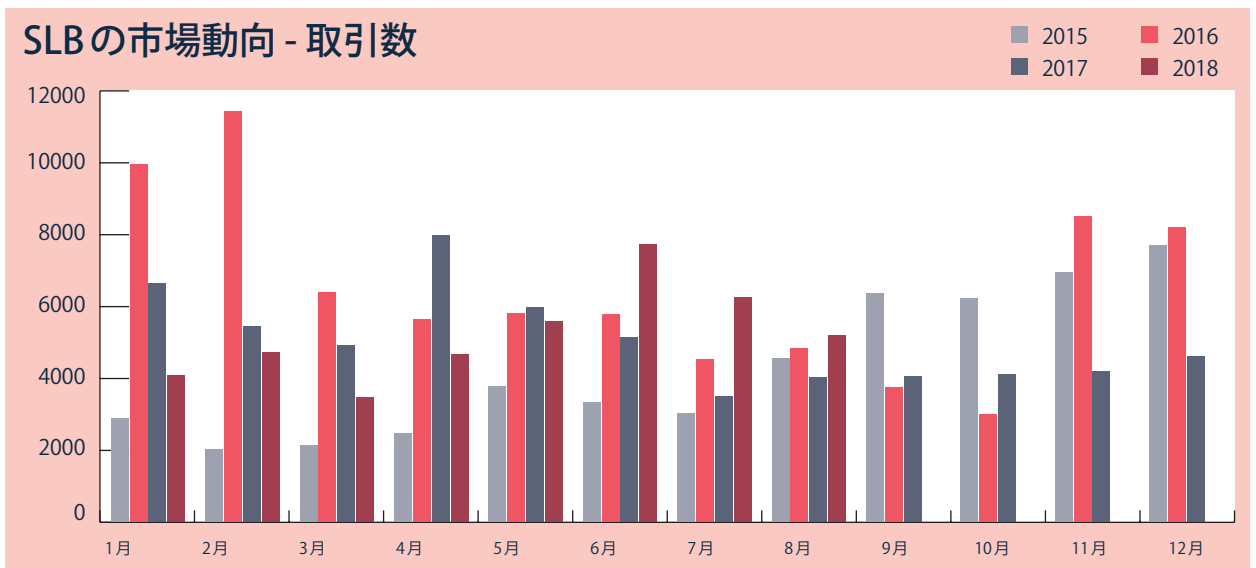
出典 - NSE



出典 - NSE



出典 - NSE



出典 - NSE

8.8. 報告要件

下表は、FPI、FDI、FVCIなどの海外投資ルートに基づく報告要件について要約したものです。

報告	報告先	頻度	責任	注記
FPI				
証券保管機関 資産	SEBI	2週間毎、 月次	証券保管機関	
株式および債券 取引	SEBI、RBI、 預託機関 (NSDL、CDSL)	日次	証券保管機関	
取引に関する CSGL報告	RBI	週次	証券保管機関	
債券の発行時 満期に関する FPIの保有	SEBI	月次	証券保管機関	
残余満期の 報告	SEBI RBI	月次 週次	証券保管機関	
債券上限額 の報告(社債)	預託機関 (NSDL、CDSL)	日次	証券保管機関	FPIの日次債券 利用上限額の 計算を容易に するため。 FPI限度額は、 一日の終わり までに預託機関が ウェブサイト上で 公開します。
FPIによる GOI証券の 保有パターン	RBI	日次	証券保管機関	
使用済み・ 使用されていない 債券上限額	SEBIおよびRBI	該当する時	証券保管機関	
FPIの社債 および 国債の保有	RBI	2週間毎	証券保管機関	報告されている 各FPIの ISINレベル での購入/ 売却詳細を 記した保有額
顧客別の 債券保有	預託機関 (NSDL、CDSL)	月次	証券保管機関	
外国為替の 流入・流出 詳細	RBI	日次、週次、 月次	ADカテゴリー一 I銀行	

報告	報告先	頻度	責任	注記
GDR本国送金の報告	RBI	月次	ADカテゴリー I銀行	
FPI顧客の残高	RBI	週次	ADカテゴリー I銀行	
発行済みの先物契約の詳細	RBI	月次	ADカテゴリー I銀行	
取引以外のデータ (配当金、利子など)	RBI	毎四半期	ADカテゴリー I銀行	
通貨デリバティブ部門の許可されているポジション上限額の違反	SEBI/RBI	違反 時点	証券保管機関銀行	
2011年SAST規制に基づく報告	— 対象会社の株式が上場されている証券取引所 — 登記先事務所での対象会社	以下の所定の閾値に達した場合 — 対象会社の株式の5%以上 — 対象会社の保有ポジションが2%増加または減少した2営業日以内に報告	FPI/FDI/FVCI	
インサイダー取引規則	企業宛て	法律の規定に従った開示の種類 — 初回開示 — 継続的開示 — その他の関連当事者による開示	FPI/FDI/FVCI	
ODIの発行： — 取引の報告（株式、債券およびF&O） — ODIの完全な送金軌跡の報告 — 概要報告（所定のフォーマットに従う）	SEBI	月次	ODIを発行する FPI	
— ODIのポジションの再確認	SEBI	年2回	ODIを発行するFPI	例外的報告：報告された月次データから乖離する場合のみ

報告	報告先	頻度	責任	注記
— 定期的業務 評価証明書	SEBI	年次	発行体のCEO または 同等の役職の者	

議決権株式の公開買付

- SEBI（公開買付）規則に基づく、買付側の株式の公開オファアの発動制限は、ある企業の議決権付資本の25%となっています
- ある企業の25%以上の株式または議決権を保有する買付側は、公開オファアを行うという要件を発動させずに、会計年度毎に最高5%までの買付を行うことができます。これは、この買付の結果、買付側は、許可されている最高の非公開株式保有の違反につながらないことを条件とします
- 支配権の取得 - 対象会社の株式もしくは議決権の買収または保有にかかわらず、買収側は、買収側が対象会社の株式取得のための公開買付を行うという公表を行わない限り、これらの規則に従って、この対象会社の支配権を、直接的または間接的に取得することはないものとします

買付規模

- 買付側が行う公開買付で調達する株式の最低金額は、ある企業の議決権付資本の26%となっています
- 買付側が行う、株式取得を目的とした公開買付は、対象会社の株式合計の最低26%で、買付期間終了から十営業日目時点とします。買付期間とは、株主が、公開買付を受諾して株式を買付できる期間のことです

2011年SEBI（SAST）規制に基づく報告

- 2011年SEBI（SAST）規則に基づき、株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から二営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社
- 株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、対象企業の株式や議決権の2%以上を売却する度に、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から二営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社
- 抵当権等の負担を通じて得た株式は買収として扱われるべきであり、抵当権等の負担の解放は売却として扱われることになっています
- 継続的開示：対象企業に対する25%以上の議決権を行使する権利を与える株式や議決権を保有している各事業体は、3月31日時点の対象企業に対する株式保有と議決権の総計を、各会計年度末から七営業日以内に、以下に対して開示しなければいけません
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社

2015年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則

SEBIは、2015年1月15日、2015年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則を公示しました。これは、1992年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則に取って代わるものです。

承認された規則の主要ハイライトは以下の通りです。

- 価格に影響を与える未公開情報を持っている、または、かかる情報にアクセスできる人物は、かかる情報の入手またはアクセスの方法に関係なく、「インサイダー」としてみなされることとなります
- 「価格に影響を与える未公開情報（USPI）」とは、一般的に入手不可能な情報で、価格に影響を与える可能性がある情報として定義されるものです
- 「インサイダー」の定義は、USPIにアクセスできる契約上、信用上、雇用上の関係をベースににつながりを持っている人が含まれます。インサイダーには、USPIを持っている、または、USPIにアクセスできる人物も含まれます。反論する権利を持つ直近の親族が、関連当事者と考えられます
- 各投資家の証券市場に対する関心を考えれば、取引の最低二日前に、価格に影響を与える未公開情報を前もって開示することが、価格に影響を与える未公開情報の伝達が許可されている場合に必須となっています
- 価格に影響を与える未公開情報（USPI）の伝達に関する明確な禁止は、合法的な目的、義務の履行、法的義務の解放を除き、明示されています
- その他法域でもよくある通り、市場の情報非対称性を排除するため、取引前に公有の場所にUSPIを開示するのが必須となっています
- 「公平な開示に関する規範」と「行動規範」に従います
- 一部の案件において、無実を証明するためにインサイダーが提示できる特定状況が示されています

9 オフショアデリバティブ商品 – ODI

オフショアデリバティブ商品／参加証書（Pノート）は、SEBIに登録されているカテゴリーIまたはカテゴリーIIの外国ポートフォリオ投資家（FPI）によって、インドの証券保管機関で管理するFPI口座に保有するインド証券を原資産とするデリバティブ商品として、海外で発行されるものです。

未規制のブロード・ベースド・ファンドは、適切に規制された投資顧問自身がカテゴリーIIのFPIとして登録されていることを理由に、カテゴリーII FPIとして分類されているため、直接的または間接的にODIの発行、申込、取引ができません。

9.1. 2014年FPI規制に基づくODI商品の発行条件

SEBIは、ODIや参加証書の発行について以下のガイドラインを発行することで、FPIルートに基づいた適格な参入や投資規範、およびODI／参加証書を通じた応募に沿うようにしました。

- FPIは、以下に記載されている適格基準を満たす応募者にのみ、ODIを発行できます。基準は、2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規制第4条に沿っています
- 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（付録A – 加盟国）に参加調印している、または、居住国がSEBIと二国間覚書（MOU）に参加調印している国の人物とします
- 申請者が銀行の場合、居住国の中央銀行が国際決済銀行（BIS）のメンバーである国の銀行とします
- 申請者が、金融活動作業部会の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない法域
- ODIの発行は、資格を満たす応募者に対してのみ行うものとし、2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規則やその他適用される改訂版の規範や回状を遵守することを条件とします
- FPIは、不透明な構造を持つ応募者に対して、ODIを発行することはできません。FPI規則に従い、不透明な構造とは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものであり、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものと定義されます
- ただし、次の基準を満たすODI応募者は、不透明な構造を持つものとして扱われてはならないものとします

- 申請者が本国の法域で規制下にあること
- 申請者の各ファンド、または、サブ・ファンドが、ブロード・ベースの基準を満たしていること、かつ
- SEBIが実質所有者に関する情報を求めた場合、申請者はこの情報を提供すること
- 「ODI」の投資上限額の合算
 - 共通の実質所有者（BO）を持つ二名以上のODI応募者は、FPIの場合と同様、合わせて単一のODI応募者としてみなされます
 - FPIとしてだけでなくODI応募者としても保有するポジションがある事業体は、原資産のインド企業に対する投資は集計され、企業の発行済資本の10%未満、という投資限度額がモニタリングされます
- 改定版要件に従っていない既存のODIポジションは全て、ODI契約の満期まで続行が許可されています。それ以降は、このようなポジションを追加で応募者に発行／更新／ロールオーバーすることは許可されていません
- FPIは、ODI発行の要件を必ず遵守するよう、必要なシステムを実施していることが求められます

9.2. デリバティブを原資産とするODIの発行の禁止

- FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産と知るODIを一对一ベースで発行することは禁止されています
- デリバティブを原資産とする新規ODIを発行する場合、ODIを発行しているFPIのコンプライアンスオフィサー（または同等の役職の者）が発行した証明書が発行される必要があり、証明書には、ODIが発行されているデリバティブポジションが、一对一ベースで、株式保有のヘッジを行う目的でのみ発行されていることを証明しなければいけません。この証明書を、月次ODIレポートとともに提出します
- 当該原資産デリバティブのポジションが、FPIが保有する持分株式のヘッジングを目的としていない既存のODIは、遅くとも、ODI商品の満期日、または、2020年12月31日のいずれか早い方までに清算する必要があります。ただし、ODIを発行しているFPIは、当該タイムラインに先立ち、かかるODI商品の清算に努めなければいけません
- 「持分株式のヘッジング」とは、持分株式と同じ原資産を持つデリバティブに対してのみ一对一のポジションを取ることを意味します

9.3. KYC遵守

SEBIは、FPI規制とインドのPMLA規範の要件に沿ってODIを発行するFPIが従うべき、強化されたKYC要件を発行しました。

- ODI発行体は、以下に示す基準値を上回る保有額を持つ応募者事業体における実質所有者を特定・確認することが求められています
 - 企業の場合は25%
 - パートナーシップ企業／信託／非法人団体の場合は15%
 - 実質所有者が特定されていない場合、ODI発行体は、前述した重要性の基準値に基づく支配持分または意思決定権を有する人物を特定・確認することが求められています
- ODI発行体は、該当するODI応募者における基準値制限を上回る実質所有者に関し、各ODI応募者から、身分証明書や住所証明などの特定のKYC書類を求めるものとします。実質所有者を特定するための重要性の基準値はODI応募者レベルで適用する必要があり、重要株式保有者／保有者事業体の実質所有者を特定するため、ルック・スルー原則が適用される必要があります
- 重要性の基準値を使ってODI応募者で実質所有者が特定されなかった場合、ODI応募者の上級管理職の役職を有している自然人の身分証明と住所証明が必要になります

— 所定のKYC書類は常にODI発行体で管理され、必要に応じてSEBIに提出する必要があります

実質所有者の定義は次の通りです。

- a. FPIを最終的に所有またはコントロールする自然人であり、2005年マネーロンダリング防止（記録の維持）規則の規則9に従って特定される必要があります
- b. 顧客が企業の場合、実質所有者は、単独行動か共同行動か、または、一つの法人か複数の法人を通じているかを問わず、支配的利権を有している、または、他の手段によって支配権を行使している自然人となります
 - 「支配的利権」とは、企業の株式または資本または利益の25%以上に対する所有権または権利を意味します
 - 「支配権」には、取締役の過半数を任命する権利、または、株式保有や経営権や株主契約や議決権を通じて、経営または方針の決定を支配する権利が含まれるものとします
- c. 顧客がパートナーシップ企業の場合、実質所有者は、単独行動か共同行動か、または、一つの法人か複数の法人を通じているかを問わず、パートナーシップの資本または利益の15%以上に対する所有権または権利を有している自然人となります。ジェネラル・パートナー/リミテッド・パートナーシップの構造を持つFPIのBOは、所有権または資格基準とコントロール基準に基づいて識別される必要があります
- d. 顧客が法人化されていない社団または人々の団体の場合、実質所有者は、単独行動か共同行動か、または、1つの法人か複数の法人を通じているかを問わず、かかる社団または人々の団体の財産または資本または利益の15%以上に対する所有権または権利を有している自然人となります
- e. 上記(a)または(b)または(c)に基づき自然人が特定されていない場合、実質所有者は、経営陣の役職を有する関連する自然人となります、および
- f. 顧客が信託の場合、実質所有者の特定には、信託の作成者、受託者、信託に対して15%以上の利益を有する受益者、および、一連の支配または所有権を通じて信託に対する最終的支配権を行使しているその他のあらゆる自然人を特定することが含まれます

SEBIはまた、以下の頻度で、ODI発行体が決定したリスク基準をもとに、KYCを定期的に見直すことを義務付けています

新規ODI応募者

- 低リスクの顧客の場合、オンボーディング時および3年に一回
- その他の顧客の場合、オンボーディング時および1年に一回

既存ODI応募者

- 低リスクの顧客の場合、通知日（2016年7月1日）から3年以内
- その他の顧客の場合、通知日（2016年7月1日）から1年以内

9.4. ODIの発行と譲渡

ODI発行体は、自身または代理で発行したODIのすべての譲渡は、以下の条件に必ず従うようにするものとします。

- かかるODIは、2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規則の規則22(1)に従う人物にのみ譲渡されるものとします。および、
- ODIの譲渡先の人物がFPIによる事前承認を受けている場合を除き、かかる譲渡についてFPIの事前承認を得るものとします

以下の人物に対するオフショアデリバティブ商品（ODI）の発行または譲渡は許可されていません。

- 在住インド人
- 在外インド人（NRI）
- 在住インド人またはNRIが実質所有者である事業体

2017年4月1日付で、FPIは、あらゆるオフショアデリバティブ商品（ODI）応募者から「規制手数料」として1,000米ドルを徴収し、その金額をSEBIに入金することが求められます。手数料は、SEBIが指定した銀行口座への電子送金を通じてSEBIに入金する必要があります。規制手数料は、3年毎に入金する必要があります。

ODI応募者は、ODIのさらなる／今後の発行／譲渡について、元のODI発行体からの事前承認を求めなければいけません。FPIは、自身で行うオフショアデリバティブ商品のさらなる発行や譲渡が、必ず、適切な監督機関の規制とFPIの事前承認を受けている人物に対してのみ行われるようにしなければいけません。

9.5. FPIによるODI／参加証書発行の報告

- ODIを発行するFPIには、SEBIが規定した報告書を提出することが求められています
- ODI／参加証書発行体は、前月のODI取引の月次要旨報告書とともに、関連添付書類の取引詳細を、翌月の10日までに提出しなければいけません
 - ODI発行体には、SEBIに提出する月次報告書において、当月中の全ての仲介機関による譲渡の詳細を記載することが求められています。ODI発行体（A）が、別のFPI（B）に対して、さらにODIを発行するODIを発行した場合は、（B）がFPIとしての範囲内でSEBIに対して月次ODI報告書を提供し、報告フォーム（B）がSEBIの要件を満たして報告重複を避けることを前提として、（A）の報告を行うODIが、応募者として（B）を指名することに限定されます
 - 適用される規範に従い、FPIは、規定されたフォーマットで、SEBIに対して、ODIの発行を開始した月から初めて、報告を開始するものとします

9.5.1. 提出方法

上記の報告書は、パスワードで保護したExcelフォーマットで提出するものとします。メールは、各FPIのコンプライアンスオフィサーのみが送信するものとし、専用メールアドレス（odireporting@sebi.gov.in）に、件名「ODI/PN Report of [FPI Name and Registration No.] for the month of [...]」としてメール送信します。パスワードは別メールで送信してください。

9.5.2. ODIのポジションの再確認

ODI発行体によるポジションの照合確認は年二回の頻度で行われます。報告された月次データからの乖離がある場合、提供されたフォーマットでSEBIに知らせる必要があります。

9.5.3. 定期的業務評価

- ODI発行体には、ODIに関して、必要なシステムを備え、コントロール、システム、手順に関する定期的見直しと評価を実行することが求められます
- これに関する証明書は、ODI発行体の最高経営責任者（CEO）または同等の役職の者が、年次ベース（毎暦年終了時から1カ月以内）でSEBIに提出する必要があります

9.5.4. ODIの一定期間の適用除外

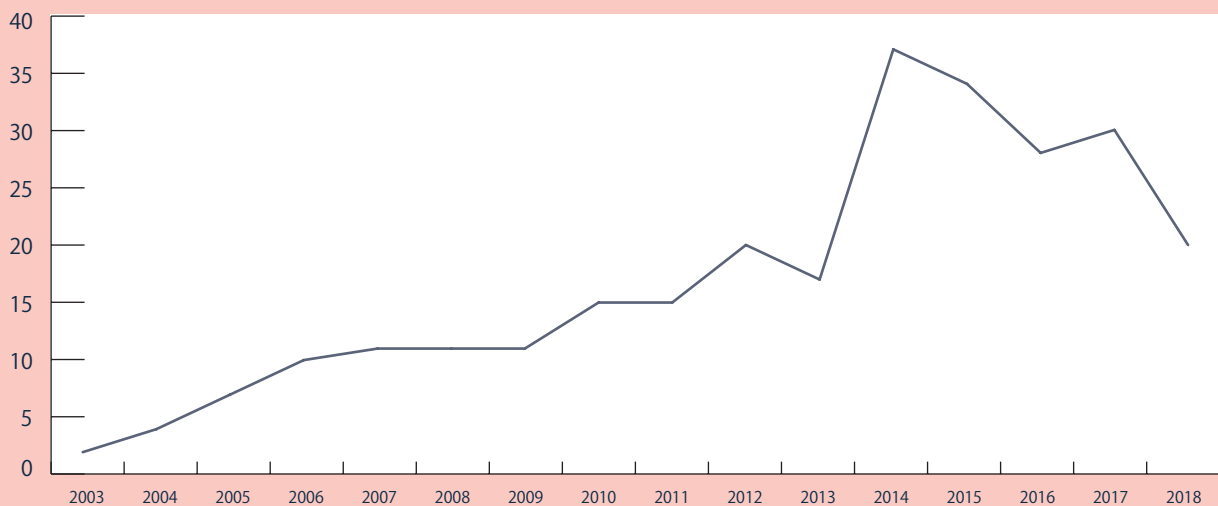
ODIの発行体と応募者の適用免除に関して、2016年8月1日を発効日として、SEBIは以下の発表を行いました。

- 外国機関投資家（FII）規則に基づきODIに応募したODI応募者は、以下の条件に従うことを条件に、外国ポートフォリオ投資家（FPI）規則に基づいて引き続きODIに応募することを許可されています
 - オフショアデリバティブ商品の発行の条件（2014年SEBI FPI規則に規定の通り）に準拠すること。および、

- SEBIが通知した適格基準を満たすこと
- 新規ODIは、上記の適格基準を満たす事業体にのみ発行されます
- 投資顧問会社が適切な規制を受けていない、規制下でないファンドを含め、基準を満たしていないODI応募者の現行のポジションについては、そのポジションの有効期限、または2020年12月31日のいずれか早い方まで、そのポジションを保有しておくことが許可されています。かかる応募者は、新規のポジションを取ったり、古いポジションを更新したりすることはできません。

規制当局は、SEBIに登録されたFPIによる海外デリバティブ商品の発行および報告の条件を合理化および強化することによって、資金流入の透明性確保に向けた措置を講じています。この結果、FPIフローの割合で見たODIによる投資は、過去数年間で減少しています。FPIフローの割合で見たODIによる投資は、2007年6月の高値55.7%から2016年3月のわずか10%に下落しました。この割合はさらに減少し、2018年8月時点ではわずか3%となっています。

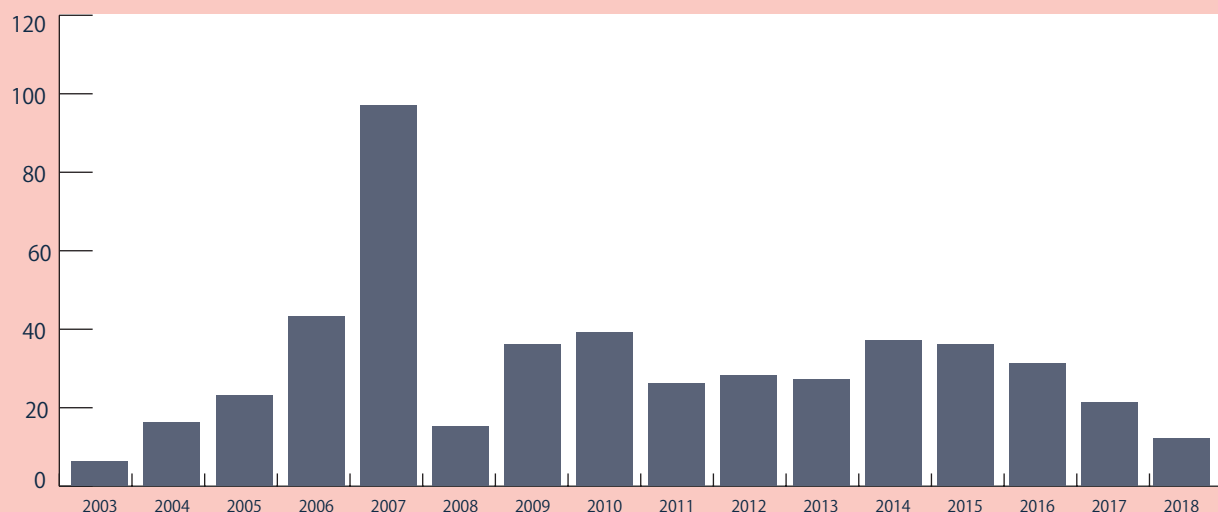
FPIに対してODIが占める割合



(出典：SEBI) 2018年8月時点のデータ

ODIの名目元本総額

(単位：10億米ドル)



(出典：SEBI) 2018年8月時点のデータ

銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン

10.1. 許容される金融機関

外国為替管理法は、FPIが、ポートフォリオ投資スキームに基づいて、投資を目的として、指定された承認取引者カテゴリーI銀行で、単一の特別非居住者ルピー口座を開設し、許可された通貨で外貨建て口座を維持することを許可しています。ルピー口座と外貨建て口座のいずれも、利息の発生しない口座となっています。ドイツ銀行は、指定承認取引者（AD）銀行として、INR（インドルピー）建ての現金口座だけでなく、外貨口座を管理しています。RBIが発行したFEMAガイドラインでは、SEBIに登録しているFPIは、以下のことを行うことを許可されています。

- 外国為替口座からの兌換、株式／無担保社債／債券／国債などの売上利益、配当金や受取利息を通じて受領した資金の入金を容易にするために、指定された承認取引者カテゴリーI銀行で単一の特別非居住者ルピー（SNRR）口座を開設すること
- SNRR口座は、株式／無担保社債／債券／国債の購入、証券やデリバティブに関わる証券取引所／清算機関への証拠金の支払いや、取引に関連する仲介手数料の支払いの引き落としに利用できます
- また、公認会計士／税理士への手数料が、投資に関する不可欠な部分を占めている場合は、このような手数料の支払いの引き落としにも利用できます
- 市場為替レートで、外国為替口座からルピー口座に資金を移動させること
- 市場為替レートで、ルピー口座から外国為替口座に資金を移動させること。かかる資金移動は、所得税法に従い、適用税率での納税後に可能です
- 外国投資家は、指定AD銀行とは別に、あらゆる承認取引者カテゴリーI銀行を通じた外国為替取引（被仕向送金と仕向送金の両方）の予約を行うことを許可されています

10.2. 通貨のヘッジング

FPIは、インドにおける株式や債券に対する投資全額について、以下の商品を使用して特定の日にヘッジを行うことが許可されています。

- 通貨の一つとしてのインドルピー、および外国通貨-インドルピーオプションとの外国為替先物契約
- IPO関連フローのための外国通貨-インドルピースワップ
- 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

10.2.1. 外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠

- (i) インドにおける株式および／または債券に対する投資全額の市場価額について、特定の日に為替リスクのヘッジを行うこと

- (ii) 十二カ月以内に満期になる債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすること。
- (iii) ブロックされた量でサポートされているアプリケーション（ASBA）メカニズムに基づく、新規株式公開（IPO）関連の一次的資金フローをヘッジすること

10.2.2. 先渡外国為替契約

RBIは、第三者の承認取引者（AD）カテゴリーI銀行とスタンドアロンのプライマリーディーラーが、以下の条件に従って、FPIに対して先物為替契約を提供することを許可しています。

- 先物契約は、売り取引、つまり、外国為替に対してインドルピーを売却することに対してのみ許可されていること
- ヘッジは、インドにおける株式および／または債券に対するFPIの投資全額の特定の日における市場価額まで許可されています
- 為替資金の適格性は、以下の事項に基づいて決定されます。
 - 指定承認取引者カテゴリーI銀行が提供する査定証明書、および
 - 全世界でのヘッジ残高と全ての承認取引者カテゴリーI銀行全体でキャンセルされたデリバティブ契約が、投資の市場価額内に収まっているというFPIからの宣言書
 - 承認取引者カテゴリーI銀行は、少なくとも毎四半期に定期的レビューを受けることで、先物契約の残高が、必ず原資産のエクスポージャーでサポートされるようにします。また、FPIは、証券保管機関銀行に対し、承認取引者カテゴリーI銀行全体で予約したデリバティブ契約の合計金額が、株式／債券投資の市場価額内に収まっているという宣言書を四半期毎に提出しなければいけません
 - 証券売却以外の理由でポートフォリオの縮小により、ヘッジの一部または全部が裸になった場合、このヘッジは、承認取引者カテゴリーI銀行の裁量にて、発行時満期まで続けることが許可されています
 - FPIが予約した先物契約は、満期またはキャンセルの日まで（当日を含む）ロールオーバーすることが可能です
 - FPIが予約した先物契約は、キャンセルされた場合、キャンセルした額の10%まで再度予約できます
 - 指定承認取引者銀行以外の承認取引者銀行で行ったヘッジは、通常の銀行チャネルを通じて指定AD銀行で管理されている特別非居住者ルピー口座経由で決済しなければいけません。
 - ヘッジ費用は、通常の銀行チャネル経由で本国へ送金可能な資金および／または被仕向送金からのものである必要があります
 - ヘッジに付帯している全ての仕向送金は、適用される税控除後です
 - 株式の先物契約の満期までの期間については、制限はありません。債券の先物契約の満期までの期間は、現物の債券の満期に制限されています
- FPIが、PN／ODIを発行したものに対して、それが保有する証券のその部分に関連するエクスポージャーのために先渡契約の締結を希望する場合、そのために、PN／ODI所有者からの指令を得なければいけません。承認取引者カテゴリーI銀行はかかる指令を確認することが求められる場合、またはこれが困難になる場合、ヘッジ操作の必要性を確立するPN／ODIの性質／構造に関して、またこのような操作が、FPIの最終顧客から得られた特定の指令に対して実行されているという旨のFPIからの宣言書を取得することができます

FPIは、以下に挙げる事柄を条件として、12カ月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすることが許可されています

- ヘッジ契約は、キャンセルしたものを再予約することはできません
- クーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます

10.3. ASBAに基づく新規株式公開（IPO）関連に認められる外国通貨-ルピースワップ

FPIは、以下の事項を条件とし、ブロックされた量でサポートされているアプリケーション（ASBA）に

基づく IPO 投資に関連した資金流入のヘッジのみ、外国通貨-ルピースワップを行うことが許可されています。

- スワップの金額は、IPOで投資予定の金額を上回ることはできません
- スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります
- 契約は、一旦キャンセルしてしまうと、再予約することはできません。このスキームに基づくロールオーバーも許可されていません

10.4. 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

インドに投資しているFPIは、取引所で取引されている通貨先物やオプションにアクセスして、債券や株式への投資に対するエクスポージャーの市場価値から生じる通貨リスクをヘッジすることが許可されています。これらの契約は、以下の条件に従うものとします。

- FPIは、インドルピーが関与する全ての通貨ペアで、原資産のエクスポージャーなしに、上限1億米ドルまで、ロング（買い）ポジションとショート（売り）ポジションの両方を取り、全ての取引所でまとめて組み合わせることができます
- 取引所は、米ドル以外の通貨で行われた契約のポジション上限額が、500万米ドル相当以内に収まるよう規定することを許可されています
- FPIは、インドの債券や株式に対する原資産のエクスポージャーと同等のものがあることを条件に、上記の上限額を上回るロングポジションを取ることが許されています
- FPIはインドルピーが関与する全ての通貨ペアで、1億米ドル（いずれかの時点での、全ての取引所の合算額）を超えるショートポジションを取ることができません。FPIがショートポジション上限額に違反した場合、FPIが要件を満たすようになるまで、証券取引所は、FPIが既存のショートポジションを増やしたり、通貨ペアに新しいショートポジションを作ることを制限します
- オプションのデリバティブは、各通貨ペアの上限額の一部となっています
- エクスポージャーの上限額は、一日の終わりとは日中の両方に適用されます
- これらの上限額のモニタリングは取引所が行い、違反した場合にはRBIの金融市場規制部門に報告される可能性があります

取引所ごとの許可された通貨ペアに対するポジション上限額

カテゴリーIおよびカテゴリーIIのFPIのポジション上限額は以下の通りです。

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと
EUR-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、5,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、5,000万ポンドのいずれか高い方を超えないこと
JPY-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、20億円のいずれか高い方を超えないこと

カテゴリーIIIのFPI向けのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、500万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと
JPY-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、2億円のいずれか高い方を超えないこと

- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。証券取引所で未決済建玉総額が下落した場合、かかるポジションの解消は求められません
- このようなシナリオでは、適格な市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、通貨ペアで新しいポジションを作ったりすることはできません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用されるポジションを遵守する金額内に収まるよう、市場参加者に対して時間制限を定めます
- 取引所は、クロスカレンシー取引およびオプション契約の取引を導入しました。
- SEBIおよびRBIが規定する適用規範に従うことを条件に、FPIは、以下の通貨ペアについて、取引所で取引されているクロスカレンシー取引およびオプション契約へのポジションを取ることができます
 - EUR-USD
 - GBP-USD
 - USD-JPY

カテゴリーIおよびIIのFPI向けポジション上限額は、個々のセクター別規制当局および承認取引者カテゴリーI銀行が許可する通りです

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、1億ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、1億ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
USD-JPY	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または、1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと

カテゴリーIIIのFPI向けのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
USD-JPY	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと

その他通貨ペアにおける1,000万米ドル相当額の算出方法

- 取引所は、100万米ドルを個々の通貨ペアに換算するための固定比率を提供します。取引所が提供する比率は市場参加者に対して十分な余裕を持って通知を行った後、四半期ベースで修正されます
- 例えば、取引所が提供した換算比率が以下の通りである場合、顧客/FPIは、EUR-INRで455万ユーロまで、GBP-INRで330万ポンドまで、JPY-INRで5億9,550万円までのポジションを取ることができます
 - 100万米ドル = 91万ユーロ
 - 100万米ドル = 66万ポンド
 - 100万米ドル = 1億1,910万円

顧客のポジションに関する警告

- 顧客の建玉総額が、一日の終わりに前述のポジション上限額を上回った場合、取引所は清算機関または証券保管機関に警告を發します
- 建玉総額は、そのシンボルにおける前日の取引の建玉残高に基づき、ロングポジション（先物のロング、コールオプションのロング、プットオプションのショート）、または、ショートポジション（先物のショート、コールオプションのショート、プットオプションのロング）の高い方として計算されます

10.5. FPIの責務

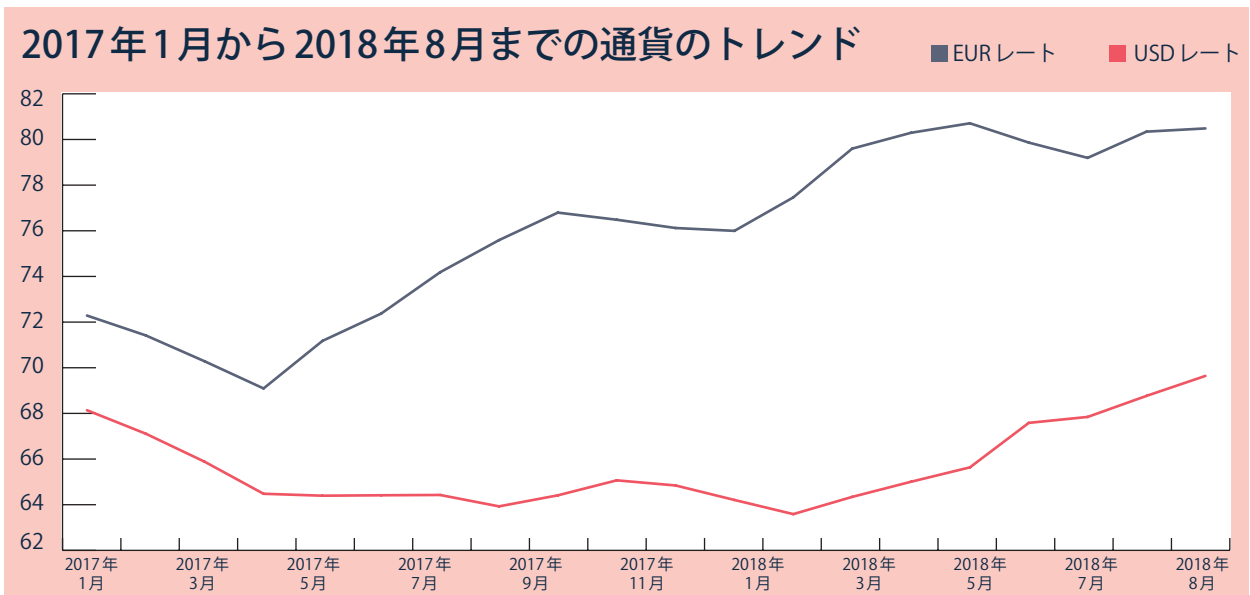
- 上限額を上回るあらゆる契約の予約について、株式/債券の同等の原資産のエクスポージャーが必ずサポートするようにするのは、FPIの責務です
- 契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、インド証券取引委員会（SEBI）に規定されるように、刑事的民事訴訟に問われることになり、また、1999年外国為替管理法（FEMA）に基づき、RBIが措置を講じる可能性があります

10.6. ポジションのモニタリング

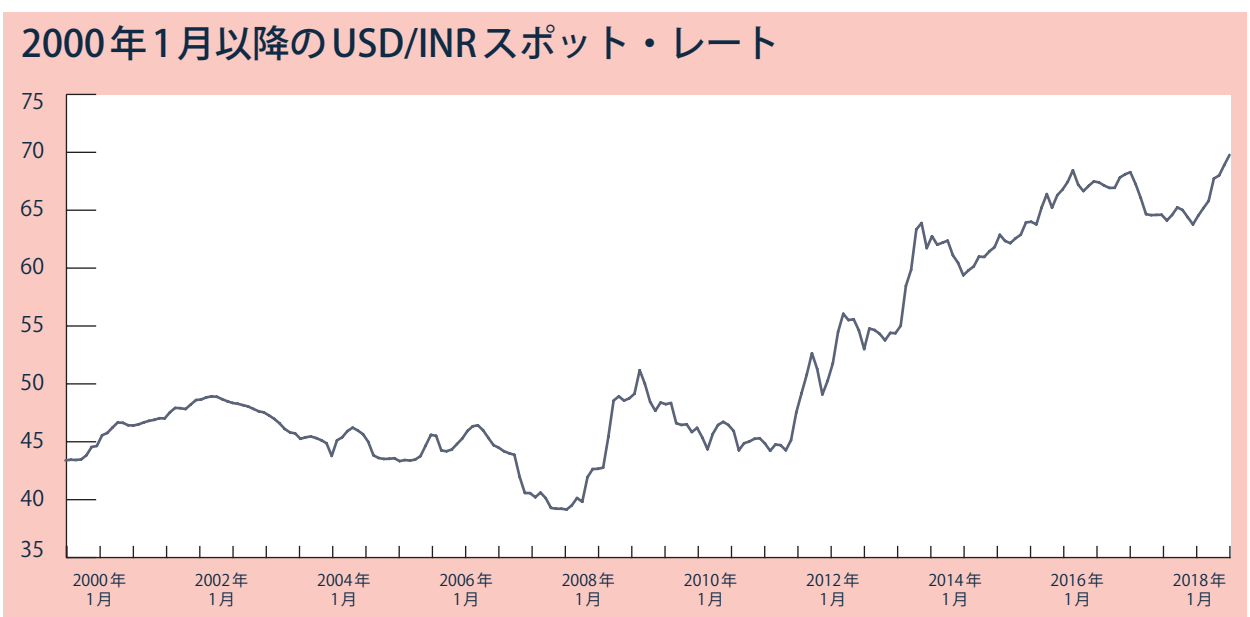
- 取引所/清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関するFPIの情報を、各証券保管機関銀行に提供します
- 証券保管機関銀行が、証券取引所や自身、その他の承認取引者（AD）銀行で予約した店頭（OTC）契約の各FPIのポジションを総計します
- 指定証券保管機関銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないか確認し、あった場合はRBI/SEBIに通知します
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます。3つの通貨ペアのショートポジションと3つの通貨ペアのロングポジションについては、500万米ドルの上限額が別々に検討されます
- 取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPIがその日に行った日中で最も高いポジションのFPIの証券保管機関に通告します

10.7.通貨のトレンド

以下のチャートは、2017年1月から2018年8月までの通貨の動き（USD/INRとEUR/INR）を表しています。



以下のグラフは、2000年1月以降の通貨のトレンドを表しています。



11 清算 & 決済環境

11.1. 序文

インドの証券市場では、清算と決済メカニズムについていくつかの革新が見られました。これには、以下に挙げるものの利用が含まれます。

- 最新のインフォメーションテクノロジー
- 決済サイクルの短縮
- 証券の無券面化と電子振替
- 証券貸借
- 効率的なリスク管理システム
- 取引先リスク管理のための清算機関

上記に加え、インドの証券取引所は、現物市場の取引に会計期間決済のシステムに従っていましたが、その後、全ての証券についてT+2のローリング決済が導入されました。T+2決済の資金や証券の払込と払出は、取引執行から2営業日後となります

証券の移動は、預託機関であるNational Securities Depositories Ltd. (NSDL) とCentral Depositories Services Ltd. (CDSL) が証券の電子振替を提供していることから、無券面化されており、ほぼ瞬時になりました。

清算 & 決済環境

インド国立証券取引所 (NSE) やボンベイ証券取引所 (BSE) およびインド・メトロポリタン証券取引所 (MSE) などの証券取引所が、取引会員に対して取引プラットフォームを提供しています。NSE Clearing Limited (NCL)、Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)、Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd. (MCCIL) が取引会員の資金／証券の債務を決定し、取引会員が必ず株式の債務を果たせるようにします。国債はClearing Corporation of India Limited (CCIL) を通じて決済されます。清算機関は、会員が債務不履行に陥った場合でも関係なく、全ての決済債務を満たすことが義務付けられています。

決済に関与している主な機能は以下の通りです。

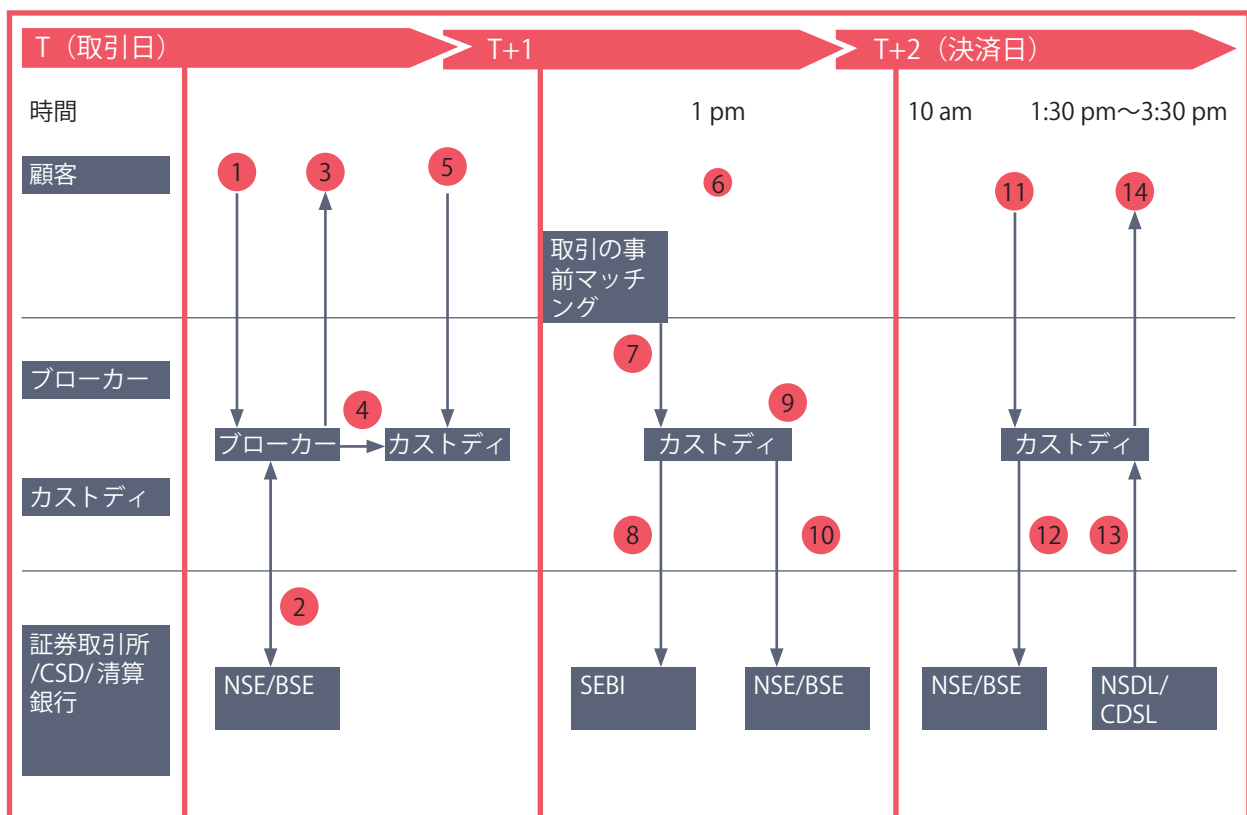
- 取引の記録
- 取引の確認
- 債務の決定
- 資金と証券の払込
- 資金と証券の払出
- リスク管理

11.2. 株式

インドの株式市場は、2003年4月から、T+2ローリング決済に移行しました。2018年12月からは、株式書替え記入帳による株式の100%決済に移行し、物理的な株式が排除されます。物理的な株式の譲渡が許可されている株式の譲渡または交換の場合のみ許可されます。株式取引の決済に対する清算参加者が、仲介機関とともに以下の役割を果たします。

- National Securities Clearing Corporation Ltd.のような清算機関 (NSCCL)、Indian Clearing Corporation Limited (ICCL) および Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd. (MCCIL) といった清算機関は、取引所の取引後の活動について責任を負います。取引の清算および決済とリスク管理がこれら機関の中心的機能となっています
- **取引会員**：証券取引所での取引を執行し、取引決済の主要な責任を負います。決済のため、証券保管機関清算会員への取引を放棄することができます
- **清算会員**：清算機関の決定に従い、債務の決済を担当します。清算会員は、決済日に、指定口座に利用できる資金および／または証券がなければいけません
- **証券保管機関**：清算会員としての証券保管機関は、取引会員が割り当てた取引の決済を行います
- **清算銀行**：資金決済のための清算会員と清算機関との間のリンクとして機能します
- **預託機関**：預託機関 (NSDLとCDSL) は、証書発行を伴わない証券の決済を助けます
- **プロフェッショナル清算会員**：清算機関が任命した特別カテゴリーの会員は、顧客（個人、機関など）のために取引の清算と決済を行なうことができます

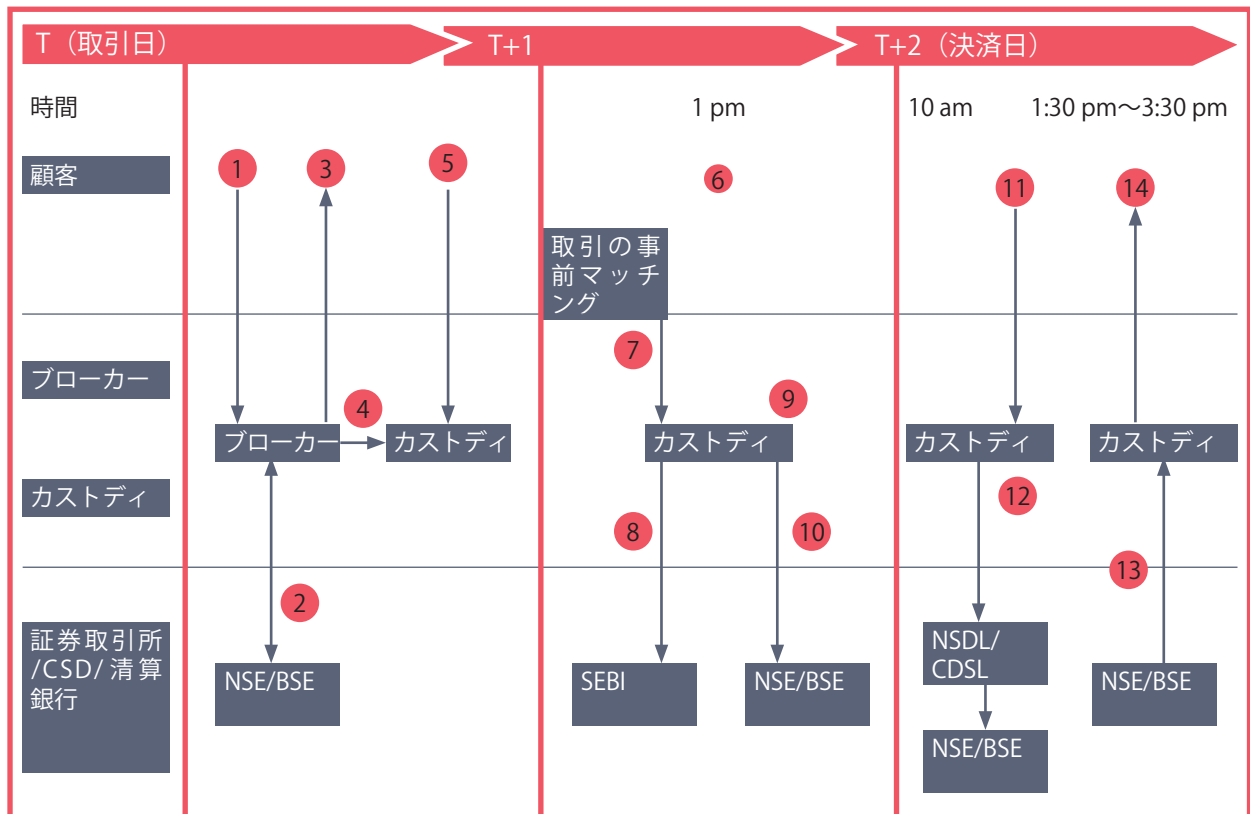
決済フロー - 株式購入取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT(日)にSTPゲートウェイを通じて証券保管機関に売買報告書を送信
5. Tの一日の終わりまでに顧客が証券保管機関に決済指示を送信
6. 証拠金/完全決済(早期払込)のため顧客がインドルピー資金をアレンジ
7. 証券を保管することにより、T+1の1pmまでに事前マッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金/早期払込代金のため証券保管機関で維持されている顧客の銀行口座から引き落とし
10. 清算銀行を通じて取引所に証拠金支払/資金の早期払込
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の10amまでに顧客の口座から差金決済金額分を引き落とし
12. 清算銀行を通じて取引所に決済代金を支払
13. 預託機関を通じて証券を払出、証券保管機関が維持する顧客の証券口座に入金
14. 顧客に決済確認を送付

決済フロー - 株式売却取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT(日)にSTPゲートウェイを通じて証券保管機関に売買報告書を送信
5. Tの一日の終わりまでに顧客が証券保管機関に決済指示を送信
6. 証券の早期払込のため、顧客が証拠金代金/指示をアレンジ

7. 証券を保管することにより、T+1の1pmまでに事前マッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金を証券保管機関で維持している顧客の銀行口座から引き落とし（顧客が証券の早期払込を選択した場合を除く）
10. 証券の証拠金を取引所に支払／早期払込
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の10amまでに顧客の口座から証券を引き落とし
12. 10 amまでに証券を預託機関に払込
13. 清算銀行を通じて払出された資金を受領
14. 顧客の口座に売却代金を支払い、顧客に決済確認を送付

11.3. 債券

国債

国債は主に、Negotiated Dealing System- Order Matching (NDS-OM) と呼ばれる匿名のオーダー・マッチング・プラットフォーム経由で取引されます。取引所でも国債の取引が可能です。NSEでは、国債取引は、交渉取引報告プラットフォームで執行されます。BSEでは、国債は債券市場セグメントまたはリテール債券市場セグメントで取引されます。従って、これらのセグメントに関する条例、規則、規制、回状が国債の清算や決済に適用されます。NSEとBSE両方のリテール債券市場（RDM）セグメントにおける取引のための取引メカニズムは、株取引に使用されているメカニズムと同じです。NSEとBSEのホールセール債券市場（WDM）セグメントで執行される国債取引は、取引所の清算機関を通じて捜し出されます。

国債における全ての取引は、RBIのNDS-OMを通じてRBI-SGLに報告され、Clearing Corporation of India Limited (CCIL) が現金担保債券貸借取引（債券レポ取引）を含む国債の取引に対して決済保証を提供します。

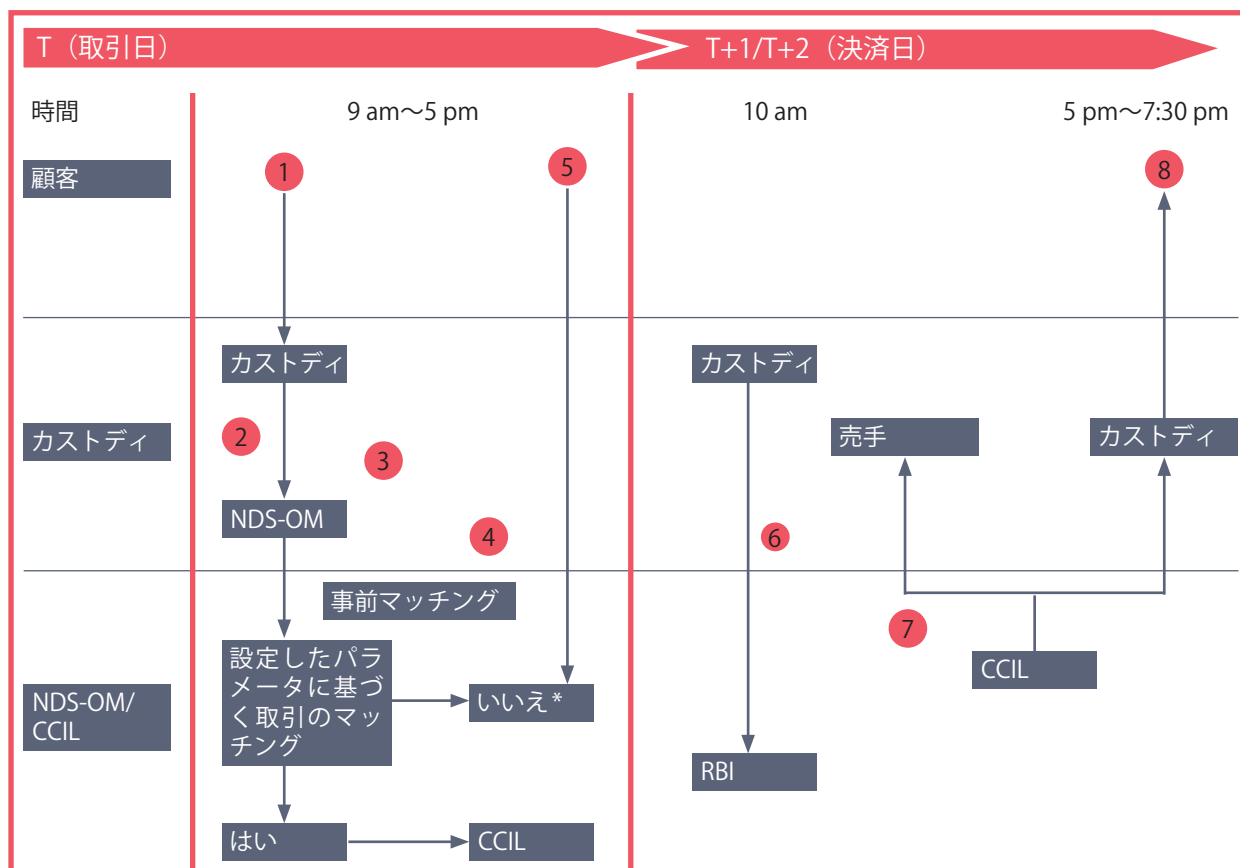
保管所としてのRBI

ムンバイにあるインド準備銀行の公債オフィス（PDO）が、国債の登記所兼中央保管所としての役割を果たしています。

- 無券面化形式：2002年5月20日以降、RBIの規制下にある事業体全てが、国債を証書発行を伴わない証券（SGL）の形式で保有・取引することが必須となりました。また、証書発行を伴わない証券の送金やサービス提供が電子化するため、取引が楽になります。保有者は、証券を、以下の二つのいずれかの方法で、無券面化された形式で維持できます。
- SGL口座：インド準備銀行はSubsidiary General Ledger（SGL）口座枠を提供し、インド準備銀行の公債オフィスで維持するSGL口座で証券を維持できる事業体（主として銀行、プライマリー・ディーラー、大手金融機関）を選択します。
- ギルト口座：RBIでSGL口座を開設・維持する資格は制限されているため、投資家には、Constituents' Subsidiary General Ledger Account（CSGL）を開設する資格を満たす銀行やプライマリーディーラーでギルト口座を開設するという選択肢があります。このアレンジメントでは、銀行またはプライマリーディーラーが、ギルト口座保有者の証券保管機関として、RBIのCSGL口座（SGL II口座としても知られています）にある構成要素の保有分を維持します。ギルト口座で保有される証券に関するサービス提供が電子的に行われることで、証券の取引や維持が容易になります。満期受取金や定期的な利息の受取についても今までより早くなります。その理由は、受取金が、インド準備銀行（RBI）における証券保管機関銀行／プライマリーディーラーの当座預金に振り込まれると、証券保管機関（CSGL口座保有者）が直ちにこれをギルト口座保有者（GAH）に振り込むためです。

国債の全ての確定セカンダリー市場取引の決済はT+1に標準化されています。但し、FPIが行った取引の決済という例外が一つだけあります。外国ポートフォリオ投資家 (FPI) による国債の店頭 (OTC) 取引は、取引先との相互の同意により、T+1またはT+2ベースのいずれかで決済できます。但し、こういった取引はすべて、取引日当日にNDS-OM報告プラットフォーム上に報告しなければいけません。決済に関するその他全ての条件は、T+2ベースで決済された取引に引き続き適用されることになります。NDS-OMのウェブベースのプラットフォーム上でFPIが行った取引はT+1ベースで決済されます。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、国債を直接取引することが許可されています。FPIは、レポ取引への投資はできません。

決済フロー – 国債購入取引



説明文

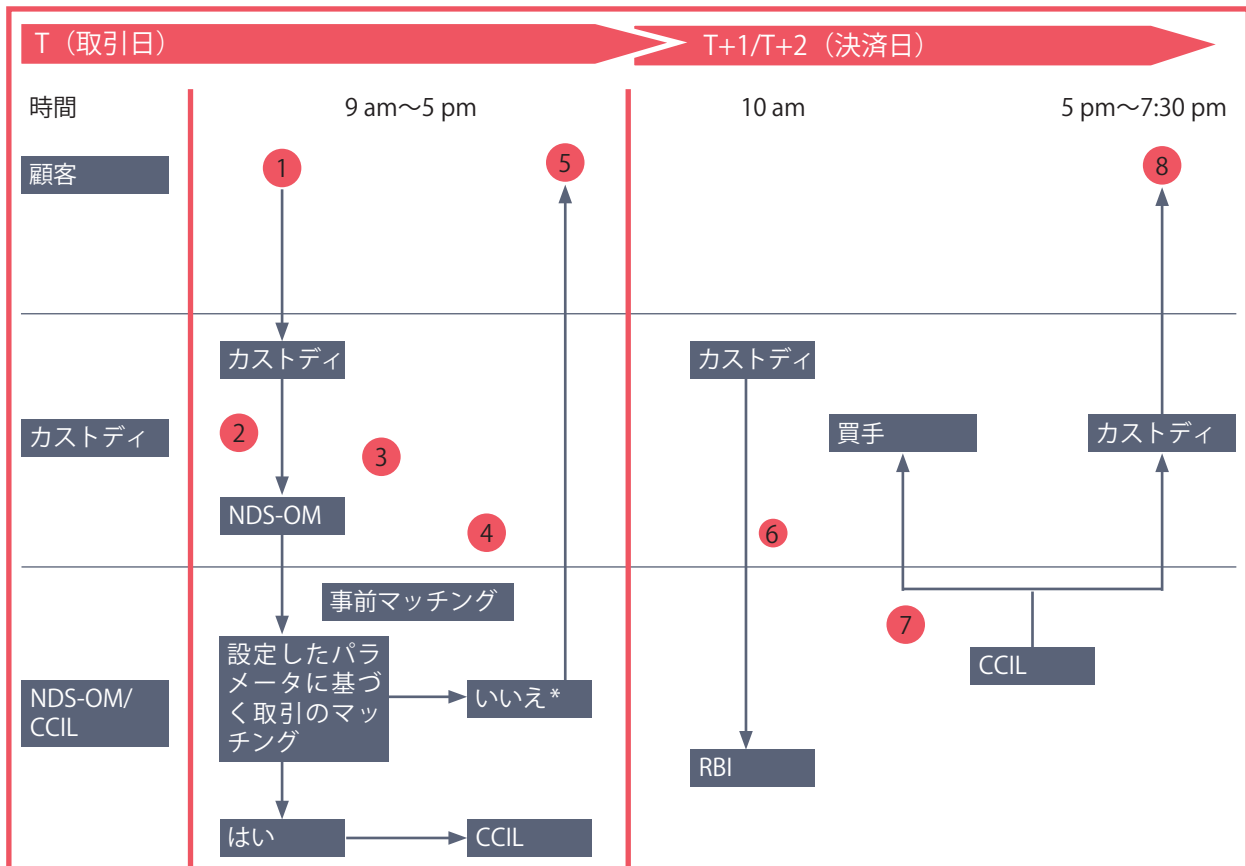
NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システムオーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

- 顧客が証券保管機関に取引指示を送信
- NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
- T日の5pmまでに国債の購入取引を報告または確認
- 設定パラメータに基づき、取引先との事前マッチングが完了。マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
- マッチングができなかった場合、顧客に通知して取引内容を変更
- 顧客の口座から決済金額を引き落とし、決済日(T+1またはT+2)の10amまでにRBIに支払
- CCILが売手に資金を送金し、および証券保管機関にある買手のCSGL口座に証券を送金
- 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる。

決済フロー – 国債売却取引



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム、オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

- 顧客が証券保管機関に取引指示を送信
- NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
- 国債取引の報告と確認は、T日の5 pmまでに行わなければならない
- 設定パラメータに基づき、取引先との事前マッチングが完了。マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
- マッチングができなかった場合、顧客に通知して取引内容を変更
- 顧客の国債口座から証券を引き落とし
- CCILが売手に資金を送金し、および証券保管機関にある買手のCSGL口座に証券を送金
- 顧客の現金口座に送金、顧客に決済確認を送付

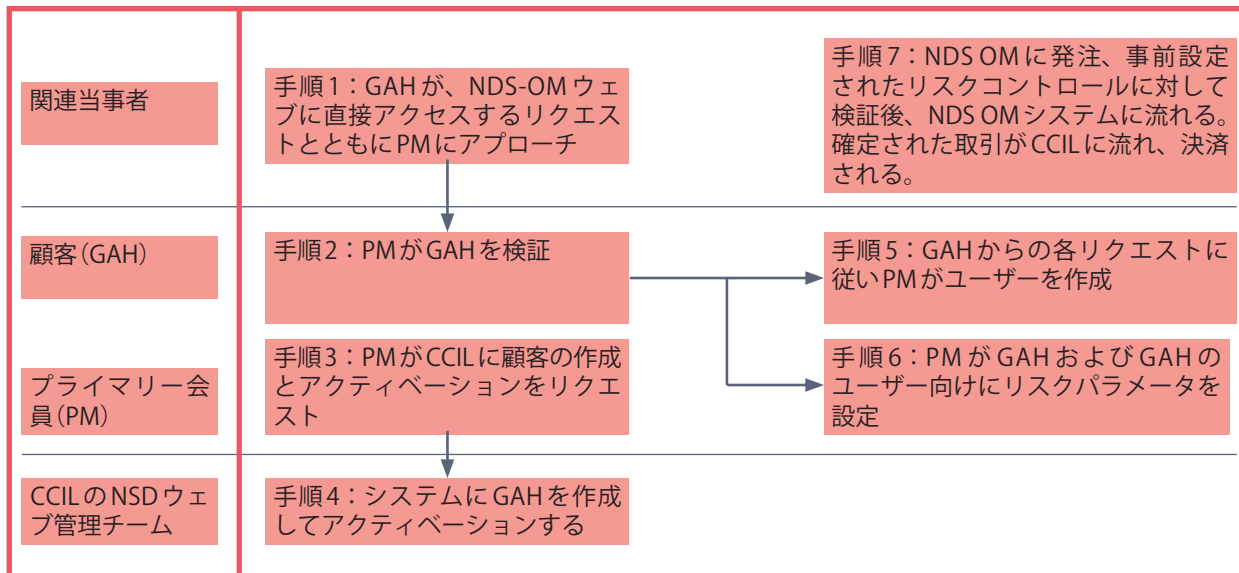
* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

NDS-OM ウェブモジュール

NDS-OMに対するかかるGAHのアクセスを強化するため、このような顧客にインターネットベースのウェブアプリケーションが提供されました。これにより、NDS-OMに直接アクセスできるようになりました。インターネットベースの機能により、GAHはセカンダリー市場で国債を直接取引(購入と売却)することができます。但し、アクセスするには、GAHがギルト口座と当座預金口座を保有しているそれぞれのプライマリー会員(PM)による管理を条件とします。

GAHの代理で、PMがCCILにアクセス要求フォームを提出する必要があります。この要求は正式にRBIに宛てられますが、CCILは、業務上の便宜のため、PMからのアクセス要求フォームを直接受領して処理する権限が与えられています。詳細な業務フローを以下に示しています。

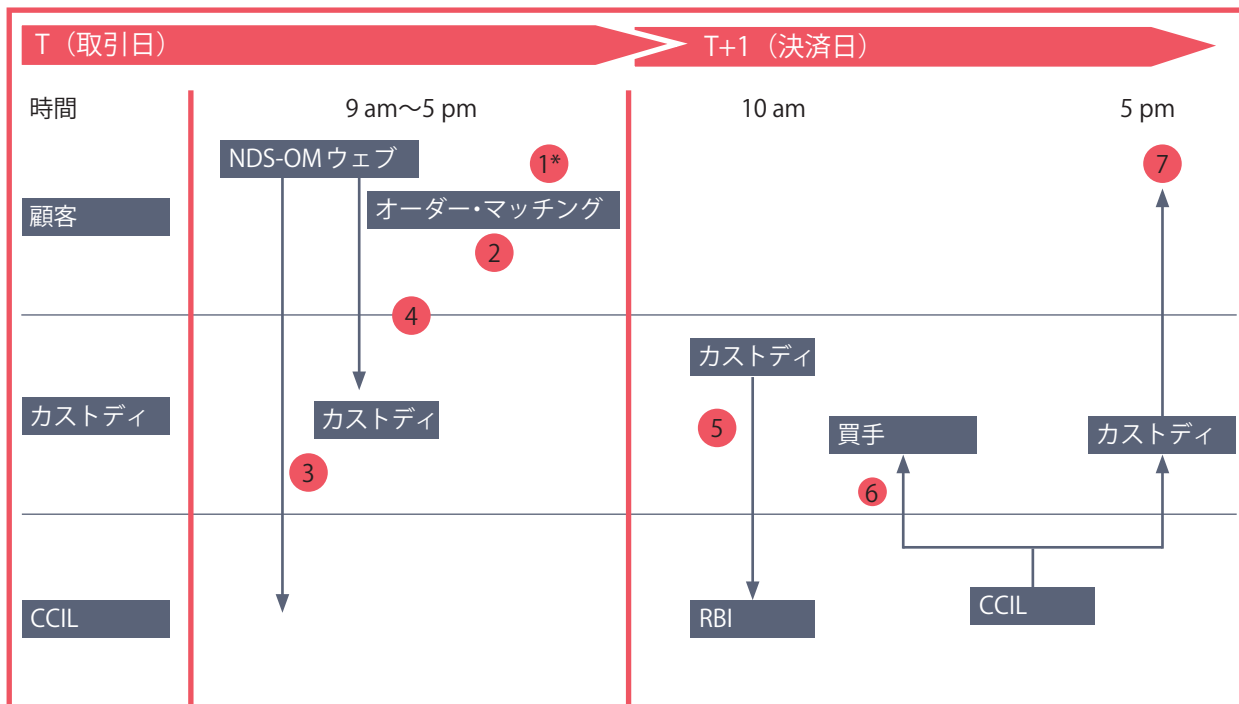
顧客にNDS-OM ウェブアクセスを付与する手順



不正アクセスを防止し、否認不可を確実にするため、RBIは、GAHユーザーごとにデジタル証明書を取得する必要があると規定しています。デジタル証明書は、二段階認証のセキュリティを備えた電子トークンにインストールする必要があります。PMがGAHユーザーを作成する前に、PMは、デジタル証明書および電子トークンが必ずGAHユーザーに用意されているようにしなければいけません。

NDS-OM ウェブモジュールはFPIに提供されています。NDS-OM ウェブモジュールを使用しているFPIによる取引はT+1ベースで決済されます。

決済フロー – NDS-OM ウェブで執行される国債購入



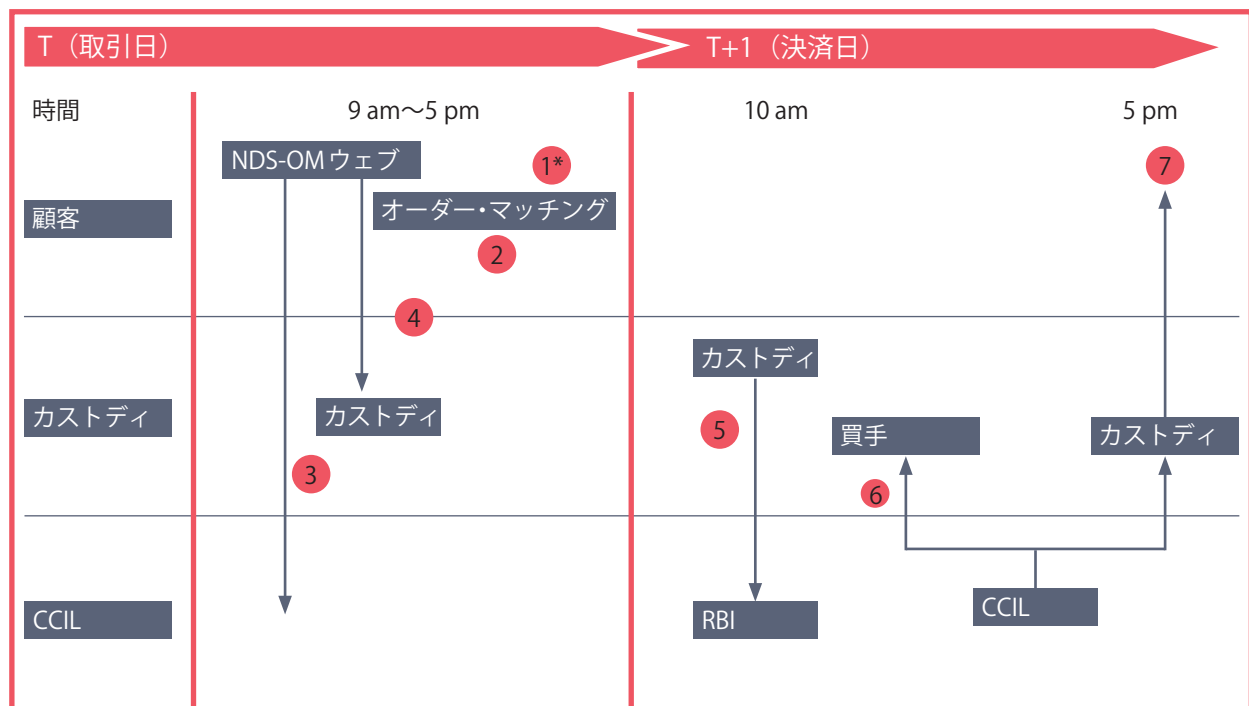
説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform（相対取引システムオーダー・マッチング・プラットフォーム）

CCIL – Clearing Corporation of India（インド清算機関）、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OM ウェブで注文を執行
 2. 取引注文が、予め定められた基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
 3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され決済手続きが行われる
 4. マッチした取引に関する指図が証券保管機関に送信され決済手続きが行われる
 5. 購入取引の場合、顧客の口座から決済金額を引き落とし、10amまでにRBIに支払い
 6. CCILが買手/売手に証券/資金を、証券保管機関にある顧客の現金/CSGL口座に入金
 7. 顧客に決済確認を送信
- * NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる。

決済フロー – NDS-OM ウェブで執行される国債売却



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform（相対取引システムオーダー・マッチング・プラットフォーム）

CCIL – Clearing Corporation of India（インド清算機関）、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OM ウェブで注文を執行
2. 取引注文が、予め定められた基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され決済手続きが行われる
4. マッチした取引に関する指図が証券保管機関に送信され決済手続きが行われる
5. 売却取引の場合、顧客の口座から証券を引き落とし、10amまでにRBIに送金
6. CCILが売手に資金を、買手のギルト口座に証券を送金

7. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

FPI投資家にとってのNDS-OMウェブモジュールを使用するメリット

- GAHはプライマリー会員としてNDS-OMと同じオーダーブックにアクセスします。GAHは注文（発注／修正／キャンセル／保留／解除）をコントロールするうえでより優れた立場にあり、市場でのリアルタイムの呼値にアクセスします
- 執行された注文の通知や様々なクエリはオンラインでGAHに提供されるため、GAHは自らのポジションを管理するうえで有利な立場にあります
- このため、証券保管機関の銀行／PDで既に管理されているギルト口座を活用したウェブベースのインターフェースは、運用上効率的なシステムを提供します

社債 – 店頭市場 (OTC)

社債市場における取引の大部分は、取引の当事者間で双方向に執行されています。インド証券取引委員会 (SEBI)、インド準備銀行 (RBI)、インド保険規制開発庁 (IRDAI) の規制下にある事業体には、取引所の取引報告プラットフォーム上での社債取引について報告を行い、取引所の清算機関を通じて決済することが求められています。取引所の清算機関とは、NSCCL (インド国立証券取引所の清算機関) と ICCL (ボンベイ証券取引所の清算機関) のことです。取引所で報告されたOTC取引、または、清算機関を通じて決済されたOTC取引は、取引所または清算機関による保証がありません。社債取引の決済は、月曜日から金曜日の間に、三つの決済サイクル、即ち、T+0、T+1、T+2で行われるものとしします。カテゴリ-IおよびIIのFPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、社債市場と直接取引するという選択肢があります。一方、カテゴリ-IIIのFPIは、株式ブローカーを通じて社債取引を執行しなければいけません。証券取引所の電子帳簿プロバイダー (EBP) プラットフォームを通じた主要取引の場合、FPIの三件すべてのカテゴリがプラットフォームにアクセスでき、ブローカーを使用せずに直接入札できます。

FPIは、第8章で扱っている特定の制限事項に従うことを条件として、非上場の社債に投資を行うことも許可されています。

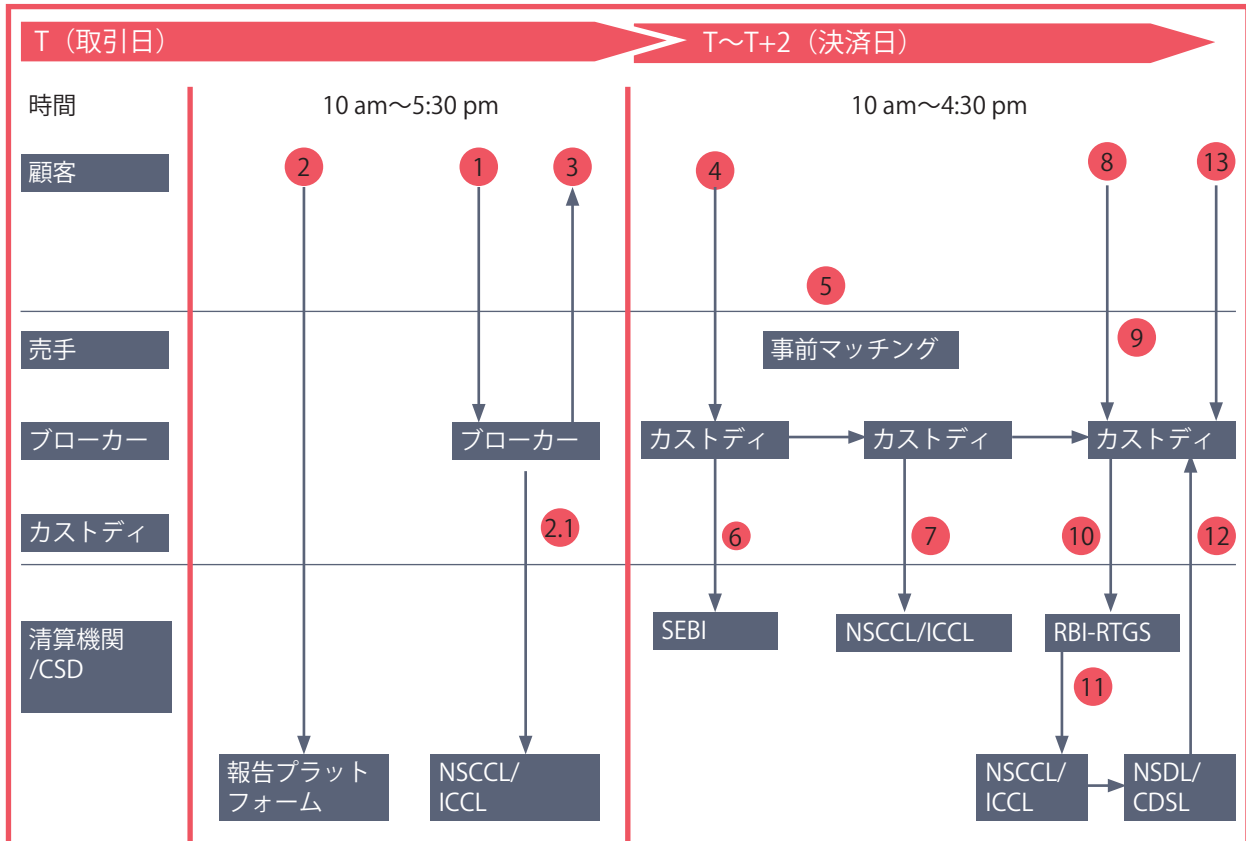
NSEが提供する債券報告プラットフォームは、CBRICS (Corporate Bond Reporting and Integrated Clearing and Settlement: 社債報告および統合清算・決済) プラットフォームとして知られています。NSEは、このアプリケーションの安全性をさらに強化するため、債券報告プラットフォームのユーザーに対し、二要素認証 (2FA) を導入しました。

BSEは、債券報告プラットフォームとして、新規債券報告・決済プラットフォーム - インド社債市場 (ICDM) を使用しています。このプラットフォームは、顧客および決済関連の詳細に加え、取引確認などの決済機能を備えています。

報告プラットフォームは、以下の機能を提供しています。

- 報告と決済のための単一システム
- ポートフォリオ作成機能
- 社債、CP、CD、国債報告のための単一オーダーエントリー画面
- 同一のオーダーエントリーウィンドウからの報告と決済
- 取引履歴
- 日次市場分析レポート

決済フロー - 社債購入取引



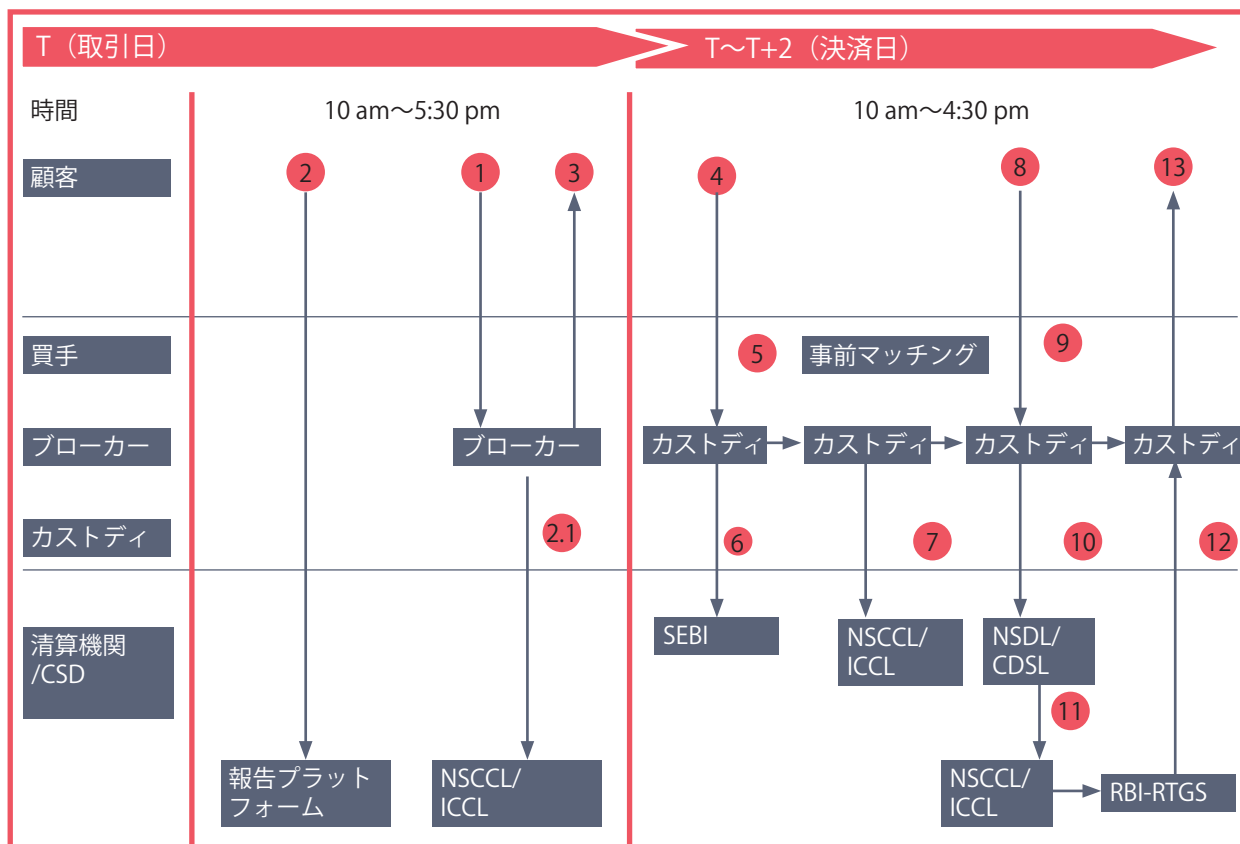
説明文

NSCC – National Securities Clearing Corporation Limited

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCとICCLで取引を確認
8. 口座に資金があるかを顧客が確認
9. 顧客の現金口座から引き落とし
10. RBI-RTGSを通じて清算機関に資金を払出
11. 清算機関を通じて決済
12. 債券の受渡と預託機関を通じた顧客口座への支払い
13. 顧客に決済確認を送信

決済フロー - 社債売却取引



説明文

NSCCL – National Securities Clearing Corporation Limited

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCLとICCLで取引を確認
8. 十分な売却可能分があるか顧客が確認
9. 顧客の証券口座から引き落とし、証券を払込
10. 預託機関を通じて証券を払込
11. 清算機関を通じて決済
12. RBI-RTGSを通じて資金を受取
13. 顧客の現金口座に送金、決済確認を送付

取引所プラットフォームを通じて執行・決済された社債

また、取引所は、債券市場プラットフォーム上で取引を執行することも許可しています。取引所プラットフォームで執行された取引は、取引所の個々の清算機関を通じて決済されます。取引所の取引プラッ

トフォームで執行されたかかる取引は、清算機関により保証されています。

SEBIの指示に従い、取引所は、受渡が短い場合には、証券取引所プラットフォーム上で取引される社債のオークションと打ち切りのため、次のメカニズムを導入することが求められています。

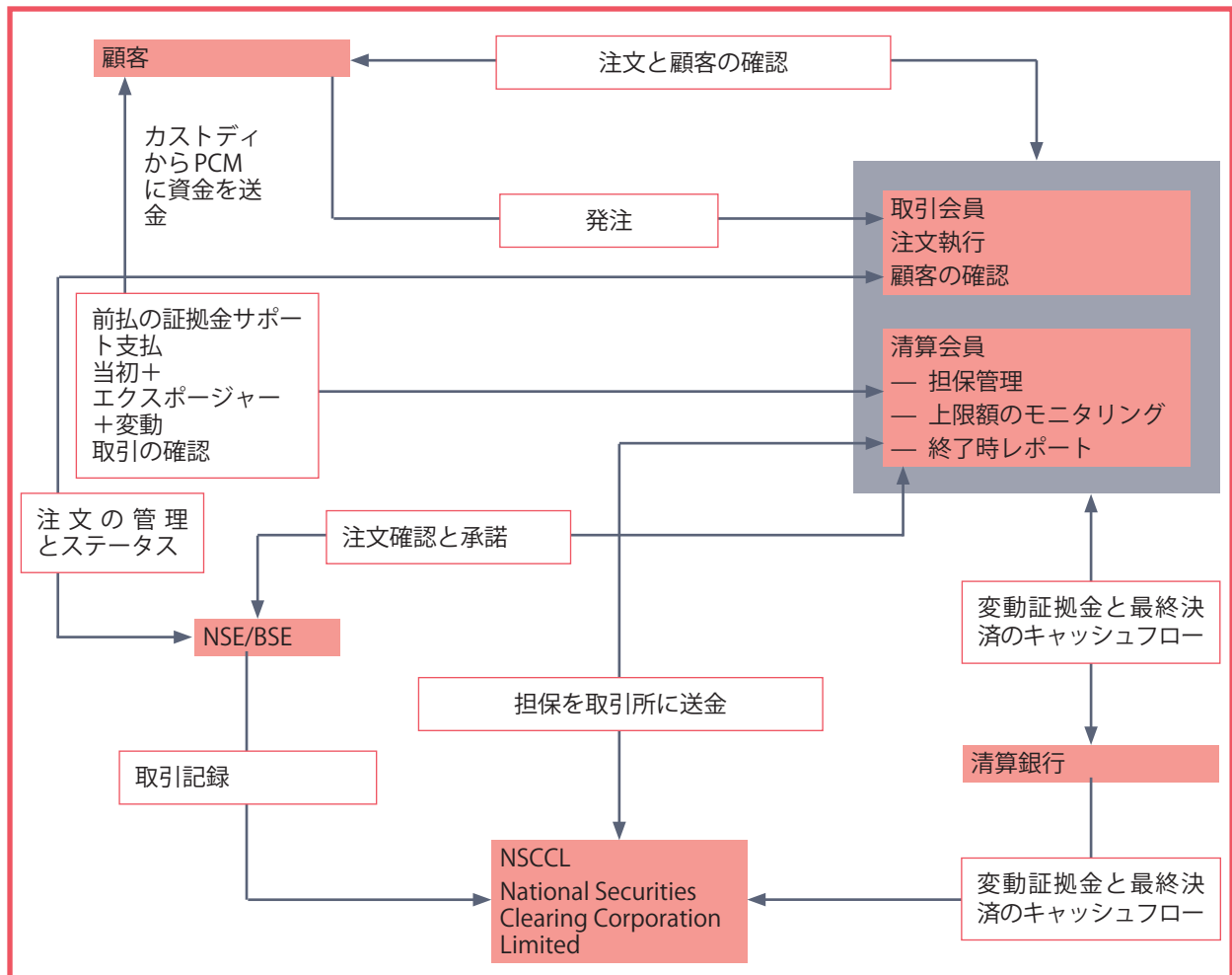
受渡不足の場合、証券取引所／清算機関は、取引日の最高価格（この価格が取引価格となります）+1%のマークアップの価格で金融打ち切りを行います。

- 決済は総債務額ベースで、証書発行を伴わない方法で強制的に行われ、決済保証があります
- 売手が証券の受渡ができなかった場合、公表されたオークションスケジュールに従い、清算機関による株式のオークションが行われます
 - オークションはT+1に実施され、T+2に決済されます
 - 預託機関は、9:30a.m.までにそれぞれの「清算機関決済プール口座」にこれらの証券の譲渡を行うことを容易にします
 - オークション金額は受渡不足の会員に請求されます
- 債券について決済日に受渡がされない債券の査定価格については、関連当局が適宜規定している場合を除き、T日における債券の終値となります
- オークションで株式を調達できなかった、または、オークション売手がオークションの払込日に株式の一部または全部を受渡できなかった場合、打ち切りとなります
 - 金融打ち切りは、T日の最高価格（この価格が取引価格となります）+その取引価格1%のマークアップで行われます。

11.4. デリバティブセグメント

- **株式デリバティブ** - 取引所の清算機関が、デリバティブ（先物&オプション）セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。NSCCLは、NSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。ICCLは、BSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。

プロセスのフロー



- **通貨デリバティブ** - 取引所の清算機関が、通貨デリバティブセグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人です。NSCCLが、NSEの通貨デリバティブセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します
- **金利先物 (IRF)** : 取引所の清算機関が、IRFに関連する通貨デリバティブセグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人です。NSCCLが、NSEのIRFに関連するデリバティブセグメントでのあらゆる取引に対して、法的代理人として活動し、決済を保証します。ICCLが、BSEのIRFに関連するデリバティブセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。IRFに関連するあらゆる取引は、インドルピーで現金決済されます

11.4.1. デリバティブの適格基準の強化

SEBIは、デリバティブセグメントA株式への株式導入のための適格基準を強化しました。オプション契約と先物契約が導入される予定の株式について、既存の指定された適格基準に加え、以下の広範な適格基準を6カ月間連続して満たさなければならないという規定を導入しました。

- 株式は、過去6カ月間のローリングベースで一日の平均時価総額および一日の平均取引価格の観点で上位500株の中から選択する必要があります
- 過去6カ月間のクォータシグマ注文の中央値は、ローリングベースで、250万インドルピー以上でな

ければいけません

- 株式の市場全体でのポジション上限額は、ローリングベースで50億インドルピー以上でなければいけません
- 現金市場における一日の平均受渡価格が、過去6カ月間のローリングベースで1億インドルピー以上でなければいけません

11.4.2. 株式デリバティブの現物決済

個別株の先物とオプション契約では、2018年7月から、現物の決済メカニズムに従います。契約の現金決済は、段階的に調整された、証券や現金の受渡しという方法で現物決済に移行しています。

強化された適格基準を満たす株式は、引き続き現金での決済となり、段階的に現物決済へと移行していきます。

- 3カ月間連続で強化された基準のいずれも満たすことができなかった株式は、現金決済から現物決済へと移行することになります

- こういった株式が3カ月間連続で強化された基準のいずれも満たすことができず、移行した後は、デリバティブセグメントから退出することになります

現行の適格基準を遵守しているものの、強化された基準を満たすことができない株式デリバティブは、現物決済されます。次に該当する場合、これらの株式はデリバティブから退出することになります。

- 3カ月間連続で強化された適格基準のいずれも満たすことができなかった場合、または
 - 2018年4月11日から1年後に、強化された適格基準のいずれも満たすことができなかった場合
- 2018年4月11日から1年後に、強化された適格基準を満たした株式だけが、デリバティブセグメントにとどまることとなります。

決済の手順

- 取引所によって識別された契約に関する以下のポジションは、現物決済されるものとします。
 - 満期日の取引時間終了後の先物の建玉すべて
 - 行使され割り当てられたイン・ザ・マネーの契約すべて
- 現物決済用に特定された株式について、クローズ・トゥー・マネー（CTM）オプション契約に提供された行使してはならない枠
- 受渡または受領される数量は、（市場のロット）×（現物決済される契約数）となります
- 決済義務額は以下に基づき計算されるものとします
 - 先物 - 決済義務は、個々の契約の先物の最終的な決済価格で計算されるものとします
 - オプション - 決済義務は、オプション契約の個々の行使価格で計算されるものとします
- 清算会員での最終的な受渡／受取のポジションは、個々の清算会員を通じて清算を行うすべてのクライアント／構成員／取引会員の義務をネットिंगした後に到達されます
- 証券の現物決済は、預託機関を通じて無券面化された形式でのみ行われるものとします
- 現物決済は満期日+2の日に発効されます
 - 受渡の指示は、2:00pmまたは預託機関が規定した受付終了時間までに完了します。

証券の払込と払出

投資家は、資金や証券の早期払込だけでなく、クライアントの受益者口座への証券の直接の払出を活用できます。

証券や現金の払込や払出は、デリバティブセグメントにおけるクライアントのプロフェッショナル清算会員を通じて行われます。

不足の対処

- **資金の決済**：現物決済に対する資金義務の不履行は違反として扱われ、決済義務の不履行に対して現在適用される措置が適用されるものとします。資金義務を履行しなかった当該清算会員が原因での証券の払出は、清算機関が保留することとします
- **証券の決済**：売手が証券の受渡ができなかった場合、清算機関による株式のオークションが行われます。オークションは、満期日+3日に実施され、満期日+4日に決済されます
 - 証券をオークションで購入できないことについて清算機関が満足している場合、かかる証券に対する義務は完了したものとみなされます
 - 受渡ができなかった清算会員は、受渡できなかった証券と同額（査定価格での評価額、取引所での現金株式セグメントの証券の終値）が、証券の払込日の直前の取引日に引き落とされるものとします
 - 完了は、資本市場セグメントで決定された証券の価格にて完了されるものとします
 - コーポレート・アクション下にある証券の不足にはオークションは実施されません。こういった不足の場合、直接完了されるものとします
 - 清算機関に対する証券受渡義務を果たすことができない清算会員は、一日あたり0.05%の罰金が科されます。不足の査定額は、銀行から不足の確認を受領していない場合に資金不足としてみなされ、資金決済に規定されている罰則が適用されます

デリバティブの証拠金フレームワーク

- 現金決済された証券に適用される、F&Oセグメントの証拠金フレームワークは、デリバティブ契約の満期まで適用されます
- 満期後は、現金株式セグメントに適用される現物決済証拠金（VAR、極端な損失の証拠金、マーク・トゥ・マーケット証拠金）に転換されるポジションが受渡証拠金として適用され、課されます。
 - **VARと極端な損失の証拠金**：現金株式セグメントで計算されるVARと極端な損失の割合が、クライアントレベルの決済義務に対して適用されます
 - **マーク・トゥ・マーケット証拠金**：一日の終わり時点のマーク・トゥ・マーケット証拠金は、満期日と満期日+1日に計算されます。この理由は、決済義務と資本市場セグメントにおける証券の終値でのポジションの価値が異なるからです。証券におけるマーク・トゥ・マーケット損失は、同一のクライアントのその他証券の利益に対してネットिंगされるものとします。
 - 清算/取引会員は、受渡証拠金を回収し、既存のクライアント証拠金報告メカニズムを通じて報告を行うことが求められます
- ブロックされた受渡証拠金は、決済の完了時に免除されるものとします

11.4.3. 取引主体識別コード

インド準備銀行（RBI）は、インド国内でのインドルピー（INR）金利デリバティブ、外国為替デリバティブ、クレジットデリバティブの店頭市場（OTC）の参加者全員に取引主体識別（LEI）コードを実装しました。

LEIコードは、グローバル金融危機後のリスク管理改善のための金融データシステムの質と精度を向上させる手段として考案されました。金融取引の当事者であるあらゆる法人または組織を一意的に識別するグローバルレファレンスデータシステムを作成するよう設計されています。LEIは、金融取引の当事者

である事業体に割り当てられた20文字の一意の識別コードです。

LEIは、グローバル取引主体識別財団（GLEIF）が認可したローカルオペレーティングユニット（LOU）から取得できます。GLEIFがLOUのリストを提供しています。リストには以下のリンクからアクセスできます。

<https://www.gleif.org/en/about-lei/how-to-get-an-lei-find-lei-issuing-organisations>

インドでは、LEIコードはLegal Entity Identifier India Ltd.（LEIL）から取得できます。

<https://www.ccilindia-lei.co.in>

RBI、SEBI、インド保険規制開発庁（IRDAI）、年金基金規制開発機構（PFRDA）の規制下にあるすべての事業体、および、インドルピーの金利デリバティブ、外国為替デリバティブ、インドにおけるクレジットデリバティブのOTC市場に参加しているすべての企業は、LEIを持つことが義務付けられています。RBIは、指定商業銀行（SCB）へのエクスポージャーに基づき、大手の法人の借り手に対するLEIの導入とともに、LEIの使用を拡大しています。

フェーズ	SCBへの合計エクスポージャー	締切
フェーズI	100億インドルピー以上	2018年3月31日
フェーズII	50億インドルピー以上100億インドルピー未満	2018年6月30日
フェーズIII	10億インドルピー以上50億インドルピー未満	2019年3月31日
フェーズIV	5億インドルピー以上10億インドルピー未満	2019年12月31日

11.5. 証券貸借

SEBIとRBIは、全てのクラスの投資家に対し、オンショアの空売りと証券貸借（SLB）を許可しました。このため、SEBIの規制下にある全ての機関投資家は空売りができます。インドの証券市場では裸売りは許可されておらず、投資家は、決済時点で証券の受渡を行うという義務を果たすことが強制されています。これに従い、証券貸借のためのスキームが導入されました。

SEBIは、SLB取引が、取引所の清算機関を通じて捜し出されることを命令しました。この結果、清算機関であるNSCCLとICCLだけが、現在のSLB取引に対する承認済仲介機関（AI）となっています。

借手と貸手は、ISのSLBプラットフォーム上で取引を行うための直接アクセスを持っていないため、既存のNSEとBSEの清算会員（銀行、証券保管機関など）がSLB参加者になるという仕組みを通じて、取引を執行しなければいけません。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定証券保管機関を通じて行われます。

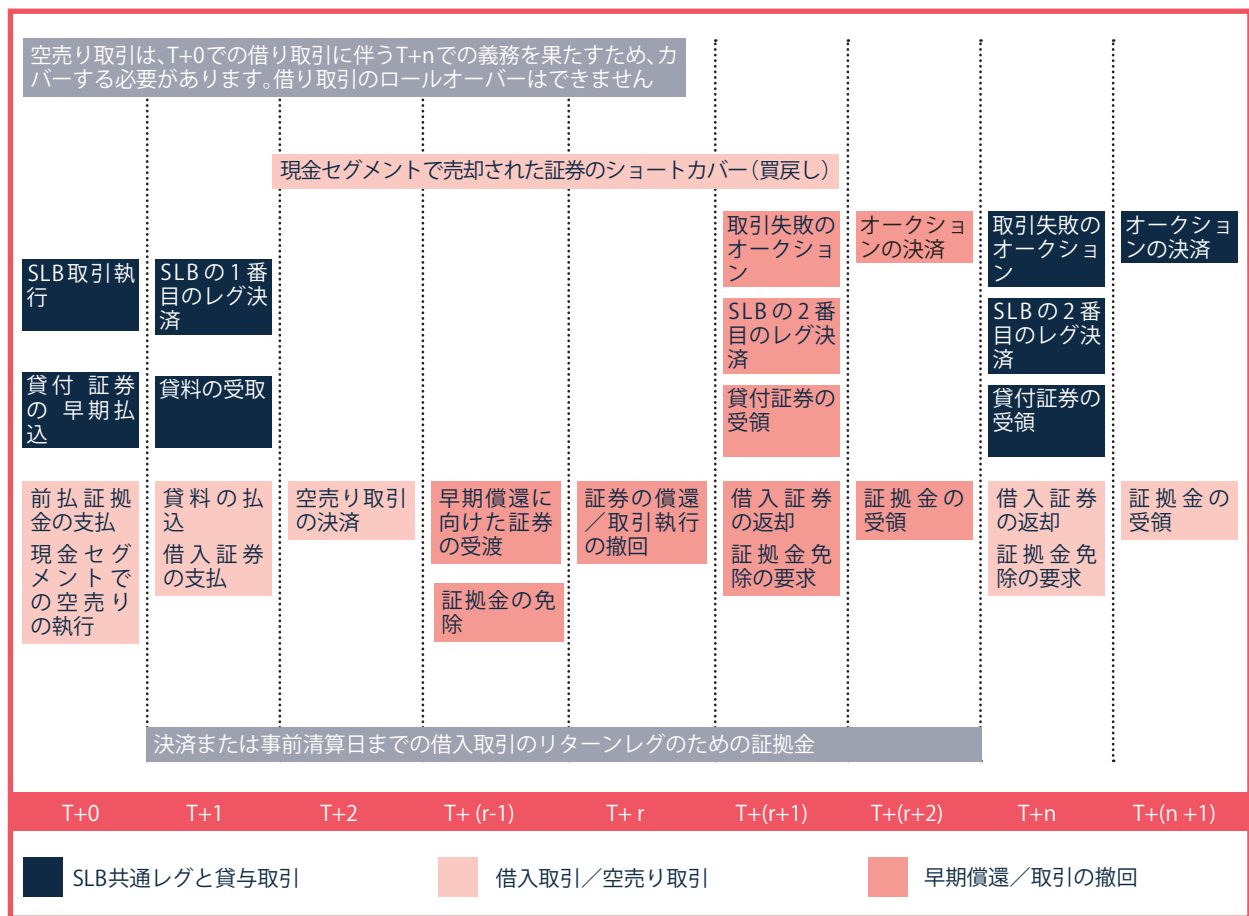
「参加者」として言及される銀行や証券保管機関を含め、承認済仲介清算機関（NSCCL/ICCL）の清算会員全員が、SLBへの参加資格があります。SLBに参加するには、清算会員はSLBの参加者として登録しなければいけません。証券貸借を希望する参加者は、自身の口座または顧客の代理のいずれかでこれを行うことができます。

NSCCL手数料

階段式に増加* (インドルピー建ての貸株料総額)	実効率
100万インドルピーまで	2.00%
100万インドルピー超～500万インドルピー未満	1.75%
500万インドルピー超～1,000万インドルピー	1.25%
1,000万インドルピー超	0.50%

*階段式に増加する率は、参加者が執行した借入取引と貸出取引の両方に関連する貸株料の月額合計である貸株料総額に基づきます

SLB取引フロー – 運用モデル



11.6. リスク管理 - 概要

規制当局／取引所は、会員の資本の充実、十分な証拠金要件、エクスポージャーや出来高に関する上限額、賠償責任保険、オンラインでのポジションのモニタリング、自動無効化などを包含する広範なリスク管理システムを開発しました。また、過度な乱高下を抑制し、価格操作を察知・回避するため、効果の高い監視システムも管理しています。

証拠金 - リスク管理システムの主要部分です。株価の動きの変動が原因ですが、株式市場の証拠金システムでこれに対処できます。日次証拠金は以下から構成されています。

- バリュエーション・アット・リスク (VaR) 証拠金
- 極端な損失の証拠金
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

2008年4月21日から、FPIを含めた機関投資家全員による取引の証拠金は、証券保管機関による取引確認後のT+1日から請求されます。

注記：法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るFPIは、機関投資家ではない取引のためのかつての証拠金フレームワークに従い、前払いベース（即ちT+0）で請求されます。

自己資本比率要件 - リスク管理の中心にあるのは、会員が取引所／清算機関に預金した流動性資産です。会員は、様々な証拠金や基本自己資本比率要件最低額を十分にカバーする流動性資産を提供するよう求められます。

コア決済保証資金 (CSGF) : SEBIは、清算会員の債務不履行に効率的に対処するための清算機関の現在のリスク管理システムの堅調さを拡大することを意図して、コア決済保証資金(コアSGF)、デフォルト・ウォーターフォール、ストレステストのための規範を規定しました。取引会員による取引が不履行に終わった場合、資金は、取引所取引の取引先リスクをなくすよう、うまく決済を完了させるために使用されます。そのため、取引所はCSGFを設立しました。これには、清算機関が各セグメントの最低資本要件(MRC)の最高50%まで拠出することになっています。取引所はMRCの最高25%まで拠出し、残りの25%については各セグメントの清算会員が拠出します。

これらの規範は、主に以下の目的を達成することを意図しています。

- エクスポージャーがなく、清算会員が決済債務を守ることができなくなった場合に、清算機関の決済債務を即時かつ無条件に満たすことのできるSGF内でコア資金(コア決済保証資金と呼ばれる)を設定すること
- 金融市場インフラ原則(FMI) (信用リスクのためのストレステスト、流動性リスクのためのストレステスト、頻度やシナリオなどの反対ストレステストのための規範)に清算機関のストレステスト実践を一致させること
- 機関投資家取引での債務不履行の可能性が原因のリスクについてストレステストを行うこと
- 清算機関全体にわたって、デフォルト・ウォーターフォールを統一させること
- 中央決済機関(CCP)に対するエクスポージャーのためのバーゼル自己資本要件の面で債務不履行に陥らない会員の責任を制限すること
- その他セグメントでの債務不履行による清算機関の各セグメント目的を特定した上で隔離すること、および
- 異なる清算機関、特に、会員の債務不履行に関して、ストレステストとリスク管理に統一性をもたらすこと

コアSGFに対する拠出

いかなる時点でも、あらゆるセグメントのコアSGFに対する様々な拠出者の拠出額は、以下の通りでなければいけません。

- 清算機関(CC)の拠出：コアSGFに対するCCの拠出は、最低必要資本(MRC)の50%以上とします。CC

は、自身の資金からこれを拠出するものとします。コアSGFに対するCCの拠出は、純資産の一部としてみなされるものとします

- 証券取引所の拠出：コアSGFに対する証券取引所の拠出は、MRCの25%以上とします（これらのガイドラインを考慮して見直されるSECC規則第33規則に従い、証券取引所が利益を譲渡することに対して調整可能です）
- 清算会員の主な拠出：CCが希望する場合、以下に挙げる事項を条件として、セグメントの清算会員（CM）（証券保管の清算会員を含む）からコアSGFに対して、リスクベースの拠出を求めることができます。
 - CMからの総拠出額がMRCの25%を超えないこと
 - いかなるCMのコアSGF拠出についても、エクスポージャーを利用できないこと（CCで利用できるエクスポージャーのないCMの担保は、CMのコアSGF拠出とみなされる可能性があります）、および
 - 各CMの必要拠出額が、システムにもたらすリスクに基づくものと比例していること

CCは、CMのプライマリー拠出を収集するうえで、前払いか、期間中の分割か選択できる柔軟性があります。分割拠出の場合、CCが残高を満たすことで、常にコアSGF合計が十分であると保証されなければいけません。かかるCC拠出額は、CMからのさらなる拠出を受け取った場合にCCが引き出しできるような状態になっている必要があります。

以上で規定したCC、SE、SMによる上限額は、SEBIが、その時の市況を検討しながら適宜見直しを行います。

CCが課す罰金（SECC規則第34規則による）は、コアSGFコーパスに支払うものとします。

コアSGFに対する現金拠出に関する利息も、コアSGFに生じるものとし、現金拠出額に比例して拠出者に対して比例配分されます。

CCは、コアSGF拠出に現金担保を受け付けるものとしますが、CCは、銀行FDという形式でのCM拠出も受け付けることができます。CCは、これに関してSEBIが適宜発行する特定のガイダンスに従うものとします。

コアSGFへのアクセス

会員が決済の義務を果たせなかった場合、CCはコアSGFを使用できます。

デフォルト・ウォーターフォール

すべてのセグメントのCCのデフォルト・ウォーターフォールで、通常、以下の順序に従います。

1. 債務不履行を起こした会員の資金（債務不履行を起こした会員のコアSGFに対するプライマリー拠出額やその他セグメントにおける不履行者の過剰資金を含みます）
2. 保険（該当する場合）
3. CCの資金源（セグメントMRCの5%に相当）
4. 以下に挙げる順序のセグメントのコアSGF
 - 罰金
 - セグメントMRCの25%以上のCC拠出
 - 残りのコアSGF：CC拠出額、証券取引所の拠出額、債務不履行に陥っていない会員のプライマリー拠出額をコアCGFに対して比例配分ベースで配分します
5. 残りのCC資金源（その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額と10億インドルピーを除く）の比率は、セグメントMRC対全てのセグメントのMRCの合計に等しいものとします。*
6. その他セグメントのコアCGFに対するCC/SEの拠出額（これらのセグメントの債務を満たした後）とSEBIが承認した残りのCC資金源。
7. セグメントの債務不履行に陥っていない会員によるキャッピングされた追加の拠出額。***
8. 残りの損失は、払出に対する比例配分ベースのヘアカット（債務削減）によって補われます。***

*残りのCC資金源（その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額を除く）が10億インドルピーを上回る場合のみ、10億インドルピーが除外されます

**CCは、コアSGFに対する複数の必要なプライマリー拋出への追加拋出に対する、債務不履行に陥っていない会員の責任を制限するものとし、それに関する枠組みも開示されるものとし、債務不履行に陥っていない会員からの評価金額の回収で不足が生じた場合、SEBIの承認により、「VI」層に損失を割り当てることができます。

***損失の割当てが払出へのヘアカットによって行なわれた場合、その後の資金の使用はSEBIの事前承認を必要とします。さらに、この層を使用した後にCCが退出する場合は、SEBIが公共の利益について決定した規定に従うものとし、

SPAN (Standardized Portfolio Analysis of Risk) モニタリング: は、各会員の先物契約やオプション契約からなるポートフォリオの全体的なリスクを特定することを目的とします。当該システムは、先物契約とオプション契約を一律に扱いながら、同時に、非常に不利なアウト・オブ・ザ・マネーのショートポジション、月間リスクやコモディティ間リスクなどのオプションのポートフォリオに関連する特有のエクスポージャーを認識します。

見返預金: 参加者は、現金同等物、即ち、現金、固定預金証書、銀行保証、国債、外債の形式で、担保を預金しておくことができます。参加者が預金した担保は、参加者の証拠金要件に対して使用されます。

段階的監視措置: 証券取引所は、市場の安全を確保し、投資家の利益を守るために、段階的監視措置 (GSM) を導入しました。GSMは、収益、帳簿価額、固定資産、純資産、PERなどの財務健全性やファンダメンタルに見合わない異常な価格上昇が見られる証券に導入されます。

GSMの主なハイライトは以下の通りです。

- GSMに基づき特定された証券リストは別個に通知され、取引所のウェブサイトで公開されます。GSMフレームワークは、このリストの公開後一週間以内に実行されます
- かかる特定された証券の取引を行う市場参加者は、取引所として注意を払い、誠実な行動を行う必要があります。SEBIは、以下のようなこれら証券に対して追加の制限を設ける場合があります。
 - 取引されている証券を取引カテゴリーに配置／継続します
 - 監視預金として追加金の預金を要求します。この追加金は長期間保管されます
 - かかる証券の取引を一週間に一回、または、一カ月に一回しか許可しません
 - 取引価格の上限額を固定します
- これらの措置は、一定の基準に基づいて発動され、短期間で発効されます

かかる証券を自身の口座または顧客の代理で取引する会員は、取引所による厳重な監視下に置かれます。いかなる不正行為も深刻なものとなされます

取引所は、GSMメカニズムを説明するため、一連のFAQを用意しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

https://www.bseindia.com/markets/equity/EQReports/graded_surveil_measure.aspx?expandable=6

https://www.nseindia.com/invest/content/FAQs_Graded_Surveillance_Measure.pdf

11.7. 証拠金

機関投資家の株取引は、取引日+1 (T+1) 日に証拠金請求がなされます。証拠金は顧客レベルで計算・請求され、確認済みの全ての取引に対して、証券保管機関から回収されます。次に、証券保管機関が顧客から証拠金を回収します。未確認の機関投資家の取引の証拠金は、取引を執行するブローカーに請求されます。

請求される証拠金の種類

- 以下の証拠金は、2008年4月21日から、T+1ベースで機関投資家の取引に対して請求されます。
 - バリュエ・アット・リスク (VaR) 証拠金
 - 極端な損失の証拠金 (ELM)
 - マーク・トゥ・マーケット (MTM)

11.7.1. 現金市場における証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日
購入	<ul style="list-style-type: none"> — VARおよびELM証拠金： これら証拠金は、証券保管機関に対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、証券保管機関は、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています。 - MTM証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。MTM証拠金は、T+2のインド標準時間9:30 amまでに支払います。 	買手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、銀行保証と定期預金は、FII/FPIによる担保とすることはできません。証拠金の支払を避けるため、資金を早期に払い込むことが許可されています。	T+1
売却	<ul style="list-style-type: none"> - VARおよびELM証拠金： これら証拠金は、証券保管機関に対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、証券保管機関は、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています。 - MTM証拠金： T+1の終了時点 MTM証拠金は、T+2のインド標準時間9:30 amまでに支払います。 	売手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、銀行保証と定期預金は、FII/FPIによる担保とすることはできません。証拠金の支払を避けるため、資金を早期に払い込むことが許可されています。	T+1

- 決済金がある証拠金のネットティング - T+1に取引所に支払われる証拠金とT+2に支払われる決済金との間でネットティングを行うことが許可されています。ネットティング枠に基づき、決済債務は、機関投資家が支払った現金証拠金を差し引いた後のネットベースで決定されます。現金以外の証拠金（固定預金、銀行保証、または承認済証券）を証拠金として投資家が実行した場合、このメリットは利用できなくなります。
- 早期払込 - 機関投資家には、証拠金での取引を避けるため、資金や証券を早期に払い込むことが許可されています。早期払込が有効になった取引の場合、上記の証拠金規定の対象とはなりません。
- カテゴリーI & IIのFPIの取引は、既存の規範に従って取引日+1 (T+1) ベースで証拠金が課されます。
- 法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るカテゴリーIIIのFPIは、機関投資家取引以外の取引のための現行の証拠金フレームワークに従い、前払いベース（即ちT+0）で請求されます。即ち、顧客は、T日に市場でポジションを取る前に、適用される証拠金を事前に準備する必要があります。カテゴリーIIIのその他の種類の投資家は、カテゴリーI & IIと同じ証拠金メカニズムとなっています。

11.7.2. SLBセグメントにおける証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日	免除日
借入取引	— 貸株料	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FII/FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。	T	T+1
借入取引 – リバースレグ	- VaR証拠金 - ELM証拠金 - MTM証拠金 - NSCCL/ICCL が指定する 貸付価格	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。	T+1	証券返却 時点
貸出取引	- MTM証拠金 - NSCCL/ICCL が指定する 貸付価格の 固定割合 (25%)	貸手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。証拠金の支払を避けるため、証券を早期に払い込むことが許可されています。	T	払込

- (借手の場合) 現金または (貸手の場合) 証券のいずれかの決済債務の「早期払込」を各自が執行することで、証拠金の支払を避けることができます。
- 証拠金計算のための正確な計算式は、取引所ごとに異なる場合があります、適宜修正される可能性があります。

11.7.3. 取引所の債券セグメントの証拠金

証券取引所でDVP-3ベースで決済された取引におけるリスク管理目的で、清算機関は以下の証拠金を課しています。

- **当初証拠金 (IM)** : 当初証拠金は、一日という期間での99% VaRをカバーできるよう、価格変化に関する様々なシナリオにおいて、各顧客のポートフォリオで最悪の場合の損失に基づいています
 - 最低当初証拠金は、満期期間が三年までのものが2%、満期期間が三年以上五年未満のものが2.5%、満期期間が五年以上のものが3%となっています
 - 証拠金は、クリーン・プライス (即ち、利息を考慮しない場合) で表した債券の取引価格の割合で計算されます
 - 証券取引所は、金利先物に似たVaR予想モデルに従う場合があります
 - 当初証拠金は、総建玉金額を考慮し、会員の流動性資産から前払いで差し引きされます

— **極端な損失の証拠金 (ELM)** : ELMは、当初証拠金で使用されるリスク予想で把握されたものを上回る状況で予想される損失をカバーします。あらゆる債券のELMは、クリーン・プライスで表した取引価格の2%です。会員の流動性資産合計から前払いで差し引きされます
取引所の清算機関を通じて報告・決済されるOTC市場で行われた社債取引には、支払うべき証拠金はありません。

11.7.4. 国債市場における証拠金

国債向けのリスク管理プロセス：決済プロセス中は、CCILが、会員が債務を守る場合に不履行が原因で生じる可能性がある一定のリスクを想定しています。決済は代金引き換えの証券渡し (DVP) ベースで、不履行によるリスクは市場リスク (関与している証券の価格の変化) です。CCILのプロセスは、証拠金請求プロセスを通じて市場リスクをカバーするようデザインされています。

国債の取引決済を担当する清算機関であるCCILが、残っている取引に関して、会員から当初証拠金とMTM証拠金 (日中と一日の終わりの両方) を回収します。

当初証拠金は、関連の証券の価格の将来的な不利な変動から生じる可能性のあるリスクをカバーする目的で回収されます。MTM証拠金は、会員が既に発生させた名目損失 (即ち、現行市場価格と取引がカバーしている証券の契約価格との差) をカバーする目的で回収されます。いずれの証拠金も取引に応じて計算した後、会員に応じて集計されます。

会員には、会員が行う取引について当初証拠金とMTM証拠金の両方の要件を十分カバーできる程度の残高を、決済保証資金 (SGF) に維持しておくことが求められます。不足が生じた場合、CCILがマージンコールを行い、当会員は、翌営業日の指定期間より前に不足額を満たすことが求められます。SGFに対する会員の拠出は、資格を満たす国債、短期国債、現金の形式で行い、現金は、いかなる時点でも証拠金総額の10%以上とします。

11.7.5. デリバティブセグメントにおける証拠金

取引所の清算機関は、先物&オプションセグメント向けに包括的なリスク抑制メカニズムを開発しました。清算機関 (NSCCL/ICCL) のためのリスク抑制メカニズムで最も重要な構成要素は、オンラインでのポジションのモニタリングと証拠金システムです。清算機関は証拠金のためにSPAN® (Standard Portfolio Analysis of Risk) を使用しており、これはポートフォリオをベースとしたシステムです。

清算機関が課す証拠金の種類をより理解できるよう、以下にNSCCLが課す証拠金の詳細を示します。

当初証拠金

当初証拠金要件は、一日という期間での99% VaRに基づきます。(指数または個別株に対する) 先物契約の場合、当初証拠金は二日間という期間で計算され、適切な統計式を適用します。VaRの計算手法は規制ガイドラインに従います。会員に求められる当初証拠金は以下の通りです。

- 顧客ポジション - 各顧客レベルでネット、顧客全員で、取引/清算会員レベルでグロスされ、顧客間の相殺はありません
- 自己勘定ポジション - 取引/清算会員レベルでネットされ、顧客ポジションと自己勘定ポジション間の相殺はありません

当初証拠金には、SPAN証拠金、割当証拠金、プレミアム証拠金が含まれます。取引所は、当初証拠金に加え、エクスポージャー証拠金 (EM) も課します。

SPAN証拠金については、適宜様々なパラメータが指定されます。

プレミアム証拠金

SPAN 証拠金に加え、プレミアム証拠金が会員に課されます。プレミアム証拠金とは、オプションの買手が支払う顧客のプレミアムであり、プレミアムの決済の払込が完了するまで課されます。

割当証拠金

割当証拠金は、SPAN 証拠金とプレミアム証拠金に加え、CMに課されます。行使決済の払込が完了するまで、指数と個別株のオプション契約の中間行使決済債務と最終行使決済債務について、CMに割り当てられたポジションに課されます。

割当証拠金は、中間行使決済と最終行使決済のための清算会員が支払う決済価額の行使純額で、証拠金に対して利用できる清算会員の有効な預り金から差し引かれます。

エクスポージャー証拠金

指数のオプション契約と先物契約のエクスポージャー証拠金は以下の通りです。

- 指数オプション契約と指数先物契約の場合：先物契約の名目価値の3%。オプション契約の場合、ショートポジションにのみ課され、金額は建玉の名目価値の3%です
- 個別株オプション契約と個別株先物契約の場合：個別株先物の建玉総額および特定の原資産の個別株のオプションにおけるショート建玉総額の名目価値の5%または1.5標準偏差のいずれか高い方。過去六カ月間の現物市場における原資産の株式の価格の日次対数リターンの標準偏差は、各月の終わりにローリングおよび月次ベースで計算されます

ここでは、名目価値とは以下のものを指しています。

- 先物契約の場合 - 最終取引価格／終値の契約価額
- オプション契約の場合 - 原資産市場で、最後に利用できる終値に基づくオプション契約で表される同等の株数の価額

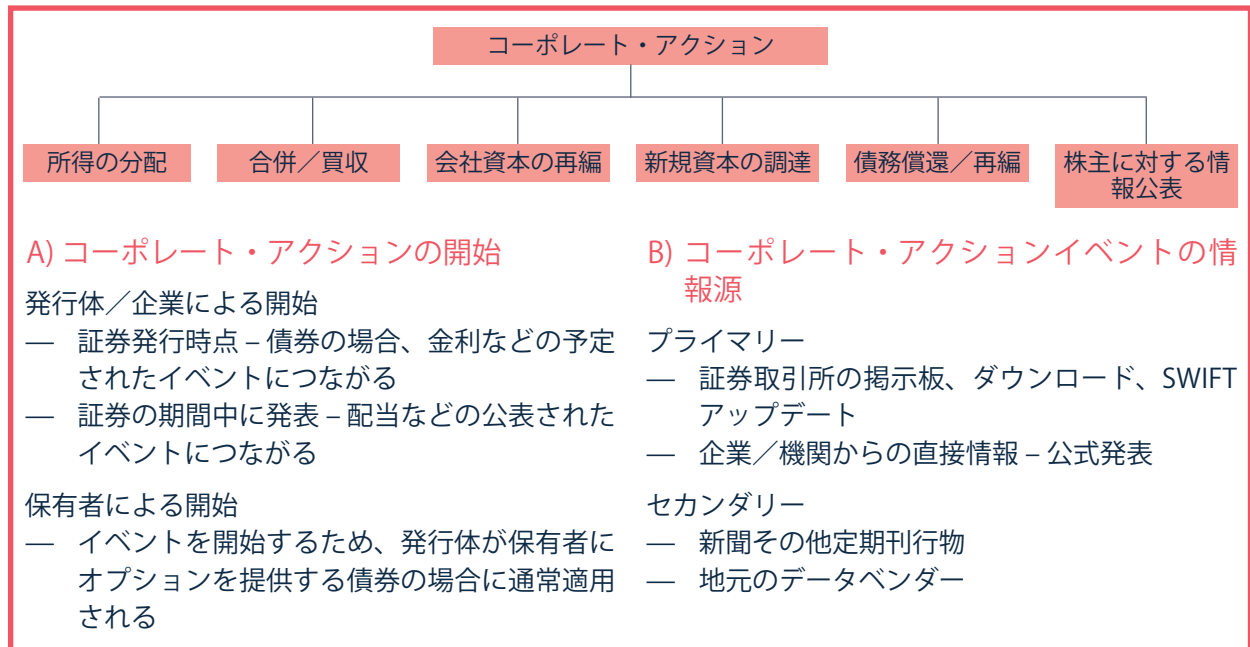
先物契約でのカレンダーズプレッドポジションの場合、エクスポージャー証拠金は、期先の先物契約の建玉の価額の3分の1が課されます。カレンダーズプレッドポジションは、期近物の契約の満期までカレンダーズプレッド扱いが付与されます。

追加証拠金の賦課

リスク抑制手段として、関連当局は、清算会員に対し、適宜決定した内容に基づいて追加証拠金を求める場合があります。これは、適宜課される当初証拠金やエクスポージャー証拠金に加えて課されるものです。

11.8. 資産管理サービス（コーポレート・アクション概要）

コーポレート・アクションとは、証券の期間のうち、その証券の既存保有を行なうイベントを意味します。コーポレート・アクションの目的を以下に記載します。



11.8.1. コーポレート・アクションの種類

コーポレート・アクションの最も一般的な種類は以下の通りです。

- ー 配当金／株式の利子／無担保社債
- ー 株主割当発行増資
- ー 無償交付
- ー 合併／統合
- ー 株式分割
- ー 買い戻しおよび株式の転換

11.8.2. 通知

コーポレート・アクションの通知は、通常、金融関係の新聞、証券取引所の毎日の案内やウェブサイトで公開されます。インドでは、コーポレート・アクションのお知らせに関して集権化されたデータプロバイダーは存在しません。コーポレート・アクションの情報源は以下の通りです。

一次的情報源

- ー 証券取引所の掲示板、ダウンロード
- ー 企業／機関／預託機関からの直接情報

二次的情報源

- ー 新聞その他定期刊行物
- ー ブルームバーグ／ロイター
- ー 地元のデータベンダー
- ー CRISIL Bond Valuer（CRISILがサポートする、現地の信用格付機関）

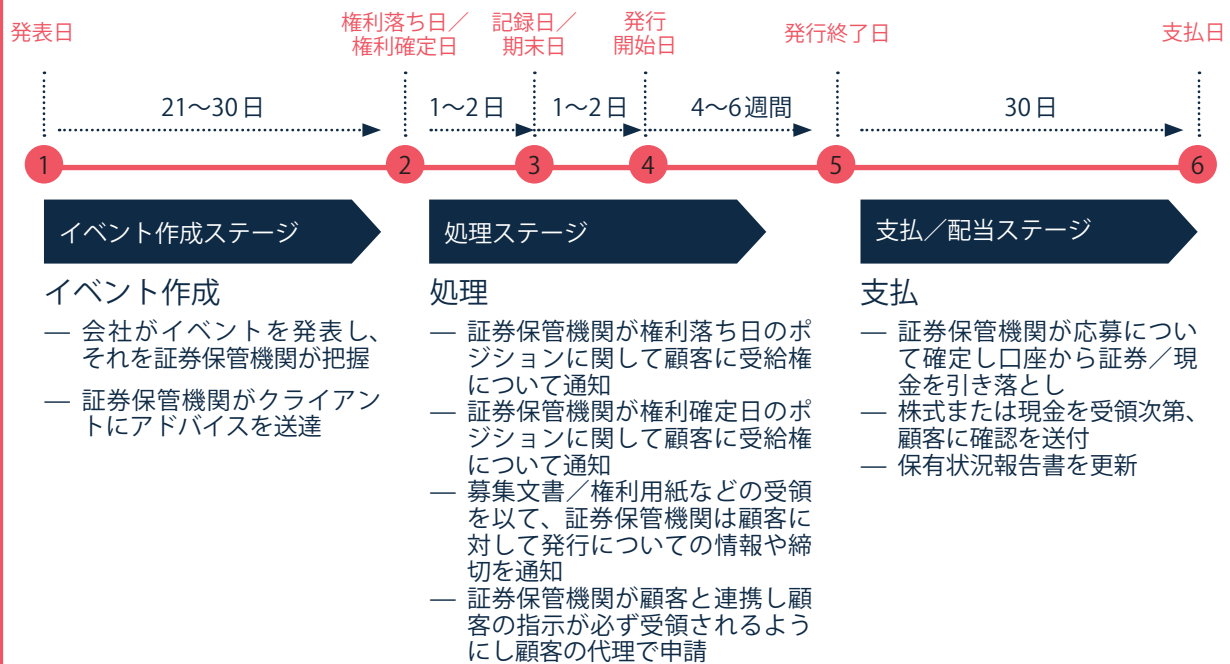
コーポレート・アクションのハイライト

ピーク期間	4月から9月
主要イベント	配当金、株式分割、企業買収、転換、償還、株主割当発行増資、買い戻し、株式公開買付け、無償交付
情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関／預託機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ／ロイター、外部の現地のベンダー
権利付与日	権利確定日
権利付与の計算	権利確定日に実行
支払日	支払日という概念はありますが、必須ではありません
コーポレート・アクションの請求	市場には自動的な請求手順は存在しないものの、代理銀行がそれぞれの取引先に連絡し、顧客の代理でコーポレート・アクションのメリットを受け取ります

重要な日付

発表日	<ul style="list-style-type: none"> — 企業は、期末日／記録日の21日以上前に、関連する証券取引所に通知しなければいけません — 株式やデリバティブを提供する会社、またはデリバティブが利用できる株式が指数構成銘柄である企業は、30日間の通知期間を与える必要があります
期末日	— 企業が、権利付与の支払について、株主名簿の締め作業を行う日
権利確定日	— 権利確定日は、コーポレート・アクション交付の対象となる登録会員の数を決定する締切の日です
権利落ち日	<ul style="list-style-type: none"> — 特定の株式が市場で購入された場合、買手が権利付与（配当金／交付）を受け取る資格がある前日 — かかる取引は「配当付き／交付付き」として知られています。つまり、取引が、これら全ての権利付与／交付を含めて執行されます
支払日	<ul style="list-style-type: none"> — 給付は、宣言日または年次株主総会実施日から30日以内に支払われます — 配当金の支払日の宣言について要件が存在しますが、給付を提供する前に、支払日を通知するという手順をまだ採用していない企業も一部存在します
オファー期間	— (条件の有無にかかわらず) 提案されているオファーまたは可能性のあるオファーについての公表がなされてから、締日までの期間

ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクション・イベント



11.9. 議決

代理	議決のハイライト
ピーク期間 - AGM	3月から11月
適格証券	株式
通知源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ / ロイター、外部の現地のベンダー
通知期間	AGMの21日前
適格日	権利確定日
株式のブロック	なし
事前登録	該当なし
議決の方法	会議に出席、郵送投票、電子投票。
議決権不統一行使	議決が投票によるものの場合のみ許可
会合の結果	議決が挙手の場合は即時、議決が投票や電子投票の場合は約一週間

FPIは、会議に出席して実際に投票したり、代理人を任命して出席して投票することができます

主な特徴

- 2013年会社法第109条では、会合に出席して投票する資格がある企業のいかなるメンバーも、別の人物を代理人として任命し、代わりに出席して投票させる資格があると述べています
- 権利確定日／期末日に会社の名簿に登録されている株主全員に投票資格があります
- 議決権代理行使について、株式のポジションはブロックされていません
- 委任状通知は、会議の48時間（銀行の場合は96時間）以上前に発行体に提出します
- 会社の会議における議決については、挙手にて投票が行われます。議決が行われなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はその時点で決定し、確定します
- 代理人は、挙手では議決権の行使ができません
- 投票の場合、代理人は、顧客の指示に従って投票を行なうことができます（賛成、反対、または無回答）
- 投票では、単一のアカウントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります

11.9.1. 投票手順

- 預託機関で保管されている株式については、預託機関が企業に実質所有者のリストを提供します
- 代理人が投資家を代表できるようになるためには、委任状を通じて投資家が承認を行わなければいけません。最近まで、代理人による投票は、AGMへの実際の出席でのみ実行可能で、郵送による投票はできませんでしたが、会社法では、郵送投票による一定の議決を認めているものの、一部の議決については、郵送投票が必須となっています
- 会社法では、代理人の任命を知らせる通知は、会議の48時間（銀行機関の場合は96時間）以上前に発行体に提出することが求められています
- 通常、会社の会議における議決は、「挙手」にて投票が行われます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はAGMで決定し、確定します。代理人は、会社の定款にて挙手による代理投票を許可していない限り、挙手では議決権の行使ができません
- 投票の場合、代理人は、指示に従って投票できます（賛成、反対、または無回答）。投票では、単一のアカウントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります
- 議決権代理行使について、株式のポジションはブロックされていません

11.9.2. 通知

一般的には、ほとんどのAGMは、毎年6月から9月の間に開催されます。AGMへの招待状は企業が発行し、AGMの21日営業日以上前に規則に従い、企業側が送付しなければいけません。

11.9.3. 会議の結果の公表

決議案の投票の結果は、代理人がAGMに出席した後に顧客に通知されます。

11.9.4. 議決

2013年会社法では、2014年12月31日付で、全ての上場企業や1,000名以上の株主を有する企業は、株主に対し、電子的手段にて株主総会の議決方法を提供するよう命じています。

調査官の役割

- 企業の取締役会は、社外の人物を任命し、電子投票について公平かつ透明な手段で行われているか綿密に調査させます
- 調査官は、電子投票終了日から3営業日以内に、会長に対し、賛成または反対の投票報告を送付します
- 調査官は、以下のものを記録するため、マニュアルベースか電子ベースのいずれかで登録簿を保管します
- 受領した賛成または反対
- 株主の名前、住所、フォリオ番号または顧客IDの詳細
- 保有株式数
- 株式の名目価値など
- 電子投票に関連した登録簿やその他全ての書類は、会長が承認するまでは調査官が保管します
- 会長が議事録に署名をした後、登録簿、およびその他の関連書類は、企業に返却されます

電子議決の特徴

- 電子投票プロセス終了日は、会合日より3日前でなければいけません。また、電子投票は、一度執行されると修正ができません
- 電子議決設備にアクセスできない株主やメンバーは、議決フォームを通じて賛成または反対を伝えることができます
- 企業が電子議決を選択した場合は常に、挙手による議決は廃止されます
- 電子議決が顧客のために行われた場合、代理人は、その顧客のために会議で議決に参加することはできません
- 電子議決を執行するメンバーや株主は、会議には参加できますが、会議では投票はできません
- 結果は、調査官の報告書とともに発表され、関連するメンバーの総会での決議から2日以内に、企業のウェブサイト上および代理人のウェブサイト上に公開されます

例外

- 電子投票は、裁判所によって行われる会合や公共セクターの銀行が開催する会合では利用できません

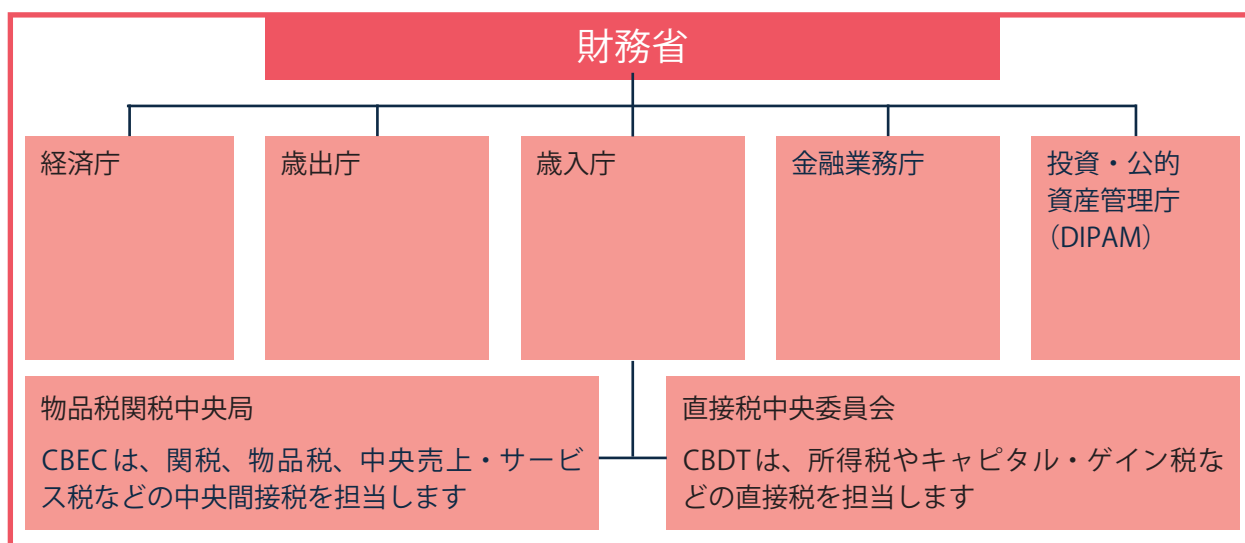
電子投票のプロセスフローは次の通りです。

- 顧客はウェブサイトログインして、電子議決に直接参加できます
- 証券保管機関は、顧客の代理で電子的に投票することで、顧客をサポートできます。証券保管機関は、証券保管機関モジュールに従い、電子議決機能のためのNSDL/CDSLに登録できます
- 証券保管機関が電子議決システム（一回のアップデート）において顧客を登録します。その後、そのシステムが、NSDLに登録され、企業全体で使用されます
- 議決指示は、一度アップロードされると修正できません
- 十分な投票数獲得を以て、決議案は、関連する総会の日付に通過したものとみなされます
- 通常決議案の場合は50%超、特別決議案の場合は75%超とする多数株式保有は、電子議決/投票が執行された株式数に基づくものとします（企業の株主資本は関係ありません）
- 投票要求は関係ありません。電子議決結果に基づき、決議を通過させることができます
- 電子議決で過半数が達成された場合、決議案は、投票にかけずに通過したものとみなされます

12 税金面

12.1.FPI向けのインドでの税制

財務省の管轄下にある歳入庁が、中央政府の直接税と間接税の両方の徴収を担当する調整機関となっています。歳入庁が税政策を策定し、直接税中央委員会（CBDT）と間接税中央委員会（CBIC）という二件の法定機関を通じて機能しています。CBDTは、外国投資家の所得の評価のために、別の組織を設立しました。財政政策の発表はインド予算案の発表に含まれます。インド予算案は通常、2月の最終営業日に公表されます。但し、2017年以降、これは一カ月先送りされ、2月の第1営業日に発表されました。



インドの税務サービスは、顧客に対し、かかるサービスを提供する、インドで登録した公認会計士／税理士を指名するよう求めています。指名されたコンサルタントは、顧客の税務ID（PAN）取得、税額の算出、納税の手續、税申告書類の作成と提出、税務当局との連絡をサポートします。顧客は、証券保管機関に対し、指名したインドの税理士について通知する必要があります。

FPIが支払わなければならない税金は、以下の通りです。

- 源泉課税
- キャピタル・ゲイン課税
- 有価証券取引税

FPIは、インドから受取金を送金する前に、適用される全ての税金を必ず払う必要があります。これらの税金は、送金時点、またはインドからの送金がない場合は、所得税法に規定されているスケジュールに従って予納税として支払うことができます。

12.1.1. 源泉課税 (WHT)

源泉課税とは、指定された収入源を基に支払を行う際に支払人に課される、税の源泉徴収という義務のことです。FPIは、債券の利息収入についてWHTの対象となります。

利子への課税

FPIは、インドで得た利息収入について、法律で規定されている現行の税率、または、インドとFPIの本国との間の二重課税回避条約の規定に従い、いずれか少ない方の税金を支払う責任があります。

利息収入には20%のWHTが適用されます。2013年財政法は、第194LD条で、FPIが得たインドルピー建て社債や国債への投資で得られた利息について、5%という譲許税率を適用しました。譲許税率は2020年6月30日まで有効です。WHTの引き下げという特典は、インド国外で発行されたインドルピー建て債券（マサラ債）にも拡大されています。

配当金への課税

インド企業は、株主に配当された配当金について、15%の配当税（プラス適用される加重税と教育目的税）を支払わなければいけません。かかる配当金は、株主の管理下から課税免除されます。

12.1.2. キャピタル・ゲイン課税

証券売却益への課税：2014年～2015年インド予算案では、証券取引でFPIから生じた所得はキャピタル・ゲインとみなされることを明確にしました。これは、インド国内またはインド国外でファンドマネージャーが事業を展開しているかに関係なく、ポートフォリオ投資を通じて得られた所得の分類について明確化するためです。

この結果、2014年財政法を参照した法律に修正を行い、資本資産の定義に基づき、（適用されるSEBI規則に従い）FPIに対して発行された証券を含めることになりました。かかる証券取引から生じたFPIが取得した所得は「キャピタル・ゲイン」として課税されます。

さらに、株式の保有期間が十二カ月未満の場合、キャピタル・ゲインは短期キャピタル・ゲインとみなされ、これ以上の場合は長期キャピタル・ゲインとみなされます。

FPIは、法律に規定されている税率で、インドの株式売却で得られたキャピタル・ゲインについて税金を支払う責任があります。FPIは、同じものが受益者である場合、インドと他国との間で署名された二重課税防止条約の規定も利用できます。

12.1.3. 有価証券取引税 (STT)

STTは、インドの証券取引所に上場されている証券を購入または売却する度に課税されます。これには、株式、デリバティブ、株式に基づく投資信託ユニットが含まれます。

2018年度～2019年度の有価証券取引税

取引	税率	払い手
株式の購入／売却（受渡ベース）	0.1%	買手／売手
株式に基づく投資信託ユニットの購入（受渡ベース）	なし	買手
株式に基づく投資信託ユニットの売却（受渡ベース）	0.001%	売手
株式、株式に基づく投資信託ユニットの売却（非受渡ベース）	0.025%	売手
証券オプションの売却	0.05%	売手
証券オプションの売却（オプションが行使された場合）	0.125%	買手
証券先物の売却	0.010%	売手
株式に基づくファンドユニットの投資信託への売却	0.001%	売手
現物決済の対象となるデリバティブ契約	0.1%	買手／売手

12.1.4. 税率

以下はFPIに適用される参考税率であるため、確定的な税率とみなさないでください。この理由は、事業体の種類や設立国によって、最終的税率は異なる可能性があるからです。FPIは、インドの課税法に関して、資本市場に投資を行う前に、それぞれの税務コンサルタントに相談することが求められています。2018年度連邦予算では、租税が3%から4%に増加しました。

インドに投資を行うFPIに適用される税率

評価年：2019～2020

前年：2018年4月1日から2019年3月31日まで（適用される加重税と教育目的税を含む）

所得の性質	法人FPI			非法人FPI - 信託など		
	純課税所得 10,000,000未満	純課税所得 10,000,000以上 但し 100,000,000未満	純課税所得 100,000,000以上	純課税所得が 500万インドルピー を上回らない	所得が 500万インドルピー 但し 1,000万インドルピー を上回らない	純課税所得が 1,000万インドルピー を上回る
配当金	なし	なし	なし	なし	なし	なし
法律の第194 LD条の利子	5.2%	5.304%	5.46%	5.2%	5.72%	5.98%
法律の第194 LD条以外の 利子	20.8%	21.216%	21.84%	20.8%	22.88%	23.92%
STTが 適用される 株式と 株式に 基づく ファンドの ユニットの 短期	15.60%	15.912%	16.38%	15.60%	17.16%	17.94%

所得の性質	法人 FPI			非法人 FPI - 信託など		
	純課税所得 10,000,000 未満	純課税所得 10,000,000 以上 但し 100,000,000 未満	純課税所得 100,000,000 以上	純課税所得が 500 万インドルピー を上回らない	所得が 500 万インドルピー 但し 1,000 万インドルピー を上回らない	純課税所得が 1,000 万インドルピー を上回る
キャピタル・ ゲイン						
STT が 適用される 株式と 株式に 基づく ファンドの ユニットの 長期 キャピタル・ ゲイン (注記2を参照)	10.4%	10.608%	10.92%	10.4%	11.44%	11.96%
STT が 適用 されない 証券の 短期 キャピタル・ ゲイン	31.2%	31.824%	32.76%	31.2%	34.32%	35.88%
STT が 適用 されない 証券の 長期 キャピタル・ ゲイン	10.4%	10.608%	10.92%	10.4%	11.44%	11.96%

上記の比率は適用される加重税と教育目的税を含めたものです。

注記1：FPI／機関投資家は、インドで適用される法律に従って所得税債務を遂行することが求められています。顧客は、税金に関連した全ての事柄について、税務コンサルタントの意見を求める必要があります。

注記2：以下に該当する場合、株式の譲渡から生じる長期キャピタル・ゲイン（LTCG）への課税免除が利用できます。

— 株式の譲渡によるLTCGが年間で100,000インドルピーを上回らない

— 取得時点とこれらの株式の譲渡時点でSTTが支払われている

指数化なしで100,000インドルピーを上回る税金がLTCGに支払われます

12.1.5. 予納税

会計年度内に資金を本国に送金することを希望しない投資家は、キャピタル・ゲインへの課税は、会計年度中に手配した予納税という形式で遂行しなければいけません。その結果、支払われた税金は、それぞれの評価年度の課税合計額に対して調整されます。2009年～2010年度から、かかる税金が10,000インドルピー以上の場合は、予納税を支払う責任があります。

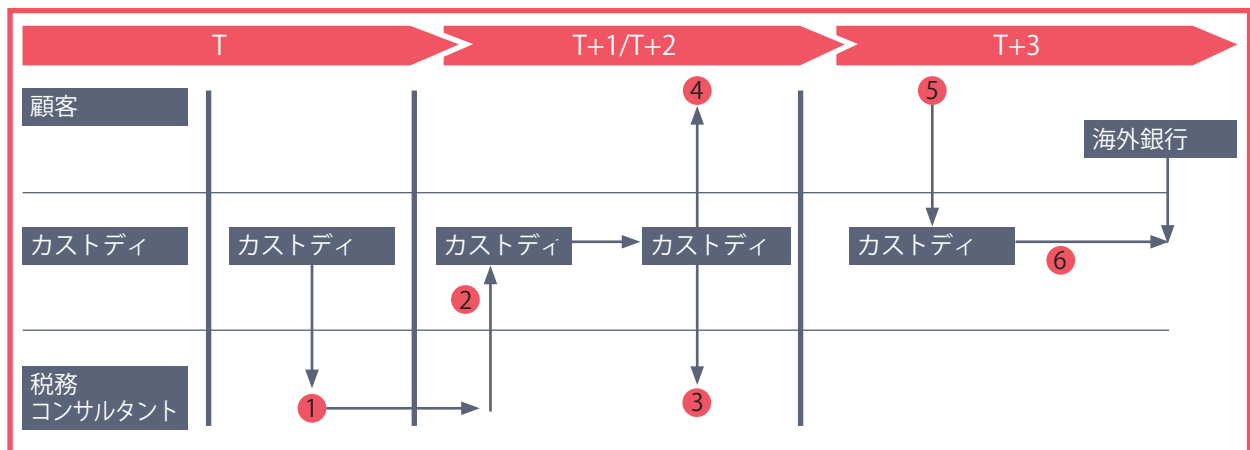
(法人事業体と非法人事業体に適用される) 予納税率と支払の間隔は以下に記載の通りです。

期限	法人事業体と非法人事業体が支払う予納税
6月15日	予納税の15%
9月15日	予納税の45%
12月15日	予納税の75%
3月15日	予納税の100%
3月31日 (3月15日から 3月31日までの15日間)	100%所得課税 (キャピタル・ゲイン&配当/利子)

- 税金は決済ベースではなく、取引したポジションをベースに計算されます。このため、上記の期限を含めた日までに執行された全ての取引が計算に含まれることになります
- 会計年度終了日 (3月31日) に、税務当局が、上記スケジュールに従って税金が支払われなかったことを発見した場合、不足分に対して月率1%の金利で加算されます
- 会計年度の所得税申告書提出期限は、法人事業体が10月31日、非法人事業体が翌会計年度の7月31日です。期限までに申告書が提出されなかった場合、未払税金と予納税&源泉徴収税との差額について月率1%の利子が課されます。利子は、関連する会計年度の所得税申告書が提出されるまで課されます

12.2.課税フロー

下図は、資金送金前の課税プロセスのフローについて図示したものであり、実際のフローは異なる場合があります。



説明文

1. 証券保管機関が、顧客が任命した税務コンサルタント (TC) に対して、取引とコーポレート・アクション取引を報告。
2. TCが、取引に関する税ポジションを示す税計算書を提供。支払うべきポジションか、売却代金から差し引かれる税金は「なし」のいずれかです。

3. 納税義務がある場合、証券保管機関が「納税銀行」を通じて顧客の指示に従って税の支払いを行い、E-Challanに提出。
4. 売却手取額／コーポレート・アクション受領金を顧客の現金口座に入金。
5. 証券保管機関が売却金の本国送金指示を受領。
6. 税控除後の売却金を顧客の海外銀行宛てに本国送金。

12.3. 二重課税防止

インド政府は、複数の国と二重課税回避協定（DTAA）を締結しています。この協定は、インドがDTAAを締結した国に所在する事業者が、インドで得た様々な所得（キャピタル・ゲイン、配当収入、利息を含む）の課税について決定するものです。事業者は、DTAAの規定が、所得税の規定に関してよりメリットがあるものについて、そのメリットを利用することができます。

インド政府が締結しているDTAAはこちらからご覧いただけます。

<http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/international-taxation/dtaa.aspx>

12.4. 最低代替税（MAT）

インド大統領は2015年5月14日、2015年度予算を通過させました。法律で通過した案の一つはMATに関連するもので、外国企業が得た、証券売却から得られたキャピタル・ゲインや利息収入、ロイヤルティ、技術サービス手数料は、かかる収入に対する通常税率が18.5%未満の場合、MATから除外されることを明記しています。

さらに、直接税中央委員会（CBDT）は、2015年4月1日以前にインドで恒久的施設（PE）／事業所を持たないFPIに対して、MAT規定が適用されないことを明記する所得税法について、適切な修正を行いました。

以下に該当する場合、インド政府は、2001年4月1日付で、第115JB条に基づき、外国企業に対するMAT規定の非適用を明らかにしました。

- 外国企業が、インドと二重課税回避協定（DTAA）を締結している国に所在している企業であり、関連するDTAAの条件の定義内での永続的事業所を持っていないこと、または
- 外国企業が、インドとDTAAを締結していない国に所在している企業であり、1956年会社法の第592条または2013年会社法第380条に基づき登録を求められていないこと

12.5. 一般的租税回避防止規定（GAAR）

一般的租税回避防止規定（GAAR）は、2017年4月1日以降に行われた投資の譲渡、または、2017年4月1日以降に利用可能となるあらゆる税務上の特典について、手配日に関係なく、GAARが施行された時、将来に向かって適用されます。

GAARの適用やGAARが適用されない条件のための必要手順は、1962年所得税規則の規則10U～10UCに列挙されています。

GAARの施行について明確化するため、直接税中央委員会（CBDT）は、一連のFAQを発行しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular7_2017.pdf

12.6. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) / 共通報告基準 (CRS)

12.6.1. FATCA

2010年、アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国の居住者および国民が保有するオフショア金融口座に関する情報を取得することで脱税対策に取り組むことを目的に、「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA)として知られる法律を施行しました。アメリカ合衆国は、インドを含む様々な国々と政府間協定(IGA)を締結しました。インドとアメリカ合衆国とのIGAは、2015年7月9日に署名締結されました。協定では、インドの金融機関はインドの税務当局に必要情報を提供し、これは定期的にアメリカ合衆国に送付されることになっています。

12.6.2. CRS

オフショア脱税や用途不明の海外資金の問題に対処するため、税務当局間での協力を必要とします。G20とOECD諸国は、連携して、自動情報交換(AEOI)に関する共通報告基準(CRS)を進展させました。AEOIに関するCRSでは、源泉の法域にある金融機関が、その税務当局に対し、他国に居住している口座保有者に関する情報を収集して報告するよう求めており、かかる情報は年一回自動的に送付される必要があるとしています。交換される情報は、個人に関するものだけでなく、実質所有者ダミー会社や信託、居住国における利子に関するものも含まれています。さらに、銀行、預託機関、集合投資手段、保険会社などの広範な金融機関が、様々な金融商品について報告を行わなければいけません。

インド証券取引委員会(SEBI)は、指定預託機関参加者に対し、SEBI FPI登録を付与する前に、外国ポートフォリオ投資家(FPI)向け自己証明を含むデューデリジェンスを実施するよう指示しています。グローバル・証券保管機関(GC)のエンドクライアントが保有している口座に関するデューデリジェンスを実施する目的で、証券保管機関は、自己証明を含む口座保有者にGCが行ったFATCA/CRS文書に依拠する可能性があります。

12.6.3. 報告金融機関(RFI)のための報告要件

所得税法114G(9)規則に従い、それぞれの要報告口座に関する明細書は、所得税(システム)長官が指定したデータ体系に従い、デジタル署名に基づき、報告要件のために特別に指定されたサーバーに電子データをオンライン送信することを通じて、RFIが提出する必要があります。RFIには、電子申告(E-File)メニューにある「フォーム61B」または「無計上ステートメント」を送信することが求められています。

12.7. 物品サービス税

2017年7月1日から、物品税、販売税、売上税やその他の様々な間接税に代わり、物品サービス税（GST）制度の運用が開始されました。GSTは中央物品サービス税（CGST）、州物品サービス税（SGST）、統合物品サービス税（IGST）および連邦直轄領物品サービス税（UTGST）から構成されています。これは、インドが連邦制の統治構造となっていることが原因です。インドでは、物品やサービスのあらゆる州間取引について、中央政府にはCGST、州政府にはSGSTが課されます。州間のあらゆる物品やサービスの取引についてIGSTが課されます。

インド政府、報道情報局は、FAQ（よくある質問）のリストを公開しました。これは、GST法案の規定や経済上のメリットについての情報を提供しています。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=148240>

12.8. インドへのファンド管理の国内移転

所得税法において、インドでの取引関係を行ううえで、税務上の居住地を決定することは、インド国外からのファンド運用活動を実行するFPIが必要です。これは、インド国内にファンドマネージャーが存在していることが、FPIがインドで税務上の居住者とみなされることが原因です。ファンド運用をインドに国内移転できるようにするため、2015年財政法が、所得税法に第9A条を挿入しました。この第9A条はセーフハーバー条項を要約したものです。「適格な投資ファンド（EIF）」のために、インドにおける「適格なファンドマネージャー（EFM）」を通じて実行されたファンド運用活動は、ファンドのインドにおける取引関係とはみなされず、インドにおける税務上のファンド所在にもつながりません。これらの利点は、特定の条件を遵守することを条件として利用可能です。

規定された条件のうち、カテゴリIおよびIIのFPIは、EIFとしての資格を満たすため、1961年所得税法第9A条で規定されている以下の要件から免除されます。

- ファンドには、直接的または間接的に、関連当事者ではないメンバーが25人います
- 関連当事者ととも、ファンドのメンバーは、直接的または間接的に、ファンドへの参加持分が10%を上回ってはいけません
- 関連当事者ととも、ファンドの10人以下のメンバーのファンドに対する総計参加持分が50%未満とします
- 所得税法第9A条第3(b)項により、ファンドが、ファンドに代わって中央政府によって締結または通知された国または特定地域の居住者であることが求められています。インド政府は、EIFとして居住者ファンドの資格を満たすことができる国や地域のリストを通知しました。国や地域のリストには以下のリンクからアクセスできます。

<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/177815.pdf>

12.9. 間接移転に対する課税

インドの所得税法では、インドに所在する資産から実質的に得られた株式または持分の価値について、海外事業体の株式の譲渡により課税されます。インドに所在する資産の価値は、1億インドルピー以上で、インド国外に所在する会社が保有するすべての資産の価値の50%以上に相当する必要があります。この条項は、インドに所在している、資産を直接的または間接的に所有する企業の総議決権／株式資本／持分の5%未満を保有し、かかる企業の経営権または支配権を保有していない投資家を免除します。

- 小規模投資家に規定された免除事項の対象となる、上記の閾値の違反により、この条項は適用され
ます
 - マスターフィーダーファンド構造
 - ノミニーディストリビューターファンド構造
 - インドにフォーカスしたサブファンドおよび上場ファンド
- 支払人に対する源泉徴収義務など、所得税法におけるその他の規定は法律に従い適用されます
- この規定は、オフショアファンドの合併時、および、かかるファンドの内部再編時に投資家に適用
されます
- 1億インドルピーという閾値は合理的であるとみなされており、閾値を10億インドルピーに増加さ
せる必要はありません
- 規定の適用は、所得税法で規定された免除の対象となります

2017年～2018年度予算案では、カテゴリIおよびIIのFPIは、間接的移転規定から免除されることを明
確にしました。インドでの課税対象となるインドへの投資の償還または売却の結果生じたインド国外の
株式または持分の償還の場合、間接的移転規定は適用されません。

13 REIT、InvIT、AIF

13.1. 不動産投資信託（REIT）

集会的不動産投資の概念は、2008年に不動産投資信託の形で最初に導入されましたが、不動産投資信託（REMF）は市場を魅了できませんでした。2014年9月26日、インド証券取引委員会（SEBI）が、不動産投資信託（REIT）の導入に関する新しい規制を通知しました。REITとREMFは異なるため、SEBIは不動産投資信託の規制もそのまま機能させています。

13.1.1. REITとは何か？

REITとは、かかる信託の投資家にリターンを提供する目的で、集合投資ビークルとして機能するように形成された特別な信託であり、その大部分の資金を不動産に投資することを意図しています。

「REIT資産」には、自由保有権か借地権か、直接か持株会社やSPVを通じたものかに関係なく、財産を含みます。

投資条件

— REITによる投資は、インドにおける持株会社および／またはSPVもしくは不動産もしくは有価証券もしくは移転可能な開発権（TDR）のみとします

— REITは以下のものには投資できません

— 空地

— 農地

— 不動産担保証券以外の住宅ローン

これは、段階的に実施されている既存のプロジェクトの延長である土地には適用されません

— REITは、以下を条件として、持株会社またはSPVを通じた物件への投資が認められています

— 持株会社による投資の場合、原資産のSPVにおけるREITの最終持分が26%以上であること

— 持株会社またはSPVの他の株主もしくはパートナーも、REITがREIT規則の規定を遵守することを妨げるいかなる権利もないこと。持株会社またはSPVへの投資に先立ち、かかる株主またはパートナーと契約が締結されていること

— 株主／パートナーシップ契約書に、REITとその他の株主、または、持株会社もしくはSPVのパートナーとの間での紛争解決に必要な規定が記されていること

— 運用担当者は、受託者と協議のうえ、かかる持株会社および／またはSPVの取締役会もしくは運営委員会の過半数を任命すること

— 運用担当者は、持株会社および／またはSPVの年次株主総会を含むすべての会議において、REITの議決権が必ず行使されるようにすること

- 以下を条件として、REIT資産の80%以上を、完成済みの賃貸物件に投資するものとします
- 投資が持株会社および／またはSPVを通じて行われている場合、株式、債券、株式連動商品、パートナーシップ持分などの方法に関係なく、かかる持株会社および／またはSPVによる物件への直接投資部分のみ考慮されます
- 段階別に行われるプロジェクトの場合、完成済みで賃料収益を上げているプロジェクトの部分のみ考慮されます
- REIT資産の20%は、以下の資産に投資できます
 - 以下に該当する物件
 - 完成後3年以上にわたってREITが保有する建築中の物件
 - REITが保有している、賃料収益を上げている既存の物件の一部である建築中の物件で、完成後3年以上にわたってREITが保有する物件
 - 完成済みで賃料収益を上げていない物件で、購入日から3年以上REITが保有すべき物件
 - 不動産セクターの企業または法人の上場または非上場の債券。これには、持株会社および／またはSPVの債券に対して行われた投資は含まれないものとします
 - 不動産担保証券
 - インドの公認の証券取引所に上場している企業の株式で、前会計年度の監査勘定に従い不動産活動の営業利益が75%以上
 - 国債
 - 既に投資を行っているプロジェクトのFSIの未使用分
 - 既に投資を行っているプロジェクトに関して使用する目的で取得したTDR
 - 短期金融市場商品または現金同等物
- (物件の処分に起因する利益を除く) 不動産資産の賃貸、リース、貸付またはかかる資産の貸付に付随するその他のあらゆる所得によるREIT、持株会社、SPVの連結収益が常に51%以上であること
- REITは、アームズ・レングス原則での取引を条件として、特定の関連当事者取引を行うことが認められています。また、ユニット保有者の最善の利益とし、REITの戦略および投資目的と整合しており、規則に規定されている関連する開示があること
- REIT、持株会社またはSPVによる物件の売却、または、REIT資産の10%を超える持株会社もしくはREITによるSPVへの株式もしくは持分の売却は、ユニット保有者の承認が必要です
- REITは貸出を行うことはできません。これは、債券への投資には適用されません
- REITはその他のREITのユニットには投資できません
- REITは、前会計年度の監査済み財務諸表で不動産活動からの営業利益が75%以上である企業の非上場株式に投資できるようになりました
- REITは、オファー書類にて、REIT、スポンサー、運用会社、関連会社やスポンサーグループ、受託者、鑑定士に対し、保留中の訴訟、規制活動の全てを開示するよう求められます

13.1.2. ユニットの発行と割当

- REITは公募のみを通じて、ユニットの公開を行うものとします
- 以下に該当する場合のみ、公開を行うことができます。
 - REITが保有する資産額が50億インドルピー以上である
 - 公開の一環としてユニットを保有する者の数が200以上となること。スポンサー、スポンサーの関連当事者と関連会社はこの数には含まれません。200未満となる場合、新規公開への購入申し込みはすべて返金されるものとします
- 以下に該当する場合を除き、REITがユニットを公開することはできません。
 - 当局の規則に基づき、REITが当局に登録されていること
 - REITが保有するすべての資産額が50億インドルピー以上であること

- 新規公開を通じて公開される予定のユニットは以下に従うものとします。
 - 公募価格での公開後資本が1,600億インドルピー未満の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が25%以上であること
 - 公開後資本が160億インドルピー以上400億インドルピー未満の場合、40億インドルピー以上であること
 - 公募価格での公開後資本が400億インドルピー以上の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が10%以上であること
- オファー書類に記載された公募額の90%を上回る応募額を調達できなかった場合、REITは申込者全員に資金を返金するものとします
- 申込者の最低応募額は20万インドルピーです
 - 許容される最長募集期間は30日間です
 - 割当または返金は、発行の終了日から12営業日以内とします
 - ユニットは無券面化形式でのみ発行できます
 - REITユニットの価格は、ブックビルディング、または、その他のSEBIが指定したプロセスで決定されます
 - ユニットの割当や上場ができなかった場合や、資金の返金ができなかった場合、運用会社は、割当、上場、返金が完了するまで、年率15%の利子を支払う義務があります
- REITの既存ユニットの保有者は、該当するユニットを（オファー書類の提出日までの間に）1年以上保有している場合、公に販売することが許可されています
- ユニットを受領済みの持株会社および／またはSPVの完全強制転換証券の（かかる証券が完全に払込された日付からの）保有期間は、1年間とみなされます。これは、株式の持ち分またはパートナーシップの持ち分に対する既存の規定に追加で適用されます
- さらに、販売のオファーの計算に含める目的で保有期間の計算が行われている完全強制転換証券は、オファー書類の提出前に、持株会社またはSPVの株式に転換されるものとします

13.1.3. ユニットの上市と売買

- 新規公開後は、REITの全てのユニットを、公開終了日から十二営業日以内に全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています
- REITのユニットの上市は、REITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとします
- 証券取引所から上市許可を受けられなかった場合、または、当局が発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは上市の資格を満たさなくなり、REITは直ちに個々の割当先に申込金を返金する義務があります
- 公認の証券取引所に上市されたREITのユニットは、関連する証券取引所の規約、および、当局が規定する条件に従って取引、承認、決済されるものとします
- REITのユニットの取引を目的とした取引ロットは10万インドルピーとします
- REITは買戻しまたはユニットの上市廃止時のみ、ユニットを償還します
- REITのユニットは、上市廃止されない限り、指定の証券取引所に上市されたままとなります
- 上市されているREITのユニットに対する最低限の公開保有は、規則に準拠するものとし、取締役会および指定された証券取引所が規定した措置が取られない場合には、ユニットの上市廃止を含む措置が取られる場合があります
- 新規公開前にREITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、SEBIが規定した回状またはガイドラインに従い、ユニットの上市日から一年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
- 公認の証券取引所にユニットが上市されているREITは、SEBIの規定するやり方で、債務証券を発

行することが許可されています。かかる債務証券が、公認の証券取引所に上場されることを条件とします。

13.1.4. 査定

- 査定は、スポンサーまたは運用会社もしくは受託者の関連人物が行ってはならず、不動産の査定経験を5年以上有する鑑定士が行わなければいけません
- 完全な査定では、鑑定士によるすべての物件の目視調査を含め、鑑定士によるすべての資産の詳細な査定が含まれます
- 鑑定士による完全な査定は、会計年度末から3カ月以内に、会計年度ごとに一回以上行うものとなります
- 鑑定士による半年に一回のREIT資産の査定は、9月30日を期末とする半期末に実施し、過去6カ月間における主要な変更を取り入れます。この半年に一回の査定レポートは、半期の期末日から45日以内に作成します
- 四年以上連続して、同一の物件を同じ鑑定士が査定を行うことはできません
- REIT資産の査定に影響を及ぼす可能性のある重要な開発の場合、運用会社は鑑定士に対し、検討中の物件の完全な査定を行うよう要求し、かかる査定を実行した日から二カ月以内に、査定を実行した旨とその内容を受託者、投資家、および指定証券取引所にかかる査定から15日以内に通知するものとなります
- 鑑定士は、かかる買収または処分についてREITに鑑定士が関与した場合を除き、過去12カ月以内に買収または処分に関与したいかなる資産も査定を行ってはならないものとなります
- 関連当事者以外の取引が関与している物件の購入または売却取引について、以下に該当する場合、完全な査定とともに、ユニット保有者からの承認が必要となります
 - 評価額の110%を超える金額で購入された物件
 - 評価額の90%未満の金額で売却された物件

13.2. インフラ投資信託 (InvIT)

InvITとは、単一の事業体（信託構造）のもとで、複数のプロジェクトをプールすることで、インフラの開発者がその資産を収益化できるようにするメカニズムです。InvITは投資信託のように機能し、一定期間にわたってキャッシュフローをもたらすインフラ資産のポートフォリオに投資できるよう、多数の投資家から少額の資金をプールするようデザインされています。このキャッシュフローの一部は配当金として投資家に還元されます。InvITの目的は、インフラセクターへの投資を促進することです。SEBIはインフラプロジェクト向けにインフラ投資信託 (InvIT) 規則を導入しました。これは、インドの巨大なインフラニーズを念頭に置いたものです。

InvITとは、インフラプロジェクトの株式公開を増やし、インフラ開発会社の負債コストを削減し、投資家が投資先として異なるクラスにアクセスできるようにする、インフラプロジェクトに大部分の資金を投資することを目的とした集合投資ビークルとして機能するよう形成された特別な信託です。

13.2.1. InvITの重要な特徴

- InvITが信託として設定されSEBIに登録されます
- InvITは以下の4つの参加者から構成されます
 - スポンサー：InvITを設定し、当局への申請時点でInvITとして指定されている企業またはLLPもしくは法人
 - 受託者：これらの規制に従って、ユニット保有者の利益のためにInvIT資産を信託として保有する人物

- 投資顧問会社：InvITの資産と投資を管理し、規則に規定されたInvITの活動を引き受ける企業またはLLPもしくは法人
- プロジェクトマネージャー：プロジェクトの執行を担当
- InvITは証券取引所に上場する必要があります
- InvITはインフラプロジェクトに投資しますが、その手段は、直接、または、SPV経由、もしくは持株会社経由です。但し、投資が持株会社またはSPVのみを通じて行われる官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトの場合を除きます
- InvITは、支配持分およびSPVに対する株式資本または持分の50%を有するものとします。但し、規制要件またはコンセッション契約から生じる要件により実行できない場合を除きます。かかる場合、スポンサーは、InvITと契約を締結し、SPVに関する議決権を含め、スポンサーが行う決定のいずれも、InvITやInvITのユニット保有者の利害に反しないようにします
- InvITは、純キャッシュフローの90%を必ず投資家に分配しなければいけません

13.2.2. 投資条件主要ハイライト

- InvIT規則やオファー書類または目論見書に記載されている投資戦略に従い、InvITによる投資は、インドにおける持株会社および／またはSPVもしくはインフラプロジェクトもしくは有価証券もしくは移転可能な開発権（TDR）のみとします
- PPPプロジェクトの場合、InvITは持株会社および／またはSPVを通じてインフラプロジェクトに強制的に投資します
- InvITは、以下を条件として、持株会社またはSPVを通じたインフラプロジェクトへの投資が認められています。
 - 持株会社による投資の場合、原資産のSPVにおけるInvITの最終持分が26%以上であること
 - 持株会社またはSPVの他の株主もしくはパートナーも、InvITがInvIT規則の規定を遵守することを妨げるいかなる権利もないこと。持株会社またはSPVへの投資に先立ち、かかる株主またはパートナーと契約が締結されていること
 - 投資顧問会社は、受託者と協議のうえ、かかる持株会社および／またはSPVの取締役会もしくは運営委員会の過半数を任命すること
- 私募を通じて資金調達を行うInvITの場合、以下に従う必要があります
 - InvITはInvITの資産価額の80%以上を、直接的、または、持株会社もしくはSPVを通じて適格インフラプロジェクトに投資するものとします
 - 投資されていない資金は、以下の商品に投資できます
 - インフラセクターの企業または法人の上場もしくは非上場の債券。これには、持株会社またはSPVの債券への投資は含まれません
 - インドの公認の証券取引所に上場している企業の株式で、前会計年度の監査勘定に従いインフラセクターの営業利益が80%以上
 - 国債
 - 短期金融市場商品、流動性のある投資信託または現金同等物
- 公募を通じて資金調達を行うInvITの場合、以下に従う必要があります
 - 以下に従うことを条件として、InvITの資産価額の80%以上を、完成済みの収益を生み出しているインフラプロジェクトに対し、InvITの保有に比例して投資するものとします
 - 投資が持株会社および／またはSPVを通じて行われている場合、株式、債券、株式連動商品、パートナーシップ持分などの方法に関係なく、かかる持株会社および／またはSPVによる完成済みの収益を生み出しているプロジェクトへの投資のみこの目的のために考慮されます
 - プロジェクトが段階別に行われている場合、完成済みの収益を生み出しているプロジェクトの部分がこの目的のために考慮されるとしてカテゴリー分類できます
 - InvIT資産の最高20%まで、以下に投資できます

- 建設中のインフラプロジェクト。投資手段は、直接的か、持株会社および／またはSPVを通じたものかを問いませんかかる資産への投資は、InvIT資産価額の10%を超えないものとします
- インフラセクターの企業または法人の上場もしくは非上場の債券。これには、持株会社またはSPVの債券への投資は含まれません
- インドの公認の証券取引所に上場している企業の株式で、前会計年度の監査勘定に従いインフラセクターの営業利益が80%以上
- 国債
- 短期金融市場商品、流動性のある投資信託または現金同等物

原資産または証券の市場価格の変動により上記条件を守れなくなった場合、投資顧問会社はその旨を受託者に通知し、条件を守れなくなってから六カ月以内に必ず条件を満たすようにする必要があります。期間は、投資家からの承認を条件として一年に延長可能です。

- インフラ資産をInvITまたは持株会社もしくはSPVが売却している場合、または、持株会社またはSPVに対する株式もしくは持分をInvITが売却している場合
 - InvITが売却額を別のインフラ資産に再投資することを提案した場合、売却額をInvITまたは投資家に分配する必要はありません
 - InvITが売却額を別のインフラ資産に1年以内に投資しないことを提案した場合、売却額を分配します
- InvITはその他のInvITのユニットには投資できません
- InvITは、InvITが投資した持株会社またはSPVを除き、いかなる人物にも貸出を行うことはできません。債券への投資は貸出とみなされません
- InvITは、かかる資産の購入日から3年以上、インフラ資産を保有しなければいけません。これは、SPVを除き、インフラセクターの企業の証券への投資には適用されません
- 任意の取引における任意の人物との共同投資の場合
 - 他の人物による投資は、InvITの投資よりも有利な条件であってははいけません
 - この投資は、InvITがInvITの規則の条項を遵守できないようにするいかなる権利もその人物に与えることはできません
 - かかる人物との契約には以下の内容を含める必要があります
 - 分配されるキャッシュフローの最低割合
 - 分配を受け取るためのInvITの資格、最低限の保有分に比例
 - InvITと他者との間の紛争解決手段
- InvITに基づき開始されるスキームはありません
- SEBIは、InvITが適切と考える投資の追加条件を指定する場合があります

13.2.3. ユニットの発行と割当

- 以下に該当する場合を除き、InvITがユニットを公開することはできません
 - 当局の規則に基づき、InvITが当局に登録されていること
 - InvITが保有するすべての資産額が50億インドルピー以上であること
 - 買付規模が25億インドルピー以上であること
 - 資産価値と買付規模の要件は、関連当事者間の拘束力のある契約、オファー書類の開示、ならびにSEBIおよび指定証券取引所への申告の対象となるユニットの割り当て前の任意の時点で満たすことができます。

13.2.4. ユニットの上市と売買

- InvITの全てのユニットを、全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています。ユニットの上市は、InvITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとします。証券取引所から上市許可を受けられなかった場合、または、SEBIが発行した監

- 視レターを撤回した場合、ユニットは上場の資格を満たさなくなり、InvITは、割当日から年率15%の利息で直ちに個々の割当先に申込金を返金する義務があります
- InvITは、発行されたユニットの上場から10営業日以内に、SEBIに最終募集覚書を提出する必要があります
 - 私募ユニットの上場に関しては、そのユニットは、割当日から三十営業日以内に指定証券取引所に強制的に上場されるものとしてします。公募ユニットの上場に関しては、そのユニットは、新規公開の終了日から十二営業日以内に指定証券取引所に強制的に上場されるものとしてします
 - スポンサー以外の最低InvITユニット保有者数
 - 私募InvITの場合は最低数は五、それぞれの保有分がInvITのユニットの25%を超えないものとしてします
 - 公募の一部を構成する部分は二十、それぞれの保有分が、ユニットの上場後いかなる時もInvITのユニットの25%を超えないものとしてします
 - 指定された証券取引所のユニットの取引を目的とした取引ロットは1,000万インドルピーとします
 - 新規公開前にInvITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、ユニットの上場日から一年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
 - 当局および指定された証券取引所は、ガイドラインまたは回状を発行し、InvITのユニットの上場および取引に関するその他の要件を規定する場合があります

13.2.5. インフラ投資信託 (InvIT) のユニットでの売買および決済に関連して取引所が通知した規範

トピック	詳細
セグメント	資本市場セグメント
適格会員	資本市場(CM)セグメントで取引する資格があるメンバー全員が、InvITのユニットを取引できます
清算会員	CMセグメント内の清算会員全員がInvIT決済の資格があります
市場セッション	ユニットは、寄り付き、ザラ場、大引けの間に取引できます
価格帯	25億インドルピー超のIPOの場合+/- 20%、25億インドルピー未満のIPOの場合+/- 5%
呼値の単位	INR.0.01
許可されているロットサイズ (市場ロット)	導入時の価格に基づき、最低50万インドルピーに相当するユニット数 BSE: ロットサイズは、6カ月ごと、または、コーポレート・アクションのあった時期のいずれか早い方に変更されます NSE: ロットサイズは、取引所が適宜変更や見直しを行います。
通常のウィンドウ向けの単一注文上限額	BSE: 1億インドルピー。NSEは別個には何も規定していません
オーダー・マッチング	匿名のオーダーブック。 価格優先及び時間優先の継続的マッチング
証拠金	InvITの証拠金枠組みは、CMセグメントの他の証券に適用されるものとしてします。

トピック	詳細
取引手数料	BSE: 取引手数料は取引額に課されます。 取引手数料は、通常取引、ODDロット取引、オークション取引それぞれについて1,000万あたり275インドルピーです
シリーズ	NSEの場合: — IVとしてのシリーズによるローリング決済(EQ同等) — IDとしてのシリーズによる取引一件ごとの決済(BE同等) — IAとしてのシリーズによる機関セグメント(IL同等) BSEの場合: — 通常/ローリング決済は「IF」グループ — 取引一件ごとの決済は「IT」グループ
証券の決済	— 取引に対する決済保証があり、決済は無券面化された形式で強制的に行われるものとします — InvITで執行された取引はT+2ローリングベースで決済されます — 通常/ローリングシリーズで実行された取引は、シリーズ内の純債務ベースで清算・決済されます。 — 取引一件ごとの決済ベースで執行・決済された取引は(グロスベースで)清算・決済されます。取引のネットティングはありません
証券のオークション	— 通常/ローリングシリーズで取引される証券の場合の決済不足はオークションメカニズムを介して行われます — 取引一件ごとの決済ベースで取引される証券の場合の決済不足は直ちにクローズアウトされます
ブロック取引	InvITのユニットもブロック取引の取引ウィンドウで利用できます。ブロック取引ウィンドウの注文入力は、適用されるロットサイズの倍数である必要があります

13.2.6. 優先発行

- 上場InvITは、次の条件を満たす場合、InvIT規則に定義されている機関投資家に対し、ユニットの優先発行を行うことができます。
 - InvITのユニット保有者が優先発行について承認する決議
 - 次に挙げる事柄について、InvITが2014年SEBI (InvIT) 規則に規定された条件を遵守していること
 - 継続的な上場および開示義務
 - 公開ユニットの最低保有要件
 - 関連する日付 (InvITの投資運用会社の取締役会が提案した優先発行の開始が決定された会議の日付) の6カ月前に、InvITがユニットの優先発行を行っていないこと

13.2.7. 登録

REITおよびInvITのいずれもSEBIの規制下にあり、以下に基づき登録する必要があります。

REIT	InvIT
信託は、REIT規則に基づき不動産信託としてSEBIに登録する必要があります	InvITはSEBIから登録証明書を取得する必要があります

REITおよびInvIT登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます

13.2.8. 戦略的投資家 REIT / InvIT

「戦略的投資家」という用語は、REIT / InvITに合わせ、次のような意味を持ちます。

- NBFCとしてRBIに登録しているインフラ金融会社
- 指定商業銀行
- 多国間および／または二国間開発金融機関
- RBIに登録しているシステム上重要なNBFC
- FPI

1999年FEMA、およびそれに基づき作成された規則、規制、またはガイドラインの該当する条項がある場合、それに遵守することを条件として、共同または個別で、REITの合計買付規模の5%以上を投資する者、またはSEBIが適宜指定する金額を投資する者

REITまたはInvITは、以下の条件に従い、戦略的投資家からの募集を招待することができます

- 戦略的投資家は、共同または個別で、合計買付規模の5%以上かつ25%以下に投資すること
- InvITまたはREITの投資運用会社または投資顧問会社は、戦略的投資家と拘束力のあるユニット募集契約を締結すること。ユニット募集契約は、発行で最低募集要件を回収できなかった場合を除き、解除することはできません
- 戦略的投資家が支払うべきユニットごとの募集価格は、ユニット募集契約に規定されている必要があり、募集価格全額が、公募開始前に特別なエスクロー口座に入金されている必要があります
- 戦略的投資家がユニットを購入することに合意した価格は、公募で決定された発行価格を下回ることはできません
 - 公募で決定された価格が、戦略的投資家に行われた割り当ての価格を上回る場合、戦略的投資家は、公募での価格決定から2営業日以内に、追加の金額を拠出することが求められます
 - 公募で決定された価格が、戦略的投資家に行われた割り当ての価格を下回る場合、戦略的投資家は、ユニット募集契約で決定された価格での割り当て、つまり、公募で決定された価格を上回る分の返金は行われたいものとします
- 草稿版のオファー書類 / オファー書類では、以下のような、ユニット募集契約の詳細を開示する必要があります
 - 各戦略的投資家の名称
 - 募集が提案されているユニット数 / 投資額
 - ユニットあたりの提案されている募集価格

ユニット募集契約に基づき戦略的投資家が募集するユニットは、公募での上場日から180日間はロックインされます

13.3. オルタナティブ投資ファンド（AIF）

ベンチャーキャピタル投資の急増により、インドでのオルタナティブ投資ファンド（AIF）に対するニーズが高まりました。2012年、SEBIはインドにおける国内資金のための規制枠組みを全面的に見直し、2012年SEBI（オルタナティブ投資ファンド）規則を導入しました。AIF規則導入の背後にある理由を強調するためにSEBIが引用した主な理由の中には、AIFを別個の資産クラスとして認識することがありました。スタートアップやアーリーステージの企業を促進し、セカンダリー市場における投資戦略を可能にし、投資規制への手数料やインセンティブを結びつけるためのものです。

13.3.1. 定義

オルタナティブ投資ファンド（AIF）とは、次の形式でインドにて設立または法人化されたあらゆるファンドを意味します。

- 信託もしくは
- 企業もしくは
- リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ（LLP）または
- 法人
- 投資家の利益のために定義された投資方針に従って投資するため、インド人か外国人かにかかわらず、投資家から資金を集める非公開でプールされた投資手段、および
- 1996年SEBI（投資信託）規則、1999年SEBI（集合投資スキーム）規則、または、資金運用活動を規制するその他のあらゆるSEBIの規則ではカバーされていません

次のものはAIFとはみなされません。

- 1956年会社法に基づき定義された、親族の利益のために設定された家族信託
- 1999年SEBI（従業員のストックオプションスキームおよび従業員の株式購入スキーム）ガイドラインに基づき設定された、または、1956年会社法で許可されたESOP信託
- 従業員の利益のために設定された従業員福祉信託または謝金信託
- 1956年会社法第4条の意味での持株会社
- 特定の規制枠組みの下で規制されている証券化信託を含むファンドマネージャーが設立していないその他の特別目的事業体
- 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法第3条に基づき、RBIに登録されている証券化会社や再建会社が運用する資金
- インドのその他の規制当局が直接規制している資金プール

13.3.2. 私募

AIFは、私募の方法以外では、資金を募ったり受け取ることはできません。

13.3.3. オルタナティブ投資ファンドの登録

事業体または人物は、SEBIから登録証明書を取得してからのみAIFとして行動できます。

オルタナティブ投資ファンドは、以下にあるカテゴリーのいずれか一つへの登録を求めるものとします

カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
スタートアップ、アーリーステージのベンチャーまたはソーシャルベンチャーまたはSMEまたはインフラまたは政府または規制当局が社会的または経済的に望ましいとみなすその他のセクターや分野に投資を行うAIFで、次のものが含まれます — エンジェルファンドを含むベンチャーキャピタルファンド — SMEファンド、 — ソーシャルベンチャーファンド、 — インフラファンド — およびその他の指定されるかかるAIF	カテゴリーIおよびIIIに該当せず、日次の業務要件を満たす以外の目的でレバレッジや借り入れを行わない、これらの規則で許可されているAIF	多様または複雑な取引戦略を採用しており、上場または非上場のデリバティブに対する投資経路を含め、レバレッジを採用している可能性があるAIF

13.3.4. AIFの投資制限および条件

カテゴリーI AIF	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーI AIFは、投資対象企業、または、ベンチャーキャピタル事業、もしくは特別目的事業体、または、LLP、もしくは規則に定められているその他のAIFのユニットに投資するものとします — 特定のサブカテゴリーのカテゴリーI AIFは、カテゴリーI AIFの同じサブカテゴリーのユニットに投資できます。但し、この投資条件は、カテゴリーI AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないというさらなる制限を条件とします — カテゴリーI AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、三十日以上、1年に四回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません — これらの投資条件に加えて、AIF規則は、カテゴリーI AIFの各サブカテゴリーに関する一連の投資条件も規定しています
カテゴリーII AIF	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーII AIFは、主として、非上場の投資対象企業、または、目論見書に規定されているその他のAIFのユニットに投資するものとします — カテゴリーII AIFは、カテゴリーIおよびカテゴリーIIのAIFのユニットに投資できます。これは、カテゴリーII AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないという制限を条件とします — カテゴリーII AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、三十日以上、1年に四回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません — カテゴリーII AIFは、商業銀行と契約を締結し、発行されたもののうち

カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
	<p>購入申し込みされていない部分に購入申し込みを行う、またはICDR規則に基づきマーケットメイキングの過程で証券の受領または受渡ができます</p> <p>— カテゴリーII AIFは、SME取引所または取引所のSME部門に上場されている企業への投資に関して、かかる企業のデューデリジェンスに基づき、インサイダー取引規則の第3規則および第3A規則から免除されるものとします。これは、AIFが、投資先企業が上場されている証券取引所に対して2日以内に買収や取引について開示し、かかる投資は投資の日から1年間にわたってロックインされるというさらなる条件に従うことを条件とします</p>	
カテゴリーIII AIF		<p>— カテゴリーIII AIFは、上場または非上場の投資先企業の証券、もしくはデリバティブ、もしくは複雑な商品、もしくは仕組み商品に投資することができます</p> <p>— カテゴリーII AIFは、カテゴリーI、カテゴリーIIおよびカテゴリーIIIのAIFのユニットに投資できます。カテゴリーIII AIFはファンドオブファンズのユニットには投資できません</p> <p>— カテゴリーIII AIFは、ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、レバレッジや借入を行うことができます。および</p> <p>— カテゴリーIII AIFは、運用基準、ビジネスルールの実施、プルデンシャル要件、償還および利害衝突の制限などの分野に関するSEBIの指示の発行を通じて規制されなければいけません</p> <p>— カテゴリーIII AIFは、特定の条件の履行を条件として、「顧客」としての商品デリバティブ取引所への参加が認められています</p>

13.3.5. 一般的投資条件

オルタナティブ投資ファンドの全てのカテゴリーによる投資は、以下の条件に従うものとします。

- AIFは、RBIおよびSEBIが適宜規定または発行する可能性のある条件もしくはガイドラインに基づき、インド国外に設立された企業の証券に投資できます
- 運用会社またはスポンサーによる投資先企業への共同投資は、オルタナティブ投資ファンドに提供されたものより有利な条件とすることはできません
- カテゴリーIおよびII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の25%以上を投資することはできません
- カテゴリーIII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
- AIFは、AIFに対する投資価額で測った投資家の75%の承認がある場合を除き、関連会社への投資を行うことはできません
- 投資対象ファンドの未投資部分は、投資目的に従い資金が展開されるまで、流動性のある投資信託や銀行預金、短期国債、CBLO、CP、CDなどの質の高いその他の流動資産に投資できます
- 2015年SEBI (ICDR) 規則開始後の、カテゴリーIおよびカテゴリーIIオルタナティブ投資ファンドによる機関取引プラットフォームに上場されている企業の株式への投資は、これらの規則上では、非上場証券への投資とみなされます
- カテゴリーIII AIFは、商品デリバティブ取引所で取引されているすべての商品デリバティブ商品に「顧客」として参加することができ、SEBIおよび取引所が適宜発行する、顧客に適用される可能性があるすべての規則、規制、指示、およびポジション上限額規範に従うものとします

- 原資産の商品一つに対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
- ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、レバレッジや借入を行うことができます
- 商品デリバティブへの投資については、投資家に発行された私募目論見書において開示する必要があります。商品デリバティブへの投資を意図するカテゴリーIII AIFは、既存の投資家からの同意を得なければならず、反対する投資家には解約機会を提供しなければいけません
- 現行の規制に基づき、FPIは、商品デリバティブへの投資はできません。この規制は、商品デリバティブへの投資を行うカテゴリーIII AIFへの投資家としてのFPIの参加も制限することになります。カテゴリーIIおよびカテゴリーIII、AIFは、資産運営会社（ARC）が発行したセキュリティ・レシート（SR）の「適格な買手」として指定されています。許可は、次に挙げる事柄を条件とします
 - ARCに投資を行っているAIFは、そのARCが発行したSRに投資を行うことはできません
 - AIFは、関連会社またはグループ会社のいずれかの原資産のローンに基づき発行されたSRに投資を行うことはできません
 - AIFは、そのAIFの10%超の株式を保有する銀行の不良債権を裏付けとするSRに投資を行うことはできません
- 国内AIFおよびベンチャーキャピタルファンド（VCF）による海外投資には拡大された上限額である7億5,000万米ドルが通知されています

13.3.6. 査定

- オルタナティブ投資ファンドは投資家に対し、査定手順および資産の査定方法論を説明したものを提供する必要があります。
- カテゴリーIおよびカテゴリーII AIFは、6カ月に一回以上、オルタナティブ投資ファンドが任命した独立した査定担当者による投資査定を実施する必要があります
- ただし、オルタナティブ投資ファンドへの投資額のうち75%以上の投資家の承認により、この期間を1年に延長することが可能です
- カテゴリーIII AIFは、純資産価額（NAV）の計算が必ずAIFのファンド運用機能とは独立しているようにしなければならず、かかるNAVを、クローズド・エンド・ファンドについては四半期を超えない間隔で、オープン・エンド・ファンド一カ月を超えない間隔で投資家に開示しなければいけません

13.3.7. 上場

- AIFのクローズド・エンドのユニットは、最低取引可能ロットが1,000万インドルピーであることを条件に、証券取引所に上場できます
- オルタナティブ投資ファンドのユニットの上場は、ファンドまたはスキームの最終締切後にのみ可能です

13.3.8. 適格投資家

- 以下に記載されている投資家は、AIFのユニットの取得、購入、保有、売却、または譲渡ができます
- AIFは、インド人、外国人、在外インド人にかかわらず、あらゆる投資家から、ユニットの発行を通じて資金を調達できます
 - （パキスタンまたはバングラデシュの国民、または、これらの国で登記または設立されたその他のあらゆる事業体を除く）インド国外に居住する人物
 - 在外インド人（NRI）
 - 登録済み外国ポートフォリオ投資家（FPI）
 - カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド（AIF）
 - FPIは、カテゴリーIII AIFに対して25%超の持ち分を保有することはできません

グジャラート州国際金融 テックシティ (GIFT)

14.1. 背景

インドのアルン・ジェートリー財務相は、2015年予算案にて、インド初の国際金融サービスセンター (IFSC) の設立にグジャラート州を指定しました。IFSCは、シンガポールやドバイのような優れた国際金融センターとなることを構想したものです。

GIFTは、国際的にベンチマークとされる金融センターと同等以上になるように設計された、インドで初めての世界的な金融・ITサービスの拠点として開発されました。GIFTシティを設立する目的は、IFSCの開発により、世界的な金融拠点となる世界レベルのスマートシティを開発することです。GIFTシティは、最先端のインフラとインド初の開発の中心となるビジネス拠点です。

プロジェクトを開発し実施するため、Gujarat Urban Development Company Limited (GUDCL) および Infrastructure Leasing & Financial Services Limited (IL&FS) という事業を通じ、グジャラート州政府は、50:50の合弁事業である「Gujarat International Finance Tec-City Company Limited」(GIFTCL) を設立しました。

14.2. GIFTのポジショニング

GIFTは、グローバル企業に対して世界レベルのインフラと施設を提供することにより、インドの大規模な金融サービスの可能性に応えることを目指しています。最高品質の生活を提供することで、国内トップの人材を引き付けることを目指しています。

GIFTは50万人の直接雇用、および、576万平方メートルの不動産オフィスと居住空間を必要とする間接雇用と同等のものを提供すると見積もられています。

14.3. 国際金融サービスセンター (IFSC)

IFSCは、インドルピー以外の通貨で、現在の規則で許容される範囲で、非居住者および居住者に金融サービスを提供する管轄権です。

GIFTのIFSCは、現在、海外の金融機関およびインドの金融機関の海外支店／子会社がインド国外で実施している金融サービス取引を、実用的な目的で指定されたセンター、実際にはインド国内の同じエコシステムを持つロケーションに誘致することを目指しています。

14.4. GIFT-IFSCに進出するメリット

GIFTのIFSCは、そこに事業拠点を設立している事業体に多くのメリットをもたらすでしょう。メリットの例は以下の通りです。

- 世界の他の金融センターと同等の最先端のインフラ
- 10年間にわたるリベラル税制
- 強固な規制・法的環境
- グローバルなベストプラクティス、国際的に認められた法律および規制プロセスに準拠した、完全に透明な事業環境
- 熟練した専門家のプール
- 近代的な輸送、通信、インターネットインフラ
- インドで唯一オフショア取引ができる場所

14.5. IFSCを管轄する規則

IFSCの証券市場に関連した金融サービスの促進および規制のための規制枠組みは、以下の規制／ガイドラインや法律によって規制されています。

- SEBI – 2015年IFSCガイドライン
- 2015年インド保険規制開発庁（国際金融サービスセンター）規則
- RBI – 2015年外国為替管理（国際金融サービスセンター）規則
- 2005年特別経済区域法

14.6. 規制構造

インド政府は、2018年2月1日の2018年予算発表において、「完全に発展し、他のオフショア金融センターと競争するための首尾一貫した統合された規制枠組み」を提供する目的で、金融サービスに対する統一された規制当局の設立を提案しました。

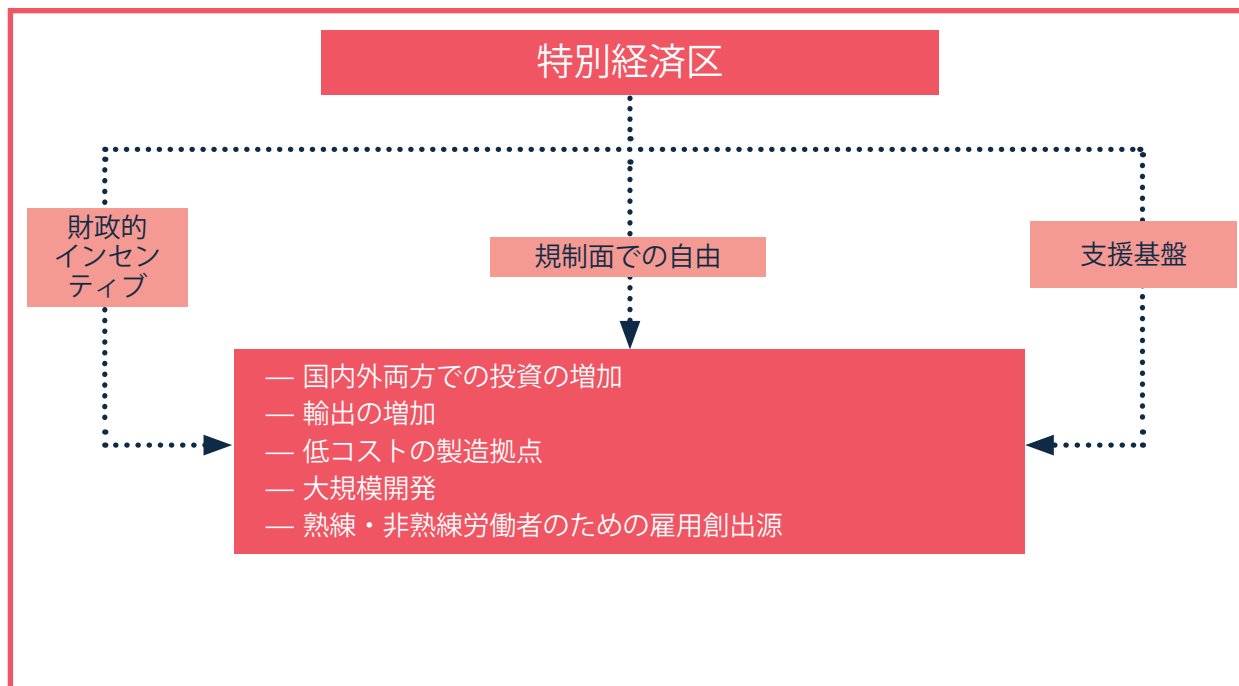
14.7. IFSC内での商品／許容証券

IFSCで事業展開している証券取引所は、SEBIからの事前承認を受けることを条件に、取引プラットフォーム上で規定された取引ロットサイズで、以下の種類の証券およびかかる証券の商品をインドルピー以外の通貨で取引することが許可されています。

- インド国外に設立された企業の株式
- 預託証券
- 適格発行体が発行し、IFSCに上場されている債務証券
 - IFSC外で発行された債務証券は、かかる債務証券が、金融活動作業部会（FATF）の加盟国で、加盟国の居住者により発行されていることを条件として、IFSCの証券取引所に上場することが認められています
 - IFSCでの債務証券の店頭（OTC）取引が認められています
- 通貨デリバティブおよび金利デリバティブ
- 指数ベースデリバティブ
- 商品デリバティブ（FPIは、農産品以外の商品の契約のみ取引を許可されています）
- インド国内で設立された企業の株式のデリバティブ
- 当局が規定するその他のかかる証券

証券取引所は、適格市場参加者がポジション上限額に違反した場合、該当する罰則を課すものとします。

IFSCの事業構造



出典：www.giftgujarat.in

14.8. IFSCでの事業展開を許可されている仲介機関

IFSCにおいて仲介機関として事業展開することを希望するいずれの公認事業体も、SEBIが許可した通り、証券市場に関連するかかる金融サービスを提供する会社を設立することができます。

「仲介機関」とは、株式ブローカー、商業銀行、発行体の銀行、信託証書の受託者、発行体の登記官、株式名義書換代理人、引受人、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャー、預託参加者、証券の保管機関、信用格付機関、または、SEBIが規定するその他の仲介機関または証券市場に関連する人物が含まれます。

- IFSCに設立されたIFSCバンキングユニット (IBU) は、IFSCの清算機関の取引所の取引会員または専門清算会員として行動することが許可されています
- IFSC内での事業展開についてSEBIが許可した仲介機関は、以下の顧客カテゴリーに金融サービスを提供するものとします
 - インドに在住していない人物
 - 在外インド人
 - インドに所在する、FEMAに基づき適格の、海外投資を許可されている範囲でオフショアに資金を投資する金融機関
 - インドに所在する、FEMAに基づき適格の、RBIの送金自由化スキームに基づき許可されている範囲で、SEBIが規定する最低投資額を条件として、オフショアに資金を投資する人物
- IFSC内での事業展開についてSEBIが許可した仲介機関は、規制要件への遵守を徹底する目的で経営陣の人物を「指定役員」と任命します
- IFSC内で投資顧問またはポートフォリオ管理サービスを利用するためには、顧客は以下に該当する必要があります。
 - インド国外に在住する人物
 - 在外インド人

- インドに所在する、FEMAに基づき適格の、海外投資を許可されている範囲でオフショアに資金を投資する金融機関
- インドに所在する、前会計年度中に100万米ドル以上の純資産を持つ、FEMAに基づき適格の、RBIの送金自由化スキームに基づき許可されている範囲で、オフショアに資金を投資する人物

14.9. GIFT IFSCでIFSCユニットを開設できる事業体

IFSCユニットを開設できる事業体は以下の通りです。

14.9.1. 銀行セクター – インド準備銀行（RBI）の規制下

- インドの銀行（外国為替の取引を行うことを認可されている、公共セクターと民間セクターの銀行）
- 自国の規制当局からの必要な規制上の承認があることを条件とする、既にインドに進出している外国銀行

14.9.2. 保険セクター – インド保険規制開発庁（IRDAI）の規制下

- インドの保険会社／再保険会社
- 外国の保険会社／再保険会社
- 事業体は、元受保険事業または再保険事業で取引を行うために、申請者の支店である国際金融サービスセンター保険事務所（IIO）としてIRDAIでの登録を行う必要があります
 - IIOは元受生命保険事業または元受一般保険事業の取引を行うことを許可されている可能性があります。両方または再保険事業の取引は許可されていません。ただし、IIOは、IRDAIから通知された現行の健康保険規則に基づいて提供される健康保険事業の取引を許可される場合があります

14.9.3. 資本市場インド証券取引委員会（SEBI）の規制下

- 証券取引所／商品取引所
- 清算機関
- 預託機関
- ブローカー
- 投資顧問
- ポートフォリオマネージャー
- オルタナティブ投資ファンド
- 投資信託

14.9.4. 外国投資家

適格外国投資家（EFI）とFPIはIFSCでの事業展開を許可されています。

- SEBIに登録されたFPIで、IFSCでの事業展開を希望している者は、追加の書類や事前の承認プロセスを経ることなくこれを行うことができます
- FPIがIFSCに参加する場合、IFSCの公認の証券取引所の取引会員は、インドでの登録手続と口座開設中に、SEBI登録仲介機関が既に実行したデューデリジェンスプロセスに依拠できます
- FPIとして登録していないEFIが参加する場合、IFSCの公認の証券取引所の取引会員は、EFIの口座開設中に、IFSCでの事業展開についてRBIが許可している銀行が実行したデューデリジェンスに依拠できます

- インドの証券市場で現在展開し、IFSCでも展開を目指すFPIは、資金と証券の明確な分離を確保することが求められています。証券保管機関が、それぞれのFPI顧客に対し、この規定への遵守を監視します。FPIはIFSCへの参加についてそれぞれの証券補遺間機関に通知します

14.9.5. IFSCで事業展開しているポートフォリオマネージャー、AIFまたは投資信託は、以下の商品に投資を行うことを許可されています

- IFSCに上場されている証券
- IFSCで設立された企業が発行した証券
インドで設立された企業が発行した証券（ポートフォリオマネージャー、AIFまたは投資信託は、FPIルートを通じてインドに投資するものとします）
- 外国法域に属する企業が発行した証券

14.10. GIFT IFSCから事業を開始した事業体

- 証券取引所：インド国立証券取引所、ボンベイ証券取引所、MCX、NCDEX、DMCC
- 銀行：IDBI Bank、ICICI Bank、Yes Bank、IndusInd Bank、Federal Bank、Kotak Mahindra Bank、State Bank of India
- 保険：New India Assurance（元受保険）、GIC Re（再保険）は近日、Xperitus（再保険ブローカー）は間もなく事業を開始予定です。
- 資本市場：Reliance AIF Management Ltd
- IT/ITeS、コンサルユニット：Accvell Technologies、QX Corporate Advisors、iShipDesign、Exemplary Consultants

14.11. GIFT-IFSCにおける課税枠組み

- 最低代替税（MAT）- IFSCユニットは9%
- 有価証券取引税（STT）- なし
- 商品取引税（STT）- なし
- 配当税（DDT）- なし
- 長期キャピタルゲイン（LTCG）- なし
- 免税期間（10年）
- 債券または海外株式預託証書、インド企業のルピー建て債券、デリバティブは、キャピタル・ゲイン税から免除されます

14.12. 利用可能な通貨

INDIA INX およびNSE IFSCの下で取引された商品の決済はすべて米ドル建てとなります。

14.13. IFSCで展開している証券取引所

14.13.1. India INX

アジア最古の証券取引所であり、現在は6マイクロ秒のスピードを備えた世界最速の取引所であるBSEは、IFSC GIFTシティ・ガンディーナガルに初の国際取引所を設立させました。

この国際取引所は、2016年12月30日にインド証券取引委員会（SEBI）からの最終承認を得ました。

India INXは現在、GIFTシティに設立されたインド初の国際取引所であり、2017年1月9日、ナレンドラ・モディ首相が開始しました。India INXは2017年1月16日から取引を開始しました。

India INXは、海外投資家と在外インド人が世界中のどこからでも取引できるよう、一日22時間稼働しています。

14.13.2. NSE IFSC

NSE IFSCは、グジャラート・インターナショナル・フィナンズ・テック（GIFT）シティにあるIFSCでグローバル取引プラットフォームとして開始された証券取引所であるインド国立証券取引所の完全子会社です。

NSE IFSCは、アフマダーバードにあるグジャラート州の企業登録局が発行した2016年11月29日付の設立証明書を取得しました。NSE IFSCは2017年1月16日から取引を開始しました。

14.13.3. IFSCの証券取引所で現在提供されている商品

以下の商品が現在、IFSCの証券取引所で提供されています。

	指数 デリバティブ	株式 デリバティブ	商品 デリバティブ	通貨 デリバティブ
India INX	✓	✓	✓	✓
NSE IFSC	✓	✓	✓	✓

14.13.4. 取引と決済

INDIA INXおよびNSE IFSCで執行される取引の清算および決済は、SEBIが発行したガイドラインおよびINDIA ICCおよびNSE IFSC CLEARING CORPORATION LIMITED（NICCL）の規則、法律および規定や適宜発行される可能性のあるその他の回状やガイドラインに従って、それぞれINDIA ICCおよびNICCLなどの清算機関を通じて清算され決済されるものとします。

清算と決済は、各清算会員の決済義務に従って多当事者間のネットティングベースで行われるものとします。清算会員は、取引会員として、また、清算会員として決済を請け負うそれらの取引会員およびカस्टディ参加者の証拠金、罰金、その他のこれらの取引会員やカस्टディ参加者が行った取引にかかる課徴金および清算義務を含むすべての義務を負うものとします。

規定プロセスとして、取引会員が行った取引に関するすべての義務は、その取引について清算会員として行動することを引き受けた各清算会員に移転されます。

清算機関による担保の承諾

清算機関は現金および現金同等物（清算機関が適宜決定する主要外貨、定期預金およびIFSCにある銀行支店が発行する銀行保証を含む）、外国の預託機関に保管されているインドの証券、流動性のある投資信託や金などの外国の証券は、すべての商品カテゴリーにおいて取引の担保としての資格を満たします。但し、現金および現金同等物は常に流動資産全体の50%以上を占めている必要があります。

14.14. 名義人分離口座構造

外国投資家の市場へのアクセスを容易にするために、SEBIはIFSCでの名義人分離口座構造を許可しています。外国投資家の注文は、IFSCにおける証券取引所での取引のために、適格な名義人分離口座プロバイダー（プロバイダー）を通してルーティングできます。

名義人分離口座構造の広範な特徴は以下の通りです。

基準	詳細
名義人分離口座構造を提供する資格を満たす事業体	次に挙げる事業体は、プロバイダーとして名義人分離口座構造を提供することを許可されています — IFSCでSEBIに登録されているブローカー — SEBIに登録されているカテゴリIおよびIIの外国ポートフォリオ投資家 (FPI) — 金融活動作業部会 (FATF) の会員による規制下にある海外の証券取引所や清算機関の取引会員または清算会員
プロバイダーの登録	プロバイダーは、エンドクライアントに名義人分離口座サービスを提供するうえで、IFSCの証券取引所または清算機関に登録している必要があります
エンドクライアントの顧客確認 (KYC)	— プロバイダーには、名義人分離口座提供に際してクライアントを新しく迎える前に、KYCやマネーロンダリング防止 (AML) 遵守など、グローバル基準に従いエンドクライアントの適切なデューデリジェンスを必ず行うよう求められます — エンドクライアントが名義人分離口座を開設できるのは、一社のプロバイダーとのみです。これを厳守し、エンドクライアントの取引が必ず一社の清算会員を通じてのみ清算されるようにするため、取引主体識別 (LEI) コードを使用できます — 各エンドクライアントに、IFSCの証券取引所や清算機関より固有クライアントコード (UCC) が割り当てられます
証拠金	— 証拠金はプロバイダーのエンドクライアントレベルで計算されます — 証拠金はプロバイダーでまとめられ、プロバイダーから回収されます
ポジション上限額のモニタリング	ポジション上限額は、証券取引所または清算機関がエンドクライアントレベルでモニタリングを行います
証券取引所の義務	— 証券取引所、ブローカーおよびプロバイダーは、要求された場合には、エンドクライアントのKYCの詳細を含む、プロバイダーによって、またはプロバイダーを通じて提供される、IFSCの証券取引所での取引に関連する情報をSEBIに提供することが求められます — 証券取引所は、プロバイダーに、2002年マネーロンダリング防止法 (PMLA) および、FPIに適用される程度で中央KYCレジストリ (CKYCR) と共有するKYC情報を把握することを含め、PMLAに基づく規則を必ず遵守させる必要があります

14.15. 重要なリンク

<http://giftgujarat.in/>

<http://www.indiainx.com/>

<https://www.nseifsc.com/>

<http://giftgujarat.in/faq.aspx>

15 | 重要なお知らせ

15.1. 一次規則

主要規則投資家のFPI、FDI、FVCIカテゴリーを管轄する主要規則へのリンクを以下に挙げています。

2014年FPI規則

https://www.sebi.gov.in/legal/regulations/jun-2017/sebi-foreign-portfolio-investors-regulations-2014-last-amended-on-april-05-2018-_35121.html

2017年統合版FDIポリシー回状

http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

FVCI規則

http://www.sebi.gov.in/legal/regulations/sep-2000/sebi-foreign-venture-capital-investors-regulations-2000-last-amended-on-march-6-2017-_34636.html

インドの証券への投資に対するFEMA規則

2017年外国為替管理(インド国外に在住する人物による証券の送金または発行)規則

15.2. 重要な回状

15.2.1. 外国ポートフォリオ投資家

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
マネーロンダリング規則の防止と外国投資家への適応性に対する修正	証券保管機関銀行は、クライアントに代わって取引を行うことを承認された人物に対する以下の文書や情報を取得し最新のものにすることが求められます。 — パーマネント口座番号 (PAN) と呼ばれる国内の税ID、または、個人が、所得税規則で規定された形式でインドでは課税されないという宣言書 — アドハー番号 (生体認証に基づき「資格を満たす個人」に対してインドの政府の固有識別機関が発行した固有識別番号) または その人物がアドハーを持つ資格がないという宣言書。 アドハーの資格を満たす個人は法律で定義され、本質的には過去12カ月間にインドに182日以上在住している個人を指す	規制	(証券保管機関銀行を含む) 全ての市場仲介機関に対し口座を開設した各正式署名者のアドハーとPAN詳細を取得するよう求めます

<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/176407.pdf>

RBIによる明確化: — 非居住者外国事業体口座の関連署名者はアドハーまたはPANの適格性を確認する必要がありアドハーまたはPAN申請に適格でない場合、公式に有効な書類を提供する必要があります — FPIに適用されるリスクベースのアプローチが引き続き適用されます	規制	アドハーまたはPANの要件はGDR、FCCB、FVCI事業体を含むすべてのFPIカテゴリーIII、FDI口座の署名者に適用されます。
---	----	--

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
	この結果、アドハーまたはPANの要件はグローバル預託証券(GDR)、外貨建転換社債(FCCB)、FVCI事業体を含むすべてのFPIカテゴリーIII、FDI口座の署名者に適用されます		
	https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_ViewMasDirections.aspx?id=10292		
FPIによる 国債での OTCセカンダリー 市場取引 の決済	<ul style="list-style-type: none"> — FPIによる国債のOTC取引はT+1またはT+2ベースで決済できます — 国債のこれらすべての当該取引は取引日に報告する必要があります 	規制	外国ポートフォリオ投資家(FPI)は国債に対する店頭(OTC)セカンダリー市場取引の決済についてT+1またはT+2ベースで行うことを選択できます。FPIはすべての当該取引を合意した期限内の取引日に証券保管機関に報告することが必須となっています
	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/NOTI9769C78154C4364FF295ECD892C9F5AAF4.PDF		
NDS-OM上での FPIのための オンライン上限額 モニタリングの導入	CCILは、NDS-OMプラットフォームおよびNDS-OMウェブベースのプラットフォーム上でのFPI向け国債投資上限額のオンラインモニタリングを導入しました	規制	CCILは、NDS-OMプラットフォームおよびNDS-OMウェブベースのプラットフォーム上でのFPI向け国債投資上限額のリアルタイムのオンラインモニタリングを導入し、どちらかの当事者のFPIに対するすべての取引に適用されます
	https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx		
FPIによる 投資の アクセス規範の 緩和	SEBIは、FPIのための市場アクセスを緩和するため、規制の規定を修正しました。修正内容には以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> — 現地の証券保管機関/DDPの変更 — 証券保管機関の任命とMIM構造を持つFPIの振替コストが無料 — プライベートバンクと商業銀行は投資家の代理で投資を引き受けることを許可されます 	アクセスの 簡単さ	この修正により、(a) 新規登録、更新、株式クラスの追加、証券保管機関/DDPの変更時点での文書要件が簡略化、(b) 特定カテゴリーの投資家がクライアントの投資を管理するうえでFPIとしてのライセンスを求めることを許可、(c) MIM構造に対する異なる証券保管機関を任命する許可が得られます

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
	<ul style="list-style-type: none"> — 株式クラスの追加のプロセスの簡略化 — 証券保管機関／DDPの変更時点でのデューデリジェンス 		
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/feb-2018/easing-of-access-norms-for-investment-by-fpis_37866.html		
	<p>以下のカテゴリーII投資家の業務的側面に関する明確化は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> — クライアントの代理で投資しているプライベートバンク／商業銀行 — 保険および再保険 — 資産運用会社(AMC)、投資運用会社／投資顧問、ポートフォリオマネージャー、ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーなど、カテゴリーII FPIとして適切な規制下にあるその他の人物 	規制	<p>SEBIは、特定のカテゴリーIIの外国ポートフォリオ投資家(FPI)が行った投資に関する明確化を行いました。クライアントの代理で投資を行っているプライベートバンク／商業銀行は、共通のポートフォリオを持つ集合投資ビークルを通じて、ブロード・ベースドの要件を満たす場合に投資ができます。また、実質所有者(BO)を特定する必要があり、BOは、居住者インド人／非居住者インド人／在外インド人であってはけません</p>
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/mar-2018/clarifications-in-respect-of-investment-by-certain-category-ii-fpis_38198.html		
<p>外国ポートフォリオ投資家向けに金利先物(IRF)について別個の上限額</p>	<p>RBIとSEBIは、IRFへの買いポジションについてFPIに500億インドルピーの別個の上限額を通知しました</p>		
	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/IRFFPI3731A951FD904C1E96F7201E2A6DF8ED.PDF		
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/mar-2018/separate-limit-of-interest-rate-futures-irfs-for-foreign-portfolio-investors-fpis-_38127.html		
<p>SEBIは、上場投資通貨デリバティブへの参加に対するエクスポージャー上限額の拡大を通知します</p>	<p>SEBIは、国内クライアントとETCDにおけるFPIに対する参加のエクスポージャー上限額の拡大を通知しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 原資産へのエクスポージャーの存在を確立する必要なしに、1億米ドル相当の単一上限額まで、インドルピーの関与するすべての通貨ペアにわたって、すべての取引所にわたって総合で、 		

重要なお知らせ	詳細	カテゴリ	影響
	ポジション(ロングまたはショート)を取ることが許可されています — FPIは、インドルピーの関与する通貨ペアの全ての契約にわたり全ての証券取引所でのショートポジションが1億米ドルを上回らないようにしなければいけません		
	— インドルピーの関与する通貨ペアでの全ての契約で1億米ドルを上回る買いポジションを取るには、FPIは、株式/債券の投資信託のユニットを含む、インドの債務証券または株式証券に対する原資産のエクスポージャーを持つことが求められます	規制	インドルピーの関与する全ての通貨ペアと全ての取引所にわたって、単一の上限額が導入されました。1億米ドル相当までのエクスポージャーは、原資産へのエクスポージャーを確立せずとも許可されています。
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/mar-2018/revision-of-limits-relating-to-requirement-of-underlying-exposure-for-currency-derivatives-contracts_38242.html		
FATCA/CRSに基づくデューデリジェンスと報告要件	報告金融機関(RFI)はFPIのデューデリジェンスと報告を実行するための追加のステップを実施するよう求められます。	規制	グローバル・証券保管機関(GC)のエンドクライアントが保有している口座に関するデューデリジェンスを実施する目的で、証券保管機関は、自己証明を含む口座保有者にGCが行ったFATCA/CRS文書に依拠する可能性があります。
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/mar-2018/due-diligence-and-reporting-requirements-under-foreign-account-tax-compliance-act-fatca-and-common-reporting-standards-crs-_38339.html		
上場のインド企業に対する外国投資の上限額のための改訂された上限額モニタリングメカニズム	SEBIは、上場のインド企業に対する外国投資のための改訂されたモニタリングメカニズムを通知しました。モニタリングは、預託機関が実施します。	規制	預託機関は、上限額の利用が利用できる総合上限額の3%以内の場合に警告フラグメカニズムの導入をモニタリングし、利用できる残りの金額を通知し、効率的な追跡を行い、RBI承認の既存のプロセスを排除します。これは、違反があった場合の投資の引き揚げのための退出メカニズムも提供します。
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/apr-2018/monitoring-of-foreign-investment-limits-in-listed-indian-companies_38575.html		
FPIに対するKYCに関するSEBIの明確化と外国政府事業体のための投資上限額の集計	インド証券取引委員会(SEBI)は、次に挙げるものについて明確化を行いました。	規制	SEBIは、FPIのためのKYC要件とBOの特定について明確化を行いました。さらに、SEBIは、外国政府と

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
	<ol style="list-style-type: none"> 顧客確認(KYC)要件に基づく外国ポートフォリオ投資家(FPI)の実質所有者(BO)の特定 外国政府および関連する事業体のための投資の上限額モニタリングと集計に関するよくある質問(FAQ) 		<p>その関連事業体による投資上限額の集計に関連した一連のFAQも提供しました。</p>
	<p>https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/apr-2018/clarification-on-clubbing-of-investment-limits-of-foreign-government-foreign-government-related-entities_38616.html</p>		
	<p>https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/apr-2018/know-your-client-requirements-for-foreign-portfolio-investors-fpis_38618.html</p>		
	<p>SEBIは、FPI向けに修正された適格条件とKYC要件を通知しました。修正された通知は、2018年4月10日付けの回状よりも優先され、H.R. Khanのワークグループが行った推奨に基づき、市場参加者との協議を行った後に発行されました</p>	<p>規制</p>	<p>修正された通知は以下の事柄をカバーしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 実質所有者の特定と確認 KYCの定期的見直し KRAに関する個人情報のデータセキュリティ NRI/OCI/RIがFPIの構成要素となっている場合の適格条件 遵守のためのタイムラインと非遵守による影響
	<p>https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/sep-2018/know-your-client-requirements-for-foreign-portfolio-investors-fpis_40408.html</p>		
	<p>https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/sep-2018/eligibility-conditions-for-foreign-portfolio-investors-fpis_40409.html</p>		
<p>デリバティブセグメントの株式に対する枠組みのSEBIによる見直し</p>	<p>インドにおけるデリバティブ市場を強化する目的で、SEBIは株式デリバティブの決済に対する改訂版の枠組みを通知しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金とデリバティブ市場の連携をより高める目的で、全ての株式デリバティブの現物決済では段階別の較正された方法で行うことが必須となりました 株式をデリバティブセグメントに導入するうえでの適格基準が強化されました 回状の日付(2018年4月11日)から1年後は、強化された基準を満たす株式だけが 	<p>規制</p>	<p>デリバティブセグメントの株式は、段階的に現物決済に移行される旨をSEBIは通知しました。また、デリバティブセグメントに含まれる株式の適格基準の一連の強化についても導入しました。適格基準を満たさない株式は、現物決済へと移行されます。株式が引き続き強化された適格基準をいつ満たすのか、いつ現物決済に移行するかについてはSEBIが通知します。</p>

重要なお知らせ	詳細	カテゴリ	影響
	デリバティブセグメントに残ることになります		
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/apr-2018/review-of-framework-for-stocks-in-derivatives-segment_38629.html		
2014年SEBI (FPI) 規則への修正	次の側面について、SEBIはFPI規則への修正を通知しました — FPIの適格基準 — FPIのカテゴリ — ブロード・ベースド・ファンドの基準 — FPIの一般的義務と責任 - ガイドラインの遵守 — DDPの義務と責任 - 株式の抵当権等の負担	ビジネスのしやすさ	主要な修正には以下が含まれます。 (i) 機関投資家が銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド (SWF)、年金基金で、株式の50%以上を保有している場合に、みなしブロード・ベースドのステータスを提供すること (ii) ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーなどの新しいカテゴリを適格FPIカテゴリとして含めること (iii) 投資家がブロード・ベースド・ファンドからエグジットする場合、ブロード・ベースドのステータスを満たすために90日間という期間が設定されたこと。
	https://www.sebi.gov.in/legal/regulations/apr-2018/securities-and-exchange-board-of-india-foreign-portfolio-investors-amendment-regulations-2018_38626.html		
FPIによる債務証券への投資 - 改訂された枠組み	RBIとSEBIは、次の側面について、FPIによる債務証券への投資の業務上の枠組みを改訂しました。 — 最低残余期間要件の改訂 — 国債の証券別の上限額 (FPIの全体の上限額) を30%に改訂 — 国債に対する上限額の利用分のオンラインモニタリング — カテゴリにおけるFPIによる投資としての集中上限額とそのカテゴリに対する実勢の投資の10% (長期FPIの場合は15%) を導入 — 単一/グループの社債に対して投資家別のエクスポージャー上限額を導入	規制	主な変更には以下が含まれます。 (a) 残余期間の削減 (b) 国債投資に対してCCILがオンラインで上限額をモニタリング、投資前の上限額取得のオークションメカニズムを国債については廃止 (c) 各カテゴリの各FPIレベルで「集中上限額」と呼ばれる新しい上限額を導入 (国債、SDL、社債) し、単一のFPIが当該カテゴリに投資できる閾値となります (d) FPIの企業や社債発行への参加に対するエクスポージャーを制限します
	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11303&Mode=0		
	https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/jun-2018/review-of-investment-by-foreign-portfolio-investors-fpi-in-debt_39284.html		

15.2.2.外国直接投資

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
FEMAの修正が通知 - FDIポリシーの自由化	FDIポリシーの自由化	規制	これらは、ビジネスをしやすくするため、インドにおける外国直接投資 (FDI) を自由化し簡略化することを意図しています。投資規範は単独ブランド小売業 (SBRT)、民間航空、電力取引所、製薬などのセクターで自由化が行われました

<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2018/184286.pdf>

インド – FPIに 魅力的な投資先

Neeraj Kulshrestha

現在、グローバル経済は2010年以来最速のペースで成長しています。ですが、インドは引き続き、最も成長の早い主要国となっています。原動力は、過去数年間における様々な経済改革や政策の取り組みです。

グローバルにおけるインドの急上昇

インド経済は、購買力平価説（PPP）で見ると中国と米国に次いで世界第3位、名目国内総生産（GDP）で見ると世界第6位となっています。G20主要国の加盟国であり、過去20年間の平均成長率は約7%です。これと比較して、グローバル経済の成長率は2018年と2019年が4%、2017年が3.7%と予想されています。インドの経済は2017年～2018年にかけて6.7%のGDP成長率を維持し、第四半期の成長率は7.7%と非常に堅調でした。世界銀行および国際通貨基金（IMF）による最新の予想成長率は、2018年～2019年が7.4%、2019年～2020年と2020年～2021年が7.8%となっており、成長率が世界最速の主要国となります。

インドの産業活動は回復し、サービス業の指標はプラスのトレンドを示しています。例えば、2018年6月、工業生産指数（IIP）は過去五カ月間で最速ペースの7%で成長しました。この期間、消費財は6月に21カ月以来高値の13.1%を記録し、資本財はプラスの成長率9.6%を維持しました。さらに、一連の政策取り組み（後ほど詳述します）により、インドは、ビジネスのしやすさの面で世界上位100カ国に入り、トップの投資先となるポテンシャルを備えるようになりました。インドの安定を下支えしているのは、4,000億米ドルを超える外貨準備高です。グローバルにおけるインドの急上昇は、国内の資本市場が高値を達成したことにも表れています。資本市場のバロメーターであるS&P BSE Sensexは、2017年8月以降20%上昇し、初めて38,000のレベルに達しました。

投資環境を促進する政策改革

インド政府（GoI）が目指す政策、安定しているマクロ経済指標、構造改革、景況の改善、リベラルなFDI制度により、海外からの資本流入は安定しています。物品サービス税（GST）の登場、破産・倒産法（IBC）の導入、金融包摂プログラムJan Dhan Yojana（ジャン・ダン ヨハナ）の大規模動員などが、政策改革に向けた動きの例です。GSTは課税構造を合理化しただけでなく、コンプライアンスの簡略化、仕入税額控除、物流コストの削減、競争力の強化など、いくつかの点で企業に恩恵をもたらしました。IBCの導入は、これまで破綻に対処してきた複数の法律や団体に代わるものです。IBCは、インドの銀行の不良資産を解決するため、長年の懸案だった改革を実施しました。規制当局は最も適切で世界的に競争力のある規制や紛争解決エコシステムの提供に取り組んでいることが明白です。

産業成長を実現する環境を生み出すために政府によって取られた多くの政策措置は、FDIの流入の増加とインフラ部門の業績改善の影響を示し始めています。Make in India、Startup Up India、Digital India、Smart Citiesなどの画期的な取り組みは、新時代の産業にさらなる勢いを提供し、インドにおける経済成長の主要な推進力となることが予想されます。所得水準の上昇と経済的繁栄が、今後25年間のインドに

おけるインフラ投資に対する需要を牽引すると予想されています。2018年の経済調査によると、インドは今後25年間のインフラ開発に約4.5兆米ドルを必要とすると予想されています。これは投資家にとって莫大な投資機会をもたらします。イニシアチブ「Make-in-India」は、製造業の寄与度をGDPの25%へと高め、インドを世界の製造拠点にすることを目指しています。最近、サムスン電子は、世界最大の携帯電話製造施設と数多くの携帯製造ユニット全体を開設し、過去四年間で60倍の増加を達成しました。また、インドは村の100%電力化を達成しました。インドは、2022年までに175 GWの再生可能エネルギーを達成し、2030年までに電気自動車しか販売しないという目標も設定しました。

金融サービスに大きな影響を与えたもう1つのイニシアチブが、高額紙幣の廃止です。パラレル経済を抑制することになりましたが、経済のデジタル化の増加も促進しました。2016年11月から2017年10月までの一年間で、高額紙幣の廃止により、株式投資信託が1兆2,330億ルピーという卓越した純資本流入を実現したことで、資本市場商品への明確なシフトが明らかになりました。これにより、資本市場における深みと流動性が高まったことで、外国投資の純流出が相殺されました。投資家の貯蓄パターンも、不動産や金などの物的資産から金融市場へと大きくシフトしました。これは、資本市場にとって有利な動きです。

高額紙幣の廃止によるその他の結果として、国内でデジタル取引への動きが高まったことが挙げられます。デジタル取引や現金のGDP比率などのパラメータから、経済の公式化が進んでいることが示されています。2014年に立ち上げられたPradhan Mantri Jan-Dhan Yojana (PMJDY) という国民皆銀行口座プロジェクトは、銀行口座を持たない人々にバンキングサービスを提供し、金融の主流としています。インドの11億人もの人口が生体認証ベースのAadhaar (アドハー) カードを取得しており、通信サービスの契約者数が12億人を超え、直接投資などの政府の給付金の透明性が高くなります。

資本市場への刺激

政府が目指している改革とともに、規制当局、SEBI、RBIは、投資を促進するための様々な政策措置を開始しました。規制当局は、短期間でソブリン・ゴールド債、地方債、コモディティ・オプション、REITなどの新しい金融商品を導入することで、投資家に資産クラスからの幅広い選択肢を与えています。機関投資家にコモディティ市場を開放し、非上場の債券や証券化債券へのFPI投資を許可することが積極的に検討されています。オークションメカニズムの廃止と同様に、残存満期条件の緩和に関する国債や社債へのFPI投資の最近の緩和は好調です。この動きは、FPIが国債や州開発融資 (SDL) に参入する動きをさらに促進するでしょう。重要な動きとして、FPIは短期国債に投資できるようになりました。2014年7月以来、FPIによる短期国債への投資は許可されていませんでした。

また、インドは複数の取引所や清算機関から生じるシステムリスクに対して最前線で対処しています。なかでも、預託機関間での相互運用性、堅牢なリスクおよびデフォルト管理慣行、取引所で取引されている商品のための強制CCP清算などの措置が、インド市場を安全にする重要なパラメータとなっています。清算機関の相互運用性は次の改革候補となっており、インドでの取引後の構造をさらに画期的なものとし、競争力を高め、安全な投資先としてのインドの競争力を高めます。

インドのIFSCとIndia INXの出現

より多くの外国投資を奨励するための政策改革の一環として、規制当局は2016年11月、グジャラート・インターナショナル・フィナンس・テック=シティIFSCに国際取引所および国際清算機関を設立することを原則として承認しました。2017年1月、BSEはインド初の国際取引所および清算機関である、India INXおよびIndia ICCをそれぞれ稼働させました。India INXは現在、他の世界的な金融拠点と同等の、株式、通貨、金利、および商品のデリバティブ取引を提供しています。それ以来、IFSCは様々な改革を行ってきました。最近2018年5月に、資本市場規制当局は、GIFT Cityの外国人投資家が簡単にアクセスできるよう、「包括取引構造」を認可しました。また、提案されたGIFT Cityの統一規制当局は、規制上のあらゆる懸念に対して単一の窓口を提供し、複数の政策に関する決定を迅速化できるようにしました。

India INXの1日の出来高は、100万米ドル未満から5億米ドル以上へと飛躍的に伸びました。India INXは、2017~18年度において75%近くの市場シェアを持つ国際取引所の中で明確な市場リーダーとなっています。今後、2018~19年度予算では、非居住者に対して、デリバティブおよび特定の有価証券の譲渡に対してキャピタルゲイン税を免税することも認められています。

今後について

マクロ経済環境が安定していることは成長の前兆です。インドは財政再建を実現する決意を示し、助長的な政策とインフラ投資がこれを補完しています。このことはFPIに対して、これまでになかったインドへの投資機会を与え、インド経済が成長するに伴い潜在的な利益を得ることができます。

Neeraj Kulshrestha

ビジネス業務責任者

BSE

neeraj.kulshrestha@bseindia.com

IBC、インド企業の倒産問題を一変

Aashit Shah

企業の倒産について2016年12月に発効した2016年破産・倒産法（「IBC」）は、インドにおける倒産状況に大きな変化をもたらしました。（意図された目的は異なるかもしれませんが）一部の貸し手が債務回収ツールとしてうまく活用しているだけでなく、非常に困難だったM&A活動を生み出しています。

法人債務者の企業倒産解決プロセス（「CIRP」）がIBCに基づき開始されると、独立した管財人（「RP」）が法人債務者の業務を引き継ぎます。既存の取締役会は停止されます。RPは、法人債務者の日常の職務に責任を負い、債務の整理および事業体の経営再建に向けた実行可能な再建計画を取得することが求められます。CIRPプロセスの開始時に、CIRP期間中における主要な決定を承認し、再建計画を承認または却下する目的で、金融債権者から構成される債権者委員会（「COC」）も設立されます。COCが再建計画を承認した場合、その再建計画を会社法審判所（「NCLT」）が承認する必要があります。COCが再建計画を受領しなかった場合や却下した場合、またはNCLTが計画を却下した場合、法人債務者は清算を命じられます。注目すべきは、IBC体制の下では、新法の推進が企業の適時回復にあるため、貸手がCIRPを開始せずに清算手続を直接開始できないという点です。

IBCについては既に、複数のメディアやフォーラムで多くのことが書かれ話題に上がっています。このため、本記事では、外国ポートフォリオ投資家（FPI）やその他の外国の貸手が関心を持つ可能性がある事柄についていくつか簡単に扱います。

CIRPへの参加

FPIは通常、インド企業の債務証券（主に非転換社債である「NCD」や外国為替転換社債である「FCCB」）に投資し、外国の貸手は通常、対外商業借入（「ECB」）ルートを通じてインドの事業体に貸付を行います。こういった債券は担保付きのものと担保なしのものがあります。外国の貸手は、10万ルピー以上の決済不履行があった場合、幸いなことに、インドの企業債務者と同様に、インドの法人債務者に対してCIRPを開始することが許可されています。また、インドの金融債権者と同程度のCOCの議席を享受でき、未払いになっている債務の割合に基づいてCOCに投票する権利があります。投票は金融債権者のクラスごとに行われるのではなく、担保付きおよび担保なしのすべてのクラスの外国とインドの金融債権者で共通しています。このため、無担保NCD保有者であるFPI、担保付ECBの貸手、および担保付きおよび担保なしのインドの貸手はすべて、同じ投票プールの一部となります。COCでの主な決定は66%の賛成投票によって行われ、その他の決定は51%の賛成投票によって行われます。このため、外国の貸手は、自らの「仲間」と一緒に66%を支配している場合は積極的に決議に影響を与えることができ、34%を超える未払いの金融負債を保有している場合は債券計画を阻止することができます。

猶予期間ならびに保証および担保への影響

しかし、CIRPが一旦開始されると、気まぐれな企業の借手に対する制度または訴訟手続の継続、および借手の資産に対する担保の執行に課される猶予期間があります。外国の貸手は、CIRPが他の金融債権者もしくは事業債権者または法人債務者自身の申請によって提起された請求に基づいて開始された場合、借手に対して訴訟を提起したり、それによって提供された担保を執行することはできないことにご注意ください。このため、外国の貸手は、CIRPが開始される前に引当金が信用文書に組み込まれていることを確認し、債務処理を促進し、担保を強化することができます。ですが、CIRPが開始されても、借手の発起人もしくは取締役または第三者により与えられた保証や担保を強制することが禁止されているわけではありません。IBCは、金融債務の保証もそれ自身が金融債務であると規定しており、判例においても、借手のCIRPが継続している間に保証人に対して請求を行うことができることも明らかにしています。インドの事業体が、そのインドまたは海外の子会社や関連会社が支払った債務に対して保証を提供しており、その保証の不払いまたはその他の金融債務の不払いが原因でそのインドの保証人がCIRPを開始した場合、保証の受益者は金融債権者として扱われ、かかる保証人の事業体のCOCについて議席を得て投票できることが注目に値します。それでもやはり、第三者の担保の単なる受益者に過ぎないことは、第三者の担保提供者のCIRPの開始時に、貸手がCOCの一員となる資格を与えないことに言及しておくことが重要です。担保提供者が原資産の金融債務に対する保証も提供している場合、この問題は軽減される可能性があります。

CIRPへの入札資格

FPIまたは海外のファンドも、法人債務者の入札プロセスに参加する資格があります。IBCの悪名高い第29A条は、再建申請者に特定の不適格基準を提供しています。この中には、再建申請者を管理もしくは統制している人物、または再建申請者の管理・支配下にある人物の持株会社、子会社、関連会社および関連当事者、再建計画の実施中における法人債務者の発起人または管理もしくは統制している人物を含む「関連当事者」という幅広い概念があります。再建申請者の関連当事者が不適格基準のいずれかを満たす場合、再建申請者は法人債務者に入札することはできません。最初に第29A条が導入された当時は、非常に限定的な切り分けがなされていました。修正後の第29A条は、特に再建申請者がFPI、外国ベンチャーキャピタル投資家、または外国銀行、証券会社、金融市場規制当局によって規制されている事業体である場合、適格性テストから「持株会社、子会社、関連会社および関連当事者」を切り分けます。これにより、かかる海外の事業体は、自らが支配する自社のポートフォリオ事業体が第29A条に記載された不適格事項のいずれかを満たすことについて恐れることなく、インドのターゲットに入札することができます。

収益の分配

IBCは、担保付債権者が無担保金融債権者より上位のランクに位置し、かつ無担保金融債権者が他の無担保債権者（ほとんどの事業債権者を含む）より上位のランクの場合に清算された時には、分配ウォーターフォールを提供します。清算手続中、担保付債権者は、清算手続外で担保権を実行し、残高のみを無担保の金融債権者として請求するという選択肢もあります。但し、CIRPに基づいて規定されているウォーターフォールはなく、CIRPの期間中は担保権の実行は許可されていません。CIRPにおける債権者への支払は、承認された再建計画に基づいて行われます。再建計画では、優先的にCIRP費用の支払いを行い、その後に事業債権者による清算価額の支払いを行う必要があります。清算価額は、清算ウォーターフォールの順位に基づいて、かかる法人債務者が清算において受け取るであろう金額となります。特に金融債権者が債務返済を削減している場合、ほとんどの場合、清算価額は事業債権者にとってはゼロになります。その後、異議のある金融債権者は、同意している金融債権者への支払の前に清算価額を支払わなければならない。債権者が引き受ける削減額の規模は、再建計画を承認するCOC（およびNCLT）の66%の多数派によって異なります。外国の貸手は、彼らが再建計画に不満を抱いている、または異議を唱えらるとより高い金額を得られる可能性が高い場合、同意している金融債権者の前に異議を唱え、成功した再建申請者によって支払われることを選ぶ可能性があります。

再建計画がNCLTによって承認されると、その再建計画は法人債務者およびその従業員、株主、債権者、保証人、および会社の清算において収益を受け取る権利を有するその他の者に対して拘束力を持つこととなります。

IBCは、期限付きで債務の再編および再建を行うための強力なツールとして浮上しています。CIRPについて当初予定されていた180日（最大270日まで）というスケジュールはほとんどの場合満たされていませんが、再建プロセスはまだIBC以前の時代よりもかなり迅速化されています。いくつかの発足時に生じる問題は、法律の改正と裁判所からの宣告によって解決されています。IBCを成功させるという大きな政治的意志があり、その成功はインドの信用制度を改善するのに大いに役立つでしょう。

Aashit Shah

パートナー

J. Sagar Associates

aashit@jsalaw.com

インドの投資家 とコモディティ

Vikram Dhawan

インドではコモディティが不足しています。鉄鉱石、ボーキサイト、マンガンといったバルク商品に加えて、インドはほとんどの卑金属、貴金属、石油の純輸入国となっています。

2017年のインドの輸入		(単位：10億米ドル)	%
1	原油	82	18%
2	燃料・ガス	41	9%
3	金・銀	39	9%
4	石炭	21	5%
5	金属・鉱物	16	4%
6	その他	245	55%
合計		444	

インドの輸入の45%をエネルギーや金属鉱物が占めています

(出典：www.worldstopexport.com)

インドは、年間20億ルピー（3,000億米ドル）相当の金属およびエネルギー商品を消費しています。全世界でコモディティ価格が急上昇した場合、インド経済、ひいては資本市場に多大な影響を及ぼす可能性があります。さらに、ほとんどのコモディティの消費成長率のスピードがGDP成長率のスピードを上回っているため、毎年、輸入依存度が高まっています。

このため、コモディティ価格が変動することで、経済やひいては株式、債券、通貨市場に影響することは偶然ではありません。

場合によっては、相関関係が非常に深く、分散化リスクがマイナスの影響をもたらす可能性があります。例えば、10年物国債の利回りは、全世界の原油価格や卑金属価格と密接に関連しています。卑金属と原油のポートフォリオを賢明に組成することで、金利上昇へのヘッジとなります。

10年物国債利回りとの相関		
1	原油	0.74
2	アルミニウム	0.73
3	銅	0.84
4	ニッケル	0.70
5	亜鉛	0.66
6	鉛	0.86
平均		0.76

2007年1月以降のデータ（出典：ブルームバーグ）

一方、インド株式は貴金属や農産物とマイナス相関または相関性がなく、ポートフォリオの分散化に使用することができます。

原油や金属といったグローバルコモディティは米ドル建てになっています。対ドルで見たルピー安により、ルピー建ての価格が高くなります。コモディティは、ルピーの急落に対してカバーできない資産クラスです。2017年8月から2018年8月までの12カ月間で、ルピーは9.5%近く下落しました。うまく分散化されたスマートなコモディティポートフォリオはこのほとんどをカバーできます。

Nifty との相関		
1	金	(0.23)
2	銀	0.37
3	天然ガス	(0.05)
4	パーム油	0.06
5	大豆	0.38
平均		0.11

2007年1月以降のデータ（出典：ブルームバーグ）

CRBなどのうまく分散化されたコモディティ指数は昨年一年間でルピー建てで18%以上のリターンを生み出しました。この理由は、コモディティのファンダメンタルズの上昇とルピーの急落です。

トムソン・ロイターのコア・コモディティCRBコモディティ・インデックス

(単位：百万米ドル)



出典：ブルームバーグ

しかしながら、コモディティはボラティリティが高く、うまく分散化されたスマートなコモディティポートフォリオはその他の資産クラスのリスク調整後リターンと一致します。さらに、その他の資産クラスとのマイナス相関または相関性がないことにより、ポートフォリオのリスク調整後リターンを拡大します。

インドにおいて、ポートフォリオ、インフレや金利、通貨リスクを分散化させるコモディティ投資商品へのニーズが急激に高まっています。

インドでは、カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンドは、現地のコモディティ取引所において上場コモディティデリバティブに投資することが認められています。ニュース報道やSEBI役員からの公式発表によれば、それほど遠くない将来、投資信託がコモディティへの投資を許可されるようになる可能性があります。

Reliance Nippon life Asset Management社は、SEBIの規制および承認に従って、質の高いコモディティ投資商品をインドの投資家にお届けすることを約束します。

Vikram Dhawan

商品担当責任者

Reliance Nippon Life Asset Management Limited

Vikram.Dhawan@relianceada.com

添付
1

FPI登録用 申請書フォーマット

添付1.1 フォームA

別表一
フォーム
フォームA

2014年インド証券取引委員会
(外国ポートフォリオ投資家) 規制

[規制3(2)および規制8を参照]

外国ポートフォリオ投資家 (FPI) としての登録証書付与用申請フォーム

1.0 申請者の詳細

1.1 申請者の名称

--

1.2 申請者の所在地

所在地			
郵便番号		国	
電話番号		Fax 番号	
ウェブサイト			

- 1.3 生年月日／
法人設立日／成立日／設立日

dd/mm/yyyy

- 1.4 出生地および出生国／成立・設立地／成立・設立国

場所	国
----	---

外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください

国籍	パスポート番号
----	---------

- 1.5 該当する場合、申請者の法的形態および申請者の法人化、設立、または登記に基づいている法律（個人の場合該当なし）

--

- 1.6 主たる事業活動の記載（個人の場合該当なし）

--

- 1.7 （該当する場合）申請者が所属しているグループの主たる事業活動の記載（個人の場合該当なし）

--

1.8 コンプライアンス・オフィサーに関する情報（個人の場合該当なし）

名前			
役職			
電話番号		Fax 番号	
EメールID			

2.0 申請者のカテゴリー

2.1 申請者の分類（最も該当するカテゴリーを選んでください）*

カテゴリーの種類	カテゴリーの名称 (指定したカテゴリーの中から最も適切なものだけを選んでください)
カテゴリーI	
カテゴリーII**	
カテゴリーIII	

* 申請者は、最も当てはまるカテゴリー一つだけを選んでください。申請者が、カテゴリーを二つ以上選んだり、正しくないカテゴリーを選んだりした場合、申請フォームには欠点があるとみなされ、却下の原因となります。参考のため、上記カテゴリーの簡単な説明を以下に記載します。

** (但しc節に基づき) 申請者が下表のカテゴリーIIに属する場合投資顧問の名称を示してください。この場合、投資顧問会社が、規則に従ったブロード・ベースド・ファンドが行う、投資顧問会社の原資産のブロード・ベースド・ファンドやその他の行為や事柄の全てに関する委託や省略について、全てのことに責任を負うことを約束すること。

カテゴリー	資格を満たす外国投資家
I	中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際／多国籍組織／機関などの政府および政府関連の投資家。
II	<p>a) ミューチュアル・ファンド、投資信託、保険／再保険会社といった、適切な規制下にあるブロード・ベースド・ファンド。</p> <p>b) 銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャーといった、適切な規制下にある事業体。</p> <p>c) 投資顧問が適切な規制下にあり、カテゴリーIIの外国ポートフォリオ投資家として当局の代わりに指定預託機関参加者により登録されている、適切な規制下でないブロード・ベースド・ファンド。 ただし、投資顧問会社が、規則に従って、ブロード・ベースド・ファンドが行う投資顧問会社の原資産のブロード・ベースド・ファンドおよびその他の行為や事柄の全てに関する委託や怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束すること。</p> <p>d) 大学基金や年金基金。</p> <p>e) 既にFIIまたはサブ・アカウントとしてSEBIに登録されている大学関連のエンダウメント。</p>
III	エンダウメント、慈善団体、公益信託、財団、法人団体、信託、個人、ファミリーオフィスなど、外国ポートフォリオ投資家のカテゴリーIやIIの資格を満たさないその他全てのFPI。

2.2 外国投資家グループに関する情報

シリアル 番号	報告事業体の名称	報告事業体の登録 番号	申請者が共通の最 終共有する外国 ポートフォリオ投 資家の名称	外国ポートフォリ オ投資家の登録番 号	列Cに記載されて いる実質所有者を 外国ポートフォリ オ投資家の証券発 行を伴わない口座 の番号C
A	B	C	D	E	F

3.0 申請者を規制する規制監督機関の詳細（該当する場合）

3.1 連絡先詳細

名前			
国		ウェブサイト	

3.2 登録番号／コード（ある場合）

4.0 懲戒履歴

申請者、申請者の親会社／持株会社や関連会社による、証券法、倫理規範、行動規範、事業規則への違反もしくは非遵守、または、経済責任もしくは犯罪責任、もしくは、一時的または恒久的な事業や登録の停止の有無。

あり なし

「あり」の場合、添付書類に詳細をご記入ください。

5.0 指定預託機関参加者、証券の証券保管機関、任命した指定銀行に関する詳細

5.1 DDPの詳細

名称	Deutsche Bank AG
SEBI承認日	

5.2 証券の保管機関の詳細

名称	Deutsche Bank AG
証券の保管機関のSEBI登録番号	CUS003

5.3 指定銀行の詳細

銀行名と支店名	Deutsche Bank AG, Mumbai Branch
所在地	Securities Services, DB House, Hazarimal Somani Marg, Fort, Mumbai – 400 001

6.0 インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細

(このセクションは個人の場合該当なし)

6.1 申請者のインド証券取引委員会へのFIIまたはサブ・アカウントとしての登録の有無

あり なし

「あり」の場合、詳細をご記入ください。

事業体の名称	登録名	SEBI登録番号	登録期間	
			開始日	終了日
			dd/mm/yyyy	dd/mm/yyyy

7.0 宣言書および約束事項

私たちは以下のことを宣言します。

- a. インドで投資を行う許可を受けています。
- b. 申請者の所得と資金源は、既知の合法的な源から来ているものです。
- c. 申請者は在外インド人ではありません。
- d. 申請者は、外国ポートフォリオ投資家としての登録付与に関し、他のいかなる指定預託機関参加者とその他の申請を一切行っていません。
- e. 申請者に対する清算命令は行われていません。
- f. いかなる規制当局も、申請者が金融セクターでの活動を永久に停止または禁止する命令を行っていません。
- g. 過去五年間に、いかなる規制当局も、証券市場に影響を及ぼす、申請者に対するいかなる免許／承認の付与の取り下げまたは拒否命令を行っていません。
- h. いかなる規制当局による（罰金を含む）違約金も、既に手続または支払が済んでいます。
- i. 付属書類を含め、申請に際して提供している情報は、完全かつ真実です。

約束事項

私たちは以下のことを約束します。

1. 申請に際して提供している情報に変更があった場合は速やかに知らせること。
2. 法律、または、その時施行されているその他すべての法律の規定に基づき、適宜、インド証券取引委員会、インド準備銀行、または、その他のすべての規制当局が発行する可能性のある業務上の指示／指令に従うこと。

申請者代表

正式署名者の署名	
名前	
役職（個人の場合該当なし）	
日付	dd/mm/yyyy

添付1.2：フォームA記入完成のためのガイダンス・ノート

このガイダンス・ノートは、Deutsche Bank Indiaが作成したもので、2014年6月1日以降に新しくFPIとして登録を行う全てのFPIに適用されるフォームA、即ち、FPI申請フォームの記入にあたって、外国投資家が分かりやすく記入できることを目的としたものです。

セクション参照	フォームAで要求される情報	ガイダンス用コメント
1	申請者詳細	
1.1	申請者の名称	申請者は、設立書類に記載されているのと同じ名称を記入する必要があります。
1.2	申請者の所在地	申請者は、自身の登記先住所を記入する必要があります。
1.3	生年月日／法人設立日／ 成立日／設立日	申請者は、申請者が法人化または設立された日付を知らせる必要があります。
1.4	出生地および出生国／ 成立・設立地および 成立・設立国	申請者は、申請者が成立または設立された場所と国を知らせる必要があります。
	外国の個人の申請者の場合、 申請者の国籍とパスポート番号を 記載します。	個人の申請者の場合、国籍とパスポート番号を記載します。法人の場合は「N.A.」との記載で構いません。
1.5	申請者の法的形態および 申請者の法人化、設立、または 登記に基づいている法律 (該当する場合)	申請者は、その法的形態と、登記先に基づく法律を記載する必要があります (有限責任組合、公開有限責任会社、 非公開会社など)。
1.6	主たる事業活動の記載	申請者は、それが実行する事業内容について簡単に記載する必要があります (個人の場合は該当しません)。
1.7	(該当する場合) 申請者が 所属しているグループの名称と 主たる事業活動の記載	申請者は、グループの名称と概要を記載する必要があります。
1.8	コンプライアンス責任者に 関連する情報	申請者は、申請者の規制遵守に責任を持つ人物の詳細を記載する必要があります。 コンプライアンス・オフィサーとは、現地の規制当局および／またはDDPからの公式連絡に際する主要連絡先のことです。
2	申請者のカテゴリー	
2.1	カテゴリーの種類 (I/II/III)	* 申請者は、最もよく当てはまるカテゴリーを一つだけ選んでください。申請者が、カテゴリーを二つ以上選んだり、正しくないカテゴリーを選んだ場合、申請フォームには欠点があるとみなされ、却下の原因となります。 カテゴリー分類の決定は重要で、その後の

セクション 参照	フォームAで要求される情報	ガイダンス用コメント
		<p>書類要件や下流部門の業務規則に影響を与えます。</p> <p>申請者には、選択したカテゴリーに申請を行う前に、十分検討を行うことが求められます。申請者は、カテゴリーを指定する欄に、(フォームAで提供されている表から) 関連する事業体の種類を選択する必要があります。例えば、ソブリン・ウェルス・ファンドとして事業を展開している申請者の場合、フォームAの「カテゴリーI」欄に「ソブリン・ウェルス・ファンド」と記入します。</p> <p>申請者がカテゴリーIIIに該当するものの、申請者の投資顧問(投資運用会社、投資顧問、受託者など)がカテゴリーIIのステータスであることを理由にカテゴリーIIのステータスを希望する場合、その投資顧問の名称とFPI登録番号を、フォームAの反対側のカテゴリーIIに提供されているスペースに記載する必要があります。</p> <p>その投資顧問からの必要な宣言書および約束事項に投資顧問のFPI登録証書の控えを添え、添付書類としてフォームAに添付してください。</p>
2.2	海外投資家グループに関する情報	<p>投資家グループ情報提供のための指示</p> <p>— FPIは、グループの一部として、そして、FPIとして申請書を登録または提出し、50%以上の直接的または間接的な普通株式保有/実質所有権/実質持分を持っている事業体全てに関する詳細を提供しなければいけません。</p> <p>— 一般的な実質所有者は、</p> <p>(1) 株式保有、(2) 議決権、(3) FPI全般の50%を超える経営権に関するその他の形式をベースに特定されるものとします(既存のFII/サブ・アカウントを含む)。</p>
3	申請者を規制する規制監督機関の詳細 (該当する場合)	
3.1	連絡先詳細	<p>申請者は、申請者を統括している規制当局に関する詳細を記載する必要があります。ここでは、適切な規制当局は証券市場監督者、または中央銀行(銀行として申請する場合)のいずれかとなります。</p>
3.2	登録番号/コード (ある場合)	<p>申請者は、監督機関との登録番号を記入する必要があります。</p>

セクション 参照	フォームAで要求される情報	ガイダンス用コメント
4	懲戒履歴	
4.1	申請者、申請者の親会社／ 持株会社や関連会社による、 証券法、倫理規範、 行動規範、事業規則への違反または 非遵守、または、経済責任または 犯罪責任、または、一時的または 恒久的な事業や登録の停止の有無。 (あり／なし)	「あり」の場合、添付書類に詳細を ご記入ください。 このセクションでは「該当なし」と 記載しないでください。
6	インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細	
6.1	申請者のインド証券取引委員会への FIIまたはサブ・アカウントとしての 登録の有無。 (あり／なし)	「はい」の場合、フォームAにある表に 詳細をご記入ください。 表の「開始日」欄：FII／サブ・アカウント 宛てのSEBI承認レターの日付を指します。 表の「終了日」欄：FII／サブ・アカウント 宛てのSEBI取消レターの日付を指します。 このセクションでは「該当なし」と 記載しないでください。

*これは、添付1.1にあるフォームAの該当するセクションを指しています。

添付 2

FPI登録に 必要な書類

FPI登録申請書類		
DDPへの申請（フォームA）	FPIフォームA原本	添付1.1参照
	申請フォームA記入完成のための ガイダンス・ノート	添付1.2参照
標準型宣言書／ DDPに提出する 約束事項	原本（FPIのレターヘッド）。 SEBIは、FPIが提出しなければ ならない標準型宣言書／約束事項を 発行しています。	添付2.1参照
追加登録 書類	これらの書類は、FPI登録申請の一部と なっています。	添付2.2参照
FPI登録の更新		
更新のための提出書類	更新に際し、FPIは以下のものを提出する必要があります — 登録の有効期限から三カ月前のFPI登録更新のための カバーレター — 手数料(登録しているカテゴリーの手数料に従う) — カバーレターでSEBI/DDPに提出する情報に一切の変更が ないことを確認する約束書 — 保護セル会社(PCC)／マルチクラスビークル(MCV)宣言書 — 共通実質所有者(CBO)宣言書	
監督機関の承認	SEBIの代理でDDPが発行	
KYC書類		
標準KYCフォーム	SEBIが公表する標準KYCフォーム。	添付2.3参照
その他KYC書類 要件	KYC完了および口座開設のための 補足書類	第7章参照

添付2.1：標準宣言書および約束事項

指定預託機関参加者に提供する、外国ポートフォリオ投資家からの約束事項付き宣言書

日付

宛先

指定預託機関参加者各位

[事業体名]（「申請者」／「私」／「私たち」）は、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制に従い、外国ポートフォリオ投資家（「FPI」）としての登録申請を行います。上記に関連し、以下のため、添付のフォームA（申請用フォーム）をご査収ください。

外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録証書付与

私／私たちは、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制、運用ガイドライン、これに基づき発行された回状、および、SEBIが適宜指定するその他すべての規約（「FPI規則」）を読み、理解したこと、および私／私たちは、FPI規則に基づく適格基準を満たし、FPIとしての登録に適格であることを宣言いたします。FPI規則の要件を遵守し、申請者は、ここに、以下の事柄について宣言および約束いたします。

- 1) 私／私たちはインド在住者ではありません[1961年インド所得税法に従う]。
- 2) 私／私たちは_____（国名）の在住者です。同国については以下の通りです。

証券市場監督機関である_____（監督機関の名称）は、居住国の証券市場監督機関が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（MMoU）に参加調印しています（付録A：SEBIと海外の監督機関の間で、特に情報共有を行うという二国間のMoUの署名者）。または、

中央銀行_____（中央銀行の名称）は、国際決済銀行のメンバーです（申請者が銀行の場合のみ適用されます）。

- 3) 私／私たちは、金融活動作業部会（FATF）が発行する声明書通り、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していません。
 - (i) 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅（AML/CFT）に対する対抗策の適用が不足している法域
 - (ii) 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域
- 4) 私／私たちは、法人化もしくは事業設立を行った国または事業を展開している国の外での証券の投資について、法的に許可を受けています。
- 5) 私／私たちは、自身で、または私／私たちのクライアントの代理で投資を行ううえで、私／私たちの基本定款、通常定款、または、これらに相当する文書もしくは規約により承認を受けています。
- 6) 私／私たちは、（インドに投資を行ううえで）十分な経験、優れた（投資）実績を有し、プロフェッショナルな競合力を備え、財務基盤が健全で、（監督機関、裁判所、投資家などから）私／私たちには公正性および整合性が欠けていると言われた事例やケースはありません。

- 7) 私／私たちは、[2008年SEBI（仲介機関）規則附則IIに基づき]健全で適切な人物です。
- 8) 私／私たちは、以下を、書面にてSEBIおよび貴殿に直ちに（かつ、六カ月以内、またはSEBIが適宜規定するそれ以下の期間内）お知らせします。
 - a) 以前にSEBIまたは貴殿に対して提出した情報または詳細について、重要な点において間違いまたは誤解を招くとみなした情報が見つかった場合。
 - b) 以前に私／私たちがSEBIまたは貴殿に対して提供した情報について、重大な変更があった場合。重要な変更の例としては、支配権の直接的または間接的な変更、規制状況の変更、合併、分割、事業再編、カテゴリーの変更、構造／実質所有権の変更などが挙げられますが、これらのみに限定されません。私／私たちは、このような変更の結果、FPIの登録内容の再査定が生じる場合があることを理解しています。
 - c) 海外の監督機関により、私／私たちに対して、措置が取られた、または措置が現在取られている罰則、係争中の訴訟、訴訟手続き、調査もしくは捜査の結果がある場合。
- 9) 私／私たちは、SEBIまたはインドのその他すべての政府機関が必要とする場合、FPIとしての私／私たちの活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出します。
- 10) 私／私たちは、自国および／または海外の法域における投資について、現地の監督機関／裁判所などから制限または禁止を受けていないことを確認します。
- 11) 私／私たちは、FPIとしての私／私たちの活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規則、規制（FPIおよびFEMA規則を含む）、SEBI、RBIやその他監督機関が適宜発行する回状、ガイドラインまたはその他の規約を遵守します。
- 12) 私／私たちは、貴殿が要求する付加的情報または書類、宣言書、約束事項を提出し、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規則および規制、FATF基準、SEBI、RBIまたはその他監督機関が適宜発行する回状を必ず遵守します。
- 13) 私／私たちは、保護セル会社、分離セル会社もしくはこれらと同等のものなど、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものを意味する不透明な構造を一切持っていません。構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、貴殿の事前承認を受けます。（最終実質所有者は、SEBIが適宜発行するマネーロンダリング防止、または、SEBIが適宜発行するテロ資金供与対策に関する主要な回状に基づくものとします）。

または

私たちは、監督機関の要求により、または、法に従い、私たちの資産および負債を、その他のファンド／サブ・ファンドから目的を特定した上で隔離し、以下のことを宣言します。

- (a) 私／私たちは、私／私たちの自国法域の規制下にあります。
 - (b) 私／私たちのファンド、またはサブ・ファンドは、ブロード・ベースの基準を満たしています。
 - (c) 私／私たちは、SEBIからの要求に応じて、私／私たちの実質所有者に関する情報を提供することを約束します。構造／定款／株式の種類を追加に変更が生じた場合、DDPの事前承認を受けます。
- 14) 私／私たちは、FPIとして、または、在外インド人として、一切の預金口座を所有しておらず、二件以上の預金口座を開設いたしません。
 - 15) 私／私たちは以下のことを確認します。

- a. 私／私たちは既存のFII／QFI／サブ・アカウントであり、登録番号は_____です。
- b. 私／私たちはFII／QFI／サブ・アカウント／FPIの申請を行ったことは一度もなく、また、申請が拒否されたこともありません。
- c. 私／私たちはFII／QFI／サブ・アカウント／FPIに申請したことがあり、以下を理由に拒否されました。

16) 私／私たちの会計帳簿、記録、書類は、FPI規則の要求に従って_____にて保管・維持され、私／私たちは、変更があった場合、直ちに貴殿に通知いたします。

17) 私／私たちが保有する株式は、一切の抵当権等の負担がなく、今後もないものとします。

18) 上記の宣言／約束およびフォームAに記載した情報は真実かつ正確です。私／私たちは、宣言／約束のいずれかが間違いであること、または、宣言／約束の違反から生じるあらゆる結果について単独で責任を負うこと、ならびに預託機関および指定預託機関参加者がかかる宣言／約束および情報に依拠することに関して損害を与えないことについて理解・同意しています。また、私／私たちは、かかる情報および／またはこの宣言／約束に依拠したことが原因で生じる可能性のあるいかなる損失、費用、損害、罰金（合理的な弁護士費用、支出を含む）、課徴金、罰金、税金、利子について補償することに同意します。

19) FPIは、投資家グループに属する保有額合計が、規定の上限額を上回ってしまう場合、預託機関が規定した手順に従い、規定された時間内に規定の投資上限額に収まる保有額に戻します。

日付：

場所：

(申請者の署名欄)

承認を受けた人物の署名

カテゴリーIIに基づく登録を求めるファンドにのみ適用

A. 適切な規制下にある

(i) または (ii) のいずれかに記入のうえ、該当しない方に取り消し線を入れてください)

(i) 私たちは、インドにおける投資を提案する場合と同等に、自国の法域の証券市場監督機関により適切に規制または監督を受けていることを宣言します。

または

(ii) 私たちは、自国の法域の証券市場監督機関による適切な規制または監督を受けていませんが、私たちの投資顧問（投資顧問の名称と FPI 登録番号）は、適切に規制され、カテゴリーIIの FPI として登録されており、以下の約束事項を提供いたします。

B. ブロード・ベースド基準

(i) または (ii) のいずれかに記入のうえ、該当しない方に取り消し線を入れてください)

(i) ブロード・ベースド基準を満たす申請者

私たちは（FPI規則に従う）インド国外で設立／法人化されたブロード・ベースド・ファンドであり、20人以上の投資家（投資基準ベースの直接投資家と原資産投資家全員を含む）がいます（ファンドに投資している投資家の合計数の確定については、共同ファンドだけを目的として設定された原資産の投資家で、投資を行っているものだけを考慮するものとします）。

ファンドの直接投資家全員に関する詳細を以下に記載します。

シリアル番号	*投資家の一般的種類	投資家数	共同ビークルの場合、 投資家の数を記載	保有割合 (1)
ファンドの元本 (USD/GBP/EUR)				

* 投資家の一般的種類には、投資信託会社、投資信託、年金基金、保険、集合投資ファンド、基金、公益信託、法人、個人などが含まれます。

(1) ある機関投資家が49%を超えて保有している場合、投資家の一般的種類の各詳細は、以下の表に記載する必要があります（必要に応じて追加の表を追加）。

シリアル番号	*投資家の一般的種類	投資家数	共同ビークルの場合、 投資家の数を記載	保有割合 (1)
ファンドの元本 (USD/GBP/EUR)				

* 投資家の一般的種類には、投資信託会社、投資信託、年金基金、保険、集合投資ファンド、基金、公益信託、法人、個人などが含まれます。

または

(ii) ブロード・ベースド基準を満たさない申請者（条件付登録）

私／私たちは、新規に法人化／設立された事業体であり、カテゴリーIIに基づくブロード・ベースド・ファンドとして登録することを希望しますが、申請時点ではブロード・ベースの基準を満たしておりません。条件付登録付与に関する要件に従い、私たちは、ここに、インドに対し、ファンド元本の5%以上の投資を行うことを約束し、登録付与から180日以内にブロード・ベースド基準に従います。

(申請者の署名欄)

承認を受けた人物の署名

日付：

場所：

C. 申請者

(適切な規制下でないファンドで) 適切な規制下にある投資顧問会社の代理でカテゴリーIIに基づく登録を求める

FPI登録番号 (FPI登録番号) を持つ私たち (投資顧問会社の名称) は FPI登録番号 (FPI登録番号) を持ち、(申請者の名称) の投資顧問会社であり、規則に従って (申請者の名称) が行う行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束します。

FPIが適切に規制されていないものの、投資顧問会社は適切に規制されており、カテゴリーIIのFPIとして登録されている場合、申請者が行う行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことについて、投資顧問会社が署名を行います。

(投資顧問会社の署名欄)

承認を受けた人物の署名

日付：

場所：

[FPIのレターヘッド] (2010年SEBI回状を参照 – PCC/ MCV 宣言書)

日付：

宛先

指定預託機関参加者各位

必須の宣言書および約束事項について、以下を参照してください[FPIの名称を記載してください]。

宣言書

該当するものにチェック (□) を入れてください。

- (a) 申請者は、保護セル会社 (PCC) または分離ポートフォリオ会社 (SPC) ではなく、いかなる名称によっても同等の構造を有していないことを宣言します。
- (b) 申請者は、体系的にマルチ・クラス・シェア・ビークル (MCV) ではなく、いかなる名称によっても同等の構造を有していないことを宣言します。株式の単一種類のみを保有しています。
- (c) 申請者は、体系的に MCV であり、二つ以上の種類の株式を保有しているか、または、同等の構造を有しており、また共有ポートフォリオは、全てのクラスの株式のために維持しており、ブロード・ベースド基準を満たしていることを宣言します。

または

- (c) 分離ポートフォリオは、別々の種類の株式のために維持しており、そこでは、株式の各種類はブロード・ベースドとなっています。

約束事項

申請者が MCV または同等の構造であるか、そうなることを提案しており、二つ以上の種類の株式を保有している場合。

私たちは以下のことを約束します。

- (a) 共通のポートフォリオを、様々な種類株式全般に渡って配分し、ブロード・ベースにするものとしてします。

または

- (a) ポートフォリオが、それぞれ異なる種類株式のために分離されている場合、各種類株式は、ブロード・ベースド基準を満たすものとしてします。
- (b) 構造/定款/株式の分類の追加に変更が生じた場合、DDPの事前承認を受けます。
- (c) 種類株式に追加があった場合、上記 (a) の基準に従うものとしてします。

承認を受けた人物の署名

[FPIの名称を記載してください]

添付2.2：追加登録書類

シリアル番号	書類	署名権限
1	基本定款&通常定款、またはその他の同等の設立文書	<ul style="list-style-type: none"> — ASLに従い、正式署名者が認証。会社捺印、名前、日付付き。 — 公証人が公証、または外国多国籍銀行が認証(証書には名前、日付、役職を記載のこと)。
2	FII/FPI登録証書の控え(該当する場合)*	
3	投資顧問契約(該当する場合)*	1.正式署名者が認証。会社捺印、名前、日付付き。

* カテゴリーIIに基づく登録を求める、規制下でないFPIの場合は必要。カテゴリーIIのステータスの投資顧問会社が該当書類を提出の必要あり。

添付 2.3 : 標準 KYC フォーム

添付 - 11 新規 修正

パート I - 顧客確認 (KYC) 申請フォーム (個人用以外)

[Deutsche Bank AG, DB House, Hazarimal Somani Marg,
P.O. Box No. 1142, Fort, Mumbai – 400 001 DP ID – IN300167]

写真

最近のパスポート用サイズの写真を添付し、写真の上にサインをしてください

このフォームに「ブロック体の英語」で記入してください

A. 身元詳細																									
1	申請者の名称																								
2	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">設立日</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">設立地</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	設立日		設立地																					
設立日		設立地																							
3	事業開始日																								
4	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">a) PAN</td> <td style="width: 50%;">b) 登録番号 (例:CIN)</td> </tr> </table>	a) PAN	b) 登録番号 (例:CIN)																						
a) PAN	b) 登録番号 (例:CIN)																								
5	ステータス (どれか一つを選んでください) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 非公開有限責任会社</td> <td><input type="checkbox"/> 銀行</td> <td><input type="checkbox"/> パートナーシップ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公開有限責任会社</td> <td><input type="checkbox"/> 政府機関</td> <td><input type="checkbox"/> FI</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法人</td> <td><input type="checkbox"/> 非政府組織</td> <td><input type="checkbox"/> FII</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 信託</td> <td><input type="checkbox"/> 防衛機関</td> <td><input type="checkbox"/> HUF</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 慈善事業</td> <td><input type="checkbox"/> ソサエティ</td> <td><input type="checkbox"/> AOP</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> NGO</td> <td><input type="checkbox"/> LLP</td> <td><input type="checkbox"/> BOI</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-I</td> <td><input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-II</td> <td><input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-III</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 非公開有限責任会社	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> パートナーシップ	<input type="checkbox"/> 公開有限責任会社	<input type="checkbox"/> 政府機関	<input type="checkbox"/> FI	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 非政府組織	<input type="checkbox"/> FII	<input type="checkbox"/> 信託	<input type="checkbox"/> 防衛機関	<input type="checkbox"/> HUF	<input type="checkbox"/> 慈善事業	<input type="checkbox"/> ソサエティ	<input type="checkbox"/> AOP	<input type="checkbox"/> NGO	<input type="checkbox"/> LLP	<input type="checkbox"/> BOI	<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-I	<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-II	<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-III	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください)		
<input type="checkbox"/> 非公開有限責任会社	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> パートナーシップ																							
<input type="checkbox"/> 公開有限責任会社	<input type="checkbox"/> 政府機関	<input type="checkbox"/> FI																							
<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 非政府組織	<input type="checkbox"/> FII																							
<input type="checkbox"/> 信託	<input type="checkbox"/> 防衛機関	<input type="checkbox"/> HUF																							
<input type="checkbox"/> 慈善事業	<input type="checkbox"/> ソサエティ	<input type="checkbox"/> AOP																							
<input type="checkbox"/> NGO	<input type="checkbox"/> LLP	<input type="checkbox"/> BOI																							
<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-I	<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-II	<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-III																							
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入してください)																									
B. 所在地詳細																									
1	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%;">郵送先住所</td> <td style="width: 30%;">市/町/村</td> <td style="width: 20%;">PIN番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>州、都道府県</td> <td>国</td> <td></td> </tr> </table>	郵送先住所	市/町/村	PIN番号		州、都道府県	国																		
郵送先住所	市/町/村		PIN番号																						
	州、都道府県		国																						

2	郵送先住所のために提出する住所証明												
3	連絡先情報	電話(事業所)		電話(居住地)									
		Fax番号		携帯電話番号									
		EメールID											
4	登記先所在地 (上記と異なる場合)												
	市/町/村	PIN番号											
	州、都道府県	国											
C. その他詳細													
1	発起人/パートナー/カルタ/受託者および常勤取締役の名称、PAN、 居住地住所と写真			詳細は添付 (3ページ)にて 記入									
2	常勤取締役のDIN												
3	発起人/パートナー/カルタのアドハー番号												
D. 宣言													
私/私たちは、上記の情報が、私/私たちが知っている、かつ信じている限りで真実かつ正確であり、私/私たちは、ここにある情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽、不正確、誤解を招く、または不実表示であることが分かった場合、私/私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。													
正式署名者の氏名および署名 _____				日付	<table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr> <td>D</td><td>D</td><td>M</td><td>M</td><td>Y</td><td>Y</td><td>Y</td><td>Y</td> </tr> </table>	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
D	D	M	M	Y	Y	Y	Y						
ここには記入しないこと													
<input type="checkbox"/> 原本を承認し、自己認証書類の控えを受領した													
正式署名者の 署名				仲介機関の捺印									
日付													

個人用以外の顧客確認（KYC）申請フォームの一部を構成する発起人／パートナー／カルタ／受託者および常任取締役の詳細

シリアル番号	名前	申請者との関係 (例: 発起人、常勤取締役)	PAN	居住先／登記先 住所	常勤取締役のDIN／ 発起人／パートナー／ カルタのアダール番号	写真

正式署名者の氏名および署名 _____ 日付

D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
---	---	---	---	---	---	---	---

添付 - K

パートII - 口座開設フォーム (個人以外用)

参加者名 - DEUTSCHE BANK AG DP ID - IN300167 所在地 - DB HOUSE, HAZARIMAL SOMANI MARG, P.O. BOX NO.1142, FORT, MUMBAI - 400 001		クライアント-ID (参加者が記入)																							
以下の詳細に従い、私たちの名前で預金口座開設を行うことを要請します。(詳細は全て大文字だけでご記入ください)										日付															
A) 口座保有者の詳細																									
		名前										PAN													
単独/一人目保有者																									
二人目保有者																									
三人目保有者																									
B) 口座の種類																									
		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> FI <input type="checkbox"/> FII <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入ください) _____ <input type="checkbox"/> 適格外国投資家 <input type="checkbox"/> 投資信託会社 <input type="checkbox"/> 信託 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> CM <input type="checkbox"/> FPI																							
C) 連絡先		DEUTSCHE BANK AG, DB HOUSE, HAZARIMAL SOMANI MARG, P.O. BOX NO.1142, FORT																							
所在地		市/町/村			MUMBAI			PIN番号			4			0			0			0			1		
		州、都道府県			MAHARASHTRA			国			INDIA														
連絡先情報		電話番号(事業所)			022-7180-3000			電話番号(居住地)																	
		Fax番号			022-7180-3901			携帯電話番号																	
		EメールID			dbindia.custody@db.com																				
D)		HUF、パートナーシップ企業、未登記信託、団体(AOP)等の場合、口座はカルタ、パートナー、受託者などの名義で開設されますが、HUF、パートナーシップ企業、未登記信託、団体(AOP)等の名称とPANは以下の通り記載してください。																							
a) 名称												b) PAN													
E) FII/その他の場合(該当する場合)																									
		RBI承認参照番号																							
		RBI承認日																							
		SEBI登録番号(FII用)																							
F) 銀行詳細																									
1		銀行口座の種類			<input type="checkbox"/> 貯蓄預金口座			<input checked="" type="checkbox"/> 当座預金口座			<input type="checkbox"/> その他(具体的に記入ください)														
2		銀行口座番号			0190363005																				
3		銀行名			DEUTSCHE BANK AG																				

	4	支店住所	DB HOUSE, HAZARIMAL SOMANI MARG, FORT													
		市/町/村	MUMBAI	PIN番号	4	0	0	0	0	1						
		州、都道府県	MAHARASHTRA	国	INDIA											
G)	5	MICR番号				4	0	0	2	0	0	0	0	2		
H)	6	IFSC				D	E	U	T	0	7	8	4	D	C	O
I)	該当する場合、正式署名者である重要な公的地位を有する者(PEP)/発起人/パートナー/カルタ/受託者/ 常勤取締役にチェックを入れてください:重要な公的地位を有する者(PEP)と親戚関係にある															
J)	清算会員の詳細(清算会員のみが記入)															
	1	証券取引所の名称	該当なし													
	2	清算機関の名称	該当なし													
	3	清算会員ID	該当なし													
	4	SEBI登録番号	該当なし													
	5	商号	該当なし													
	6	CM-BP-ID(参加者が記入)	該当なし													
K)	標準的指示															
	1	私たちは貴殿に対し、自動的に私たちの口座に入金を受けることを了承します。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ														
	2	委任状(PoA)を通じて管理される口座 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ														
	3	SMS通知機能														
		番号	保有者					あり	なし							
		1	単独/一人目保有者					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
		2	二人目保有者					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
		3	三人目保有者					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	4	口座明細書の受取方法				<input type="checkbox"/> 書面フォーム <input type="checkbox"/> 電子フォーム(メール/SWIFT) [注記3を読み、KYC申請フォームにEメールIDが記載されていることを確認すること]										
L.	その他詳細															
	1	年収の詳細(具体的にご記入ください):年収														
		<input type="checkbox"/> 200万ルピー未満			<input type="checkbox"/> 500万ルピー~1,000万ルピー											
		<input type="checkbox"/> 200万ルピー~500万ルピー			<input type="checkbox"/> 1,000万ルピー以上											
	2	純資産														
		金額(単位:ルピー) _____				時点(日付)		D	D	M	M	Y	Y	Y	Y	
		(純資産は1年以内の値としてください)														

宣言

私たちは、現在有効である口座に関する預託機関および預託機関参加者に関する規制ならびに規則を読み、理解しました。私たちは口座に適宜施行される規則に従い、その拘束を受けることに同意します。私たちは、上記の情報が、私たちが知っている、かつ信じている限りで真実かつ正確であり、私たちは、ここにある情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽、不正確、誤解を招く、または不実表示であることが分かった場合、私／私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。私／私たちは、「実質所有者および預託機関参加者の権利と義務」という書類の控えを受領したことを認めます。

私たちは、1999年外国為替管理法(これに基づき発令された指示、規則、通知、回状など、および適宜行われる同法への改正を含む)の条項に従うことを約束します。

私たちは、法執行機関、取引所、規制機関から、関連顧客書類の控えおよびKYC詳細について、関連するインドの監督機関からの規定や要請で要求／照会があった場合、遅延なく対応することを確認します。

正式署名(正式署名のための当局決議を同封)

単独／一人目保有者	名前	署名
一人目の署名		X
二人目の署名		X
三人目の署名		X

その他の保有者		
二人目保有者		X
三人目保有者		X

単独／一人目保有者の動作形態 (共同保有の場合、保有者全員の署名が必要)	
<input type="checkbox"/> いずれか一人が単独で	
<input type="checkbox"/> 共同で	
<input type="checkbox"/> 決議に従う	
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入ください)	DB POA

注記

1. 追加の署名を含める場合は、申請フォームに別の添付書類を添付してください。
2. 拇印、および、英語もしくはヒンディー語以外、または、インド憲法附則8に記載されている言語以外の言語での署名は、行政長官、公証人、または特別行政長官による証明が必要です。
3. 口座明細書を電子形式で受け取る場合
 - I. 顧客は、メールアドレスのパスワードの機密性を確保しなければいけません。
 - II. 顧客は、メールアドレスに変更があった場合、参加者に速やかに通知しなければいけません。
 - III. 顧客は、10日前に事前通知を行うことにより、この機能を停止することができます。同様に、参加者も、10日前に事前通知を行うことにより、この機能を停止することができます。
4. 該当しない方を削除してください。

承認

参加者名、所在地、DP ID

_____とともに、_____を単独／一人目保有者、
 をそれぞれ二人目保有者、_____
 三人目保有者として、預金口座開設を行う_____を
 申請フォームを受け取りました。今後の問い合わせには、毎回、割り当てられたDP IDおよび顧客ID (清算会員の場合はCM-BP-ID) を記
 載してください。

日付:

D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
---	---	---	---	---	---	---	---

参加者の捺印および署名

添付 3

役立つ参照リンク一覧

国際決済銀行	http://www.bis.org
ボンベイ証券取引所 (BSE)	http://www.bseindia.com
CDSL Ventures Limited (CVL)	https://www.cvlkra.com
Central Depository Services Limited (CDSL)	https://www.cdslindia.com
産業政策推進局	http://dipp.nic.in
金融活動作業部会	http://www.fatf-gafi.org
Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)	http://www.icclindia.com
証券監督者国際機構 (IOSCO)	http://www.iosco.org
財務省	http://finmin.nic.in
National Securities Depository Limited (NSDL)	https://www.nsdl.co.in
インド国立証券取引所 (NSE)	http://www.nseindia.com
NSDL Database Management Limited (NDML)	https://kra.ndml.in
NSE Clearing Limited (NCL)	http://www.nscclindia.com/
報道情報局	http://pib.nic.in
インド準備銀行 (RBI)	https://www.rbi.org.in
インド証券取引委員会 (SEBI)	http://www.sebi.com

添付
4

インドの主要連絡先

ボンベイ証券取引所 (BSE)	名前: Mr. Neeraj Kulshrestha 役職: BSE 最高業務責任者 Eメール: neraj.kulshrestha@bseindia.com 電話番号: +91-22-22728484
Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)	名前: Ms. Devika Shah 役職: MSE 常務取締役兼 CEO Eメール: devika.shah@bseindia.com 電話番号: +91-22-22728040
Central Depository Services Ltd (CDSL)	名前: Ms. Nayana Ovalekar 役職: 最高業務責任者 Eメール: nayana@cdslindia.com 電話番号: +91-22-66341855
	名前: Mr. Yogesh Kundnani 役職: バイスプレジデント Eメール: yogeshk@cdslindia.com 電話番号: +91-22-22728694/ 6634 1857
CDSL Ventures Limited (CVL)	名前: Mr. Sunil Alvares 役職: 最高業務責任者 Eメール: sunila@cdslindia.com 電話番号: +91-22-22728627
MCX	名前: Naveen Mathur 役職: 事業開発責任者 Eメール: Naveen.Mathur@mcxindia.com 電話番号: +91-22-6731 9299
	名前: Girish Dev 役職: 戦略部門責任者 Eメール: Girish.Dev@mcxindia.com 電話番号: +91-22-6731 9299
インド・メトロポリタン証券取引所 (MSE)	名前: Mr. Ajit Singh 役職: 事業開発部門 バイスプレジデント Eメール: Ajit.Singh@msei.in 電話番号: +91-22-6112 9000 内線: 9169 / +919819887766

National Securities Depository Limited (NSDL)	<p>名前： Mr. Samar Banwat 役職： シニアバイスプレジデント Eメール： samarb@nsdl.co.in 電話番号： +91-22-24994590</p>
	<p>名前： Mr. Prashant Vagal 役職： シニアバイスプレジデント Eメール： prashantv@nsdl.co.in 電話番号： +91-22-24994481</p>
インド国立証券取引所 (NSE)	<p>名前： Mr. Ravi Varanasi 役職： 事業開発担当責任者 Eメール： raviv@nse.co.in 電話番号： +91-22 26598225</p>
	<p>名前： Mr. K. Hari 役職： 株式&株式デリバティブ部門 最高業務責任者 Eメール： harik@nse.co.in 電話番号： +91-22- 26598452</p>
NSE Clearing Limited (NCL)	<p>名前： Mr. Vikram Kothari 役職： マネージングディレクター Eメール： vkothari@nsccl.co.in 電話番号： +91-22-26598424</p>
National Commodity and Derivatives Exchange Limited (NCDEX)	<p>名前： Kanupriya Saigal 役職： エグゼグティブバイスプレジデント、 マーケティング・企業広報担当 Eメール： kanupriya.saigal@ncdex.com 電話番号： +91 11 6611 4803、 + 91 11 6611 4848</p>
NSDL Database Management Limited (NDML)	<p>名前： Sameer Gupte 役職： シニア副プレジデント Eメール： sameerg@nsdl.co.in 電話番号： +91-22-49142505</p>

税務代理人／コンサルタント

BDO	<p>名前： Saumil Shah 役職： 事業開発部門パートナー Eメール： saumilshah@bdo.in 電話番号： +91 22 2439 3782 / +91 9819053297</p>
Deloitte, Haskins & Sells LLP	<p>名前： Rajesh H Gandhi 役職： パートナー Eメール： rajegandhi@deloitte.com 電話番号： +91-22-61854380</p>
Ernst & Young LLP	<p>名前： Tejas Desai 役職： パートナー Eメール： tejas.desai@in.ey.com 電話番号： +91-22-61920710 / +91 9820 410278</p>

KPMG	名前： Naresh Makhijani 役職： パートナー、金融サービス責任者 Eメール： nareshmakhijani@kpmg.com 電話番号： +91-22-30902120
Manohar Chowdhry & Associates	名前： Ameet Patel 役職： パートナー Eメール： ameen.patel@mca.co.in 電話番号： +91-22-24445064
Minesh Shah & Co	名前： Malav Shah 役職： パートナー Eメール： malav@mineshshah.com 電話番号： +91-22-40044600/4603/ +91 98209 09359
PricewaterhouseCoopers	名前： Suresh Swamy 役職： パートナー、金融サービス担当 Eメール： suresh.v.swamy@pwc.com 電話番号： +91-22-61198053 / +91-9930148175
SKP & Co	名前： Maulik Doshi 名前： パートナー Eメール： maulik.doshi@skpgroup.com 電話番号： +91 22 6617 8100
Grant Thornton India LLP	名前： Raja Lahiri 役職： パートナー Eメール： Fiigtax@in.gt.com 電話番号： +91 22 6626 2600

法務関係連絡先

ARA Law	名前： Rajesh Begur 役職： 創立者兼マネージングパートナー Eメール： rajesh@aralaw.com 電話番号： +91 22 6619 9800
AZB & Partners, Advocates & Solicitors	名前： Rushabh Maniar 役職： パートナー Eメール： rushabh.maniar@azbpartners.com 電話番号： + 91 22 6639 6880
Finsec Law Advisors	名前： Sandeep Parekh 役職： マネージングパートナー Eメール： sandeep.parekh@finseclaw.com 電話番号： +91 22 62363181
Indus Law	名前： Nishant Singh 役職： パートナー Eメール： nishant.singh@induslaw.com 電話番号： +91 - 22- 49207215/ +91 - 22 - 61496215

J. Sagar Associates,
Advocates & Solicitors

名前： Aashit Shah
役職： パートナー
Eメール： aashit@jsalaw.com
電話番号： +91-22- 43418536

Khaitan & Co

名前： Siddharth Shah
役職： パートナー
Eメール： Siddharth.Shah@khaitanco.com
電話番号： +91-22-66365000

Nishith Desai Associates

名前： Pratibha Jain
役職： ファンド組成&規制関連業務担当
パートナー
Eメール： pratibha.jain@nishithdesai.com
電話番号： +91 9910122443

Platinum Partners

名前： Ankit Majmudar
役職： パートナー
Eメール： ankit.majmudar@platinumpartners.co.in
電話番号： +91-22-61111900

Shardul Amarchand Mangaldas

名前： Jay Gandhi
役職： パートナー
Eメール： jay.gandhi@AMSShardul.com
電話番号： +91-22-4933 5555 / +91 982005 4821

Trilegal

名前： Ameya Khandge
役職： パートナー
Eメール： Ameya.Khandge@trilegal.com
電話番号： +91 22 4079 1000/ +91 22 4079 1006

Wadia Ghandy & Co.
Advocates, Solicitors and Notaries

名前： Shabnum Kajiji
役職： パートナー
Eメール： shabnum.kajiji@wadiaghandy.com
電話番号： +91 (22) 40735652

L&L Partners

名前： Mohit Saraf
役職： シニアパートナー
Eメール： MSaraf@LUTHRA.COM
電話番号： +91 11 4121 5100 / +919810266448

添付
5本ガイド内で使用されている
略語の一覧

略語	全語
AD	承認取引者
ADR	米国預託証券
AGM	年次株主総会
AI	承認済仲介機関
AIF	オルタナティブ投資ファンド
ARC	資産運営会社
ASBA	ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション
BIS	国際決済銀行
BSE	ボンベイ証券取引所
CBDT	直接税中央委員会
CBEC	物品税関税中央局
CBRICS	社債報告および統合清算制度
CC	清算機関
CCD	強制転換社債
CCDL	社債総合限度額
CCIL	Clearing Corporation of India Ltd.
CCP	セントラル・カウンターパーティー
CD	定期預金
CDSL	Central Depository Services (India) Limited

略語	全語
CFT	テロ資金供与対策
CIS	集合投資ファンド
CM	清算会員
CP	コマーシャル・ペーパー
CPI	消費者物価指数
CRS	共通報告基準
CSGF	コア決済保証資金
CSGL	関係者の子会社一般元帳勘定
CTT	商品取引税
DDP	指定預託機関参加者
DEA	経済庁
DII	国内機関投資家
DIPP	産業政策推進局
DoR	歳入庁
DP	預託機関参加者
DR	預託証券
DSC	デジタル署名証明書
DTAA	二重課税回避協定

略語	全語
ECB	対外商業借入
ECM	為替管理マニュアル
EFI	資格を満たす外国投資家
EGM	臨時株主総会
ELM	極端な損失の証拠金
ETCD	取引所に上場されている通貨 デリバティブ
ETF	上場投資信託
F&O	先物&オプション
FAQ	よくある質問
FATCA	外国口座税務コンプライアンス法
FATF	金融活動作業部会
FCCB	外貨建て転換社債
FCEB	外貨建て他社株転換社債
FD	定期預金
FDI	外国直接投資
FEMA	外国為替管理法
FI	金融機関
FIFO	先入れ先出し法
FIFP	外国投資促進ポータル
FIPB	外国投資促進委員会
FMC	先物市場委員会
FMI	金融市場インフラ
FMP	固定満期計画
FPI	外国ポートフォリオ投資家
FPO	追加株式公開
FRB	変動利付債券
FVCI	外国ベンチャーキャピタル投資家

略語	全語
FX	外国為替
GAAR	一般的租税回避防止規定
GAH	ギルト口座保有者
GC	グローバル・証券保管機関
GDP	国内総生産
GDR	国際預託証券
GIFT City	グジャラート州国際金融テックシティ
Gol	インド政府
G-Sec	国債
Holdco	持株会社
ICCL	Indian Clearing Corporation Limited
ICDM	インド社債市場
ICDR	資本の発行および開示要件
IDFI	インド開発金融公社
IDR	インド預託証券
IFSC	国際金融サービスセンター
IGA	政府間協定
INR	インドルピー
InvITs	インフラ投資信託
IOSCO	証券監督者国際機構
IPO	新規株式公開
IPP	機関発行プログラム
IRF	金利先物
ISIN	国際証券識別番号
ITP	機関取引プラットフォーム
IVCU	インドのベンチャーキャピタル事業
JLF	共同貸手フォーラム

略語	全語
KMP	主要経営責任者
KYC	顧客確認
LLP	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ
MAT	最低代替税
MCA	企業省
MCCIL	Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd
MCX	インド・マルチ商品取引所
MF	投資信託ユニット
MIM	複数投資顧問会社
MMOU	多国間覚書
MoF	財務省
MRC	最低必要資本
MSEI	インド・メトロポリタン証券取引所
MTM	マーク・トゥ・マーケット
NAV	純資産額
NCD	非転換社債
NCDEX	National Commodity & Derivatives Exchange Limited
NDS-OM	Negotiated Dealing System Order Matching (相対取引システム オーダー・マッチング)
NEFT	国内電子送金
NOC	異議なし証明書
NRI	在外インド人
NSCCL/NCL	NSE Clearing Limited
NSDL	National Securities Depository Limited
NSE	インド国立証券取引所
OCI	インド海外市民
OCB	海外企業体
OFS	売り出し
OTC	店頭
PAN	恒久税務番号

略語	全語
PD	プライマリーディーラー
PDO	公債オフィス
PE	恒久的施設
PIO	インド系移民
PIS	ポートフォリオ投資スキーム
PM	プライマリー会員
PMLA	マネーロンダリング防止法
PPP	官民パートナーシップ
PSU	公営企業
PTC	パス・スルー証書
QFI	適格外国投資家
QIB	適格機関投資家
QIP	適格機関向け発行
RBI	インド準備銀行
RDM	リテール債券市場
REIT	不動産投資信託
RTGS	即時グロス決済
SA	サブ・アカウント
SAST	株式の大量取得および買収
SAT	証券上訴法廷
SCRA	1956年証券契約(規制)法
SDR	戦略的債務再編
SEBI	インド証券取引委員会
SGF	決済保証資金
SGL	子会社一般元帳勘定
SLB	証券貸借
SLBS	証券貸借スキーム
SLR	法定流動性比率
SME	中小企業

略語	全語
SPAN	Standardised Portfolio Analysis of Risk
SPV	特別目的事業体
STT	有価証券取引税
TAN	税額控除および徴税口座番号
T-Bill	短期国債
TC	税務コンサルタント
TDR	開発権移転
UPSI	未公開の価格感応情報
VaR	バリュー・アット・リスク
VC	ベンチャーキャピタル
VCF	ベンチャーキャピタルファンド
WHT	源泉課税
ZCB	ゼロクーポン債

インド、証券サービス CIB - グローバル・トランザクション・バンキング Deutsche Bank AG, India

連絡先

Sriram Krishnan
インドおよびスリランカ証券サービス責任者
CIB - グローバル・トランザクション・バンキング
Deutsche Bank AG

電話番号： +91-22-7180-3579
Eメール： sriram-a.krishnan@db.com

本文書は、ドイツ銀行AGおよびその子会社および／または関連会社（ドイツ銀行）の顧客の利益と社内使用だけを目的として作成されたものです。ドイツ銀行の書面による事前承諾なく、情報の全部または一部を、いかなる方法によっても、配布または複製することはできません。本文書に記載されている情報は、公開情報、または、発行時点でドイツ銀行が信頼できると考えた情報源から得られた情報に基づいて用意されたものです。本文書に記載されている情報は、要約または翻訳の場合があります。本文書に記載されている資料の内容は、予告なく変更される場合があります、かかる変更により、その有効性に影響する場合があります。ドイツ銀行は、将来の出来事に照らして、資料の内容を更新する義務を負いません。さらに、ドイツ銀行は、明示的または黙示的に、その真実性、正確性、完全性について保証を行いません。ドイツ銀行は、本文書のいかなる使用、または本文書に記載されている資料に基づくいかなる行動、もしくはそこから生じた行動について、一切の責任を負いません。要望に応じ、追加情報をご利用いただけます。この案内書に記載されている資料は、情報提供だけを目的としたものです。したがって、この案内書は、ドイツ銀行やその役員、取締役、従業員、代理人による投資上、税務上、法律上のアドバイスとして解釈されるべきものではありません。顧客の皆様におかれましては、具体的な事柄については適切な専門のアドバイザーに相談してください。本書の内容と構成は著作権で保護されています。情報またはデータコンテンツの複製、特に、文章（全部または一部）、画像、グラフィックスの使用には、ドイツ銀行AGからの事前承認を必要とします。

